

# 水俣市議会会議録

平成18年3月第1回定例会（3月3日招集）

水俣市議会事務局

# 平成18年3月第1回定例会（3月3日招集）会期日程表

（会期 3月3日から24日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	3月3日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	4日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	5日	日			市の休日（日曜日）
4	6日	月	午前10時	本会議	平成17年度各会計補正予算等に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
5	7日	火		休 会	議案調査（一般質問通告正午まで）
6	8日	水			議案調査
7	9日	木			議案調査
8	10日	金			議案調査
9	11日	土			市の休日（土曜日）
10	12日	日			市の休日（日曜日）
11	13日	月			議案調査
12	14日	火	午前9時30分		本会議
13	15日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（吉田正和君・藤本寿子君・牧下恭之君・西田弘志君）
14	16日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（野中重男君・大川末長君・清水晶夫君） 議案質疑 委員会付託
15	17日	金	----	委員会	委員会
16	18日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	19日	日			市の休日（日曜日）
18	20日	月	----	委員会	委員会
19	21日	火		休 会	市の休日（春分の日）
20	22日	水			（議事整理日）
21	23日	木			（議事整理日）
22	24日	金	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 平成18年3月第1回水俣市議会定例会会議録目次

平成18年3月3日（金） --- 1日目 ---

出欠席議員 .....	1 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第1号 .....	2
陳情文書表捧 .....	4
開 会 .....	4
開 議 .....	4
市長のあいさつ .....	4
諸般の報告 .....	5
日程第1 仮議席の指定について .....	6
日程第2 議席の一部変更について .....	6
日程第3 議席の指定について .....	6
日程第4 会議録署名議員の指名について .....	6
日程第5 会期の決定について .....	7
日程第6 常任委員の補欠選任について .....	8
日程第7 議会運営委員の補欠選任について .....	8
日程第8 公害環境対策特別委員会委員並びに高速交通対策特別委員会委員の定数の変更について .....	8
日程第9 特別委員の補欠選任について .....	9
議案上程 .....	9
日程第10 議第1号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について .....	11
日程第11 議第2号 水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について .....	13
日程第12 議第3号 水俣市国民保護協議会条例の制定について .....	14
日程第13 議第4号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について .....	15
日程第14 議第5号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について .....	17
日程第15 議第6号 水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について .....	19
日程第16 議第7号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について .....	20

日程第17	議第8号	水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について.....	1 ~ 23
日程第18	議第9号	水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について .....	24
日程第19	議第10号	みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について...	26
日程第20	議第11号	水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について.....	29
日程第21	議第12号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について	32
日程第22	議第13号	みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定について .....	35
日程第23	議第14号	水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について .....	37
日程第24	議第15号	水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について	40
日程第25	議第16号	水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について.....	42
日程第26	議第17号	水俣市はぜのき館の設置等に関する条例の制定について.....	45
日程第27	議第18号	水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について.....	47
日程第28	議第19号	水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について.....	50
日程第29	議第20号	水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について...	50
日程第30	議第21号	水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について.....	51
日程第31	議第22号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について .....	52
日程第32	議第23号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	53
日程第33	議第24号	水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	66
日程第34	議第25号	水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	67
日程第35	議第26号	水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について.....	67
日程第36	議第27号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について...	68
日程第37	議第28号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について.....	75
日程第38	議第29号	水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	75
日程第39	議第30号	水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について .....	76

日程第40	議第31号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について.....	1 ~ 76
日程第41	議第32号	水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について.....	78
日程第42	議第33号	水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について...	78
日程第43	議第34号	水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て .....	79
日程第44	議第35号	水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について.....	79
日程第45	議第36号	水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて .....	80
日程第46	議第37号	水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について.....	80
日程第47	議第38号	平成18年度水俣市一般会計予算 .....	81
日程第48	議第39号	平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 .....	85
日程第49	議第40号	平成18年度水俣市老人保健特別会計予算 .....	87
日程第50	議第41号	平成18年度水俣市介護保険特別会計予算 .....	88
日程第51	議第42号	平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 .....	89
日程第52	議第43号	平成18年度水俣市病院事業会計予算 .....	91
日程第53	議第44号	平成18年度水俣市水道事業会計予算 .....	93
日程第54	議第45号	平成17年度水俣市一般会計補正予算（第6号） .....	94
日程第55	議第46号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） .....	99
日程第56	議第47号	平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号） .....	100
日程第57	議第48号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号） .....	101
日程第58	議第49号	平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号） .....	102
日程第59	議第50号	平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号） .....	103
日程第60	議第51号	水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について.....	104
日程第61	議第52号	水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更 について .....	104
日程第62	議第53号	市道の路線認定について .....	104
日程第63	議第54号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館） .....	105
日程第64	議第55号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた） .....	105
日程第65	議第56号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館） .....	106
日程第66	議第57号	指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家） .....	106
日程第67	議第58号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館） .....	106
		市長の提案理由説明 .....	107

散 会 .....	1 ~ 114
-----------	---------

平成18年 3 月 6 日（月） --- 2 日目 ---

出欠席議員 .....	2 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第 2 号 .....	2
開 議 .....	2
諸般の報告 .....	2
質 疑 .....	2
日程第 1 議第28号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について .....	2
日程第 2 議第45号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第 6 号） .....	2
日程第 3 議第46号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） .....	3
日程第 4 議第47号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第 4 号） .....	3
日程第 5 議第48号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号） .....	3
日程第 6 議第49号 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第 2 号） .....	3
日程第 7 議第50号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第 3 号） .....	3
委員会付託 .....	4
休憩・開議 .....	4
総務文教委員長の報告 .....	4
厚生委員長の報告 .....	5
産業建設委員長の報告 .....	6
委員会審査報告書 .....	7
委員長報告に対する質疑 .....	8
討 論 .....	8
採 決 .....	8
散 会 .....	9

平成18年 3 月 14 日（火） --- 3 日目 ---

出欠席議員 .....	3 ~ 1
-------------	-------

事務局職員出席者 .....	3 ~ 1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第3号 .....	2
開 議 .....	3
諸般の報告 .....	3
日程第1 一般質問 .....	3
松本和幸君の質問 .....	3
1 市長の心境について .....	3
2 産廃最終処分場建設反対について .....	3
3 水俣市立総合医療センターについて .....	4
4 水俣第一中学校の体操の練習中の事故について .....	4
市長の答弁 .....	4
松本和幸君の発言 .....	5
市長の答弁 .....	5
松本和幸君の再質問 .....	6
市長の答弁 .....	7
松本和幸君の発言 .....	7
総合医療センター事務部長の答弁 .....	8
松本和幸君の再質問 .....	8
総合医療センター事務部長の答弁 .....	9
松本和幸君の発言 .....	9
教育次長の答弁 .....	9
松本和幸君の再質問 .....	11
市長の答弁 .....	12
松本和幸君の再々質問 .....	12
市長の答弁 .....	13
休憩・開議 .....	13
谷口真次君の質問 .....	14
1 市長の公約について .....	14
捧 産廃最終処分場について	
放 教育問題について	
方 経済産業振興について	

2 福祉問題について .....	3 ~ 15
捧 水俣病患者を含む障がい者対策について	
3 企業誘致について .....	15
捧 木質系リサイクル企業 A S B エコウッド(株)について	
4 市民駅伝について .....	15
市長の答弁 .....	16
教育次長の答弁 .....	17
産業建設部長の答弁 .....	18
谷口真次君の再質問 .....	19
市長の答弁 .....	22
教育次長の答弁 .....	23
産業建設部長の答弁 .....	23
谷口真次君の発言 .....	24
産業建設部長の答弁 .....	24
福祉環境部長の答弁 .....	25
谷口真次君の再質問 .....	26
福祉環境部長の答弁 .....	26
谷口真次君の発言 .....	27
産業建設部長の答弁 .....	27
谷口真次君の再質問 .....	28
産業建設部長の答弁 .....	29
谷口真次君の発言 .....	29
教育次長の答弁 .....	29
谷口真次君の再質問 .....	30
教育次長の答弁 .....	31
休憩・開議 .....	32
中山徹君の質問 .....	32
1 IWD 東亜熊本の産廃最終処分場問題について .....	33
捧 市長の基本的認識について	
放 「庁内対策委員会」と「対策室」設置について	
方 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について	
朋 環境影響評価準備書提出後の市の対応について	

法	IWD東亜熊本との交渉について	
泡	管理型最終処分場建設差しとめの鹿屋地裁判決について	
烹	全国産廃問題市町村連絡会（事務局・御嵩町）加入について	
砲	前市長発言内容の事実確認について	
2	宅配給食サービスの拡充について	3 ~ 35
	市長の答弁	36
	福祉環境部長の答弁	38
	中山徹君の再質問	38
	市長の答弁	43
	福祉環境部長の答弁	43
	中山徹君の発言	44
休憩・開議		45
	淵上道昭君の質問	45
	1 市長の公約について	45
	2 財源確保と財政健全化について	45
	3 雇用問題について	46
	4 学校統廃合について	46
	市長の答弁	47
	淵上道昭君の再質問	48
	市長の答弁	49
	淵上道昭君の再々質問	49
	市長の答弁	49
	総務企画部長の答弁	50
	淵上道昭君の再質問	52
	総務企画部長の答弁	53
	淵上道昭君の発言	54
	産業建設部長の答弁	54
	淵上道昭君の再質問	55
	産業建設部長の答弁	56
	教育次長の答弁	56
	淵上道昭君の再質問	58
	教育次長の答弁	59

淵上道昭君の再々質問 .....	3 ~ 60
市長の答弁 .....	61
散    会 .....	61

平成18年3月15日（水）      --- 4日目 ---

出欠席議員 .....	4 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第4号 .....	2
開    議 .....	2
諸般の報告 .....	2
日程第1 一般質問 .....	2
吉田正和君の質問 .....	3
1 産廃問題の解決について .....	3
2 議員定数削減問題について .....	6
市長の答弁 .....	7
吉田正和君の再質問 .....	8
市長の答弁 .....	11
吉田正和君の再々質問 .....	12
市長の答弁 .....	12
市長の答弁 .....	12
吉田正和君の発言 .....	13
休憩・開議 .....	13
藤本寿子君の質問 .....	13
1 水俣病問題について .....	14
2 食育基本法制定以後の水俣市の取り組みについて .....	14
3 長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物最終処分場について .....	15
市長の答弁 .....	15
藤本寿子君の再質問 .....	16
市長の答弁 .....	20
藤本寿子君の再々質問 .....	22

総合医療センター事務部長の答弁 .....	4 ~ 22
市長の答弁 .....	23
教育次長の答弁 .....	23
藤本寿子君の再質問 .....	24
教育次長の答弁 .....	27
市長の答弁 .....	27
藤本寿子君の発言 .....	28
市長の答弁 .....	28
藤本寿子君の発言 .....	29
休憩・開議 .....	29
牧下恭之君の質問 .....	30
1 少子化対策について .....	30
捧 児童手当について	
放 不妊治療費助成事業について	
方 乳幼児医療費について	
2 介護保険について .....	31
3 広告事業の推進による財源の確保について .....	32
市長の答弁 .....	33
牧下恭之君の再質問 .....	34
福祉環境部長の答弁 .....	35
牧下恭之君の再々質問 .....	36
福祉環境部長の答弁 .....	36
福祉環境部長の答弁 .....	37
牧下恭之君の再質問 .....	38
福祉環境部長の答弁 .....	38
牧下恭之君の再々質問 .....	39
福祉環境部長の答弁 .....	39
総務企画部長の答弁 .....	40
牧下恭之君の再質問 .....	40
総務企画部長の答弁 .....	41
牧下恭之君の再々質問 .....	41
総務企画部長の答弁 .....	41

休憩・開議 .....	4 ~ 42
西田弘志君の質問 .....	42
1 行財政改革について .....	43
2 ごみ問題について .....	44
3 防犯、安全パトロールについて .....	44
4 学童クラブについて .....	44
5 最終処分場問題について .....	44
市長の答弁 .....	44
西田弘志君の再質問 .....	45
市長の答弁 .....	47
西田弘志君の発言 .....	47
福祉環境部長の答弁 .....	48
西田弘志君の発言 .....	49
教育次長の答弁 .....	51
西田弘志君の再質問 .....	52
教育次長の答弁 .....	54
西田弘志君の発言 .....	54
福祉環境部長の答弁 .....	54
西田弘志君の発言 .....	55
市長の答弁 .....	56
西田弘志君の再質問 .....	56
市長の答弁 .....	58
西田弘志君の発言 .....	58
散    会 .....	58

平成18年 3月16日（木）      --- 5日目 ---

出欠席議員 .....	5 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第 5 号 .....	2
陳情文書表放 .....	4

開 議 .....	5 ~ 5
諸般の報告 .....	5
日程第 1 一般質問 .....	5
野中重男君の質問 .....	5
1 市長の政治姿勢について .....	6
2 水俣病の教訓について .....	6
3 介護保険制度について .....	6
市長の答弁 .....	7
野中重男君の発言 .....	8
市長の答弁 .....	8
野中重男君の再質問 .....	10
市長の答弁 .....	11
福祉環境部長の答弁 .....	12
野中重男君の再質問 .....	13
福祉環境部長の答弁 .....	16
休憩・開議 .....	16
大川末長君の質問 .....	17
1 経済産業振興について .....	17
2 行財政改革について .....	17
3 産業廃棄物最終処分場問題について .....	18
4 給食センター整備計画について .....	18
5 生活保護世帯の実態について .....	18
市長の答弁 .....	18
大川末長君の再質問 .....	22
市長の答弁 .....	22
大川末長君の発言 .....	23
総務企画部長の答弁 .....	23
大川末長君の再質問 .....	24
総務企画部長の答弁 .....	24
大川末長君の発言 .....	25
市長の答弁 .....	26
大川末長君の再質問 .....	26

市長の答弁 .....	5 ~ 26
教育次長の答弁 .....	27
大川末長君の再質問 .....	28
教育次長の答弁 .....	28
福祉環境部長の答弁 .....	29
大川末長君の再質問 .....	29
福祉環境部長の答弁 .....	29
大川末長君の再々質問 .....	30
福祉環境部長の答弁 .....	30
休憩・開議 .....	30
清水晶夫君の質問 .....	30
1 就学援助制度について .....	31
2 障害者自立支援法について .....	32
市長の答弁 .....	32
教育次長の答弁 .....	33
清水晶夫君の再質問 .....	34
教育次長の答弁 .....	35
清水晶夫君の発言 .....	35
市長の答弁 .....	36
清水晶夫君の再質問 .....	36
市長の答弁 .....	37
清水晶夫君の発言 .....	37
休憩・開議 .....	38
質 疑 .....	39
日程第 2 議第 1 号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について .....	39
日程第 3 議第 2 号 水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について .....	39
日程第 4 議第 3 号 水俣市国民保護協議会条例の制定について .....	39
日程第 5 議第 4 号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について .....	39
日程第 6 議第 5 号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について .....	39
日程第 7 議第 6 号 水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について .....	40

日程第 8	議第 7 号	水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について.....	5 ~ 40
日程第 9	議第 8 号	水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について.....	40
日程第10	議第 9 号	水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定につ いて .....	40
日程第11	議第10号	みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について...	41
日程第12	議第11号	水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について.....	41
日程第13	議第12号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について	41
日程第14	議第13号	みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定につい て .....	41
日程第15	議第14号	水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定につ いて .....	41
日程第16	議第15号	水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について	42
日程第17	議第16号	水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について.....	42
日程第18	議第17号	水俣市はぜのき館の設置等に関する条例の制定について.....	42
日程第19	議第18号	水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について.....	42
日程第20	議第19号	水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について.....	42
日程第21	議第20号	水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について...	43
日程第22	議第21号	水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について.....	43
日程第23	議第22号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制 定について .....	43
日程第24	議第23号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について .....	43
日程第25	議第24号	水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 の制定について .....	44
日程第26	議第25号	水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例 の制定について .....	44
日程第27	議第26号	水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について.....	44
日程第28	議第27号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について...	44
日程第29	議第29号	水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について .....	45
日程第30	議第30号	水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて .....	45

日程第31	議第31号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について.....	5 ~ 45
日程第32	議第32号	水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について.....	45
日程第33	議第33号	水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について...	45
日程第34	議第34号	水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい て .....	46
日程第35	議第35号	水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について.....	46
日程第36	議第36号	水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて .....	46
日程第37	議第37号	水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について.....	46
日程第38	議第38号	平成18年度水俣市一般会計予算 .....	47
日程第39	議第39号	平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 .....	48
日程第40	議第40号	平成18年度水俣市老人保健特別会計予算 .....	49
日程第41	議第41号	平成18年度水俣市介護保険特別会計予算 .....	49
日程第42	議第42号	平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 .....	49
日程第43	議第43号	平成18年度水俣市病院事業会計予算 .....	49
日程第44	議第44号	平成18年度水俣市水道事業会計予算 .....	49
日程第45	議第51号	水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について.....	50
日程第46	議第52号	水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更 について .....	50
日程第47	議第53号	市道の路線認定について .....	50
日程第48	議第54号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館） .....	50
日程第49	議第55号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた） .....	50
日程第50	議第56号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館） .....	51
日程第51	議第57号	指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家） .....	51
日程第52	議第58号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館） .....	51
議案上程		.....	51
日程第53	議第59号	水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について.....	51
日程第54	議第60号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について.....	52
日程第55	議第61号	工事請負契約の締結について（水俣市営白浜団地建替 3号棟建築主体 工事） .....	52
日程第56	議第62号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館外 6件） .....	53
	市長の提案理由説明	.....	53

休憩・開議 .....	5 ~ 54
質 疑 .....	54
委員会付託 .....	55
散 会 .....	55

平成18年3月24日（金） --- 6日目 ---

出欠席議員 .....	6 ~ 1
事務局職員出席者 .....	1
説明のため出席した者 .....	1
議事日程第6号 .....	2
開 議 .....	4
諸般の報告 .....	4
発言取り消し（吉田正和君） .....	5
発言取消申出書 .....	5
日程第1 議第1号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてから日程第60 陳第1号 水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情についてまで60件に関する委員会の審査報告 .....	5
総務文教委員長の報告 .....	8
厚生委員長の報告 .....	12
産業建設委員長の報告 .....	15
議員定数検討特別委員長の報告 .....	17
委員会審査報告書 .....	18
委員長報告に対する質疑 .....	21
討 論 .....	21
藤本寿子君の反対討論（議第2号・議第3号） .....	22
清水晶夫君の反対討論（議第2号・議第3号） .....	22
松本満良君の反対討論（議第2号・議第3号） .....	23
野中重男君の反対討論（議第31号・議第41号） .....	24
中村幸治君の反対討論（議第46号） .....	25
吉田正和君の賛成討論（議第46号） .....	26
野中重男君の反対討論（議第46号） .....	27

真野頼隆君の賛成討論（議第46号） .....	6 ~ 28
淵上道昭君の反対討論（陳第1号） .....	29
休憩・開議 .....	29
採 決 .....	29
日程第61 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について .....	33
採 決 .....	33
閉会中継続審査・調査申出書 .....	33
議案上程 .....	35
日程第62 議第63号 助役の選任について .....	35
日程第63 議第64号 教育委員会委員の任命について .....	35
日程第64 議第65号 水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について .....	36
日程第65 意見第1号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書につ いて .....	36
日程第66 意見第2号 出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書について.....	37
市長の提案理由説明（議第63号・議第64号） .....	38
松本和幸君の提案理由説明（議第65号） .....	38
清水晶夫君の提案理由説明（意見第1号） .....	39
真野頼隆君の提案理由説明（意見第2号） .....	40
質 疑 .....	41
討 論 .....	41
淵上道昭君の反対討論（意見第1号） .....	41
採 決 .....	41
閉 会 .....	42

平成18年3月3日

平成18年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明

# 平成 18 年 3 月第 1 回水俣市議会定例会会議録（第 1 号）

1、平成18年3月3日水俣市長第1回水俣市議会定例会を招集する。

1、平成18年3月3日午前10時0分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、平成18年3月24日午後0時22分水俣市議会議長第1回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

平成18年3月3日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時39分 散会

（出席議員） 22人

緒方誠也君	西田弘志君	福田 齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	淵上道昭君
牧下恭之君	田中 功君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	千々岩 巧君	松本満良君
中山 徹君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（吉村明賢君）	次 長（久木田一也君）
議事係 長（栄永尚子君）	書 記（赤司和弘君）
書 記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 11人

市 長（宮本勝彬君）	収 入 役（徳富邦博君）
総務企画部長兼産業建設部長（森 近君）	福祉環境部長（吉海安丈君）
総合医療センター事務部長（葦浦博行君）	総務企画部次長（仁木徳子君）
産業建設部次長（桑畑達美君）	水道局長（山田敏博君）
教育次長（森田幸治君）	総務企画部総務課長（田上和俊君）
総務企画部財政課長（伊藤亮三君）	

議事日程 第1号

平成18年3月3日 午前10時開議

- 第1 仮議席の指定について
- 第2 議席の一部変更について
- 第3 議席の指定について
- 第4 会議録署名議員の指名について
- 第5 会期の決定について
- 第6 常任委員の補欠選任について
- 第7 議会運営委員の補欠選任について
- 第8 公害環境対策特別委員会委員並びに高速交通対策特別委員会委員の定数の変更について
- 第9 特別委員の補欠選任について
- 第10 議第1号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について
- 第11 議第2号 水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 第12 議第3号 水俣市国民保護協議会条例の制定について
- 第13 議第4号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について
- 第14 議第5号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について
- 第15 議第6号 水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について
- 第16 議第7号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について
- 第17 議第8号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について
- 第18 議第9号 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について
- 第19 議第10号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について
- 第20 議第11号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について
- 第21 議第12号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について
- 第22 議第13号 みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定について
- 第23 議第14号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について
- 第24 議第15号 水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について
- 第25 議第16号 水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について
- 第26 議第17号 水俣市はげのき館の設置等に関する条例の制定について
- 第27 議第18号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について
- 第28 議第19号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第29 議第20号 水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議第21号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

- 第31 議第22号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議第23号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議第24号 水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議第25号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議第26号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 議第27号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 議第28号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第38 議第29号 水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第39 議第30号 水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第40 議第31号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第41 議第32号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第42 議第33号 水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第43 議第34号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第44 議第35号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第45 議第36号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第46 議第37号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第47 議第38号 平成18年度水俣市一般会計予算
- 第48 議第39号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第49 議第40号 平成18年度水俣市老人保健特別会計予算
- 第50 議第41号 平成18年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第51 議第42号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第52 議第43号 平成18年度水俣市病院事業会計予算
- 第53 議第44号 平成18年度水俣市水道事業会計予算
- 第54 議第45号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 第55 議第46号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第56 議第47号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第57 議第48号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 第58 議第49号 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 第59 議第50号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

- 第60 議第51号 水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について
- 第61 議第52号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 第62 議第53号 市道の路線認定について
- 第63 議第54号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 第64 議第55号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 第65 議第56号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）
- 第66 議第57号 指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）
- 第67 議第58号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）

平成18年3月第1回水俣市議会定例会陳情文書表捧

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第1号	公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情について	熊本市大江 6-1-38 鶴田英克	/	総務文教

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

開会 午前10時0分 開会

○議長（緒方誠也君） ただいまから平成18年第1回水俣市議会定例会を開会します。

○議長（緒方誠也君） これから本日の会議を開きます。

○議長（緒方誠也君） この際、去る2月5日執行の水俣市長選挙において初当選を果たされた宮本勝彬市長並びに同日執行の市議会議員補欠選挙において当選を果たされた千々岩巧議員に対し、市議会を代表して一言お祝いの言葉を申し上げます。

宮本勝彬市長並びに千々岩巧議員におかれては、市民の負託にこたえられ、各種公約の具体的実現を図られ、水俣市浮揚のため御尽力くださるようお願いいたします。

両氏の今後の御活躍と御健勝を祈念しお祝いの言葉といたします。

宮本市長から発言を求められております。

これから発言を許します。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

去る2月5日に行われました市長選挙におきまして、市政を担当させていただくことになりました。

どうかよろしくお願いいいたします。

ただいま緒方議長から、市議会を代表され丁寧なお祝いの言葉をいただきました。ありがとうございました。

今、水俣市は、水俣病が公式に確認されて50年という節目の年を迎えております。

水俣市は水俣病という過去の経験を教訓として、環境に配慮したまちとして、他のどのまちよりさらに前進をしなければなりません。

環境にこだわるまちづくりをするとき、やすらぎのある、輝く水俣をつくることができると思っております。

しかしながら、現在、水俣が抱えているのは、産業廃棄物問題、水俣病問題、行財政改革等、課題は極めて厳しいものであると受けとめております。これからの前途を思うとき、その責務の重さも改めてひしひしと感じております。

いずれにしましても、市民の皆様の思いにこたえることができるよう誠心誠意努力してまいります。

なお、施政方針につきましては、3月の定例議会に提出いたしますのは骨格予算でありますので、6月の定例議会で申し述べさせていただきます。

最後に、市議会におかれましては、伸び行く水俣のため、御指導、御協力を賜りますよう、心からお願い申し上げ、ごあいさつにかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

洲上道昭議員から、議会運営委員を辞任したいとの申し出がありましたので、委員会条例第14条の規定により、議長において許可しましたので報告します。

次に、本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務文教委員会に付託します。

次に、去る12月定例会で可決された総合的なアスベスト対策の実施を求める意見書外2件は、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成17年10月分、11月分、12月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告及び平成17年10月分、11月分、12月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、徳富収入役、森総務企画部長兼産業建設部長、吉海福祉環境部長、葦浦総合医療センター事務部長、仁木総務企画部次長、

中田福祉環境部次長、桑畑産業建設部次長、山田水道局長、田上総務課長、伊藤財政課長、森田教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第1 仮議席の指定について

○議長（緒方誠也君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

議事の進行上、淵上道昭議員、牧下恭之議員、田中功議員、千々岩巧議員の仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

---

#### 日程第2 議席の一部変更について

○議長（緒方誠也君） 日程第2、議席の一部変更についてを議題とします。

今回新たに議員に当選されました千々岩巧議員の議席の指定に関連し、議席の一部を変更します。

議席の変更については、会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定します。

田中功議員の議席9番を11番に、淵上道昭議員の議席10番を9番に、牧下恭之議員の議席11番を10番に、それぞれ変更します。

議席の変更をしました議員は、ただいま指定しました議席にそれぞれ御着席を願います。

（田中功君、淵上道昭君、牧下恭之君新議席に着く）

---

#### 日程第3 議席の指定について

○議長（緒方誠也君） 日程第3、議席の指定についてを議題とします。

今回当選されました千々岩巧議員の議席は、会議規則第4条第2項の規定により、議長において指定します。

千々岩巧議員の議席は20番に指定します。

したがって千々岩巧議員は、ただいま指定しました議席に御着席を願います。

（千々岩巧君議席に着く）

---

#### 日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（緒方誠也君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において中村幸治議員、岩阪雅文議員を指名します。

---

日程第5 会期の決定について

○議長（緒方誠也君） 日程第5、会期の決定を議題とします。

平成18年3月第1回定例会（3月3日招集）会期日程表

（会期 3月3日から24日まで22日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	3月3日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明
2	4日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	5日	日			市の休日（日曜日）
4	6日	月	午前10時	本会議	平成17年度各会計補正予算に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決
5	7日	火		休 会	議案調査（一般質問通告正午まで）
6	8日	水			議案調査
7	9日	木			議案調査
8	10日	金			議案調査
9	11日	土			市の休日（土曜日）
10	12日	日			市の休日（日曜日）
11	13日	月			議案調査
12	14日	火	午前9時30分		本会議
13	15日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	16日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	17日	金	----	委員会	委員会
16	18日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	19日	日			市の休日（日曜日）
18	20日	月	----	委員会	委員会
19	21日	火		休 会	市の休日（春分の日）
20	22日	水			（議事整理日）
21	23日	木			（議事整理日）
22	24日	金	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（緒方誠也君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から24日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、22日間と決定しました。

---

#### 日程第6 常任委員の補欠選任について

○議長（緒方誠也君） 日程第6、常任委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、千々岩巧議員を総務文教委員に指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しましたとおり、千々岩巧議員を総務文教委員に選任することに決定しました。

---

#### 日程第7 議会運営委員の補欠選任について

○議長（緒方誠也君） 日程第7、議会運営委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、千々岩巧議員を議会運営委員に指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しましたとおり、千々岩巧議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

---

#### 日程第8 公害環境対策特別委員会委員並びに高速交通対策特別委員会委員の定数の変更について

○議長（緒方誠也君） 日程第8、公害環境対策特別委員会委員並びに高速交通対策特別委員会委員の定数の変更についてを議題とします。

お諮りします。

公害環境対策特別委員会委員の定数11人を10人に、高速交通対策特別委員会委員の定数10人を11人に変更したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって公害環境対策特別委員会委員の定数11人を10人に、高速交通対策特別委員会委員の定数10人を11人とすることに決定しました。

---

日程第9 特別委員の補欠選任について

○議長(緒方誠也君) 日程第9、特別委員の補欠選任を行います。

お諮りします。

特別委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、千々岩巧議員を高速交通対策特別委員に指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しましたとおり、千々岩巧議員を高速交通対策特別委員に選任することに決定しました。

---

日程第10 議第1号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

日程第11 議第2号 水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

日程第12 議第3号 水俣市国民保護協議会条例の制定について

日程第13 議第4号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について

日程第14 議第5号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について

日程第15 議第6号 水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について

日程第16 議第7号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について

日程第17 議第8号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について

日程第18 議第9号 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について

日程第19 議第10号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について

日程第20 議第11号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について

日程第21 議第12号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について

- 日程第22 議第13号 みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定について
- 日程第23 議第14号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について
- 日程第24 議第15号 水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について
- 日程第25 議第16号 水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について
- 日程第26 議第17号 水俣市はぜのき館の設置等に関する条例の制定について
- 日程第27 議第18号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について
- 日程第28 議第19号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第20号 水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第21号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第22号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第23号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第24号 水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第25号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議第26号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第27号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第28号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議第29号 水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議第30号 水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議第31号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第41 議第32号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第42 議第33号 水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第43 議第34号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第44 議第35号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第45 議第36号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第46 議第37号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第47 議第38号 平成18年度水俣市一般会計予算
- 日程第48 議第39号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

- 日程第49 議第40号 平成18年度水俣市老人保健特別会計予算
- 日程第50 議第41号 平成18年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第51 議第42号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第52 議第43号 平成18年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第53 議第44号 平成18年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第54 議第45号 平成17年度水俣市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第55 議第46号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第56 議第47号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第57 議第48号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第58 議第49号 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）
- 日程第59 議第50号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第60 議第51号 水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について
- 日程第61 議第52号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第62 議第53号 市道の路線認定について
- 日程第63 議第54号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 日程第64 議第55号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 日程第65 議第56号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）
- 日程第66 議第57号 指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）
- 日程第67 議第58号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）

○議長（緒方誠也君） 日程第10、議第1号水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてから、日程第67、議第58号指定管理者の指定についてまで、58件を一括して議題とします。



#### 議第1号

水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について  
 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例を次のように制定することとする。  
 平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

#### 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例

（総則）

第1条 市長は、この条例の定めるところにより、公共下水道に係る都市計画下水道事業に要する費用の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき、区域外流入に係る分担金（以下「分担金」という。）を徴収するものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

捧 区域外流入 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の規定に基づき本市が認可を受けた公共下水道の事業計画に係る認可区域外の区域から、本市の公共下水道の排水施設に汚水を排除することをいう。

放 受益者 区域外流入をする土地の所有者をいう。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利(一時使用のために設定された地上権又は使用貸借若しくは賃貸借による権利を除く。以下「地上権等」という。)の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者又は使用借主若しくは賃借人をいう。

(分担金の額)

第3条 市長が受益者から徴収する分担金の額は、当該受益者が次条の規定による告示の日現在において所有し、又は地上権等を有する土地で同条の規定により告示された区域内のものの面積に、1平方メートル当たり285円を乗じて得た額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(徴収区域の告示)

第4条 市長は、分担金を徴収する区域として定めた区域(以下「徴収区域」という。)を決定したときは、これを告示しなければならない。

(分担金の徴収)

第5条 市長は、前条の規定による告示の日現在における当該告示のあった徴収区域内の土地に係る受益者ごとに、第3条の規定により算出した額を分担金として徴収するものとする。

2 市長は、前項の規定により分担金を徴収するときは、当該分担金の額及びその納付期日その他必要な事項(以下「納付期日等」という。)を受益者に通知しなければならない。

3 分担金は、一括して徴収するものとする。ただし、受益者からの申出があったときは、規則で定めるところにより、5年以内に分割して徴収するものとする。

(分担金の徴収猶予)

第6条 市長は、災害その他やむを得ない事情により特に必要があると認めるときは、分担金の徴収を猶予することができる。

(分担金の減免)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の分担金を減額し、又は免除することができる。

捧 国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供している土地に係る受益者

放 公の生活扶助を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者

方 前2号に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減額し、又は免除する必要があると認められる土地に係る受益者

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第8条 第4条の規定による告示の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第5条第1項の規定により徴収する分担金のうち当該届出の日までに納付すべき時期にいたっているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(延滞金)

第9条 市長は、地方自治法第231条の3第1項の規定による督促をした場合においては、当該督促に係る分担金の納付期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ当該分担金の額に年14.6パーセント(当該納付期日の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて得た額に相当する延滞金を徴収するものとする。

2 前項の延滞金の計算の基礎となる分担金の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその分担金の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 第1項の延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその延滞金の全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 市長は、第1項の延滞金について特に必要と認められる場合には、当該延滞金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(延滞金の割合の特例)

2 当分の間、第9条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.01パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(提案理由)

下水道認可区域外から公共下水道に接続する場合に、受益者負担金と同額の分担金を徴収することにより、公共下水道事業の受益者間の負担の均衡を図るため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第2号

### 水俣市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例の制定について

水俣市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、水俣市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、水俣市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が平成16年9月に施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

### 議第3号

#### 水俣市国民保護協議会条例の制定について

水俣市国民保護協議会条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 水俣市国民保護協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、水俣市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事20人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が平成16年9月に施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第4号

### 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について

水俣市厚生会館の設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市厚生会館の設置等に関する条例

水俣市厚生会館条例(平成8年条例第11号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市は、市民の厚生福祉の増進に資するため、水俣市厚生会館(以下「厚生会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 厚生会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市厚生会館

位置 水俣市古城一丁目376番地

(所管)

第3条 厚生会館は、福祉環境部の所管とする。

(休館日)

第4条 厚生会館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

捧 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

放 12月29日から翌年1月3日まで

(開館時間)

第5条 厚生会館の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

第6条 厚生会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の基準)

第7条 市長は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

捧 厚生会館における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

放 厚生会館の施設又は設備（以下「設備等」という。）をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

方 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

朋 前3号に掲げる場合のほか、厚生会館の管理上支障があると認めるとき。

（許可の取消し等）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

捧 許可の目的又は条件に違反した者

放 この条例又はこの条例に基づく規定に違反した者

方 その他厚生会館の管理上支障があると認められる者

2 前項の規定に基づき許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（使用料）

第9条 使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、前納とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（使用料の返還）

第10条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又はその一部を返還することができる。

捧 災害その他使用者の責めに帰さない理由により、使用できなくなったとき。

放 使用の3日前までに、使用の取消し又は変更を申し出て、市長が認めたとき。

方 その他市長が特に必要と認めたとき。

（使用料の減免）

第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免し、又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第12条 厚生会館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により厚生会館の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

（指定管理者の業務）

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 厚生会館の施設に関する業務

放 前号に掲げるものほか、指定管理者が厚生会館の管理上必要と認める業務

（原状回復義務）

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった厚生会館の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第15条 故意又は過失により厚生会館の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

（過料）

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する

額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の厚生会館条例第11条の規定により管理を委託している厚生会館の管理については、平成18年9月1日（同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

厚生会館使用料

使用時間	午前 9時 ~ 午後 5時	午後 5時 ~ 午後10時
使用料	1時間当たり120円	1時間当たり150円
備考	1 1時間未満は、1時間とする。 2 使用者が、入場料等を徴収する場合は、規定料金の5割増とする。 3 料金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。	

（提案理由）

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市厚生会館の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第5号

### 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について

水俣市学童クラブの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市学童クラブの設置等に関する条例

水俣市放課後児童健全育成施設設置条例（平成16年条例第5号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第12項の規定に基づき、放課後に家庭において保護者による適切な監護を受けられない児童に対し、健全な育成を図る事業を実施し、児童福祉の向上のため水俣市学童クラブ（以下「学童クラブ」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 学童クラブの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
ふくろふれあい学童クラブ	水俣市袋1413番
二小ふれあい学童クラブ	水俣市栄町一丁目3番24号
一小学童クラブ	水俣市陣内一丁目1番88号

(所管)

第3条 学童クラブは、福祉環境部の所管とする。

(対象児童)

第4条 学童クラブを利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす児童とする。

捧 市内に住所を有し、小学校に就学していること。

放 保護者が就労、疾病その他やむを得ない理由により、放課後に家庭において適切な監護が受けられないこと。

(開館時間)

第5条 学童クラブの開館時間は、授業の終了後から午後6時までとする。ただし、水俣市立小・中学校管理規則(昭和33年教育委員会規則第1号)第3条に規定する休業日にあつては、午前8時から午後6時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(休館日)

第6条 学童クラブの休館日は、次のとおりとする。

捧 日曜日

放 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

方 12月29日から翌年の1月3日までの間

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日定めることができる。

(指定管理者による管理)

第7条 学童クラブの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により学童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手續条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 前項の規定により学童クラブの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、学童クラブの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

(指定管理者の業務)

第8条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 放課後児童健全育成事業の実施に関する業務

放 学童クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務

方 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認める業務

(利用の許可)

第9条 学童クラブを利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の許可基準)

第10条 市長は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

捧 学童クラブにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

放 学童クラブの施設又は設備(以下「施設等」という。)をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

方 その他利用させることが学童クラブの管理上支障があると認められるとき。

(利用の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

捧 利用者が利用目的に違反したとき。

放 利用者がこの条例、この条例に基づく規則又は指定管理者の指示した事項に違反したとき。

方 利用者が虚偽その他不正の手段によって許可を受けたとき。

朋 天災地変その他避けることができない理由により必要があると認められるとき。

法 公益上必要があると認められるとき。

泡 前各号に掲げる場合のほか、学童クラブの管理上特に必要があると認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において、利用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第6号に該当するときは、この限りでない。

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった学童クラブの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により学童クラブの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成施設の追加設置及び指定管理者制度の導入に伴い、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第6号

### 水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について

水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例

水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例(昭和26年告示第70号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第3項の規定に基づき老人の福祉を図るため、養護老人ホーム(以下「老人ホーム」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 老人ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市立養護老人ホーム恵愛園

位置 水俣市白浜町1番8号

(所管)

第3条 老人ホームは、福祉環境部の所管とする。

(定員)

第4条 老人ホームの定員は、50人とする。

(指定管理者による管理)

第5条 老人ホームの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により老人ホームの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手續条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、老人ホームの管理運営に関する業務を行うものとする。

(原状回復義務)

第7条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった老人ホームの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第8条 故意又は過失により老人ホームの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の老人ホームの設置に関する条例第4条の規定により管理を委託している老人ホームの管理については、平成18年9月1日（同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市立養護老人ホームの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第7号

### 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について

水俣市ワークプラザの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

## 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例

水俣市ワークプラザの設置等に関する条例（平成8年条例第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民が心豊かに暮らせる社会を築くため、子どもからお年よりまで全ての世代が理解し合える交流の場を提供し、福祉の増進に資するため、水俣市ワークプラザ（以下「プラザ」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 プラザの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市ワークプラザ

位置 水俣市築地9番38号

（所管）

第3条 プラザは、福祉環境部の所管とする。

（休館日）

第4条 プラザの休館日は、次のとおりとする。

捧 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

放 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更することができる。

（開館時間）

第5条 プラザの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（使用の許可等）

第6条 プラザの会議室及び作業場（以下「施設」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないことができる。

捧 秩序を乱し、プラザの運営方針に反するおそれがあると認められるとき。

放 プラザの施設又は設備をき損するおそれがあると認められるとき。

方 その他プラザの管理上支障があると認められるとき。

（許可の取消し等）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

捧 許可の目的又は条件に違反した者

放 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者

方 その他プラザの管理上支障があると認められる者

2 前項の規定に基づき許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（使用料）

第8条 施設の使用料は、別表に定める額とし、使用の許可と同時に納入しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（使用料の返還）

第9条 既納の使用料は、返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又はその一部を返還することができる。

捧 災害その他使用者の責めに帰さない理由により、使用できなくなったとき。

放 使用の3日前までに、使用の取消し又は変更を申し出て、市長が認めたとき。

方 その他市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第11条 プラザの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定によりプラザの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 プラザの施設に関する業務

放 前号に掲げるもののほか、指定管理者がプラザの管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったプラザの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失によりプラザの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第15条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市ワークプラザの設置等に関する条例第11条の規定により管理を委託しているプラザの管理については、平成18年9月1日(同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

使 用 料

区 分	使用料(1時間当たり)
会 議 室	200円
作 業 場	200円
備考	
1	1時間未満は、1時間とする。
2	料金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市ワークプラザの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第8号

### 水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について

水俣市立明水園の設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市立明水園の設置等に関する条例

水俣市立明水園の設置等に関する条例(平成15年条例第4号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。)第43条の4の規定による重症心身障害児施設(以下「園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市立明水園

位置 水俣市浜4076番地

(組織)

第3条 園は、福祉環境部の所管とする。

(定員)

第4条 園の定員は、65人とする。

(指定管理者による管理)

第5条 園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により施設の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理者候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(原状回復義務)

第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった明水園の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第7条 故意又は過失により明水園の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者の業務)

第8条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 重症心身障害児施設に関する業務

放 園の使用の許可に関する業務  
方 園の施設及び設備の維持及び軽微な修繕に関する業務  
朋 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が園の管理上必要と認める業務  
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市立明水園の設置等に関する条例第6条の規定により管理を委託している明水園の管理については、平成18年9月1日(同日前に自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、明水園の管理を指定管理者に行わせるため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第9号

水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について  
水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例

水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例(平成15年条例第2号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市は、在宅の障害者(児)が通所して創作活動及び社会適応訓練を行い、もって当該障害者(児)の福祉の向上を図ることを目的として、水俣市障害者デイサービスセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市障害者デイサービスセンター

位置 水俣市浜4051番地

(所管)

第3条 センターは、福祉環境部の所管とする。

(休園日)

第4条 センターの休園日は、次のとおりとする。

捧 日曜日及び土曜日

放 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

方 その他市長が必要と認める日

(利用時間)

第5条 センターの利用時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(定員)

第6条 センターの定員は、1日当たり15人とする。

(業務)

第7条 センターの業務は、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号。以下「知障法」という。)第4条第3項に規定する知的障害者デイサービス支援事業とする。

(利用者)

第8条 センターを利用することができる者は、知障法第15条の6第2項の規定により、居宅生活支援費の支給決定を受けた者とする。

2 市長は、第6条に規定する定員に達しているとき又は利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。

捧 感染症を有するとき。

放 その他市長が利用することが不相当と認めるとき。

(利用許可の取消し)

第9条 市長は、センターを利用している者が次のいずれかに該当するときは、利用を一時停止させ、又は取り消すことができる。

捧 前条第2項第1号に該当するに至ったとき。

放 センターの秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。

方 その他市長が必要があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第10条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 センターの施設に関する業務

放 前号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失によりセンターの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金)

第14条 施設の利用者は、施設の利用にかかる料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。

2 利用料金は、自治法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者にその収入として収受させることができる。

3 利用料金の額は、別表に定めるとおりとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例第9条の規定により管理を委託しているセンターの管理については、平成18年9月1日(同日前に自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

別表(第14条関係)

区 分	金 額
知障法第4条第3項に規定する知的障害者デイサービス支援事業	知障法第15条の5第2項第1号に掲げる額

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市障害者デイサービスセンターの管理を指定管理者に行わせるため、本案のように制定しようとするものである。

議第10号

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例

みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例(平成11年条例第3号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 本市地場産業の育成、技術向上のための支援等を図るため、みなまた環境テクノセンター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 みなまた環境テクノセンター

位置 (本所)水俣市浜松町61番地12

(支所)水俣市浜4063番地1

(所管)

第3条 センターは、産業建設部の所管とする。

(休館日)

第4条 センターの休館日は、次のとおりとする。

捧 毎週日曜日及び土曜日

放 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

方 12月29日から翌年の1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(業務)

第6条 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

捧 管理運営に関する業務

放 その他地場企業の育成、技術力向上のための支援等に必要と認められる業務

(使用の許可)

第7条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第8条 市長は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

捧 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

放 センターの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

方 集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

朋 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、第7条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

捧 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

放 第7条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

方 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

朋 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第10条 センターの使用料は、別表のとおりとする。

2 使用料は、許可を受けたときに納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

捧 災害その他使用者の責めに帰さない理由により使用できなくなったとき。

放 使用者が使用前に使用の許可を取消し又は変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。

6 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条から第9条までの規定中「市長」

とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

7 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

8 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前に第7条第1項（第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 第6条各号に掲げる業務

放 センターの使用の許可に関する業務

方 センターの使用料の収納に関する業務

朋 センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務

法 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務

（原状回復義務）

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償）

第15条 故意又は過失によりセンターの施設等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

2 第9条の規定に基づき許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（過料）

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れたものに対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前のみなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例第10条の規定により管理を委託しているセンターの管理については、平成18年9月1日（同日前に法第244条の2第3号の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

別表（第10条関係）

1 センター使用料

区 分	使用時間	使用時間	
		自9時 至17時	自17時 至22時
本 所	研究関連施設一式 （共同研究開発室、分析室、クリーン室、前室、研究員控室）	2,000円 / 日	
	大研修室	700円 / 時	800円 / 時
	小研修室	400円 / 時	500円 / 時
	小会議室	400円 / 時	500円 / 時

支 所	研究関連施設一式 (第1研究室、第2研究室、第3研究室、研究員休憩室)	2,500円/日	
	会議室	800円/時	900円/時
	第1研修室	400円/時	500円/時
	第2研修室	400円/時	500円/時
	第3研修室(和室)	300円/時	400円/時
	第4研修室(和室)	400円/時	500円/時
	実習室	500円/時	600円/時
	実習前室	300円/時	400円/時

## 2 冷暖房使用料

区 分		使用時間	自9時 至17時	自17時 至22時
本 所	大研修室		200円/時	
	小研修室		200円/時	
	小会議室		200円/時	
支 所	会議室		200円/時	
	第1研修室		200円/時	
	第2研修室		200円/時	
	第3研修室(和室)		200円/時	
	第4研修室(和室)		200円/時	
	実習室		200円/時	
	実習前室		200円/時	

## 3 備品使用料

品 名	単 位	単 価
液晶プロジェクター	1台	1,000円/回
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,000円/回
スライド映写機	1台	1,000円/回

備考 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、みなまた環境テクノセンターの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

### 議第11号

水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について

水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例

水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例(昭和59年条例第1号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進に寄与するため、水俣市勤労青少年ホーム(以下「ホーム」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ホームの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市勤労青少年ホーム

位置 水俣市洗切町3番地

(所管)

第3条 ホームは、産業建設部の所管とする。

(休館日)

第4条 ホームの休館日は、次のとおりとする。

捧 毎週日曜日及び土曜日

放 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

方 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 ホームの開館時間は、午後1時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(業務)

第6条 ホームの業務は、次に掲げるとおりとする。

捧 一般教養及びスポーツに関する講座等の開催に関する業務

放 生活、職業、健康等に関する相談及び指導に関する業務

方 サークル活動の促進及び指導に関する業務

朋 その他勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進に寄与すると認める事業に関する業務

(使用者の範囲)

第7条 ホームを使用できる者は、市内に居住する勤労青少年又は市内の事業所で働く青少年とする。ただし、市長が特に必要と認める者については、この限りでない。

(使用の許可)

第8条 ホームを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

第9条 市長は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしないことができる。

捧 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

放 ホームの施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

方 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

朋 前3号に掲げる場合のほか、ホームの管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、第8条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可の条件を変更し、若しくは許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

捧 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

放 第8条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

方 営利を図る目的で使用し、又はそのおそれのあるとき。

朋 虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。

法 前各号に掲げる場合のほか、ホームの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第11条 ホームの使用料は、次のとおりとする。

捧 第7条本文に規定する者については、無料とする。

放 前号以外の者については、別表の使用料を徴収する。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項第2号の使用料は、許可を受けたときに納入するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

捧 災害その他使用者側の責めに帰さない理由により、使用できなくなったとき。

放 使用者が使用前に使用の取消し又は変更を申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 ホームの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりホームの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、ホームの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりホームの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。

4 第1項の規定によりホームの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条から第10条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 第1項の規定によりホームの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がホームの管理を行うこととされた期間前に申請された第8条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

6 第1項の規定によりホームの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がホームの管理を行うこととされた期間前に第8条第1項(第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用許可を受けたものとみなす。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 第6条各号に掲げる業務

放 ホームの使用の許可に関する業務

方 ホームの使用料の収納に関する業務

朋 ホームの施設及び設備(以下「施設等」という。)の維持及び修繕に関する業務

法 前各号に掲げるもののほか、指定管理者がホームの管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第16条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったホームの施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失によりホームの施設等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

2 第10条の規定に基づき許可を取り消し、又は使用の中止を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(過料)

第18条 詐欺その他の不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍の額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委託)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例第12条の規定により管理を委託しているホームの管理については、平成18年9月1日(同日前に法第244条の2第3号の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から平成21年3月31日までの間において、第13条第1項の規定によりホームの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年水俣市条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

4 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし、総合的に判断するものとする。

別表(第11条関係)

施設使用料

利用区分		使用時間	単 位	1 時 間	冷暖房使用料 1時間につき
本館	集会室(A)		1室	200円	250円
	集会室(B)		1室	200円	
	和室(A)		1室	200円	
	和室(B)		1室	200円	
	料理実習室		1室	230円	
	会議室(A)		1室	200円	
	会議室(B)		1室	200円	
	会議室(C)		1室	100円	120円
音楽室		1室	230円	250円	
別館	体育室			300円	
備考	1 使用時間が1時間未満の端数が生じたときは、1時間使用として換算した使用料を徴収します。 2 使用料には、消費税及び地方消費税相当額を含みます。				

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市勤労青少年ホームの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第12号

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について  
水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

### 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例

水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例（昭和57年条例第26号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 温泉利用の効率化を図り、市民の健康増進に寄与するため水俣市湯の鶴温泉保健センター（以下「保健センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 保健センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市湯の鶴温泉保健センター

位置 水俣市湯出字沖無田1532番地

（所管）

第3条 保健センターは、産業建設部の所管とする。

（業務）

第4条 保健センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

捧 温泉の利用促進に関する業務

放 市民の健康増進に関する業務

方 湯の鶴地域の活性化、地域づくりのための施設利用に関する業務

朋 その他施設の設置目的を達成するために必要な業務

（職員）

第5条 保健センターに館長及びその他必要な職員を置くことができる。

（休館日）

第6条 保健センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は別に休館日を定めることができる。

捧 月曜日

放 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日の使用を許可することができる。

（開館時間）

第7条 保健センターの開館時間は、午後1時から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（使用の許可）

第8条 保健センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。

（使用制限等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可をしないことができる。

捧 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。

放 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

方 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

朋 前3号に掲げる場合のほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設からの退去を命じ、又は許可の条件を変更し、若しくは許可を取り消し、若しくは使用の中止を命じることができる。

捧 この条例又は市長の指示した事項に違反したと認めるとき。

放 前項第1号から第3号までのいずれかに該当することが判明したとき又は該当する事由が発生したと認める

とき。

方 虚偽その他不正な手段により許可を受けたと認めるとき。

朋 前3号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。

- 3 前2項の規定により、使用の許可をせず、若しくは既に許可した使用許可を取り消し、又は使用の中止、退去を命じた場合において、使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(入浴料、休憩時大広間使用料及び会議等大広間使用料)

第10条 保健センターの入浴料、休憩時大広間使用料及び会議等大広間使用料は、別表に定めるとおりとする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、前条に規定する会議等大広間使用料を減免することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 保健センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 市長は、前項の規定により保健センターの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。
- 4 第1項の規定により保健センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、保健センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 5 第1項の規定により保健センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、別表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。
- 6 第1項の規定により保健センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 7 第1項の規定により保健センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が保健センターの管理を行うこととされた期間前に第8条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 8 第1項の規定により保健センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が保健センターの管理を行うこととされた期間前にされた第8条第1項(第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務

放 保健センターの使用の許可に関する業務

方 保健センターの施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

朋 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が保健センターの管理上必要と認める業務

(過料)

第14条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった保健セ

ンターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 故意又は過失により保健センターの施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例第7条の規定により管理を委託している保健センターの管理については、平成18年9月1日(同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

別表(第10条関係)

区 分	入 浴 料	休憩時大広間使用料 (1人につき)	会 議 等 大広間使用料	備 考
大 人	150円	2時間以内 150円 2時間を超え1時間を増すごとに 50円	1時間当たり 1,500円	1 大人とは、中学生以上の者をいう。 2 子どもとは、小学生以下の者をいう。
子ども	80円	無料		
第15区に居住する大人	50円	無料		
第15区に居住する子ども	10円	無料		
60歳以上で水俣市に住所を有する者	無料	無料		
身体障害者手帳又は療育手帳を所持し、水俣市に住所を有する者	無料	無料		

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市湯の鶴温泉保健センターの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第13号

みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定について  
みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例  
観光物産館の設置等に関する条例(平成7年条例第46号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 水俣市の観光及び物産の振興に資するため、みなまた観光物産館まつぼっくり(以下「観光物産館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 観光物産館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 みなまた観光物産館まつぱくり

位置 水俣市月浦54番地の162

(所管)

第3条 観光物産館は、産業建設部の所管とする。

(業務)

第4条 観光物産館の業務は、次に掲げるとおりとする。

捧 地域の特産品の紹介及び販売に関する業務

放 その他観光物産館設置の目的を達成するために必要な業務

(職員)

第5条 観光物産館に館長及びその他必要な職員を置くことができる。

(休館日)

第6条 観光物産館は、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、特に必要があると市長が認めるときは、休館日を設けることができる。

(開館時間)

第7条 観光物産館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(入館料)

第8条 観光物産館の入館料は、無料とする。

(入館の制限等)

第9条 市長は、観光物産館に入館しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否することができる。

捧 観光物産館における秩序又は風紀を乱すおそれがあると認めるとき。

放 観光物産館の施設等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

方 前2号に掲げるもののほか、観光物産館の管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、観光物産館に入館した者(以下「入館者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、観光物産館からの退館を命じることができる。

捧 この条例、この条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。

放 公の秩序若しくは善良な風俗を乱し、又はそのおそれがあると認めるとき。

方 観光物産館の施設、備品、展示品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

朋 前3号に掲げるもののほか、観光物産館の管理上支障があると認めるとき。

(指定管理者による管理)

第10条 観光物産館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定により観光物産館の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定により観光物産館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、観光物産館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 観光物産館の施設及び設備の維持管理及び軽微な修繕に関する業務  
放 前号に掲げるもののほか、指定管理者が観光物産館の管理上必要と認める業務  
(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了した時又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった観光物産館の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第13条 故意又は過失により観光物産館の施設、備品、展示品等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の観光物産館の設置等に関する条例第7条の規定により管理を委託している観光物産館の管理については、平成18年9月1日(同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、みなまた観光物産館まつぼっくりの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第14号

水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について  
水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例

水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例(平成3年条例第2号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地域の農業担い手を育成し、農業の活性化に資するため、水俣市地域農業担い手育成センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市地域農業担い手育成センター(管理研修棟及びガラス温室)

位置 水俣市築地9番38

(業務)

第3条 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

捧 地域の農業担い手の育成に関する業務

放 花き類などの栽培振興に関する業務

方 その他地域の活性化に必要な事業に関する業務

(所管)

第4条 センターは、産業建設部の所管とする。

(運営協議会)

第5条 センターの効率的運用を行うため、運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、その職務を円滑に推進するため、協議会の委員を関係機関の職員及び市長が必要と認めた者をもって構成する。

3 委員の定数は、10人以内とする。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

7 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(協議事項)

第7条 協議会の協議事項は、次のとおりとする。

捧 センターの運営方針に関すること。

放 センターの利用に関すること。

方 その他市長が必要と認めること。

(休館日)

第8条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

捧 毎週土曜日及び日曜日

放 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

方 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第9条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(使用の許可等)

第10条 センターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

捧 公益を害するおそれがあると認められるとき。

放 センターの施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

方 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

朋 前3号に掲げる場合のほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第11条 使用料は、無償とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 捧 許可の目的又は条件に違反した者
- 放 この条例又はこの条例に基づく規程に違反した者
- 方 その他センターの管理上支障があると認められる者  
(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 市長は、前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1号各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。
- 4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第8条及び第9条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は、開館時間を変更することができる。
- 5 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第10条及び第12条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 6 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第10条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 7 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第10条第1項（第5項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 捧 センターの施設及び設備の維持及び軽微な修繕に関する業務
- 放 前号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務  
(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設及び設備をき損し、又は滅失した場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市地域農業担い手育成センターの設置に関する条例第7条の規定により管理を委託しているセンターの管理については、平成18年9月1日（同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

( 提案理由 )

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市地域農業担い手育成センターの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第15号

### 水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について

水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例

水俣市久木野ふるさとセンター条例(平成6年条例第3号)の全部を改正する。

( 設置 )

第1条 山村振興地域の農林業を振興するとともに、都市及び山村の交流を促進し、地域の活性化を図るため、水俣市久木野ふるさとセンター(以下「センター」という。)を設置する。

( 名称及び位置 )

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市久木野ふるさとセンター(愛称「愛林館」)

位置 水俣市久木野1071番地の4

( 業務 )

第3条 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

捧 山村振興地域の農林業の振興に関する業務

放 都市及び山村の交流促進並びに環境教育に関する業務

方 農産物加工に関する業務

朋 その他地域の活性化に必要な事業に関する業務

( 組織 )

第4条 センターは、産業建設部の所管とする。

2 センターに館長その他必要な職員を置くことができる。

( 休館日 )

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

捧 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日)

放 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

( 開館時間 )

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

( 使用の許可等 )

第7条 センターを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

捧 公益を害するおそれがあると認められるとき。

放 センターの施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

方 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

朋 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(使用料)

第8条 使用料は、別表のとおりとし、使用の許可と同時に納入しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

捧 災害その他使用者の責に帰さない理由により、使用できなくなったとき。

放 使用の3日前までに、使用の取消し又は変更を申し出て、市長が認めたとき。

方 その他市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

捧 許可の目的又は条件に違反した者

放 この条例又はこの条例に基づく規程に違反した者

方 その他センターの管理上支障があると認められる者

(指定管理者による管理)

第12条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めたときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1号各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

5 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。

6 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第9条及び第11条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

7 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

8 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 第3条各号に掲げる業務

放 センターの使用の許可に関する業務

方 センターの施設及び設備の維持及び軽微な修繕に関する業務

朋 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失によりセンターの施設及び設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市久木野ふるさとセンター条例第11条の規定により管理を委託しているセンターの管理については、平成18年9月1日(同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

捧 施設使用料(1室当たり)

区 分	使用料(1時間当たり)
農産加工室及び調理実習室	250円
会議室及び研修室	150円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 料金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

放 入浴料(1人当たり)

区 分	大 人 (16歳以上の者)	子 ども (6歳以上16歳未満の者)
入 浴 料	200円	100円

備考

- 1 6歳未満の者は、無料とする。
- 2 料金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市久木野ふるさとセンターの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

議第16号

水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について

水俣市東部センターの設置等に関する条例を次のように制定することとする。

### 水俣市東部センターの設置等に関する条例

水俣市東部センターの設置等に関する条例（平成15年条例第3号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 山村振興地域の農林業を振興するとともに、高齢者等の生きがい発揮を促進し、地域の活性化を図るため、水俣市東部センター（以下「センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市東部センター（愛称「葛彩館」）

位置 水俣市葛渡67番1

（業務）

第3条 センターの業務は、次に掲げるとおりとする。

捧 山村振興地域の農林業の振興に関する業務

放 高齢者等の生きがい発揮の促進に関する業務

方 その他地域の活性化に必要な事業に関する業務

（組織）

第4条 センターは、産業建設部の所管とする。

2 センターに館長その他必要な職員を置くことができる。

（休館日）

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

捧 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日）

放 12月28日から翌年1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、前項の休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

（使用の許可等）

第7条 センターを使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないことができる。

捧 公益を害するおそれがあると認められるとき。

放 センターの施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。

方 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。

朋 その他センターの管理上支障があると認められるとき。

（使用料）

第8条 使用料は、別表のとおりとし、使用の許可と同時に納入しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

（使用料の返還）

第9条 既納の使用料は返還しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 捧 災害その他使用者の責に帰さない理由により、使用できなくなったとき。
- 放 使用の3日前までに、使用の取消し又は変更を申し出て、市長が認めたとき。
- 方 その他市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 捧 許可の目的又は条件に違反した者
- 放 この条例又はこの条例に基づく規程に違反した者
- 方 その他センターの管理上支障があると認められる者

(指定管理者による管理)

第12条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 市長は、前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めたときは、水保市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1号各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。
- 4 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は、開館時間を変更することができる。
- 5 第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て使用料を定めるものとする。
- 6 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第7条、第9条及び第11条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 7 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 8 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 捧 第3条各号に掲げる業務
- 放 センターの使用の許可に関する業務
- 方 センターの施設及び設備の維持及び軽微な修繕に関する業務
- 朋 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第15条 故意又は過失によりセンターの施設及び設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠

償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(過料)

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額(当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市東部センターの設置等に関する条例第11条の規定により管理を委託しているセンターの管理については、平成18年9月1日(同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

別表(第8条関係)

施設使用料(1室当たり)

区 分	使用料(1時間当たり)
活動促進室	200円
活動作業場	200円
健康増進室	200円
調理実習室	250円

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 料金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、水俣市東部センターの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第17号

水俣市はげのき館の設置等に関する条例の制定について

水俣市はげのき館の設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

水俣市はげのき館の設置等に関する条例

水俣市はげのき館条例(平成5年条例第3号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 はげの振興を通じて地域の活性化を図るため、はげに関する資料展示・研修施設として水俣市はげのき館(以下「はげのき館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 はげのき館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 水俣市はげのき館(通称 侍街道はげのき館)

位置 水俣市月浦字道見453番地3

(所管)

第3条 はぜのき館は、産業建設部の所管とする。

2 はぜのき館に館長及びその必要な職員を置く。

(業務)

第4条 はぜのき館は、次の各号に掲げる業務を行う。

捧 はぜの実生産の歴史資料の展示に関する業務

放 はぜの実生産の調査研究に関する業務

方 はぜの実生産の促進研修に関する業務

朋 木蠟もくろうを利用した製品加工実習に関する業務

法 その他はぜの振興に必要な業務

(休館日)

第5条 はぜのき館の休館日は、月曜日とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第6条 はぜのき館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(入館料)

第7条 はぜのき館の入館料は無料とする。

(入場及び使用制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入場を拒否し、又は施設の使用許可をしないことができる。

捧 秩序及び風紀を乱すおそれがあるとき。

放 施設又は設備をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

方 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

(協議会)

第9条 はぜのき館の効率的運用を行うため、水俣市はぜのき館運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の委員の定数は、10人以内とし、市長が委嘱する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第10条 はぜのき館の管理は地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 市長は、前項の規定によりはぜのき館の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成17年条例第28号。次項において「手続条例」という。)第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。

3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手続条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手続条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。

4 第1項の規定によりはぜのき館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、はぜのき館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

(指定管理者の業務)

第11条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務

放 はぜのき館の使用の許可に関する業務

方 はぜのき館の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務

前 3号に掲げるもののほか、指定管理者がはぜのき館の管理上必要と認める業務

(原状回復義務)

第12条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたとき、その管理しなくなったはぜのき館の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失によりはぜのき館の施設又は設備をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市はぜのき館条例第9条の規定により管理を委託しているはぜのき館の管理については、平成18年9月1日(同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には当該指定の日)までの間は、なお従前の例による。

(提案理由)

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき水俣市はぜのき館の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第18号

### 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例

水俣市海洋牧場の設置等に関する条例(昭和59年条例第2号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 市民に安全で快適な海づり場を提供することにより、余暇活動の増進及び沿岸漁業の振興に資するため、水俣市海洋牧場(以下「公園」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 湯の児フィッシングパーク

位置 水俣市浜上外平4083番地の4地先

(所管)

第3条 公園は、産業建設部の所管とする。

(休園日)

第4条 公園の休園日は、次のとおりとする。ただし、市長が公園の管理上特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休園日を定めることができる。

捧 12月30日から翌年1月1日まで

放 毎週 月曜日

(開園時間)

第5条 公園の開園時間は、次の各号に掲げる時間とする。

捧 4月、5月、9月から3月までの期間は、午前8時から午後5時まで

放 6月から8月までの期間は、午前7時から午後7時まで

2 市長は、天候不順その他やむを得ない理由があると認めるときは、前項の開園時間を変更することができる。

(施設)

第6条 第1条の目的を達成するため、公園に次の施設(その附属設備を含む。)を設置する。

捧 管理施設

放 渡橋

方 つり台

朋 つり堀

法 飲雑用水補給施設

泡 係留帆船

烹 その他公園として必要な関連施設で、規則で定めるもの

(料金の種類及び額)

第7条 つりを行うため、公園に入園する者(以下「つり人」という。)は、つり料を、つり人以外で入園する者(以下「入園者」という。)は、入園料を納付しなければならない。

2 入園者が入園後につりを行う場合は、つり料と入園料の差額(以下「差額」という。)を納付しなければならない。

3 つり料及び入園料(以下「つり料等」という。)は、別表に定めるとおりとする。

(料金の徴収)

第8条 つり料等は、入園時において徴収する。ただし、前条第2項の場合における差額は、つりを行おうとするときに直ちに徴収する。

(料金の返還)

第9条 既納のつり料等は、原則として返還しないものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(料金の減免)

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、つり料等を減額し、又は免除することができる。

(入園等の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入園を拒絶し、又は退園を命ずることができる。

捧 公の秩序又は風俗をみだすおそれのある者

放 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれのある者

方 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれのある者

朋 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した者

法 前各号に掲げるもののほか、公園の管理上支障があると認められる者

2 12歳未満の者は、保護者又は引率者の同伴がなければ入園し、又は在園することができない。

3 市長は、公園の管理上必要があると認めるときは、つり人及び入園者に必要な指示をすることができる。

(指定管理者による管理)

第12条 公園の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 市長は、前項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合で、市長が特別の事情があると認めるときは、水俣市公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例（平成17年条例第28号。次項において「手續条例」という。）第3条の規定にかかわらず、指定管理候補者の選定を行うことができる。
- 3 前項の規定による指定管理候補者の選定に当たっては、市長は、選定を行おうとする法人その他の団体と協議し、手續条例第3条第1項各号の書類の提出を求め、手續条例第4条各号に照らし総合的に判断するものとする。
- 4 第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、公園の休園日を変更し、若しくは別に定め、又は開園時間を変更することができる。
- 5 第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合は、前条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

（指定管理者の業務）

第13条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

捧 公園の管理運営に関する業務

放 第6条各号に掲げる施設の簡易的な修繕に関する業務

方 入園者の規制及び監視に関する業務

朋 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が公園の管理上必要と認める業務

（原状回復義務）

第14条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公園の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償の義務）

第15条 故意又は過失により施設及びその附属設備を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

（過料）

第16条 詐欺その他不正の行為によりつり料等の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第17条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の水俣市海洋牧場の設置等に関する条例第13条の規定により管理を委託している公園の管理については、平成18年9月1日（同日前に法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

料金の種類	区 分	料 金	
		大人（16歳以上の者）	子ども（6歳以上 16歳未満の者）
つ り 料		500円	200円
入 園 料		300円	100円
備 考			
1 つり料等には、つり堀で釣った魚の代価は含まないものとする。			
2 6歳未満の者は、無料とする。			
3 料金には、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。			

( 提案理由 )

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、湯の児フィッシングパークの管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第19号

### 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例

水俣市情報公開条例(平成12年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第27条を第28条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り下げ、第23条の次に次の1条を加える。

( 指定管理者の情報公開 )

第24条 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書であって実施機関が保有していないものに関し閲覧、写しの交付等の申出があったときは、当該指定管理者に対し、当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

( 提案理由 )

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の情報公開について規定するため、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第20号

### 水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例

水俣市情報公開等審査会条例(平成13年条例第1号)の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

( 罰則 )

第13条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例の施行前にした行為に対するこの条例による改正後の第13条の規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

情報公開・個人情報保護審査会設置法の罰則規定との整合性を図るため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第21号

### 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例

水俣市個人情報保護条例(平成13年条例第2号)の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第13条の2」に、「第4章 雑則(第38条 第40条)」を「第4章 雑則(第38条・第39条) 第5章 罰則(第40条 第43条)」

に改める。

第8条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

法 国又は他の地方公共団体に提供する場合であつて、当該個人情報を利用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

第13条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の措置)

第13条の2 実施機関は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該管理に係る協定において、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第39条を削り、第40条を第39条とする。

第4章の次に次の1章を加える。

#### 第5章 罰則

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であつた者又は実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された、公文書に記録された個人情報を含む情報の集合物であつて一定の事務の目的を達成するために特定の公文書に記録された個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第13条の2第3項の指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された、指定管理者文書(指定管理者の行う事務に従事している者が事務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので、当該指定管理者の行う事務に従事している者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。)に記録された個人情報を含む情報の集合物であつて一定の事務の目的を達成するために特定の指定管理者文書に記録された個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第41条 前条第1項又は第2項に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書又は指定管理者文書に記録され

た個人情報をご自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく公文書に記録された個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対するこの条例による改正後の第40条から第43条までの規定の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の措置を規定するため及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の罰則規定との整合性を図る等のため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第22号

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

### 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。

別表中

「	家庭相談員	”	106,000円	」	を
」				「	
「	家庭相談員	”	106,000円	」	に、
」	就労支援相談員	”	100,000円	「	
「	環境審議会委員	”	5,900円	」	を
」	廃棄物対策審議会委員	”	5,900円	「	
「	環境審議会委員	”	5,900円	」	に、
」				「	
「	介護保険等運営委員会委員	”	5,900円	」	を
」				「	

介護保険等運営委員会委員	〃	5,900円	に、
地域包括支援センター運営協議会委員	〃	5,900円	
児童扶養手当障害認定医	1件	14,050円	

区長その他の非常勤職員	日額	5,900円以内	を
	月額	103,600円以内	
	年額	68,000円以内	

行政事務連絡員その他の非常勤職員	日額	5,900円以内	に
	月額	103,600円以内	

改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(提案理由)

行政事務連絡員の設置等により、非常勤職員の報酬を規定するため、本案のように制定しようとするものである。

### 議第23号

水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、調整手当」を「、地域手当」に改める。

第4条第3項から第6項までを次のように改める。

- 3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳(規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの)を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。  
第4条に次の2項を加える。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条の3の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条第1項中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で規則で定める」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める」に、「その地域」を「当該地域」に、「近接し、かつ、民間における賃金、物価及び生計費」を「近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等」に改め、同条第2項中「調整手当」を「地域手当」に、「掲げる区分」を「掲げる地域手当の級地の区分」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項各号を次のように改める。

- 捧 1級地 100分の18
- 放 2級地 100分の15
- 方 3級地 100分の12
- 朋 4級地 100分の10
- 法 5級地 100分の6
- 泡 6級地 100分の3

第8条の3第3項中「甲地及び乙地」を「地域手当の級地」に改める。

第14条の4第2項中「9級」を「7級」に改め、同条第4項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同条第5項中「4級」を「3級」に、「調整手当」を「地域手当」に改める。

第14条の7、第17条及び第17条の2中「調整手当」を「地域手当」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第3条関係)

行政職給料表

職 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額						
		円	円	円	円	円	円	円
	1	134,000	183,800	221,100	262,300	289,700	321,100	367,200
	2	135,100	185,600	223,000	264,400	292,000	323,400	369,800
	3	136,200	187,400	224,900	266,500	294,300	325,700	372,400
	4	137,300	189,200	226,800	268,600	296,600	328,000	375,000
	5	138,400	190,800	228,600	270,700	298,700	330,300	377,600
	6	139,500	192,600	230,600	272,800	301,000	332,500	380,200
	7	140,600	194,400	232,600	274,900	303,300	334,700	382,800
	8	141,700	196,200	234,600	277,000	305,600	336,900	385,400
	9	142,800	198,000	236,600	279,100	307,800	339,200	388,000
	10	144,100	199,800	238,600	281,200	310,100	341,400	390,700
	11	145,400	201,600	240,600	283,300	312,400	343,600	393,400
	12	146,700	203,400	242,600	285,400	314,700	345,800	396,100
	13	148,000	205,000	244,600	287,500	316,900	347,800	398,700
	14	149,500	206,900	246,600	289,600	319,100	349,900	401,100
	15	151,000	208,800	248,600	291,700	321,300	352,000	403,500
	16	152,500	210,700	250,600	293,800	323,500	354,100	405,900
	17	153,800	212,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200
	18	155,300	214,600	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300
	19	156,800	216,600	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400
	20	158,300	218,600	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500
	21	159,700	220,400	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600
	22	162,300	222,400	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600
	23	164,900	224,400	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600
	24	167,500	226,400	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600
	25	170,200	228,300	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700
	26	171,900	230,200	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300
	27	173,600	232,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900
	28	175,300	234,000	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500

	29	176,800	235,700	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200
	30	178,600	237,300	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500
	31	180,400	238,900	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800
	32	182,200	240,500	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100
	33	183,800	242,100	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400
	34	185,300	243,700	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700
	35	186,800	245,300	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000
	36	188,300	246,900	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300
	37	189,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600
	38	190,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500
	39	192,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400
	40	193,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300
	41	194,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100
	42	196,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900
	43	197,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700
	44	198,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500
	45	200,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300
	46	201,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100
	47	202,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900
	48	203,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700
	49	205,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300
	50	206,300	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100
	51	207,500	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900
	52	208,700	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700
	53	210,000	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300
	54	211,100	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100
	55	212,200	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900
	56	213,300	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700
再任職 以外 の 員	57	214,400	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300
	58	215,500	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100
	59	216,600	277,900	326,500	369,500	386,900	412,200	458,900
	60	217,700	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700
	61	218,800	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300
	62	219,900	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200	
	63	221,000	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900	
	64	222,100	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600	
	65	223,000	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100	
	66	224,100	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800	
	67	225,200	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500	
	68	226,300	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200	
	69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700	
	70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400	
	71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100	
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800		
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300		
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000		
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700		
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400		
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900		
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200			
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900			
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600			
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100			

82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800		
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500		
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200		
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700		
86	240,100	296,400	345,300	386,800			
87	240,800	296,800	345,800	387,400			
88	241,500	297,200	346,300	388,000			
89	242,300	297,500	346,700	388,700			
90	242,800	297,900	347,200	389,300			
91	243,300	298,300	347,700	389,900			
92	243,800	298,700	348,200	390,500			
93	244,100	298,900	348,500	391,200			
94		299,300	349,000				
95		299,700	349,500				
96		300,100	350,000				
97		300,300	350,300				
98		300,700	350,800				
99		301,100	351,300				
100		301,500	351,800				
101		301,700	352,100				
102		302,100	352,500				
103		302,500	352,900				
104		302,900	353,300				
105		303,100	353,800				
106		303,500	354,200				
107		303,900	354,600				
108		304,300	355,000				
109		304,500	355,500				
110		304,900	355,900				
111		305,300	356,300				
112		305,700	356,700				
113		305,900	357,200				
114		306,300					
115		306,700					
116		307,100					
117		307,300					
118		307,600					
119		307,900					
120		308,200					
121		308,600					
122		308,900					
123		309,200					
124		309,500					
125		309,900					
再任職員	186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第2(第3条関係)

## 医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	322,200	390,600	467,100
	2	325,300	393,500	469,400
	3	328,400	396,400	471,700
	4	331,500	399,300	474,000
	5	334,400	402,000	476,300
	6	337,800	404,800	478,500
	7	341,200	407,600	480,700
	8	344,600	410,400	482,900
	9	347,800	413,000	485,200
	10	351,200	415,700	487,300
	11	354,600	418,400	489,400
	12	358,000	421,100	491,500
	13	361,300	423,600	493,600
	14	365,000	426,100	495,700
	15	368,700	428,600	497,800
	16	372,400	431,100	499,900
	17	376,000	433,400	502,000
	18	378,800	435,800	504,000
	19	381,600	438,200	506,000
	20	384,400	440,600	508,000
	21	387,300	442,900	509,800
	22	389,900	445,300	511,700
	23	392,500	447,700	513,600
	24	395,100	450,100	515,500
	25	397,500	452,400	517,200
	26	399,800	454,700	519,000
	27	402,100	457,000	520,800
	28	404,400	459,300	522,600
	29	406,800	461,500	524,500
	30	408,900	463,800	526,300
	31	411,000	466,100	528,100
	32	413,100	468,400	529,900
	33	415,300	470,500	531,700
	34	417,300	472,600	533,500
	35	419,300	474,700	535,300
	36	421,300	476,800	537,100
	37	423,400	478,900	538,800
	38	425,400	480,700	540,400
	39	427,400	482,500	542,000
	40	429,400	484,300	543,600
	41	431,500	486,000	545,200
	42	433,300	487,800	546,600
	43	435,100	489,600	548,000
	44	436,900	491,400	549,400
	45	438,800	493,000	550,600
	46	440,600	494,800	551,600
	47	442,400	496,600	552,600
	48	444,200	498,400	553,600

	49	446,100	500,000	554,700
	50	447,900	501,300	555,600
	51	449,700	502,600	556,500
	52	451,500	503,900	557,400
	53	453,400	505,200	558,300
	54	454,600	506,500	559,200
	55	455,800	507,800	560,100
	56	457,000	509,100	561,000
	57	458,200	510,300	561,900
	58	459,200	511,200	562,800
	59	460,200	512,100	563,700
	60	461,200	513,000	564,600
再任用職員以外の職員	61	462,100	513,900	565,500
	62	462,800	514,800	566,400
	63	463,500	515,700	567,300
	64	464,200	516,600	568,200
	65	464,900	517,500	569,100
	66	465,600	518,400	
	67	466,300	519,300	
	68	467,000	520,200	
	69	467,500	521,100	
	70	468,200	522,000	
	71	468,900	522,900	
	72	469,600	523,800	
	73	470,100	524,600	
	74	470,800	525,500	
	75	471,500	526,400	
	76	472,200	527,300	
	77	472,700	528,100	
78	473,300	529,000		
79	473,900	529,900		
80	474,500	530,800		
81	475,100	531,600		
82	475,700	532,500		
83	476,300	533,400		
84	476,900	534,300		
85	477,400	535,100		
86	478,000	536,000		
87	478,600	536,900		
88	479,200	537,800		
89	479,700	538,600		
90	480,300			
91	480,900			
92	481,500			
93	482,000			
94	482,600			
95	483,200			
96	483,800			
97	484,300			
再任用職員		336,200	390,600	463,700

備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

別表第3（第3条関係）

捧 級別職務分類表(行政職給料表)

級	職 務 分 類
1	1 事務員及び技術員の職務 2 事務吏員及び技術吏員の職務
2	高度な知識又は経験を必要とする事務吏員及び技術吏員の職務
3	1 係長の職務及びこれに相当する職務 2 参事、主任及び主査の職務並びにこれに相当する職務
4	1 主幹の職務及びこれに相当する職務 2 課長補佐及び室長の職務並びにこれに相当する職務 3 高度な知識又は経験を必要とする係長の職務及びこれに相当する職務 4 高度な知識又は経験を必要とする参事、主任及び主査の職務並びにこれに相当する職務
5	1 課長及び局長の職務並びにこれに相当する職務 2 高度な知識又は経験を必要とする課長補佐及び室長の職務並びにこれに相当する職務 3 高度な知識又は経験を必要とする主幹の職務及びこれに相当する職務
6	1 部長及び部次長の職務並びにこれに相当する職務 2 高度な知識又は経験を必要とする課長及び局長の職務並びにこれに相当する職務
7	1 部長の職務及びこれに相当する職務 2 高度な知識又は経験を必要とする部次長の職務及びこれに相当する職務

備考 上記の職務に相当する職の職務は、市長が規則で定める。

放 級別職務分類表(医療職給料表)

級	職 務 分 類
1	医師及び歯科医師の職務
2	1 医長、科長及び所長の職務 2 副医長の職務
3	1 院長、副院長、診療部長、診療技術部長及び科部長の職務 2 主任医長 3 高度な知識又は経験を必要とする医長、科長及び所長の職務

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

第2条 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替)

第3条 切替日の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次条に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(市長の定める職員にあっては、市長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額等の切替え)

第4条 切替日の前日において給与条例別表第1及び別表第2の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、規則で定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第5条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

第6条 附則第2条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額、改正前の給与条例及びこれらに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第7条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

第8条 前条の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第7条第2項及び第7条の2第2項の規定の運用については、給与条例第7条第2項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第 号。以下「平成18年改正条例」という。)附則第7条の規定による給料の額との合計額」と、給与条例第7条の2第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と平成18年改正条例附則第7条の規定による給料の額との合計額」とする。

(規則への委任)

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第10条 水俣市水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和41年条例第22号)の一部を次のように改正する。

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2条関係)

給料表	旧 級	新 級
行政職給料表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級

附則別表第2 号給の切替表（附則第3条関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	経過期間									
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21

11	3月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21
	3月以上6月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22
	6月以上9月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23
	9月以上12月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25
12	3月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25
	3月以上6月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26
	6月以上9月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27
	9月以上12月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29
13	3月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29
	3月以上6月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30
	6月以上9月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31
	9月以上12月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33
14	3月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57	
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58	
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59	
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60	
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61	
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61	
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62	
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63	
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64	
	12月以上			81	63	85	73	69	65	
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65	
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66	
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67	
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68	
	12月以上			85	65	89	77	73	69	

22	3月未滿			85	65	89	77	73		
	3月以上6月未滿			86	65	90	78	74		
	6月以上9月未滿			87	66	91	79	75		
	9月以上12月未滿			88	66	92	80	76		
	12月以上			89	67	93	81	77		
23	3月未滿			89	67	93	81			
	3月以上6月未滿			90	67	94	82			
	6月以上9月未滿			91	68	95	83			
	9月以上12月未滿			92	68	96	84			
	12月以上			93	69	97	85			
24	3月未滿			93	69	97	85			
	3月以上6月未滿			94	70	98	86			
	6月以上9月未滿			95	71	99	87			
	9月以上12月未滿			96	72	100	88			
	12月以上			97	73	101	89			
25	3月未滿			97	73	101				
	3月以上6月未滿			98	73	102				
	6月以上9月未滿			99	74	103				
	9月以上12月未滿			100	74	104				
	12月以上			101	75	105				
26	3月未滿			101	75	105				
	3月以上6月未滿			102	75	106				
	6月以上9月未滿			103	76	107				
	9月以上12月未滿			104	76	108				
	12月以上			105	77	109				
27	3月未滿			105	77					
	3月以上6月未滿			106	78					
	6月以上9月未滿			107	79					
	9月以上12月未滿			108	80					
	12月以上			109	81					
28	3月未滿			109	81					
	3月以上6月未滿			110	82					
	6月以上9月未滿			111	83					
	9月以上12月未滿			112	84					
	12月以上			113	85					
29	3月未滿			113						
	3月以上6月未滿			114						
	6月以上9月未滿			115						
	9月以上12月未滿			116						
	12月以上			117						
30	3月未滿			117						
	3月以上6月未滿			118						
	6月以上9月未滿			119						
	9月以上12月未滿			120						
	12月以上			121						
31	3月未滿			121						
	3月以上6月未滿			122						
	6月以上9月未滿			123						
	9月以上12月未滿			124						
	12月以上			125						
32	3月未滿			125						
	3月以上6月未滿			125						
	6月以上9月未滿			125						
	9月以上12月未滿			125						
	12月以上			125						

イ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級	1 級	2 級	3 級
	経過期間			
1	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1
	12月以上	1	1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	1	1	1
	6月以上9月未満	1	1	1
	9月以上12月未満	1	1	1
	12月以上	1	1	1
3	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1
	12月以上	5	1	1
4	3月未満	5	1	1
	3月以上6月未満	6	1	1
	6月以上9月未満	7	1	1
	9月以上12月未満	8	1	1
	12月以上	9	1	1
5	3月未満	9	1	1
	3月以上6月未満	10	2	1
	6月以上9月未満	11	3	1
	9月以上12月未満	12	4	1
	12月以上	13	5	1
6	3月未満	13	5	1
	3月以上6月未満	14	6	1
	6月以上9月未満	15	7	1
	9月以上12月未満	16	8	1
	12月以上	17	9	1
7	3月未満	17	9	1
	3月以上6月未満	18	10	2
	6月以上9月未満	19	11	3
	9月以上12月未満	20	12	4
	12月以上	21	13	5
8	3月未満	21	13	5
	3月以上6月未満	22	14	6
	6月以上9月未満	23	15	7
	9月以上12月未満	24	16	8
	12月以上	25	17	9
9	3月未満	25	17	9
	3月以上6月未満	26	18	10
	6月以上9月未満	27	19	11
	9月以上12月未満	28	20	12
	12月以上	29	21	13
10	3月未満	29	21	13
	3月以上6月未満	30	22	14
	6月以上9月未満	31	23	15
	9月以上12月未満	32	24	16
	12月以上	33	25	17

11	3月未滿	33	25	17
	3月以上6月未滿	34	26	18
	6月以上9月未滿	35	27	19
	9月以上12月未滿	36	28	20
	12月以上	37	29	21
12	3月未滿	37	29	21
	3月以上6月未滿	38	30	22
	6月以上9月未滿	39	31	23
	9月以上12月未滿	40	32	24
	12月以上	41	33	25
13	3月未滿	41	33	25
	3月以上6月未滿	42	34	26
	6月以上9月未滿	43	35	27
	9月以上12月未滿	44	36	28
	12月以上	45	37	29
14	3月未滿	45	37	29
	3月以上6月未滿	46	38	30
	6月以上9月未滿	47	39	31
	9月以上12月未滿	48	40	32
	12月以上	49	41	33
15	3月未滿	49	41	33
	3月以上6月未滿	50	42	34
	6月以上9月未滿	51	43	35
	9月以上12月未滿	52	44	36
	12月以上	53	45	37
16	3月未滿	53	45	37
	3月以上6月未滿	54	46	38
	6月以上9月未滿	55	47	39
	9月以上12月未滿	56	48	40
	12月以上	57	49	41
17	3月未滿	57	49	41
	3月以上6月未滿	58	50	42
	6月以上9月未滿	59	51	43
	9月以上12月未滿	60	52	44
	12月以上	61	53	45
18	3月未滿	61	53	45
	3月以上6月未滿	62	54	46
	6月以上9月未滿	63	55	47
	9月以上12月未滿	64	56	48
	12月以上	65	57	49
19	3月未滿	65	57	49
	3月以上6月未滿	66	58	50
	6月以上9月未滿	67	59	51
	9月以上12月未滿	68	60	52
	12月以上	69	61	53
20	3月未滿	69	61	53
	3月以上6月未滿	70	62	54
	6月以上9月未滿	71	63	55
	9月以上12月未滿	72	64	56
	12月以上	73	65	57
21	3月未滿	73	65	
	3月以上6月未滿	74	66	
	6月以上9月未滿	75	67	
	9月以上12月未滿	76	68	
	12月以上	77	69	

22	3月未満	77	69	
	3月以上6月未満	78	70	
	6月以上9月未満	79	71	
	9月以上12月未満	80	72	
	12月以上	81	73	
23	3月未満	81	73	
	3月以上6月未満	82	74	
	6月以上9月未満	83	75	
	9月以上12月未満	84	76	
	12月以上	85	77	
24	3月未満	85	77	
	3月以上6月未満	86	78	
	6月以上9月未満	87	79	
	9月以上12月未満	88	80	
	12月以上	89	81	

第2条第3項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第5条の2の前の見出しを「(地域手当)」に改め、同条中「調整手当は、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域で規則で定める」を「地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める」に改める。

(公益法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第11条 公益法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第12条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成12年条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第8条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(水俣市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第13条 水俣市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

(水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第14条 水俣市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条中「又はその日から1年以内の昇給の時期」を「及びその日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日」に、「給料月額を調整し、又は調整期間の範囲内で復帰の日の翌日以後その者の最初の昇給に係る期間を短縮」を「号給の調整」に改め、同条第2項を削る。

(提案理由)

平成17年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

## 議第24号

水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成16年条例第2号)の一部を次のように改正する。

本則中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

本市の財政健全化推進の継続を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

#### 議第25号

水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例(平成11年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第12条中「100分の7」を「100分の10」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(提案理由)

病院勤務医師及び歯科医師の特殊勤務手当支給の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

#### 議第26号

#### 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例

水俣市旅費支給条例(昭和26年告示第20号)の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 熊本県内並びに鹿児島県のうち大口市、出水市、阿久根市及び出水郡内の旅行にあっては、公務上の必要若しくは天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合又は市長が特に必要と認める場合を除き、当分の間、日当は支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

3 水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「同条例第4条から第7条まで」を「同条例第4条、第5条及び第7条」に改め、同項に次の

ただし書を加える。

ただし、陸路25キロメートル未満、鉄道80キロメートル及び水路50キロメートル未満の旅行にあっては、職務の都合により宿泊したときを除くほか、その支給する日当は、定額の半額とし、津奈木町及び芦北町の旅行にあっては、日当は支給しない。

(水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正)

4 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例(昭和35年告示第9号)の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

4 前項の場合において、津奈木町及び芦北町以外の旅行においては、日当を支給する。ただし、陸路25キロメートル未満、鉄道80キロメートル及び水路50キロメートル未満の旅行にあっては、職務の都合により宿泊したときを除くほか、その支給する日当は、定額の半額とする。

5 前項の規定は、一般職の非常勤職員については、適用しない。

(提案理由)

本市の財政健全化の推進を図るため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第27号

### 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

水俣市職員退職手当支給条例(昭和38年告示第80号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「25年以上勤続した者の退職に係る部分並びに20年」を「11年」に改める。

第2条の2第2項中「から第5条まで」を「及び第6条の5」に、「及び」を「並びに」に改める。

第2条の2の次に次の1条を加える。

(一般の退職手当)

第2条の3 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

第3条の見出しを「(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「第5条第1項若しくは第2項」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上24年」を「16年以上20年」に、「100分の120」を「100分の160」に改め、同項に次の3号を加える。

朋 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

法 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

泡 31年以上の期間については、1年につき100分の120

第3条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第1号中「5年」を「10年」に改め、同項第2号中「6年以上10年」を「11年以上15年」に、「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第3号中「11年」を「16年」に、「100分の80」を「100分の90」に改める。

第4条の見出しを「(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)」に改め、同条第1項中「25年以上勤続して退職した者(次条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。)、20年」を「11年」に改め、「承認を得た者に限る。」又は「の次に「25年未満の期間勤続し、」を加え、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、「給料月額」の次に「(以下「退職日給料月額」という。)」を加え、同項第2号中「20年」を「15年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「16年以上24年」に、「100分の150」を「100分の200」に改め、同項第4号を削り、

同条第2項中「20年」を「11年」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

第5条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条第1項中「勸奨を受けて退職した者」の次に「若しくは勤務公署の移転により退職した者」を加え、「退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額」を「退職手当の基本額は、退職日給料月額」に改め、同項第2号中「20年」を「25年」に改め、同項第3号中「21年以上30年」を「26年以上34年」に改め、同項第4号中「31年」を「35年」に、「100分の150」を「100分の105」に改め、同条第2項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改め、同条第3項から第5項までを削る。

第5条の2の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「前条第1項の規定に該当する者」を「第5条第1項に規定する者」に改め、「法律の規定に基づく任期を終えて退職した者」の次に「及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たもの」を加え、「同項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額及び当該給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額」とする」を「同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする」に改め、同条に次の表を加える。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額に、
第5条の2第1項第2号イ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

第5条の4を削り、第5条の3を第5条の4とし、第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)  
 第5条の2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。)以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの(以

下「特定減額前給料月額」という。)が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計とする。

捧 その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

放 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前3条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職(第8条第3項又は第14条の規定に該当するものを除く。)の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの(当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第7条第6項に規定する職員以外の国家公務員等として退職したことにより退職手当(これに相当する給与を含む。)の支給を受けたことがある場合におけるこれらの支給に係る退職の日以前の期間及び第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該退職の日以前の期間(これらの退職の日に職員、第7条第6項に規定する職員以外の国家公務員等となったときは、当該退職の日前の期間)を除く。)をいう。

捧 職員としての引き続いた在職期間

放 第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の国家公務員等としての引き続いた在職期間

方 第7条第6項に規定する再び職員となった者として規定する職員以外の国家公務員等としての引き続いた在職期間

朋 前3号に掲げる基幹に準ずるものとして規則で定める在職期間

第5条の4の次に次の1条を加える。

(勸奨の要件)

第5条の5 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

第6条の見出し中「退職手当」を「退職手当の基本額」に改め、同条中「5条の2」を「第5条」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「職員の退職の日における給料月額」を「退職日給料月額」に改め、同条の次に次の4条を加える。

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

捧 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

放 60未満 特定減額前給料月額に第5条の2第1項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第6条	第3条から第5条まで	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額

	これらの	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	同項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項第2号イ
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第6条の2第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	第5条の2第1項第2号イ	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項第2号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第5条の3の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。）法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

捧 第1号区分 41,700円  
放 第2号区分 33,350円  
方 第3号区分 25,000円  
朋 第4号区分 20,850円  
法 第5号区分 16,700円  
泡 第6号区分 0

2 退職した者の基礎在職期間中に第5条の2第2項第2号から第4号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職してい

たものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。  
捧 退職した者でその勤続期間が24年以下のもの（次号に掲げる者を除く。） 第1項第1号から第4号まで又は第6号に掲げる職員の区分にあつては当該各号に定める額、同項第5号に掲げる職員の区分にあつては0として、同項の規定を適用して計算した額

放 退職した者でその勤続期間が4年以下のもの及び第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

（一般の退職手当の額に係る特例）

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の3、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

捧 勤続期間1年未満の者 100分の270

放 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

方 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

朋 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、水俣市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年告示第19号）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。

第7条第4項中「法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職及び通勤による休職を除く。）法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。）」を「休職月等」に、「同法第55条の2第1項ただし書」を「法第55条の2第1項ただし書」に改め、同条第7項中「前6項」を「前各項」に、「第4条」を「第4条第1項」に、「規定による退職手当」を「規定により退職手当の基本額」に改め、同条第8項中「第5条第2項又は第10条の規定による」を「前条又は第10条の規定により」に改め、同条第9項中「規定による」を「規定により」に、「前8項」を「前各項」に改める。

第8条第1項中「支給しない」を「、支給しない」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 一般の退職手当のうち、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額に相当する部分は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

捧 第3条第1項及び第5条の2の規定により計算した退職手当の基本額が0である者並びに第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者に該当する者でその勤続期間が9年以下のもの

放 その者の非違により退職した者（前項各号に掲げる者を除く。）で規則で定めるもの

第12条第3項中「在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。次条及び第12条の3第1項において同じ。）」を「基礎在職期間」に改める。

第12条の2第1項及び第5項並びに第12条の3第1項中「在職期間」を「基礎在職期間」に改める。

附則第6項中「第1条」を「第2条」に、「第3条から第5条まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改め、同項第2号中「第6条の規定に該当する」を「第6条又は第6条の2の規定に該当する」に、「第6条の規定により計算した」を「第2条の3、第3条、第5条から第5条の3まで及び第6条から第6条の4までの規定により計算した」に改める。

附則第12項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第13項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則第14項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 17 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成18年3月31日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第6条の5第2項に規定する職員の給与に関する条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の水俣市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の水俣市職員退職手当支給条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第7条の規定による改正前の水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第38号。以下この条及び次条において「条例第38号」という。）附則第3項から第6項まで並びに附則第8条の規定による改正前の水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年条例第34号。以下この条及び次条において「条例第34号」という。）附則第12項の規定により計算した退職手当の額が、新条例第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第12項から第14項まで、附則第4条、附則第5条、附則第7条の規定による改正後の条例第38号附則第3項から第6項まで並びに附則第8条の規定による改正後の条例第34号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 2 職員のうち新条例第7条第5項及び第6項並びに第7条の4第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第4号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であって、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれるものがあるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と、「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と、「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条から第5条の2まで、第6条及び附則第12項から第14項まで、附則第7条の規定による改正前の条例第38号附則第4項から第7項まで並びに附則第8条の規定による改正前の条例第3号附則第12項の規定により計算した退職手当の額（以下「旧条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

捧 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が100,000円を超える場合には、100,000円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の5に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

放 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が1,000,000円を超える場合には、1,000,000円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の70に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

方 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額（その少ない額が500,000円を超える場合には、500,000円）

ア 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額の100分の30に相当する額

イ 新条例等退職手当額から旧条例退職手当額を控除した額

2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用については、同条第1項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成18年条例第 号）附則第2条第1項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

第5条 新条例第6条の4の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成8年4月1日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第1項	その者の基礎在職期間（	平成8年4月1日以後のその者の基礎在職期間（
第2項	基礎在職期間	平成8年4月1日以後の基礎在職期間

第6条 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第7条 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「（傷病又は死亡によらず、その者の都合により退職した者に係る退職手当に関する部分を除く。）」を削り、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条の2」を「第5条の3」に改める。

附則第4項中「第4条（）」を「第3条第1項（）」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第4条及び」を「第3条第1項及び第5条の2並びに」に改める。

附則第5項中「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「第5条及び第5条の2並びに」を「第5条から第5条の3まで及び」に改める。

附則第6項中「第3条から第5条の2まで及び第6条」を「第2条の3から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで」に改める。

（水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（平成15年条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第4条」を「第3条第1項」に、「退職手当の額」を「退職手当の基本額」に、「同条の」を「同項の」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第9条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成12年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を次のように改める。

2 退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、派遣の期間は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

（水俣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第10条 水俣市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第7条第4項」を「第6条の4第1項及び第7条第4項」に、「同項」を「同条例第6条の4第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 育児休業をした期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）についての水俣市職員退職手当支給条例（昭和38年告示第80号）第7条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」とする。

（公益法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第11条 公益法人等への水俣市職員の派遣等に関する条例（平成14年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第7条第4項」を「第6条の4第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 派遣職員に関する退職手当条例第6条の4第1項及び第7条第4項の規定の適用については、職員派遣の期間（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に規定する育児休業の期間を除く。）は、退職手当条例第6条の4第1項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

第17条中「第7条第4項」を「第6条の4第1項」に改める。

（提案理由）

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行されることに準じて、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第28号

### 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第67条第1項中「4月1日から同月30日」を「5月1日から同月31日」に、「12月1日から同月25日」を「12月1日から同月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（提案理由）

固定資産税の第1期及び第3期の納期限を変更することにより、平成18年度評価替えへの対応及び納税義務者の利便向上を図るため、地方税法第362条第1項の規定に基づき、本案のように制定しようとするものである。

---

## 議第29号

### 水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例（昭和49年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第15条第3項」を「第15条第5項」に改める。

第12条を削り、第13条を第12条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について管理委託制度から指定管理者制度へ移行されるため及び所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

### 議第30号

水俣メモリアルを設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣メモリアルを設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 水俣メモリアルを設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣メモリアルを設置等に関する条例(平成8年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正により、管理委託制度から指定管理者制度へ移行するため、本案のように制定しようとするものである。

---

### 議第31号

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例(平成12年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(保険料率)

第2条 平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

捧	介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者	25,900円
放	令第39条第1項第2号に掲げる者	31,100円
方	令第39条第1項第3号に掲げる者	36,800円
朋	令第39条第1項第4号に掲げる者	51,900円
法	令第39条第1項第5号に掲げる者	67,500円
泡	令第39条第1項第6号に掲げる者	85,600円

烹 令第39条第1項第7号に掲げる者 93,400円

2 平成18年度から平成20年度までの令第39条第1項第5号イの市町村の定める額は、200万円とする。

3 平成18年度から平成20年度までの令第39条第1項第6号イの市町村の定める額は、300万円とする。

第4条第3項中「令第38条」を「令第39条」に、「又は第4号口」を「、第4号口、第5号口並びに第6号口」に、「第4号まで」を「第6号まで」に改める。

第9条第1項第5号中「令第38条」を「令第39条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の水俣市介護保険条例第2条の規定は、平成18年度分の保険料から適用し、平成17年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成18年度における保険料率の特例)

第3条 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(平成18年政令第 号。この条及び次条において「平成18年介護保険等改正令」という。)附則第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成18年度の保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

捧 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)が課されていないものとした場合、第2条第1項第1号に該当するもの 34,200円

放 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第2号に該当するもの 41,500円

方 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第3号に該当するもの 41,500円

朋 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項の適用を受けるもの(以下この項において「第2項経過措置対象者」という。)に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第1号に該当するもの 39,400円

法 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第2号に該当するもの 46,700円

泡 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第3号に該当するもの 46,700円

烹 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第2項経過措置対象者に限る。)が平成18年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第4号に該当するもの 57,000円

(平成19年度における保険料率の特例)

第4条 平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第3号又は第4号のいずれかに該当する第1号被保険者の平成19年度の保険料率は、第2条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

捧 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度

分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第1号に該当するもの  
43,000円

放 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度  
分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第2号に該当するもの  
46,700円

方 第2条第1項第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成19年度  
分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1項第3号に該当するもの  
46,700円

朋 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（地方税法等  
の一部を改正する法律附則第6条第4項の適用を受けるもの（以下この項において「第4項経過措置対象者」  
という。）に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第  
2条第1項第1号に該当するもの 53,400円

法 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過  
措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、  
第2条第1項第2号に該当するもの 57,000円

泡 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過  
措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、  
第2条第1項第3号に該当するもの 57,000円

烹 第2条第1項第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第4項経過  
措置対象者に限る。）が平成19年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、  
第2条第1項第4号に該当するもの 62,300円

（提案理由）

介護保険法第129条第2項の規定に基づく保険料率の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものである。

### 議第32号

#### 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

#### 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例

水俣市漁港管理条例（平成6年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第19条を削り、第20条を第19条とし、第21条を第20条とし、第22条を第21条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について管理委託制度から指定管理者制度へ移行されるため、本案のように制定しようとするものである。

### 議第33号

#### 水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例

第7条を削り、第8条を第7条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について管理委託制度から指定管理者制度へ移行されるため、本案のように制定しようとするものである。

---

#### 議第34号

##### 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水俣市公園の設置等に関する条例(平成15年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について管理委託制度から指定管理者制度へ移行されるため、本案のように制定しようとするものである。

---

#### 議第35号

##### 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例

水俣市都市公園条例(平成5年条例第21号)の一部を次のように改正する。

第21条を削り、第22条を第21条とし、第23条を第22条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について管理委託制度から指定管理者制度へ移行されるため、本

案のように制定しようとするものである。

---

### 議第36号

水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
水俣市駅前広場の設置等に関する条例（平成4年条例第29号）の一部を次のように改正する。  
第13条を削り、第14条を第13条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について管理委託制度から指定管理者制度へ移行されるため、本案のように制定しようとするものである。

---

### 議第37号

水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市防災会議条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

水俣市防災会議条例の一部を改正する条例

水俣市防災会議条例（昭和38年告示第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を次のように改める。

5 委員の定数は、50人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

捧 指定地方行政機関の職員

放 陸上自衛隊の自衛官

方 熊本県の職員

朋 熊本県警察の警察官

法 助役、収入役及び教育長

泡 水俣芦北広域行政事務組合消防長及び水俣市消防団長

烹 市の職員

砲 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員

縫 その他市長が必要と認める者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（任期の特例）

2 この条例による改正後の水俣市防災会議条例第3条第5項の規定により最初に任命された委員の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、平成19年5月31日までとする。

(提案理由)

防災会議の委員に陸上自衛官を追加するため、本案のように制定しようとするものである。

## 議第38号

### 平成18年度水俣市一般会計予算

平成18年度水俣市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,408,430千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

捧 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1.市 税		2,702,791
	1.市 民 税	934,535
	2.固 定 資 産 税	1,537,940
	3.軽 自 動 車 税	54,925
	4.た ば こ 税	167,739
5.入 湯 税	7,652	
2.地 方 譲 与 税		330,000
	1.自 動 車 重 量 譲 与 税	95,000
	2.地 方 道 路 譲 与 税	35,000
	3.特 別 と ん 譲 与 税	4,000
4.所 得 譲 与 税	196,000	
3.利 子 割 交 付 金		10,000
	1.利 子 割 交 付 金	10,000
4.配 当 割 交 付 金		2,800
	1.配 当 割 交 付 金	2,800
5.株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		3,500
	1.株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,500

6.地方消費税交付金		259,000
	1.地方消費税交付金	259,000
7.ゴルフ場利用税交付金		12,000
	1.ゴルフ場利用税交付金	12,000
8.自動車取得税交付金		40,000
	1.自動車取得税交付金	40,000
9.地方特例交付金		72,000
	1.地方特例交付金	72,000
10.地方交付税		4,606,000
	1.地方交付税	4,606,000
11.交通安全対策特別交付金		4,404
	1.交通安全対策特別交付金	4,404
12.分担金及び負担金		186,968
	1.分担金	1
	2.負担金	186,967
13.使用料及び手数料		159,261
	1.使用料	136,106
	2.手数料	23,155
14.国庫支出金		1,201,533
	1.国庫負担金	1,082,014
	2.国庫補助金	111,567
	3.委託金	7,952
15.県支出金		760,265
	1.県負担金	505,411
	2.県補助金	220,005
	3.委託金	34,849
16.財産収入		25,913
	1.財産運用収入	13,304
	2.財産売払収入	12,609
17.寄附金		20
	1.寄附金	20
18.繰入金		303,309
	1.基金繰入金	303,309
19.繰越金		1
	1.繰越金	1
20.諸収入		311,865
	1.延滞金加算金及び過料	3,363
	2.市預金利子	1
	3.貸付金元利収入	161,734
	4.雑収入	146,767
21.市債		416,800
	1.市債	416,800
歳入	合計	11,408,430

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議 会 費		182,642
	1. 議 会 費	182,642
2. 総 務 費		1,398,688
	1. 総 務 管 理 費	894,591
	2. 徴 税 費	163,089
	3. 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	69,612
	4. 選 挙 費	25,364
	5. 統 計 調 査 費	210,332
	6. 監 査 委 員 費	35,700
3. 民 生 費		3,675,631
	1. 社 会 福 祉 費	1,471,033
	2. 児 童 福 祉 費	1,467,732
	3. 生 活 保 護 費	736,866
4. 衛 生 費		1,823,357
	1. 保 健 衛 生 費	668,482
	2. 清 掃 費	697,414
	3. 簡 易 水 道 設 置 費	6,539
	4. 環 境 対 策 費	150,922
	5. 病 院 費	300,000
5. 農 林 水 産 業 費		190,295
	1. 農 業 費	128,934
	2. 林 業 費	37,254
	3. 水 産 業 費	24,107
6. 商 工 費		210,535
	1. 商 工 費	210,535
7. 土 木 費		1,103,354
	1. 土 木 管 理 費	4,053
	2. 道 路 橋 り よ う 費	117,593
	3. 河 川 費	606
	4. 港 湾 費	335
	5. 都 市 計 画 費	838,553
	6. 住 宅 費	142,214
8. 消 防 費		359,513
	1. 消 防 費	359,513
9. 教 育 費		889,084
	1. 教 育 総 務 費	130,647
	2. 小 学 校 費	145,306
	3. 中 学 校 費	158,338
	4. 社 会 教 育 費	177,847
	5. 保 健 体 育 費	276,946
10. 災 害 復 旧 費		12
	1. 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1
	2. 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	9

	3.文教施設災害復旧費	1
	4.その他公共施設・公用施設災害復旧費	1
11.公債費		1,560,319
	1.公債費	1,560,319
12.予備費		15,000
	1.予備費	15,000
歳出	合計	11,408,430

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
印刷機リース料 (総務課)	自平成19年度 至平成23年度	千円 866
固定資産土地鑑定評価業務委託料 (税務課)	自平成19年度 至平成20年度	6,930
戸籍電算保守委託料 (市民課)	自平成19年度 至平成19年度	1,350
住民基本台帳ネットワーク端末機器借上料 (市民課)	自平成19年度 至平成19年度	65
戸籍電算保守委託料 (市民課)	自平成18年度 至平成23年度	14,549
戸籍情報システム借上料 (市民課)	自平成18年度 至平成23年度	33,220
久木野ふるさとセンター管理委託料 (農林水産課)	自平成19年度 至平成20年度	11,500
東部センター管理委託料 (農林水産課)	自平成19年度 至平成20年度	3,240
はぜのき館管理委託料 (農林水産課)	自平成19年度 至平成20年度	2,674
フィッシングパーク管理委託料 (農林水産課)	自平成19年度 至平成20年度	8,768
小型合併処理浄化槽設置整備資金の融資に対する利子補給 (下水道課)	自平成19年度 至平成23年度	融資に対する利子補給 額に同じ
小型合併処理浄化槽設置整備資金の融資に対する損失補償 (下水道課)	自平成18年度 至平成24年度	融資に対する未償還元 金利子及び延滞利子額 に同じ
複写機リース料(小学校) (教育総務課)	自平成19年度 至平成23年度	3,795
複写機リース料(中学校) (教育総務課)	自平成19年度 至平成23年度	2,951
印刷機リース料(小学校) (教育総務課)	自平成19年度 至平成23年度	2,522
印刷機リース料(中学校) (教育総務課)	自平成19年度 至平成23年度	1,765
パソコンリース料(小学校) (教育総務課)	自平成19年度 至平成23年度	21,994

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 14,900	証書借入又は 証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる政府資 金等について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率。)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権者 と協定するものによる。た だし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短 縮し、又は、繰上償還若し くは低利に借換えることが できる。
公営住宅建設事業	50,900			
減税補てん債	28,000			
臨時財政対策費	323,000			
計	416,800			

議第39号

平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,775,867千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

捧 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

放 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1.国民健康保険税		841,587
	1.国民健康保険税	841,587
2.使用料及び手数料		519
	1.手数料	519
3.国庫支出金		1,242,211
	1.国庫負担金	805,408
	2.国庫補助金	436,803
4.県支出金		177,927
	1.県負担金	15,246

	2. 県 補 助 金	162,681
5. 療 養 給 付 費 等 交 付 金		959,564
	1. 療 養 給 付 費 等 交 付 金	959,564
6. 共 同 事 業 交 付 金		35,765
	1. 共 同 事 業 交 付 金	35,765
7. 財 産 収 入		23
	1. 財 産 運 用 収 入	23
8. 繰 入 金		513,841
	1. 他 会 計 繰 入 金	242,557
	2. 基 金 繰 入 金	271,284
9. 繰 越 金		2
	1. 繰 越 金	2
10. 諸 収 入		4,428
	1. 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2,424
	2. 市 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	2,003
歳 入 合 計		3,775,867

歳 出

( 単 位 : 千 円 )

款	項	金 額
1. 総 務 費		63,808
	1. 総 務 管 理 費	33,256
	2. 徴 税 費	24,360
	3. 運 営 協 議 会 費	76
	4. 趣 旨 普 及 費	60
	5. 国 民 健 康 保 険 特 別 対 策 費	6,056
2. 保 険 給 付 費		2,699,873
	1. 療 養 諸 費	2,412,922
	2. 高 額 医 療 費	274,489
	3. 移 送 費	2
	4. 出 産 育 児 諸 費	7,200
	5. 葬 祭 諸 費	5,260
3. 老 人 保 健 拠 出 金		728,764
	1. 老 人 保 健 拠 出 金	728,764
4. 介 護 納 付 金		165,230
	1. 介 護 納 付 金	165,230
5. 共 同 事 業 拠 出 金		60,988
	1. 共 同 事 業 拠 出 金	60,988
6. 保 健 事 業 費		11,074
	1. 保 健 事 業 費	11,074
7. 基 金 積 立 金		23
	1. 基 金 積 立 金	23
8. 公 債 費		329
	1. 公 債 費	329
9. 諸 支 出 金		5,778

	1.償還金及び還付加算金	2,540
	2.繰出金	3,238
10.予備費		40,000
	1.予備費	40,000
歳出	合計	3,775,867

議第40号

平成18年度水俣市老人保健特別会計予算

平成18年度水俣市保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,478,711千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、180,000千円と定める。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位:千円)

款	項	金額
1.支払基金交付金		2,336,299
	1.支払基金交付金	2,336,299
2.国庫支出金		1,410,666
	1.国庫負担金	1,409,196
	2.国庫補助金	1,470
3.県支出金		352,299
	1.県負担金	352,299
4.繰入金		379,442
	1.一般会計繰入金	379,442
5.繰越金		1
	1.繰越金	1
6.諸収入		4
	1.市預金利子	1
	2.雑収入	3
歳入	合計	4,478,711

歳出 (単位:千円)

款	項	金額
1.総務費		26,349
	1.総務管理費	26,349
2.医療諸費		4,450,361
	1.医療諸費	4,450,361
3.諸支出金		1

	1. 諸 支 出 金	1
4. 予 備 費		2,000
	1. 予 備 費	2,000
歳 出	合 計	4,478,711

議第41号

平成18年度水俣市介護保険特別会計予算

平成18年度水俣市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,542,930千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、150,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

捧 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

放 保険給付費の各項に計上された予算総額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位:千円)

款	項	金額
1. 保 険 料		403,318
	1. 介 護 保 険 料	403,318
2. 分 担 金 び 負 担 金		3,668
	1. 負 担 金	3,668
3. 使 用 料 及 び 手 数 料		97
	1. 手 数 料	97
4. 国 庫 支 出 金		627,672
	1. 国 庫 負 担 金	424,609
	2. 国 庫 補 助 金	203,063
5. 支 払 基 金 交 付 金		752,044
	1. 支 払 基 金 交 付 金	752,044
6. 県 支 出 金		367,193
	1. 県 負 担 金	359,789
	2. 県 補 助 金	7,404
8. 繰 入 金		388,933
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	388,933
9. 繰 越 金		1

	1.繰越金	1
11.諸収入		4
	1.延滞金、加算金及び過料	1
	2.預金利子	1
	3.雑入	2
歳入	合計	2,542,930

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1.総務費		77,837
	1.総務管理費	37,502
	2.徴収費	9,554
	3.介護認定審査会費	30,653
	4.趣旨普及費	4
	5.運営協議会費	124
2.保険給付費		2,413,536
	1.介護サービス等諸費	1,823,878
	2.介護予防サービス等諸費	444,185
	3.その他諸費	4,190
	4.高額介護サービス等費	43,479
	5.特定入所者介護サービス等費	97,804
3.財政安定化基金拠出金		2,477
	1.財政安定化基金拠出金	2,477
4.地域支援事業		41,316
	1.介護予防事業	12,411
	2.包括的支援事業・任意事業	28,905
5.基金積立金		1
	1.基金積立金	1
6.公債費		5,562
	1.公債費	1
	2.財政安定化基金借入金償還金	5,561
7.諸支出金		201
	1.償還金及び還付加算金	201
8.予備費		2,000
	1.予備費	2,000
歳出	合計	2,542,930

議第42号

平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,584,693千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

（一時借入金）

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		17,656
	1. 負担金	17,656
2. 使用料及び手数料		283,583
	1. 使用料	283,572
	2. 手数料	11
3. 国庫支出金		81,000
	1. 国庫補助金	81,000
4. 繰入金		739,914
	1. 繰入金	739,914
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		1,939
	1. 延滞金加算金及び過料	1
	2. 預金利子	10
	3. 雑入	1,928
7. 市債		460,600
	1. 市債	460,600
歳入	合計	1,584,693

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 公共下水道事業費		414,677
	1. 公共下水道事業費	414,677
2. 公債費		1,169,016
	1. 公債費	1,169,016
3. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳出	合計	1,584,693

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する損失補償	自 平成18年度 至 平成24年度	未償還元金利息、延滞利子に対する損失補償額
水洗便所等改造工事資金の融資に対する利子補給	自 平成18年度 至 平成24年度	償還利子に対する利子補給額

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公 共 下 水 道 事 業	千円 223,500	証書借入又は 証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる政府資 金等について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率。)	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ 他の場合には、その債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮し、又は、繰上償還若 しくは低利に借換えること ができる。
公 営 企 業 借 換 債	237,100			

## 議第43号

## 平成18年度水俣市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度水俣市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

捧 病 床 数	総合医療センター	418床(一般414床、感染4床)		
放 年間患者数				
ア 入 院	総合医療センター	133,225人		
イ 外 来	総合医療センター	274,400人		
	診 療 所	2,700人	合 計	277,100人
方 一日平均患者数				
ア 入 院	総合医療センター	365人		
イ 外 来	総合医療センター	1,120人		
	診 療 所	27人	合 計	1,147人
朋 主要な建設改良事業				
建 設 工 事 費	総合医療センター	150,847千円		
固 定 資 産 購 入 費				
(車 輛 購 入 費)	総合医療センター	5,200千円		
(器 械 備 品 購 入 費)	総合医療センター	693,726千円	合 計	849,773千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 総合医療センター事業収益	6,306,658千円
第1項 医 業 収 益	6,120,870千円

第2項 医 業 外 収 益	179,087千円
第3項 特 別 利 益	6,701千円
第2款 診 療 所 事 業 収 益	30,893千円
第1項 医 業 収 益	24,010千円
第2項 医 業 外 収 益	6,881千円
第3項 特 別 利 益	2千円
収 益 的 収 入 合 計	6,337,551千円

支 出

第1款 総合医療センター事業費	6,426,493千円
第1項 医 業 費 用	6,177,209千円
第2項 医 業 外 費 用	216,283千円
第3項 特 別 損 失	33,001千円
第2款 診 療 所 事 業 費	26,073千円
第1項 医 業 費 用	25,560千円
第2項 医 業 外 費 用	412千円
第3項 特 別 損 失	101千円
第3款 予 備 費	2,000千円
第1項 予 備 費	2,000千円
収 益 的 支 出 合 計	6,454,566千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額120,717千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額40,513千円、過年度分損益勘定留保資金80,204千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 総合医療センター資本的収入	1,000,161千円
第1項 企 業 債	849,600千円
第2項 固 定 資 産 売 却 代 金	1千円
第3項 補 助 金	2千円
第4項 負 担 金	150,557千円
第5項 繰 入 金	1千円
資 本 的 収 入 合 計	1,000,161千円

支 出

第1款 総合医療センター資本的支出	1,119,878千円
第1項 建 設 改 良 費	849,773千円
第2項 企 業 債 償 還 金	270,105千円
第2款 予 備 費	1,000千円
第1項 予 備 費	1,000千円
資 本 的 支 出 合 計	1,120,878千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総合医療センター	病院施設整備事業	千円 150,700	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は、繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
	医療機械器具整備事業	698,900			
計		849,600			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

病院別	区分	科目		備考
		捧職員給与費	放交際費	
1	総合医療センター	3,776,366千円 (3,426,518)	500千円	
2	久木野診療所	9,479 (8,888)		
	合計	3,785,845 (3,435,406)	500	

上記の( )書きは、一般職員分内書。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、次のとおりと定める。

病院別	限度額
1 総合医療センター	1,448,000千円
2 久木野診療所	14,590
合計	1,462,590

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

## 議第44号

### 平成18年度水俣市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度水俣市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

捧給水戸数	10,560戸
放年間総給水量	3,357,326頃
方1日平均給水量	9,198頃
朋 主要な建設改良事業	
ア 建設改良工事	下水道工事に伴う陣内・古城東部地区配水管移設工事 67,000千円

イ 機械器具購入費 古城配水池電磁流量計取替 5,481千円  
 (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	水道事業収益	505,959千円
第1項	営業収益	505,348千円
第2項	営業外収益	609千円
第3項	特別利益	2千円
支 出		
第1款	水道事業費	436,807千円
第1項	営業費用	356,035千円
第2項	営業外費用	79,620千円
第3項	特別損失	152千円
第4項	予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額190,960千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額6,825千円、減債積立金50,000千円及び過年度分損益勘定留保資金134,135千円で補てんするものとする。)

収 入		
第1款	資本的収入	41,371千円
第1項	負担金	41,370千円
第2項	固定資産売却代金	1千円
支 出		
第1款	資本的支出	232,331千円
第1項	建設改良費	150,122千円
第2項	企業債償還金	81,209千円
第3項	予備費	1,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1項営業費用及び第2項営業外費用の予定支出に不足額を生じたときの相互間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

捧職員給与費	138,356千円
放交際費	50千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、985千円と定める。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

## 議第45号

### 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

平成17年度水俣市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ13,897千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,187,016千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加・変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加・変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加・変更は、「第4表地方債補正」による。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正(第6号)

歳入

(単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1.市 税		2,671,646	8,583	2,663,063
	1.市 民 税	901,448	22,994	878,454
	2.固 定 資 産 税	1,541,245	14,373	1,555,618
	5.入 湯 税	9,548	38	9,586
12.分 担 金 及 び 負 担 金		202,899	9,891	193,008
	1.分 担 金	15,381	8,674	6,707
	2.負 担 金	187,518	1,217	186,301
13.使 用 料 及 び 手 数 料		158,127	300	157,827
	1.使 用 料	135,738	300	135,438
14.国 庫 支 出 金		1,651,870	8,893	1,660,763
	1.国 庫 負 担 金	1,239,832	60,083	1,179,749
	2.国 庫 補 助 金	401,938	69,216	471,154
	3.委 託 金	10,100	240	9,860
15.県 支 出 金		1,025,277	107,942	917,335
	1.県 負 担 金	505,008	15,236	489,772
	2.県 補 助 金	446,149	91,032	355,117
	3.委 託 金	74,120	1,674	72,446
16.財 産 収 入		224,554	43,706	180,848
	2.財 産 売 払 収 入	213,569	43,706	169,863
18.繰 入 金		298,843	6,135	292,708
	1.基 金 繰 入 金	298,843	6,135	292,708
19.繰 越 金		75,119	43,292	118,411
	1.繰 越 金	75,119	43,292	118,411
20.諸 収 入		358,863	24,575	383,438
	4.雑 入	194,654	24,575	219,229
21.市 債		1,412,500	85,900	1,498,400
	1.市 債	1,412,500	85,900	1,498,400

補正されなかった款に係る額	5,121,215		5,121,215
歳入合計	13,200,913	13,897	13,187,016

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 議会費		175,159	580	174,579
	1. 議会費	175,159	580	174,579
2. 総務費		1,825,860	133,794	1,959,654
	1. 総務管理費	1,243,800	150,085	1,393,885
	2. 徴税費	180,103	1,098	179,005
	3. 戸籍住民基本台帳費	68,856	28	68,828
	4. 選挙費	64,911	4,731	60,180
	5. 統計調査費	232,744	10,445	222,299
	6. 監査委員費	35,446	11	35,457
3. 民生費		3,861,037	128,819	3,732,218
	1. 社会福祉費	1,548,911	63,669	1,485,242
	2. 児童福祉費	1,617,823	82,793	1,535,030
	3. 生活保護費	694,303	17,643	711,946
4. 衛生費		1,872,459	14,117	1,858,342
	1. 保健衛生費	661,047	1,014	660,033
	2. 清掃費	642,907	12,198	630,709
	4. 環境対策費	157,523	905	156,618
5. 農林水産業費		398,346	32,664	365,682
	1. 農業費	275,617	32,169	243,448
	2. 林業費	73,389	337	73,052
	3. 水産業費	49,340	158	49,182
6. 商工費		243,607	1,661	241,946
	1. 商工費	243,607	1,661	241,946
7. 土木費		1,824,085	89,203	1,913,288
	2. 道路橋りょう費	413,275	7,410	405,865
	3. 河川費	33,356	8,879	42,235
	4. 港湾費	27,815	1,442	26,373
	5. 都市計画費	895,062	96,644	991,706
	6. 住宅費	453,389	7,468	445,921
	8. 消防費		355,092	7,859
9. 教育費		856,697	7,094	849,603
	1. 教育総務費	129,378	2,899	126,479
10. 災害復旧費		111,259	44,143	67,116
	1. 農林水産施設災害復旧費	33,641	19,379	14,262
	2. 公共土木施設災害復旧費	77,616	24,764	52,852
	3. 中学校費	154,328	2,455	151,873
	4. 社会教育費	178,696	271	178,967

11.公債費		1,662,312	43	1,662,355
	1.公債費	1,662,312	43	1,662,355
補正されなかった款に係る額		15,000		15,000
歳出合計		13,200,913	13,897	13,187,016

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2.総務費	1.総務管理費	人事給与システム改修業務委託料	千円 5,601
3.民生費	2.児童福祉費	次世代育成支援施設整備事業	51,615
5.農林水産業費	1.農業費	経営構造対策事業	12,660
7.土木費	2.道路橋りょう費	栄町地区コミュニティ道路整備事業	6,010
		八ノ窪・湯出線道路改良(交付金)事業	35,010
		桜ヶ丘・大戸口線道路新設(地方特定)事業	27,100
		宝川内線道路改良事業	49,060
	5.都市計画費	月浦台地開発事業	120,672

2 変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
7.土木費	6.住宅費	公営住宅 建替事業	千円 346,988	公営住宅 建替事業	千円 358,689

第3表 債務負担行為補正

1 追加

事項	期間	限度額
水俣市議会会議録印刷業務(議会事務局)	自平成17年度 至平成18年度	千円 479
みなまた市議会だより印刷業務(議会事務局)	自平成17年度 至平成18年度	336
防災行政無線保守点検委託料(総務課)	自平成17年度 至平成18年度	5,172
広報みなまた印刷業務(総務課)	自平成17年度 至平成18年度	3,650
市民活動総合補償保険料(企画課)	自平成17年度 至平成18年度	1,727
庁舎特定建築物維持管理業務委託料(財政課)	自平成17年度 至平成18年度	368
市庁舎清掃委託料(財政課)	自平成17年度 至平成18年度	3,000
共済組合会館エレベーター保守点検委託料(財政課)	自平成17年度 至平成18年度	504
所得税及び市県民税申告書データパンチ委託料(税務課)	自平成17年度 至平成18年度	794
エレベーター保守点検委託料(水俣病資料館)(環境対策課)	自平成17年度 至平成18年度	479
施設警備委託料(水俣病資料館)(環境対策課)	自平成17年度 至平成18年度	315

施設警備委託料（保健センター） （健康推進課）	自 平成17年度 至 平成18年度	70
施設警備委託料（老人福祉センター） （福祉課）	自 平成17年度 至 平成18年度	315
施設警備委託料（新水俣駅交流センター） （商工観光課）	自 平成17年度 至 平成18年度	227
土木積算システムリース料 （土木課）	自 平成17年度 至 平成22年度	12,474
水俣産業団地用地取得造成事業及び附帯等 事業に係る債務保証（都市政策課）	自 平成17年度 至 平成18年度	164,410
施設警備委託料（小学校） （教育総務課）	自 平成17年度 至 平成18年度	2,835
施設警備委託料（中学校） （教育総務課）	自 平成17年度 至 平成18年度	2,205
施設警備委託料（蘇峰記念館） （生涯学習課）	自 平成17年度 至 平成18年度	315
エレベーター保守点検委託料（図書館） （生涯学習課）	自 平成17年度 至 平成18年度	473
施設警備委託料（公民館） （生涯学習課）	自 平成17年度 至 平成18年度	315
施設清掃委託料（図書館） （生涯学習課）	自 平成17年度 至 平成18年度	400
図書館情報システム保守点検委託料（図書館） （生涯学習課）	自 平成17年度 至 平成18年度	788
施設警備委託料 （学校給食センター）	自 平成17年度 至 平成18年度	315

## 2 変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
文化会館管理委託料 （生涯学習課）	自 平成17年度 至 平成20年度	千円 74,838	自 平成17年度 至 平成20年度	千円 70,966
徳富蘇峰・蘆花施設管理委託料 （生涯学習課）	自 平成17年度 至 平成20年度	16,555	自 平成17年度 至 平成20年度	16,512
体育施設管理委託料 （スポーツ振興課）	自 平成17年度 至 平成18年度	58,388	自 平成17年度 至 平成18年度	56,109
武道館管理委託料 （スポーツ振興課）	自 平成17年度 至 平成20年度	21,478	自 平成17年度 至 平成20年度	21,125

第4表 地方債補正

## 1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公有林整備事業	千円 51,600	証書借入又は 証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる政府資 金等について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率。)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合にはその債権者と協定するも のによる。ただし、市財政の都 合により据置期間及び償還期限 を短縮し、又は、繰上償還若し くは低利に借換えすることがで きる。
計	51,600			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
一 般 公 共 事 業 ( 海 岸 事 業 )	千円 12,100				千円 21,100			
一 般 公 共 事 業 ( 農 業 農 村 事 業 )	8,800				11,000			
一 般 公 共 事 業 ( 災 害 関 連 事 業 )	9,800				5,800			
一 般 単 独 事 業	67,700				70,400			
過 疎 対 策 事 業	128,200				105,900			
県道路整備事業負担金	10,400				9,800			
公 営 住 宅 建 設 事 業	208,800				268,600			
自 然 災 害 防 止 事 業	9,700				8,600			
災 害 復 旧 事 業	28,900				17,500			
補正されなかった事業に係る額	928,100				928,100			
計	1,412,500				1,446,800			

議第46号

平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,624千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,640,746千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		1,247,716	2,624	1,250,340
	2. 国 庫 補 助 金	407,870	2,624	410,494
補正されなかった款に係る額		2,390,406		2,390,406
歳 入 合 計		3,638,122	2,624	3,640,746

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
9. 諸 支 出 金		6,041	2,624	8,665
	2. 繰 出 金	3,234	2,624	5,858
補正されなかった款に係る額		3,632,081		3,632,081
歳 出 合 計		3,638,122	2,624	3,640,746

議第47号

平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成17年度水俣市介護保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ192,318千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,463,788千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 保険料		328,375	139	328,514
	1. 介護保険料	328,375	139	328,514
3. 国庫支出金		710,177	47,566	662,611
	1. 国庫負担金	508,770	38,204	470,566
	2. 国庫補助金	201,407	9,362	192,045
4. 支払基金交付金		814,032	62,464	751,568
	1. 支払基金交付金	814,032	42,464	751,568
5. 県支出金		317,982	15,669	302,313
	1. 県負担金	317,982	23,878	294,104
	2. 財政安定化基金支出金	0	8,209	8,209
6. 繰入金		410,763	26,720	384,043
	1. 一般会計繰入金	410,763	26,720	384,043
8. 市債		56,720	40,038	16,682
	1. 市債	56,720	40,038	16,682
補正されなかった款に係る額		18,057		18,057
歳入合計		2,656,106	192,318	2,463,788

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1. 総務費		91,734	2,888	88,846
	1. 総務管理費	47,286	40	47,246
	3. 介護認定審査会費	34,140	2,548	31,592
	5. 運営協議会費	612	300	312
2. 保険給付費		2,543,848	189,430	2,354,418
	1. 介護サービス等諸費	2,215,796	141,788	2,074,008
	2. 支援サービス等諸費	256,247	41,425	214,822
	3. その他諸費	4,300	257	4,043
	4. 高額介護サービス等費	17,478	6,000	23,478
	6. 特定入所者介護サービス費等	50,027	11,960	38,067

補正されなかった款に係る額	20,524		20,524
歳 出 合 計	2,656,106	192,318	2,463,788

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
介護保険事業	千円 56,720				千円 16,682			
計	56,720				16,682			

議第48号

平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,614千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,412,294千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加・変更は、「第3表地方債補正」による。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
2. 使用料及び手数料		272,180	1,614	273,794
	1. 使用料	272,169	1,614	273,783
補正されなかった款に係る額		1,138,500		1,138,500
歳 入 合 計		1,410,680	1,614	1,412,294

歳 出

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1. 公共下水道事業費		387,448	6,271	393,719
	1. 公共下水道事業費	387,448	6,271	393,719
2. 公 債 費		1,022,232	4,657	1,017,575
	1. 公 債 費	1,022,232	4,657	1,017,575
補正されなかった款に係る額		1,000		1,000
歳 出 合 計		1,410,680	1,614	1,412,294

第2表 債務負担行為補正

追加

事 項	期 間	限 度 額
浄化センター等運転管理業務委託料	自 平成17年度 至 平成21年度	千円 368,371

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	千円 42,900	証書借入又は 証券発行	4.0%以内(ただし、 利率見直し方式で 借り入れる政府資 金等について、利 率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率。)	政府資金については、その融 資条件により、銀行その他の場 合には、その債権者と協定する ものによる。ただし、市財政の 都合により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は、繰上償還若 しくは低利に借換えすることが できる。
合 計	42,900			

2 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 230,500				千円 187,600			
補正されなかった事業に係る額	103,500				103,500			
計	334,000				291,100			

議第49号

平成17年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成17年度水俣市病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「119,989千円」を「117,365千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収	入	
第1款 総合医療センター資本的収入	326,589千円	2,624千円	329,213千円
第4項 繰入金	1千円	2,624千円	2,625千円
資本的収入合計	326,589千円	2,624千円	329,213千円

(債務負担行為)

第3条 予算第9条に定めた債務負担行為を次のように改める。

追加

事 項	期 間	限 度 額
総合医療 センター	院内清掃業務委託	自 平成17年度 至 平成18年度
	保安警備業務委託	自 平成17年度 至 平成18年度
		25,534千円
		11,643千円

消防用設備等点検業務委託	自 平成17年度 至 平成18年度	1,238千円
防虫管理施工業務委託	自 平成17年度 至 平成18年度	730千円
医療廃棄物処理業務委託	自 平成17年度 至 平成18年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
看護衣等洗濯委託	自 平成17年度 至 平成18年度	単価契約額に枚数を掛けた額
寝具・病衣借上	自 平成17年度 至 平成18年度	単価契約額に患者数を掛けた額
貸新生児用品借上	自 平成17年度 至 平成18年度	単価契約額に使用量を掛けた額

変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
総合医療センター 総合情報システム	自 平成17年度 至 平成18年度	672,000千円	自 平成17年度 至 平成18年度	579,573千円

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

議第50号

平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成17年度水俣市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 平成17年度水俣市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費	406,482千円	33,820千円	440,302千円
第1項 営業費用	320,843千円	31,231千円	352,074千円
第2項 営外業費用	84,332千円	0千円	84,332千円
第3項 特別損失	307千円	2,589千円	2,896千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

（債務負担行為の追加）

第3条 予算第8条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
第1水源地警備業務委託料	自 平成17年度 至 平成18年度	426千円
休祭日採水業務委託料	自 平成17年度 至 平成18年度	1,082千円
電気設備保安管理業務委託料	自 平成17年度 至 平成18年度	450千円
庁舎清掃業務委託料	自 平成17年度 至 平成18年度	683千円

時間外給水装置検査業務等委託料	自 平成17年度 至 平成18年度	単価契約額に件数を掛けた額
-----------------	----------------------	---------------

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 議第51号

##### 水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について

水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）を次のように変更することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

#### 別冊 水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）（計画書案掲載略）

（提案理由）

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

#### 議第52号

##### 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び水俣芦北広域行政事務組合同規約（平成7年熊本県指令地第17号）の一部を次のとおり変更する。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

##### 水俣芦北広域行政事務組合同規約の一部を変更する規約

水俣芦北広域行政事務組合同規約（平成7年熊本県指令地第17号）の一部を次のとおり変更する。

第3条第7号中「介護認定審査会」を「介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護認定審査会」に改め、同条に次の1号を加える。

縫 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

（提案理由）

一部事務組合の共同処理する事務及び規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

#### 議第53号

##### 市道の路線認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、次のとおり市道の路線を認定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

	路 線	起 点	終 点	重要な経過地
1	古城11号線	古城2丁目地内	古城2丁目地内	な し

(提案理由)

本路線は、現況が公衆道路として利用されており、地権者から寄附申し出があったため、市道に認定しようとするものである。

(添付図掲載略)

#### 議第54号

##### 指定管理者の指定について

水俣市立武道館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市立武道館
- 2 指定管理候補者の名称  
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立武道館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

#### 議第55号

##### 指定管理者の指定について

グリーンスポーツみなまの指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
グリーンスポーツみなま
- 2 指定管理候補者の名称  
水俣自然学校 代表 三村堅一
- 3 指定期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(提案理由)

グリーンスポーツみなまの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

## 議第56号

### 指定管理者の指定について

水俣市立蘇峰記念館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市立蘇峰記念館
- 2 指定管理候補者の名称  
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(提案理由)

水俣市立蘇峰記念館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第57号

### 指定管理者の指定について

徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
徳富蘇峰・蘆花生家
- 2 指定管理候補者の名称  
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間  
平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(提案理由)

徳富蘇峰・蘆花生家の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

---

## 議第58号

### 指定管理者の指定について

水俣市文化会館の指定管理者を次のように指定することとする。

平成18年3月3日提出

水俣市長 宮本勝彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市文化会館
- 2 指定管理候補者の名称

財団法人水俣市振興公社

3 指定期間

平成18年4月1日から平成21年3月31日まで

(提案理由)

水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものである。

\_\_\_\_\_

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長（宮本勝彬君） 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第1号水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について申し上げます。

下水道認可区域外から公共下水道に接続する場合に、受益者負担金と同額の分担金を徴収することにより、公共下水道事業の受益者間の負担の均衡を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第2号水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について及び議第3号水俣市国民保護協議会条例の制定について申し上げます。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が平成16年9月に施行されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第4号水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について、議第5号水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について、議第6号水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について、議第7号水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について、議第8号水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について、議第9号水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について、議第10号みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について、議第11号水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について、議第12号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について、議第13号みなまた観光物産館まつぱっくりの設置等に関する条例の制定について、議第14号水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について、議第15号水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について、議第16号水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について、議第17号水俣市はぜのき館の設置等に関する条例の制定について及び議第18号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第19号水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の情報公開について規定するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第20号水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

情報公開・個人情報保護審査会設置法の罰則規定との整合性を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第21号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の措置を規定するため及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の罰則規定との整合性を図る等のため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第22号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政事務連絡員の設置等により、非常勤職員の報酬を規定するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第23号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

平成17年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第24号水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本市の財政健全化推進の継続を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第25号水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

病院勤務医師及び歯科医師の特殊勤務手当支給の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第26号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本市の財政健全化の推進を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第27号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行されることに準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第28号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

固定資産税の第1期及び第3期の納期限を変更することにより、平成18年度評価がえへの対応及び納税義務者の利便向上を図るため、地方税法第362条第1項の規定に基づき、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第29号水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第30号水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について管理委託制度から指定管理者制度へ移行されるため及び所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第31号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

介護保険法第129条第2項の規定に基づく保険料率の見直しに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第32号水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第33号水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第35号水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について及び議第36号水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について管理委託制度から指定管理者制度へ移行されるため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第37号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

防災会議の委員に陸上自衛官を追加するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第38号平成18年度水俣市一般会計予算について申し上げます。

平成18年度一般会計予算は、市長選挙の実施に伴い、骨格予算として、経常的な経費を中心に編成しております。

予算総額は、歳入歳出それぞれ114億843万円で、平成17年度当初予算と比較すると12億5,328万円、約9.9%の減額となっております。

以下、歳出の主なものについて申し上げます。

第2款総務費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金、電算システム管理運用経費、行政事務委託関係経費、地籍調査事業、第3款民生費に、法人立保育所運営費、生活保護費、児童手当、国民健康保険事業特別会計及び介護保険特別会計への繰出金、障害者自立支援法の施行に伴う経費、

第4款衛生費に、清掃施設管理運営費、ごみ処理費やし尿処理費等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、健康診査事業、乳幼児医療助成事業、合併処理浄化槽設置整備費補助金、水俣病公式確認50年事業、第5款農林水産業費に、久木野ふるさとセンターやフィッシングパークなどの施設管理費、森林組合経営基盤整備事業、土地改良事業資金融資償還補助金、第6款商工費に、商工業資金貸付・出資事業、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの管理事業、地場企業支援事業、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、白浜団地建替事業、市内一円市道維持補修費、市内一円公園維持管理経費、第8款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、防災行政無線管理運用事業、第9款教育費に、小・中学校運営経費、文化・体育施設管理運営経費、エコパーク野球場整備事業、幼稚園就園奨励費補助金などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当いたしております。

また、債務負担行為として、印刷機リース料外16件を計上いたしております。

このほか、地方債につきましては、過疎対策事業債外3件を計上いたしております。

次に、議第39号平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,586万7,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、総務費、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、健事業費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、繰入金、繰越金などをもって充当いたしております。

次に、議第40号平成18年度水俣市老人保健特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億7,871万1,000円を計上いたしております。

歳出につきましては、医療諸費及び一般管理費などを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金などをもって充当しております。

次に、議第41号平成18年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億4,293万円を計上いたしております。

歳出につきましては、総務費、保険給付費、財政安定化基金拠出金、財政安定化基金借入金償還金等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等をもって充当いたしております。

次に、議第42号平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます

予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億8,469万3,000円を計上しております。

歳出におきましては、公共下水道事業費、公債費等を計上いたしております。

なお、公共下水道事業費の主な事業として、浄化センター等運転管理業務委託料、東部污水管整備関係経費ほかを計上いたしております。

これらの財源といたしましては、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、繰入金、市債等をもって充当いたしております。

また、債務負担行為といたしまして、水洗便所等改造資金の融資に対する損失補償外1件を計上いたしております。

このほか、地方債といたしまして、公共下水道事業債及び公営企業借換債を計上いたしております。

次に、議第43号平成18年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に63億3,755万1,000円、収益的支出に64億5,456万6,000円、資本的収入に10億16万1,000円、資本的支出に11億2,087万8,000円を計上いたしております。

収益的収入の主な内容につきましては、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上いたしております。

収益的支出の主な内容につきましては、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上いたしております。

次に、資本的支出の主な内容につきましては、洗切医師住宅建設工事設計監理委託料、洗切医師住宅建設工事等の建設工事費、救急車等の車両購入費、総合情報システム、CR画像読取装置、EOG滅菌器、患者モニタリングシステム等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上いたしております。

このほか、企業債につきましては、病院施設整備事業等病院事業債を計上いたしております。

次に、議第44号平成18年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に5億595万9,000円、収益的支出に4億3,680万7,000円、資本的収入に4,137万1,000円、資本的支出に2億3,233万1,000円を計上いたしております。

資本的支出の主な内容は、配水管改良工事等の建設改良費、企業債償還金等であります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをいたしております。

次に、議第45号平成17年度水俣市一般会計補正予算第6号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,389万7,000円を減額し、補正後の総額を131億8,701万6,000円とするものであります。

主な補正内容といたしましては、第2款総務費に、一般職給与費、地方バス路線維持対策事業、

九州新幹線整備促進事業、第3款民生費に、生活保護費、児童手当支給事務経費、第4款衛生費に、リサイクル推進事業、第5款農林水産業費に、中山間地域総合整備事業、芦北・水俣広域農道整備事業負担金、第7款土木費に、湯の児海岸高潮対策事業、急傾斜地崩壊対策事業負担金、第9款教育費に、小・中学校施設維持管理費等を計上いたしております。

また、各款において、事業の確定等に伴う事業費の減額を計上いたしております。

なお、財源といたしましては、第1款市税、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料、第15款県支出金、第16款財産収入、第18款繰入金を減額し、第14款国庫支出金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債を増額して調整いたしております。

このほか繰越明許費の補正としまして、人事給与システム改修業務委託料外7件を追加し、公営住宅建替事業の金額を変更いたしております。

債務負担行為の補正としましては、水俣市議会会議録印刷業務外23件の追加、文化会館管理委託料外3件の限度額の変更を計上いたしております。

また、地方債の補正としましては、公有林整備事業の追加、過疎対策事業外8件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第46号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ262万4,000円を増額し、補正後の予算総額を36億4,074万6,000円とするものであります。

補正の内容としましては、諸支出金を増額するものです。

これらの財源といたしましては、国庫支出金を増額いたしております。

次に、議第47号平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,231万8,000円を減額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ24億6,378万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、総務費及び保険給付費を減額いたしております。

これらの財源といたしましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等で調整いたしております。

次に、議第48号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ161万4,000円を増額し、補正後の総額を、それぞれ、14億1,229万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、借入利率の確定に伴う公債費の減額等について計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第2款使用料及び手数料をもって調整いたしております。

また、債務負担行為の補正といたしまして、下水道施設運転管理業務委託の追加をいたしております。

このほか、地方債の補正といたしまして、過疎対策事業債の追加及び公共下水道事業債の限度額の変更をいたしております。

次に、議第49号平成17年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入に262万4,000円を増額し、補正後の資本的収入額を3億2,921万3,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしまして、国保直営診療施設整備費交付繰入金の確定に伴い国保調整繰入金を増額するものであります。

また、院内清掃業務委託等の債務負担行為の追加及び総合情報システム導入に係る債務負担行為限度額の変更を計上しております。

次に、議第50号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成17年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を3,382万円増額し、補正後の収益的支出の額を4億4,030万2,000円にするものであります。

また、平成17年度中に契約を締結する必要のある委託料5件について、債務負担行為を設定するものであります。

補正の主な内容といたしましては、固定資産の減価償却単位の変更等に伴い営業費用の額を3,123万1,000円、固定資産の耐用年数変更に係る過年度償却不足額を計上するため特別損失の額を258万9,000円、それぞれ増額補正いたしております。

次に、議第51号水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について申し上げます。

過疎地域自立促進市町村計画の変更については、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第52号水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について申し上げます。

一部事務組合の共同処理する事務及び規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものであります。

次に、議第53号市道の路線認定について申し上げます。

本路線は、現況が公衆道路として利用されており、地権者から寄附申し出があったため、市道に認定しようとするものであります。

次に、議第54号から議第58号まで、指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市立武道館、グリーンスポーツみなまた、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家及び水俣市文化会館の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第1号から議第58号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わり、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6日午前10時から開き、平成17年度各会計補正予算等の審議を行います。

本日はこれで散会します。

午前10時39分 散会

平成18年3月6日

平成18年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

先議案件（平成17年度補正予算等）の表決

# 平成 18 年 3 月第 1 回水俣市議会定例会会議録（第 2 号）

平成18年 3 月 6 日（月曜日）

午前10時 3 分 開議

午後 1 時55分 散会

（出席議員） 22人

緒 方 誠 也 君	西 田 弘 志 君	福 田 齊 君
藤 本 寿 子 君	吉 田 正 和 君	中 村 幸 治 君
大 川 末 長 君	真 野 頼 隆 君	淵 上 道 昭 君
牧 下 恭 之 君	田 中 功 君	谷 口 真 次 君
野 中 重 男 君	清 水 晶 夫 君	本 井 道 弘 君
大 川 久 洋 君	竹 下 武 義 君	岩 阪 雅 文 君
松 本 和 幸 君	千々岩 巧 君	松 本 満 良 君
中 山 徹 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（吉 村 明 賢 君）	次 長（久木田 一 也 君）
議 事 係 長（栄 永 尚 子 君）	書 記（赤 司 和 弘 君）
書 記（岩 坂 正 輝 君）	

（説明のため出席した者） 12人

市 長（宮 本 勝 彬 君）	収 入 役（徳 富 邦 博 君）
総務企画部長兼産業建設部長（森 近 君）	福祉環境部長（吉 海 安 丈 君）
総合医療センター事務部長（葦 浦 博 行 君）	総務企画部次長（仁 木 徳 子 君）
福祉環境部次長（中 田 和 哉 君）	産業建設部次長（桑 畑 達 美 君）
水道局長（山 田 敏 博 君）	教 育 次 長（森 田 幸 治 君）
総務企画部総務課長（田 上 和 俊 君）	総務企画部財政課長（伊 藤 亮 三 君）

議事日程 第2号

平成18年3月6日 午前10時開議

		(付託委員会)
第1	議第28号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	(総務文教)
第2	議第45号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第6号)	(各委)
第3	議第46号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	(厚生)
第4	議第47号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)	(厚生)
第5	議第48号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	(産業建設)
第6	議第49号 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)	(厚生)
第7	議第50号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)	(産業建設)

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時3分 開議

○議長(緒方誠也君) ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長(緒方誠也君) 本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

---

○議長(緒方誠也君) これから日程に従い、議案の質疑に入ります。

日程第1 議第28号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第1、議第28号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第2 議第45号 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第6号)

○議長(緒方誠也君) 日程第2、議第45号平成17年度水俣市一般会計補正予算第6号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第46号 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（緒方誠也君） 日程第3、議第46号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第47号 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（緒方誠也君） 日程第4、議第47号平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第48号 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（緒方誠也君） 日程第5、議第48号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第49号 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（緒方誠也君） 日程第6、議第49号平成17年度水俣市病院事業会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第50号 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（緒方誠也君） 日程第7、議第50号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第3号を議題

とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第28号から議第50号まで議案7件は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時5分 休憩

午後1時40分 開議

○議長(緒方誠也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案7件について、各委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長真野頼隆議員。

(総務文教委員長 真野頼隆君登壇)

○総務文教委員長(真野頼隆君) ただいま議題となりました議案のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第28号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、固定資産税の第1期及び第3期の納期限を変更することにより、平成18年度評価がえへの対応及び納税義務者の利便向上を図るため、地方税法第362条第1項の規定に基づき、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第45号平成17年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

今回の補正の主なものとしては、一般職給与費の調整及び事業確定に伴う事業費の減額であり、歳出の主なものとしては、職員の退職金、九州新幹線鉄道整備事業負担金、葛渡小手すり等設置工事などを計上している。

その財源として、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入等をもって調整している。

また、繰越明許費の補正として、人事給与システム改修業務委託料を追加し、債務負担行為の補正として、水俣市議会会議録印刷業務外16件を追加し、文化会館管理委託料外3件の限度額の変更を行っているとのことでありました。

質疑の中で、地籍調査の進捗状況についてただしたのに対し、全体計画としては146.29平方キロメートルを予定しており、これまで約59平方キロメートルが完了し、進捗率は約40%程度である。事業の終了までには今後10年程度を見込んでいるとの答弁でありました。

また、学校管理費のうち、工事請負費の内容についてただしたのに対し、平成18年度葛渡小学校への入学予定者の中に、肢体の不自由な児童がいるため、校舎、トイレなどに手すりを設置するものであるとの答弁がありました。

討論は特段なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、厚生委員長中山徹議員。

（厚生委員長 中山徹君登壇）

○厚生委員長（中山 徹君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第45号平成17年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、生活保護費、児童手当支給事務経費、第4款衛生費に、リサイクル推進事業等を計上している。

また、各款において、事業の確定等に伴う事業費の減額を計上している。

これらの財源としては、国庫支出金、県支出金等で調整している。

このほか、繰越明許費補正として、次世代育成支援施設整備事業を追加し、債務負担行為補正として、施設警備委託料等を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、生活保護費の増額を計上していることに関して、その被保護率の増加及び理由についてただしたのに対し、昨年4月時点と11月時点との比較で、25世帯44人が増加している。主な理由としては、高齢者で医療費の負担ができなくなるケースが目立っているとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ262万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億4,074万6,000円とするものである。

補正の内容としては、諸支出金を増額するものである。

この財源としては、国庫支出金を増額しているとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第47号平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算第4号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,231万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ24億6,378万8,000円とするものである。

補正の内容としては、総務費及び保険給付費を減額している。

これらの財源としては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等で調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護サービス給付費の減額を計上している理由についてただしたのに対し、前年度からの増加率を加味して、多目に給付費を見込んでいたことや介護保険制度の改正による施設入所者の減少などによるものであるとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第49号平成17年度水俣市病院事業会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、資本的収入に262万4,000円を増額し、補正後の資本的収入額を3億2,921万3,000円とするものである。

補正の主な内容としては、国保直営診療施設整備費交付繰入金の確定に伴い国保調整繰入金を増額するものである。

また、院内清掃業務委託等の債務負担行為の追加及び総合情報システム導入に係る債務負担行為限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業建設委員長田中功議員。

（産業建設委員長 田中功君登壇）

○産業建設委員長（田中 功君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第45号平成17年度水俣市一般会計補正予算第6号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、事業の確定等に伴う事業費の追加、減額等の調整であり、歳出の主なものとして、第5款農林水産業費に、農業生産総合対策事業費補助金、輸入急増農産物対応特別対策事業費補助金、第6款商工費に、みなまた環境テクノセンター管理委託料、第7款土木費に、特殊地下壕対策工事費等を計上するものである。

これらの財源としては、国県支出金や市債等をもって調整している。

また、繰越明許費の補正として、経営構造対策事業外5件を追加し、公営住宅建替事業の変更を計上している。債務負担行為の補正としては、水俣産業団地用地取得造成及び附帯等事業に係る債務保証外2件の追加を計上している。

このほか、地方債については、一般公共事業債等の限度額の変更を計上しているとの説明を受

け、質疑を行いました。

質疑の中で、熊本県信用保証協会保証料負担金の減額理由についてただしたのに対し、当初の見込みよりも、融資の申し込みが少なかったことなどによるものであるとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第48号平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ161万4,000円を増額し、補正後の総額をそれぞれ14億1,229万4,000円とするものである。

補正の主な内容としては、借入利率の確定に伴う公債費の減額等について計上しており、これらの財源としては、第2款使用料及び手数料をもって調整している。

また、債務負担行為の補正として、下水道施設運転管理業務委託の追加をしている。

このほか、地方債の補正として、過疎対策事業債の追加及び公共下水道事業債の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第50号平成17年度水俣市水道事業会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、平成17年度水俣市水道事業会計予算第3条に定める収益的支出の額を3,382万円増額し、補正後の収益的支出の額を4億4,030万2,000円にするものである。

また、平成17年度中に契約を締結する必要のある委託料5件について、債務負担行為を設定するものである。

補正の主な内容としては、固定資産の減価償却単位の変更等に伴い営業費用の額を3,123万1,000円、固定資産の耐用年数変更に係る過年度償却不足額を計上するため特別損失の額を258万9,000円、それぞれ増額補正いたしているとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年3月6日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 緒方 誠也 様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第28号	水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第45号	平成17年度水俣市一般会計補正予算(第6号)付託分	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年3月6日

総務文教常任委員長 中山 徹

水俣市議会議長 緒方誠也様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第45号	平成17年度水俣市一般会計補正予算(第6号)付託分	原案可決	全員賛成
議第46号	平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全員賛成
議第47号	平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決	全員賛成
議第49号	平成17年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年3月6日

総務文教常任委員長 田中 功

水俣市議会議長 緒方誠也様

#### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第45号	平成17年度水俣市一般会計補正予算(第6号)付託分	原案可決	全員賛成
議第46号	平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決	全員賛成
議第50号	平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)	原案可決	全員賛成

○議長(緒方誠也君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第28号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定についてから議第50号平成17年度水俣市水

道事業会計補正予算第3号まで、以上7件を一括して採決します。

本7件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本7件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本7件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(緒方誠也君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明7日から13日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、14日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により14日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は7日正午まで、議案質疑の通告は14日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後1時55分 散会

平成18年3月14日

平成18年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一 般 質 問

# 平成 18 年 3 月第 1 回水俣市議会定例会会議録（第 3 号）

平成18年3月14日（火曜日）

午前 9 時30分 開議

午後 3 時31分 散会

（出席議員） 22人

緒方誠也君	西田弘志君	福田 齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	淵上道昭君
牧下恭之君	田中 功君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	千々岩 巧君	松本満良君
中山 徹君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（吉村明賢君）	次 長（久木田一也君）
議事係 長（栄永尚子君）	書 記（赤司和弘君）
書 記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 13人

市 長（宮本勝彬君）	収 入 役（徳富邦博君）
総務企画部長兼産業建設部長（森 近君）	福祉環境部長（吉海安丈君）
総合医療センター事務部長（葦浦博行君）	総務企画部次長（仁木徳子君）
福祉環境部次長（中田和哉君）	産業建設部次長（桑畑達美君）
水道局長（山田敏博君）	教育次長（森田幸治君）
総務企画部総務課長（田上和俊君）	総務企画部財政課長（伊藤亮三君）
産業建設部商工観光課長（宮森守男君）	

議事日程 第3号

平成18年3月14日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

- 1 松本和幸君
    - 1 市長の心境について
    - 2 産廃最終処分場建設反対について
    - 3 水俣市立総合医療センターについて
    - 4 水俣第一中学校の体操の練習中の事故について
  - 2 谷口真次君
    - 1 市長の公約について
      - 捧 産廃最終処分場について
      - 放 教育問題について
      - 方 経済産業振興について
    - 2 福祉問題について
      - 捧 水俣病患者を含む障がい者対策について
    - 3 企業誘致について
      - 捧 木質系リサイクル企業A S Bエコウッド(株)について
    - 4 市民駅伝について
  - 3 中山徹君
    - 1 IWD東亜熊本の産廃最終処分場問題について
      - 捧 市長の基本的認識について
      - 放 「庁内対策委員会」と「対策室」設置について
      - 方 水俣市廃棄物最終処分場検討委員会について
      - 朋 環境影響評価準備書提出後の市の対応について
      - 法 IWD東亜熊本との交渉について
      - 泡 管理型最終処分場建設差しとめの鹿屋地裁判決について
      - 烹 全国産廃問題市町村連絡会(事務局・御嵩町)加入について
      - 砲 前市長発言内容の事実確認について
    - 2 宅配給食サービスの拡充について
  - 4 淵上道昭君
    - 1 市長の公約について
    - 2 財源確保と財政健全化について
    - 3 雇用問題について
    - 4 学校統廃合について
-

本日の会議に付した事件  
議事日程のとおり

---

午前 9 時31分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

監査委員から、平成17年度の小・中学校、公営企業会計の定期検査、工事監査及び平成18年 1 月分の公営企業会計例月出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、宮森商工観光課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 3 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第 1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、松本和幸議員に許します。

（松本和幸君登壇）

○松本和幸君 おはようございます。

自民党の松本でございます。

まず、さきに行われました市長選挙において当選された宮本市長に対し、心からお喜びとお祝いを申し上げたいと思います。

今、本市を取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。市政発展のため最大限の努力を傾注し、市民の負託にこたえていただきたいと思います。

それでは早速ですが、通告に従って質問をしてみたいです。

市長の心境についてお尋ねいたします。

宮本市長は、今回の市長選立候補に当たり、本市の市政運営についていろいろと思いを抱かれたことと思います。夢がかない、市長という重責を担われたわけですが、市長に就任された現在の心境についてお伺いをいたします。

次に、産廃処分場建設反対についてお伺いいたします。

市長はさきの市長選挙で、産廃最終処分場を絶対とめますと公約され、多くの市民が期待をしていると思います。産廃最終処分場建設をとめる方法をどのように考えておられるのかお伺いします。

次に、水俣市立総合医療センターについてお伺いします。

これまで病院事業は大変厳しい中、坂本院長初め、職員の皆さんの意識改革や経営改善のおかげで、平成15年度より黒字に転換し、今なお継続しておられることに対し、心から敬意を表したいと思います。

病院の建物については、東館は数年前建てかえが終わり、西館も建てかえが予定されていたわけですが、湯之児病院の統廃合問題でおくれてしまいました。

そこで、西館の耐震強度はどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、第一中学校の体操の練習中の事故についてお尋ねいたします。

学校は、子どもたちにとって、勉強やクラブ活動が安心してできる学舎でなければならないと思います。今回、あってはならない事故が起きています。

いつ、どのような事故だったのか、そして現在子どもはどのような状況なのかお伺いいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 松本議員の御質問に順次お答えをいたします。

まず、市長の心境及び産廃最終処分場建設反対については私から、水俣市立総合医療センターについては総合医療センター事務部長から、水俣第一中学校の体操の練習中の事故については教育次長から、それぞれお答えいたします。

まず初めに、市長に就任した現在の心境についての御質問にお答えします。

今回、市民の皆様の御支援を賜り、第16代水俣市長に就任させていただきました。

選挙期間中は、産業廃棄物最終処分場を水俣市に建設させてはならないという立場から、建設反対を第一に掲げ、市内全域を回り、自分の思いを伝えてまいりました。その中で、本市が抱えている課題解決への市長に対する期待と市民の思いも伝わってまいりました。

初登庁以降は、各課から事業の説明、現在の状況、今後の見通し、課題等についてレクチャーを受けましたが、水俣市が抱えている課題には、産業廃棄物の問題、水俣病問題、行財政改革等の極めて厳しいものがあり、改めてその責任の重さをひしひしと感じております。

今後は市民の皆様の負託にこたえるため、これらの諸問題に誠心誠意取り組んでまいりますと

ともに、歴代市長の功績を尊重しながら、市民と協業のまちづくりを基本に、全力で市政運営に努めてまいりますので、議員の皆様の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、宮本市長から、市長になられた心境をお伺いしたわけですが、市長という仕事は大変、いろんな、多方面で仕事があるわけですが、なられたばかりですので、今、私がおの答弁に対してどうこう言うつもりはありませんし、これからの市長の市政運営を十分見きわめながら、自民党としても対処していきたいというふうに思っております。

そういうことで、この質問はこれで終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、産廃最終処分場建設反対について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産廃最終処分場建設反対について、市長は産廃最終処分場建設をとめる方法をどのように考えているかの御質問にお答えをいたします。

水俣市は水俣病の教訓をもとに、環境で苦しんだまちだからこそ、環境にこだわり、環境で立ち直っていこうと、平成4年、世界に向かって環境モデル都市づくり宣言を行っております。

私は、この環境モデル都市づくりを進めていく上で、何をさておいても取り組まなければならないのが産廃最終処分場建設阻止だという信念を持ち、今回の選挙で、その思いを市民の皆様へ訴えてまいりました。そして、今回の市長選挙を通して、市民の皆様へ産廃をとめてほしいという強い願いを受けとめております。

全国の自治体に先駆けて取り組んできたごみの分別リサイクルを初め、私たちはこれまで住民協働でさまざまな環境施策に取り組んでまいりました。それは申すまでもなく、本市環境基本条例で言うところの、水俣病の経験を貴重な教訓として、良好な環境を確保し、海・山・川のある自然環境を市民の生命基盤として次の世代に引き継ぐという理論に基づくものであります。

産廃最終処分場の建設が、その理念に合わず、また、水俣病という負の遺産をベースに、これまで私たち水俣市民が一步一步築き上げてきた生活信条や努力、さらには誇りを奪うものである限り、私は建設計画は断固阻止すべきだと考えておりますので、今後、市議会の皆様を初め、住民の皆様と一体となり、産廃最終処分場の建設に反対していく覚悟でおります。

議員御承知のとおり、3月1日には、3部3局12課の部課長等からなる産業廃棄物最終処分場庁内対策委員会を発足させ、産廃阻止に向けて始動したところであります。今後、本委員会において、産廃問題に関して庁内の情報共有化を図るとともに、環境保全上の問題点について調査検討、関係各課等の意見の集約等、全庁的な対応を検討してまいります。発足の翌日には早速専門家を招いて研修会を開き、また、現在はそれぞれの部署で該当法令などの洗い出しをしております。

す。

さらに、産廃問題を専門に扱う庁内組織の新設につきましても、4月1日付で、新たに課相当の、仮称でございますが、産業廃棄物対策室を設置するため、今議会に水俣市部課設置条例の一部改正議案を追加提案する予定で、現在準備を進めているところであります。

産廃阻止に向けての具体的な方策につきましては、今後、4月1日発足を予定している対策室を中心に、庁内対策委員会、各市民団体、さらには各方面の専門家と連携を密にし、さまざまな可能性を探りながら検討していくこととなりますが、事業者計画撤廃を申し入れるなど、私みずからが事業者と直接交渉することもありましょうし、阻止のためのさまざまな可能性を検討してまいります。

なお、今、水俣では最終処分場建設に対して全市民的な反対運動が盛り上がっておりますが、残念なことに、県外ではほとんど報道されていないのが実情であります。

水俣市民中心の活動に終わることなく、水俣病と闘い、私たちが一步一步苦しみの中で築き上げてきたこの水俣に、最終処分場ができていいのか、このことを、これまでさまざまな形で水俣に思いを寄せてくださった世界じゅうの人々に問いかけながら、環境モデル都市ならではの反対運動を展開し、事業者を初め、国、県に強くアピールしていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、宮本市長の方から産廃処分場の建設の阻止を必ずやっていくんだという強いお話をお伺いしたわけですが、庁内に対策室を4月1日から設置をするということでございますので、これからの仕事でありますので、我々としても、どのような形の中で展開されていくのかわかりませんが、かなり厳しい情勢であるということは、これまで、私も議会としての、この産廃の問題の特別委員会の委員長として、議会としても全会一致で反対をしておりますし、そして、私も委員会の中でも、この特別委員会というのは、産廃を阻止するための委員会であるということをも十分認識してやっていきたいということの発言もしておりますので、そういうことでは産廃に関しては、共有するところもあるわけですので、その付近は連携がとれるのかなというふうに思っております。

ただ、我々も、IWD東亜、それから東亜道路の柴田社長にもお会いしたときに、前松本議長と特別委員会の正副委員長で柴田社長とお会いしたときの話も幾つかありますので、これは、議会事務局にも議事録として残っておりますけども、ちょっとその付近の会話を御紹介をしたいと思います。

水俣の市議会が全会一致で反対することについては、どうなっているのかと思う。第2の水俣病といったような、絶対そういうばかなことはない。日本国の法律によってやっついこうしているのであるから。地元も理解を見せてもらって、市民にも会って、県にもお会いして、たまた

ま知事はおられず、部長にお会いしたが、当方としてはやっていることには問題ないから。全国に5カ所ぐらい最終処分場をやろうと考えている。水俣が3番目である。進める話であれば幾らでも聞くが、だめだという話であれば、それは聞けない。残念である。反対というのではなく、条件をつけるというのであればわかるが。共産党や社会党の議員さんが反対と言われるのはわかるが、市議会全員が反対というのは残念。これくらいは協力してという意味ではやりますが、撤回せよというのであれば、きちんとした納得いく理由と、これまでの経費に対する弁償分はいただくことになる。

こういうようなことを我々が行ったときに、社長が話をされてるわけですね。これはまだたくさんほかにもあります。これは抜粋して今お話をしたわけですが、非常に我々が話をする中でも、一方的に自分たちの考え方を話をされて、要するに水俣の状況というのは十分認識はしているというふうに言葉では言われますけども、我々は話を聞く中で、私は少なくとも十分水俣のことを理解されていないなという判断は、そのときはしております。だからそういう面では、今お話をしたように非常にしたたかな部分があります。そういう面では、よほど市長自身が先頭に立って、ふんどしを締めてかからないと、なかなかこの産廃問題を、処分場を阻止するというのは非常に難しいんじゃないかな。まあ法律の問題もあるでしょうし、その付近はぜひその対策委員会でも十分やっていただきたいというふうに思っております。

それから市長になられてすぐ東京に行かれておるわけですが、その内容は私はわかりませんが、ただ、環境省に行かれたことだけは新聞報道で見えておりますのでわかりますが、私としてはできれば市長が第1に市長選挙のときに掲げておられたのが産廃阻止ですから、僕はそのときも、そのIWD東亜なり、あるいは東亜道路なり行かれたのかなというふうに思っておりましたけども、その付近はどうなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、御指摘がございましたように、大変厳しい状況であるということは、私もしっかり受けとめさせていただいております。今後も市民の皆様方のお力もいただきながら、あるいは議会の皆様方のお力もいただきながら、精いっぱい信念を持って粘り強くやっていきたいと、そういう気持ちは全然変わっておりません。強い意思を持って頑張りたいと思っております。

ただ、先ほど、IWDの社長さんにお会いになったかというようなことでございますが、現在のところお会いしておりません。ただ、後ほどの答弁でも申し上げますけれども、3月末日にはお会いする予定にしております。

○議長（緒方誠也君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、3月末に会われるということでございますが、できるだけ数多く会って話する

ことが大きなきっかけにつながっていくというふうに思いますので、水俣の市長がどういう立場で今回市長になられてるかということは、十分企業としても認識をしてるというふうに思いますので、アポを取らずにでも行かれることによって、向こうは水俣の市長がこうやって来られたということで、また認識を新たにするだろうというふうに思っておりますので、その付近は、東京に行かれるときは、ついだという事じゃなくて、一つの大きな公約ですから、積極的にそういう行動をしていただきたい。そうすることによって、また一つの道が開けるだろうというふうに思っておりますので。

先ほども言いましたように、柴田社長としても、撤回せよというのであればきちんとした納得いく理由ということも言っておりますので、その付近は、少しは何らかの、そういう考え方を持っておるのかなという気持ちはしますけども、これはこれからの水俣市の動向いかにによって決まる問題じゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、積極的にその公約を果たすために努力をしていただきたいというふうに思っております。

以上で終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣市立総合医療センターについて答弁を求めます。

葦浦総合医療センター事務部長。

（総合医療センター事務部長 葦浦博行君登壇）

○総合医療センター事務部長（葦浦博行君） 次に、総合医療センター西館の耐震強度についてお答えします。

当院の西館は、昭和44年に建設され、鉄筋コンクリートづくり5階建てとなっており、平成2年の東館改築時には内外装の改修がなされております。

現在の耐震基準、いわゆる新耐震基準は、昭和56年の建築基準法の改正時に導入され、震度5程度ではほとんど損傷がなく、震度7程度までは倒壊しないことを目標に定められております。

西館は新耐震基準導入以前に建設されたものであり、基準に対して、どの程度の強度があるかは耐震診断をする必要があります。

平成14年度に湯之児病院との統合問題があり、リハビリ館の建設計画を策定する上で、西館の改築の必要性を検討するため、耐震診断を行っております。

その診断結果報告書によりますと、西館の耐震強度は新耐震基準の約9割程度の強度があるというふうにわかっております。また、耐用年数は25年から30年であることがわかっております。

○議長（緒方誠也君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、西館の耐震強度を聞いて少しは安心したわけですが、一応、建設をするということで計画をされていたのが延びたもんですから、いわゆるその耐震問題がどうなっているのかなという、私も一つは不安がありました。先ほども答弁がありましたように、法律の改

正前の耐震度だということですが、法律が改正されて新制度でも25年から30年は大丈夫だということですので、そういう面では一安心ということですので。

私も専門家に一応聞いて、いろいろ状況を尋ねてみましたところ、補強程度であれば十分もつだろうという話を、たまたま病院からもそのところに問い合わせがあったみたいですので、すぐ話が通じたわけですが。そういうことで、補強程度でできるということであれば、これから先、当然将来建て直ししていかなきゃいけない問題ですので、急々になると、資金的な面でいろんな支障を来すわけですので、そういう状況がもう十分大体把握できたわけですから、これから中長期的に考えて、その状況を考えながら対処していただければというふうに思っておりますので、その付近の考え方が、もしある程度わかっておれば答弁をしていただければと思います。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（葦浦博行君） 今、議員さん御指摘のように、当時の法律と新しい法律の中でも耐震補強の義務化というのはなされておりませんが、ただ我々は病院ということで特定建物という考え方でいきますと、なるだけより安全な方がいいという考え方に変わりはございません。ただ耐震の補修関係の改修をいたしますと、大体その14年当時見積もってもらった関係でいけば6,000万から7,000万くらいかかるということで、その当時は、合併がまずありきということございまして、資金的にもそれまで赤字経営でございましたので、余裕がなかったということで、当時については、負担が大き過ぎるということで、考えておりませんでしたけれども、西館につきましては、既にもう35年ぐらい過ぎておりますし、将来的なことも考えれば補修がいいのか、あるいは全面建てかえがいいのかということも検討しなくてはならないというふうに考えております。

○議長（緒方誠也君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、答弁でよくわかりましたので、まあいずれにしても、患者さんたちが安心して治療できるような状況というのは、これは必要ですので、そういう面で中長期的に考えてやっていただければというふうに思っておりますので、以上で質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣第一中学校の体操の練習中の事故について答弁を求めます。

森田教育次長。

（教育次長 森田幸治君登壇）

○教育次長（森田幸治君） 松本議員の水俣第一中学校での体操の練習中の事故について、いつどのような事故だったのかとの御質問にお答えします。

昨年11月8日、火曜日の午後5時10分ごろ、第一中学校の体育館舞台上で新体操の練習に参加した3年生の男子部員が前方空中回転の演技をしようと、助走をつけてマット上で跳躍し、

前方に回転したところ、十分な高さが確保できず、頭頂部から落下し、第5頸椎を脱臼骨折するという事故が発生しました。事故を目撃していた生徒により、職員に通報があり、校長はすぐに救急車出動要請を行う一方、保護者及び教育委員会、そして警察等の関係機関への連絡を行いました。総合医療センターでの診断後、福岡県飯塚市の独立行政法人労働者健康福祉機構総合せき損センターでの手術及び治療を受けることとなり、翌9日水曜日、ヘリコプターによる搬送及び入院手術が行われました。総合医療センターでの医師の診察及び説明の間、教育長への新聞等の取材申し出があったため、保護者に対してどう対応するか相談をしたところ、取材や事故の公表については強く拒否されましたので、取材等にも応じないこととしました。

なお、事故発生については、発生直後に教育長から市長へ報告を入れております。教育委員会では事故発生の一報を受けて、直ちに教育長及び指導主事が病院に向かい、事故の状況確認や保護者等への対応に当たりました。

また、ヘリコプター搬送が翌日になったため、緊急事態に備えて、翌朝まで教頭及び指導主事が病院で待機するとともに、総合せき損センターでの手術には校長及び教育長が待機しました。翌、10日木曜日、午後4時50分から市内の全小・中学校長を集め、臨時校長会を開き、事故の概要及び経過の詳細について報告するとともに、保護者へのサポート体制や学校内の組織体制、今後の取り組みなどについて、意見を出し合い、各学校でも事故防止に全力を挙げること、各学校の職員に対しては、わかっている範囲で事実をきちっと説明することなどが確認されました。

最後に教育長から、起きてしまった事故に対しては全力を挙げて誠心誠意家族に対する誠実な対応をすること、事故の再発防止に全力を挙げるなどについてまとめと指導を行いました。

その後、現在まで学校から頻繁に見舞いに行くなど、保護者との連絡を密にして対応をしているところです。

次に、現在子どもはどのような状況かとお尋ねにお答えします。

総合せき損センターでの手術及び事後経過は順調に推移しており、現在、機能回復訓練に取り組んでいます。精神的にも前向きな姿勢を持ち、この春の進学は不可能となりましたが、来年の高校進学に向けて意欲的に挑戦をしていきたいと、積極的な学習意欲を見せています。

保護者も子どもの希望を尊重し、来年の高校入試挑戦に向けて環境づくりをしていきたいとの希望を持っておられます。

身体機能は事故直後は首から下がほとんど動かない状態でしたが、手術と機能回復訓練により、現在は座ることや両手を使って車いすを操作することができるまで回復しています。しかし、まだ下半身は動かすことができず、両手の指の細かい作業等にも課題が残っています。

事故の直後は、本人、御家族とも精神的な打撃が大きかったことと思いますが、新体操を支える会を初めとする周囲の方々の支援や学校の対応等により、徐々に前向きな気持ちをお持ちにな

っているものと受けとめております。

3月13日、昨日行われました卒業証書授与式には車いすで出席し、みずからの手で卒業証書を受け取りました。作文等でも自分が生きていることの実感や家族への感謝、命の大切さなどについて素直に述べており、本人に精神的な成長の様子を伺うことができます。

今後、まだ治療や機能回復訓練等も継続しなければなりません、その一方で来年の入学試験に備え勉強していきたいという希望を強く持っており、学校や教育委員会としても可能な限りサポートしていきたいと考えております。

学校では、病院が遠隔地にあるため、頻繁に指導訪問をすることが難しい状況ですが、コンピューターや携帯電話等を活用する学習支援ができるよう、環境整備を整え、ドリル学習や添削指導等も含めて、卒業後もサポートしていくことにしています。

いずれにしても、保護者、本人の希望を最大限尊重し、その希望に添っていくことができるよう学校、そして教育委員会として支援体制をつくっていききたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、答弁がありました。要するに学校では、先ほども壇上からでもお話ししましたように、あってはならない事故が起きてしまいました。今初めて詳しい内容をお聞きしたわけですが、非常に大きな、重大な事故であるというふうに、今、答弁を聞いて感じたわけですが、そういう面で、当時公表はされなかった、これは家族の意向だと、私はそれはやっぱり尊重しなければいけない。ただ校長会、あるいは教育委員会でもその事故のことを検討されて、検証されておられるわけですから、少なくとも議会の総務文教委員会には、私はそういう内容というのは報告すべきであろうというふうに思っております。そうすることによって、我々はやっぱり本当に家族のことを思い、言うていけないことは言わないわけですから、やっぱり私は、その本人、家族、今も名前も知りません。住所も知りません。知る必要はないわけです。ただ事故が、そういうことが起きたということは、やはり議会としても当然教えていただかなければ、ただ予算、決算を審議するだけじゃないわけですので、学校問題はやはり全体的なことととらえて、今後のサポート、教育委員会なり、学校はどういうふうを考えておられるのか。足りなければもっとしなさいということを、我々はいろんな面で提案をしていかなきゃいけない。そういうことを私は思って、この質問をするのを、本当に議会として一般質問をしていいかどうかというのも本当に苦慮しました。だけど実際本当にこれだけの重大事故が起きているのに、議会が何も知らされていないということは、僕はちょっと、市立の学校ですので、同じような事故が高校でもあってますね、何年前に。全く同じような事故だというふうに思います。高校は県立ですから、我々には報告がないのは当然だと思いますけども、中学校の場合は、そういう面では、私は報告をされるべきだなというふうに思ったわけですが、報告をされなかった理由は、先ほど家族の

方からのことがあったということですが、しかし、教育委員会と、先ほど言いました校長会は開いて、そういう説明をされておるといことですので、なぜ議会に報告がなかったのか、その付近を、これは当時、市長が教育長ですので、どちらでもいいですので、その付近はどういう形の中で、議会にもそういう話がなかったのかどうか、もし差し支えなければ聞かせていただきたい。それは市長でもいいです。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ただいまの御指摘でございますけれども、当時、私が教育長をさせていただいておりましたので、私の方から答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず、大変不幸な事故が起きてしまったことに対しまして、まずこの場におかりいたしまして、心からおわびを申し上げたいと思ひます。

昨日、卒業式がございました。私も一中の卒業式に参加させていただきましたけれども、その子どもは車いすで壇上に上がりまして、先生方のお力をかりて壇上に上がって自分の手でみずから卒業証書を受け取りました。私も見させていただいておりましたけれども、本当にこう一生懸命に生きていく姿に、涙とともにといひますが、そういう受けとめ方をしたところでもございました。今、さきの答弁でも申し上げましたとおり、当時、保護者であります母親の方から公表は控えさせてほしいというような強い御希望もございまして、その気持ちを受けとめさせていただき、対応させていただきました。

また、その部活動担当の教諭がいましたけれども、この教諭も非常に落ち込みまして、精神状態も極限状態に落ち込んでおりました。したがって、校長の方が二、三日自分の家に連れて行って、いろいろ精神的なケアをしたというような状況もございましたので、私といたしましては、精いっぱい誠意を尽くしながら、そしてしばらく静観をしようというような思ひで、そういう判断をいたしまして、前市長さんに対する報告だけにとどめたということでもございます。しかし、今、御意見をお聞きしておりまして、やはりこういった重大な事故はやはり議会に報告すべきだったと反省をしているところでございます。

今後そういったところ、漏れがないように十分配慮しながら進めてまいりたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方誠也君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、市長の方から当時教育長としておられたわけですので、当時、病院に行かれたことも、先ほど次長の方から答弁がありましたので、私もそういうことは聞いておったわけですが、今、きのう卒業式に行かれて、子どもさんも出席されていたと。その祝辞の大半はその子どものことをお話をされたということですので、私もまあ子どもさんが卒業式に出られた状況まで回復されたということを知って一安心してるわけですが、重大な事故が起きて大変なけがを

されてるわけです。家族にとっても恐らく普通の生活ができるような状況じゃないわけですので、これからいわゆるいろんな補償が、これまでどのような、ただ保険、学校保険だけで対応されているのか、やはり僕は最大限のことをしてやらなきゃいけないというふうに今思っております。だからそういう状況の中で、議会にもいまだ、まだ数字が上がってきてませんので、議会としても、全然その内容はわからなかったわけですが、数字が上がってくれば当然その数字にあった説明を、総務文教委員会の方でされるわけですから、当然その付近で理解もできるわけですけども、まだ全然その数字は私は記憶がないんで、上がってきているかどうかわかりませんが、やはり保険だけで対応できるのかどうか。その付近をどのように考えておられるのか、市長の考え方をお伺いをしたいということでもあります。

それから、市長は就任式のときに、ごあいさつの中で、情報は共有しながら十分議論をしたいということを答弁されておるわけですから、その4カ月前にそういう事故が起きているわけですので、やはりそういう面では、言葉だけじゃなくて本当にそういう情報を共有しながら、やはり今後いろんな面に対応していかなくちゃいかんというふうに私は思いますので、先ほどの市長の答弁を含めて、そういうことで考えていかなくちゃいけないというふうに思っておりますので、その付近の答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 現在のところは学校も、それからいろいろ周りの方々も精いっぱい努力をしていただきながら、誠意をもって対応させていただいているところです。したがって、保護者の方からも補償等の問題につきましては、まだそういったお気持ちの表出はあっておりません。ただ今後どういった保険が適応するのか、あるいは市としてどのような補償ができるのか、そういったところを今検討しているところでございますので、そういったところで、精いっぱい今後も対応していかねばならない。多分そういう状況になるかもしれませんので、またそのときには議会の方にも相談を申し上げながら対応をしてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で松本和幸議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時12分 休憩

午前10時22分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、谷口真次議員に許します。

（谷口真次君登壇）

○谷口真次君 おはようございます。

無限21議員団の谷口です。

初めに、去る2月5日に行われました市長選挙、市議補欠選挙におきまして、見事当選されました宮本市長並びに千々岩議員に対し心からお祝いを申し上げます。まことにおめでとうございます。

さて、今回の選挙におきまして、水俣の真実を語る会と称して、所在も明らかにしていない、代表者も明記していない、誹謗、中傷のビラ、まさしく怪文書が配られました。

怪文書とは、広辞苑の辞書によりますと、いかがわしい文書、無責任で中傷的、暴露的な出所不明の文書や手紙のことです。言いかえると、信用のできない、他人を傷つける文書のことです。当人はもとより、市民の皆さんに誤解と混乱を与えたことはまことに遺憾で残念な思いがいたしました。数名の議員名と会派名が記載されていました。我が会派の緒方議長のことについてもありました。

次のような内容であります。

平成15年5月11日に、だれよりも早く産廃業者と接触、土地の買収前にもかかわらず、市長にも市議会にも報告しなかった。土地の買収前であれば進出をとめられたのに云々とありました。

このことは、昨年12月議会で松本満良議員の一般質問の中で、明確に福祉環境部長が答弁をされておられます。議事録の2の31ページに、緒方議員の方から私どもの方においでになったということにつきましてはそのとおりであります。緒方議員の方から後日おいでになりました。ただ、そのとき私どもの方の情報も全然なかったものですから、先ほど松本議員がおっしゃったようなことにつきましては、お話をしたかと思えますとの答弁でおわかりのように、市として全く情報すら入手していないこの時期に、いち早く的確に伝えているのは明確であります。

水俣の真実を語る会に関与された方や、市民の皆さんに誤解のないように、真実をお伝えして、通告に従い、順次質問に入りたいと思います。

まず、1、市長の公約についてであります。

捧、産廃最終処分場について。

、宮本新市長は、そのような怪文書の出回る中で、まさに正々堂々、誠心誠意行動され、見事当選をされました。現在の心境と今後の決意についてお尋ねをいたします。

、最優先課題の一つとして、さっそく特別対策チームを役所内に結成されたとのことですが、具体的内容と今後の活動についてお尋ねをいたします。

、前市長の諮問機関であります水俣市廃棄物最終処分場検討委員会の今後のあり方についてお尋ねをいたします。

、産廃処分場に関する全国的組織であります全国産廃問題市町村連絡会に加入する考えはあ

るのかお尋ねをいたします。

放、教育問題についてであります。

、日本一の読書のまちづくり、夜読会など読書タイムを推進しますとありますが、具体的にどのようにされるつもりかお尋ねをいたします。

方、経済産業振興についてであります。

、企業、商店等へ金融支援、新しい技術、ノウハウづくりの支援をしますとありますが、具体的にどのようにされるのかお尋ねをいたします。

2、福祉問題についてであります。

関西訴訟最高裁判決以降、国や県としての対策案は出されたものの、なかなか先に進んでいない状況ではないかと思いますが、そこで、お尋ねをいたします。

水俣病患者を含む障害者対策について。

、国や県が提案している水俣病対策の一つに、水俣病患者に対する社会活動支援とありますが、水俣市としては具体策は検討されているのかお尋ねをいたします。

、水俣病患者を含む、障がいを持った人や、社会生活を営む上で困難を持った人のために、地域生活支援センターの機能を持った多機能施設等の建設は考えられないのかお尋ねをいたします。

3、企業誘致について。

少子・高齢化や若者の流出等により、人口減少に歯どめがかからず、水俣市も既に3万人を割り、減少を続けております。地場産業の活性化や企業誘致による雇用の確保が大きな課題となっている中で、木質系リサイクル企業について、昨年9月議会で前市長の答弁の中で、現状と今後の見通しについてありました。バイオマス発電や、蒸気熱を利用する新エネルギーの活用が予定され、廃材のリサイクル事業として、雇用予定100人とのお話もあり、大きな経済効果が期待できるとのことでありました。また、企業の予定として17年度中に建築確認等事務的な作業を行い、ことし夏ごろに工場建設を着手、19年夏ごろに試運転を行い、操業を目指したいという話をいただいておりますとのことであり、市民も大きな期待を持っています。先日、全員協議会にて報告をいただきましたが、再度ここでお尋ねをいたします。

捧、木質系リサイクル企業A S Bエコウッド株式会社について。

のこれまでの経過と事業計画についてお尋ねをいたします。

、今後のA S Bエコウッド株式会社の企業立地について、市の考え方についてお尋ねをいたします。

4、市民駅伝についてでございます。

去る3月5日、小春日和のすばらしいコンディションの中、39チーム、500人近くの選手の方

々が参加され、盛大に行われました。中には72歳、30回以上連続参加されている方もおられまして、大変感動いたしました。運営に当たられたスタッフの方々に心から感謝を申し上げます。今後ますます素晴らしい大会になることを願って質問をいたします。

、現在のエコパークでの開催と、以前行われていた湯の児折り返し時の参加チームの比較と、エコパークのメリットについてお尋ねをいたします。

、以前の湯の児折り返しコース、または他のロードコースを検討する考えはないのかお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 谷口議員の御質問に順次お答えいたします。

まず、市長の公約については私、教育次長及び産業建設部長から、福祉問題については福祉環境部長から、企業誘致については産業建設部長から、市民駅伝については教育次長から、それぞれお答えをいたします。

まず初めに、市長公約の産廃最終処分場について、選挙公約の第1に建設阻止産廃反対を掲げて当選したが、現在の心境とこれからの決意はとの御質問にお答えいたします。

先ほど、松本和幸議員にもお答えしましたとおり、今回私は、水俣の環境モデル都市づくりとは相入れない最終処分場の建設を断固阻止しなければならないという信念を持って立候補したわけですが、選挙戦を通じて、市民の皆様の産廃処分場建設をとめてほしいという強い思いがひしひしと伝わってまいりました。

そして、このように多くの皆様の負託を受けて水俣市長になったことに対し、改めて責任の重大さを痛感しているところであります。この問題だけに限らず、取り組むべき課題は山積しておりますが、いかなる困難が待ち受けていようと、正々堂々、誠心誠意取り組んでいく覚悟でございます。

次に、市内の産廃特別対策チームについては、先ほど松本議員にもお答えしておりますが、まず3月1日に発足した市内関係各部課長等からなる産業廃棄物最終処分場市内対策委員会で市内の情報共有化を図り、産廃問題に関する意識を高めるとともに、関係各課等の意見集約等、全庁的な対応を進めてまいります。

また、4月1日付で新設予定の仮称産業廃棄物対策室につきましては、産廃処分場問題に専従して取り組む部署として、産廃処分場建設阻止のためにさまざまな方策を検討していくこととなりますが、市内の対策委員会はもとより、市民団体とも連携を密にし、全市挙げて産廃処分場建

設阻止運動が展開できるような組織づくりもしていきたいと考えているところです。

次に、前市長の諮問機関である水俣市廃棄物最終処分場検討委員会の今後のあり方についての御質問にお答えします。

この検討委員会につきましては、平成16年8月に発足以来、平成17年4月までに4回の検討委員会が開催されておりますが、委員の任期が昨年8月に切れており、承諾は得ておりますが、新委員の就任については中断している状態であります。これから最終処分場建設阻止を強力に進めるに当たっては、地質・水質等専門家による各種調査、分析等は不可欠なものであると考えます。このことから、今後は検討委員会を改組し、法律の専門家や市民団体を加えるなど、さらに充実をさせていきたいと考えております。

なお、これまでの検討委員会の検討内容につきましては、早急に取りまとめ、今後の参考にいたします。

次に、全国産廃問題市町村連絡会に加入する考えはあるのかという御質問ですが、深刻な産廃問題を抱える全国の市町村が、よりよき問題解決を目指して発足させた同会は、さまざまな情報が交換できる場として、研究研修及び対応策の検討を重ねてきており、本市にとっても非常に有効な組織であると考えておりますので、できるだけ早い時期に加入したいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 教育問題について答弁を求めます。

森田教育次長。

（教育次長 森田幸治君登壇）

○教育次長（森田幸治君） 日本一の読書のまちづくり、夜読会など、読書タイムを推進しますとありますが、具体的にどのようにされるのかとの御質問にお答えします。

近年、子どもの読書離れの傾向が強まる中、子どもの読書環境を整え、子どもの読書活動を推進するため、平成13年12月、子どもの読書活動の推進に関する法律が制定され、その中で、子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであるとうたわれております。

水俣市におきましても、子どもの読書活動については、学校を中心とした取り組みと、市図書館の取り組みの両面から推進しているところであり、地域での読書活動の展開を推進してまいりたいと考えております。

今年度から市図書館では開館時間を平日午後7時まで延長し、利用者の利便性を図っているところです。移動図書館についても、市内の小・中学校を含めた市内48カ所を毎月巡回しており、学校との連携を深め、学校への団体貸し出しのより一層の推進等、学校支援を強化しております。

現在、日本一の読書のまちづくり構想として、夜読会の計画を検討しているところです。

この夜読会は、仮の名称ですが、読書タイムの設定とあわせて、各小・中学校と市立図書館、地域の公民館とで協働しながら実施する方向で考えています。

市図書館は読書の中核施設として、読書タイムの設定及び夜読会や親子読書会などを定期的に開催し、例えば子どもへの読み聞かせや、読書感想交換会のような形で読書に親しめる機会を設けていきたいと考えております。

また、各学校は複数の学校を1グループとし、順番に学校図書館を夜間開放することにより、地域の子どもや大人の読書機会を提供していきたいと考えています。

実現には幾つかの課題もありますが、目的や実施方法等、具体的な点について今後さらに検討を重ねてまいります。

ところで、この企画の重要なポイントは、市民、地域住民の皆様のお力をおかりしたいということです。読書を推進するためのお世話をしていただく方々、ボランティアの方々に支えられて実現していくものではないかと考えています。市民の皆様の御理解と御協力をよろしく願いまする次第です。

その他、学校の先生方と合同での読書推進の取り組み、ブックスタート事業などを検討しています。

ブックスタート事業とは、水俣市保健センターで実施する4カ月児健康診査を受診する親子を対象に、赤ちゃん向けの絵本など配布し、絵本を通した親子の触れ合いや本に親しむきっかけづくりを目的としたものです。

その実施に向けた検討を行うため、昨年8月から、保育園、幼稚園、書店等を含めたワーキンググループを図書館、健康推進課、福祉課こどもセンターで立ち上げ、月1回の学習会や4カ月健診時の読み聞かせを行っているところであります。

熊本県においても、子どもの読書活動の推進を行うため、平成16年に、熊本県子どもの読書活動推進計画（肥後っ子いきいきプラン）が策定されたところですが、当市においても、子どもが読書に親しむ機会を提供するため、水俣市の子ども読書活動推進に関する計画の策定を検討していくことにしております。計画策定を初めとして、読書に親しむ機会の充実を図っていくため、教育委員会を中心とした市民の皆さんのボランティアによるワーキンググループを立ち上げて、今後の施策の検討を行ってまいりたいと考えています。

○議長（緒方誠也君） 経済産業振興について答弁を求めます。

森産業建設部長。

（産業建設部長 森近君登壇）

○産業建設部長（森 近君） 次に、企業、商店への金融支援、新しい技術、ノウハウづくりの支援を具体的にどのようにしていくのかについてお答えします。

企業、商店への金融支援につきましては、本市の地域企業育成策の一環として、重要な施策であると認識しております。

特に、最近の厳しい経済情勢等を考慮しますと、市内企業、商店等が自己資金だけで新たな事業等に取り組むことは大変困難であり、市といたしましても、地域経済の活性化に資する観点から、金融支援を図っていく必要があると考えております。

これまでも、市内中小企業等の経営安定と健全な発展に資するため、水俣市独自に各種融資制度を定め、関係団体や市内金融機関等とも連携しながら、市内企業、商店等への金融支援並びに国・県等の融資制度の紹介等も行っていました。

しかし、市融資制度に関しましては、ここ数年利用者実績が減少する傾向にあります。

これに関して、昨年11月、市内事業所等の相談窓口でもある商工会議所から、資金借入者が負担する基本保証料の軽減を図るなど、市融資制度の金融支援強化を図っていただきたい旨の要望が出されております。

このようなことを踏まえまして、今後は、市としましても、関係団体、市内金融機関等と定期的に意見交換を行い、市内企業、商店等の資金ニーズや市融資制度に対するさまざまな御意見をお聞きし、意見交換の中から出されました市融資制度に関する貴重な御意見をもとに、有効な金融支援が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

新しい技術、ノウハウづくりの支援につきましては、株式会社みなまた環境テクノセンターが平成17年度から九州経済産業局の受託事業であります南九州環境・バイオネットワーク構築事業を実施しているものであります。

これは、地場企業における異業種交流事業等の活性化を図り、新規事業の創出や事業支援を推進するための企業間や産学官のネットワークづくりを行うものであります。

市としましては、テクノセンターとの連携の中で、どのような支援が必要であるか、御意見をお伺いながら、新たな支援策の検討に努めてまいりたいと考えております。

さらに、平成14年度から実施しております産業技術開発・ものづくり補助金制度を引き続き実施し、地場企業の各種研究開発や小規模商品開発に役立てていただくとともに、新たな支援策としましては、平成18年度から、熊本県内で開催されます企業の展示商談会「インフォネット2006」等への出展事業についての補助制度の新設を予定しているところであります。

○議長（緒方誠也君） 谷口真次議員。

○谷口真次君 市長のまず産廃問題に対する考え方から、今回の市長公約の産廃問題は、まさに賛否を問うといえますか、住民投票とも言えるような選挙でありまして、企業から方法書が出されて、それから2年近く、前市長は中立という立場を取ってこられました。それと、今回は宮本市長は、まさに産廃問題を第一面に出して、とにかく市民の中に入り込んで、とにかく市民の

お話を聞いて産廃問題をどう考えているのかということで、誠心誠意行動された結果が、今回の結果になったと思います。

市長のお気持ちを聞いて、市民の皆さんも何とか産廃阻止の第一歩が開けてきたんじゃないかというような気持ちを持っておられると思います。当選後、開口一発、市長は、水俣市民は本当にすばらしいと、水俣市民のすばらしさを知りましたということを言われました。本当にやはり水俣市民の一人一人のことを考えて、ぜひ産廃問題につきましても、率先して、我々も心新たにやらなければいけないという気持ちを持ったわけでございます。

今後は、市民団体や市民とのつながりをぜひ密にさせていただきまして、情報の共有化、これを進めていただきまして、奈良県天理市や岐阜県御嵩町のように、まさに住民、議会、行政が一体となって反対する、あのすばらしい反対運動をぜひ進めていただきたいということで、これまで中立という立場から、市の対応が反対という立場になったわけですけども、企業としてはこれまではどちらかというと中立だからという考えで、粛々とやってきてるんじゃないかなと思います。そういう点で、今度注目されたこの市長選で反対の市長が当選されたということで、会社側もこれまでとはまた違った対応をしてくるかと思えます。ぜひそういうことも考えて、今後やっていかなければいけないというふうに考えます。

また、しかしながら、そうは言いますが、やはり企業も人であり、県の方も人であり、とにかく、まずは、先日も陳情に行かれたということでございますけども、水俣のこの特殊事情、この心情的なものをまずはお願いして、それから今後のことを考えていかなければいけないというふうに思いますので、この水俣病を抱えた水俣だからこそやってほしくないという心情的なものをまず訴えていただきたいというふうに考えております。

そういうことで、1番の方は要望ということにさせていただきたいと思えます。

それと2番目の、特別対策チームの件であります、3月1日に庁内関係各課で、産業廃棄物最終処分場庁内対策委員会ですか、結成されたということで、新聞等でも報道されておりますけども、庁内の情報の共有化を進めるということで、設置されたということで、これが対策委員会の本部かなという考えを最初しとったんですけども、それだったらちょっと意見の収集等が難しいかなと思いましたが、4月1日に今度本部となるべき、その具体策を実際に検討する専門部署ということで、産業廃棄物対策室ですか、その傘下にいろいろその対策委員会や市民団体などが連携して組織をつくるということで安心をしたわけですけども、その対策室となりますと、また別に人員的な配置が必要になるかと思えますけども、その人員について、何名ほど予定されておるのか、それをひとつお尋ねしたいと思います。

それと、今後一番問題になってくるのが、企業側から準備書が出されたときの対応が一番大きな問題となってくると思えますけども、意見書の市民からの収集、作成収集、それから提出とい

う形の一番の大きな問題が、あすになるか、これも3カ月先か、1年先かわかりませんが、その対策をやっておかなければいけないというふうに思うわけでございます。

そこで、対策室として、意見の作成とか、集約とか、そういった形をどういったふうにされるつもりか、その対策室だけでやるとか、あるいは市報で流して、市民全般にお願いをするとか、数多くやはり集めた方がいいと思いますので、そこら辺の考え方をひとつお尋ねしたいと思います。

それと、前市長の諮問機関であります水俣市廃棄物最終処分場検討委員会についてですが、委員会としては改組して検討内容については今後参考にしていきたいということでもありますので、これについては16年の8月に発足してから4回なされて、5回目である程度の中間答申を出そうかということまで来てたはずなんですけども、再任がまだできていずに、そのままになっている状態でありますので、ぜひこれはやはりけじめをつけて、委員会としての取りまとめをして、今後参考にしていただきたいというふうに思っております。

また、今後はその法律の専門家や市民団体ともプラスアルファで充実していきたいということでもありますので、ぜひそれはそういうふうにしていただきたいというふうに思います。

また、これまで委員として御尽力をいただいた各先生方がいらっしゃいますけども、ぜひ今後ともそういった産廃問題に対して御協力をいただきたいという気持ちもありますので、再任のお願いをする考えはあるのか、ぜひそこら辺もひとつお尋ねしたいと思います。

それと全国産廃問題の市町村連絡会でありますけども、こちらに趣意書とか提言書、国の方に出した提言書とかありますけども、時間の方がありませんので、一部だけなんですけども、全国で500カ所ぐらいのその産廃問題で苦しんでいる市町村があるということで、まあこれを機に、全国的な展開をしようということでつくられました。昨年2月に私たちも視察に行っていましたけども、この事務局がある御嵩町に行ってきました。そこで2002年7月には国に提言書も出されております。その中で、一部ですけども、産廃処分場の立地設定に当たっては公共が全面的に関与することとか、重要水源地には処分場を設けないこととか、もう国の法律を変えてくださいというような提言書を既にもう出されております。そういったことで、43項目にわたっている国の方に提言をされておりますし、全国で現在35市町村ですか、ここに加入されて産廃問題に対して一生懸命取り組んでおりますので、先ほどの答弁では、ぜひ早急に加入したいということがありましたので、ぜひそのようにお願いをしたいと思います。

それと2番目の教育問題ですけども、これは確かに読書離れが進んでおまして、今後やはりパソコンやテレビゲーム、そこら辺も子どもたちの人気になっておりますけども、ぜひこの読書のよさを、本当に知ってもらうために、ぜひこれを進めていただきたいと思います。6月議会で所信表明がありますので、ここら辺は今後検討するというところで、答弁いただきましたので、特

に質問はありませんけども、一つだけ、先ほども言われました人為的な問題、これがぜひ地域のそのボランティアの方々に協力をいただきたいと。まあそれは結構だと思います。しかしながら、今教育に直接携わっている先生方、ここら辺の、今精いっぱい、やはり自分たちの時間内で家に持って返って仕事をやったりとか、そういう先生方もいらっしゃいますので、そこら辺の先生方に対する負担増、こういうのはないのか、そこら辺を1点だけお尋ねしたいと思います。

それと3番目の経済産業振興ですが、市の融資制度の利用実績がここ二、三年減少しているということでございますけども、もしその状況がわかりましたら、その状況をお知らせいただきたいと思います。

それと商工会議所の基本保険料の軽減に対する金融支援の要望ということがあっているということでもありますけども、具体的に数値的にその出ているものなのか、あるいは実現可能なものなのか、そこら辺を2回目の質問です。

それと14年から始まっておりますものづくり補助金制度の利用状況、これもぜひよかったらお願いをしたいと思います。

それと、これは確認なんですけども、18年度から新しい支援策として県内の企業の展示商談会、これに参加する企業に対しての補助金というのは、今までであった展示商談会に水俣の企業が出展したときに、場所代とかそこら辺を半額程度補助するということによろしいんですかね。もしそれでよかったら答弁は要りませんが。

以上、お願いします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは谷口議員の第2の質問に順次お答えさせていただきたいと思えます。

まず第1点は、4月1日付で新設予定の産業廃棄物対策室は何名かということでございますけれども、3名を予定しております。

それから次に、意見書の集約、収集についての御質問でございますけれども、議員御指摘のように、できるだけ数多くの意見を集めるということが有効な手段であると思っておりますので、市民の皆さんの意見が出やすいように、何らかの便宜を図っていきたく、そういうぐあいに思っております。今、議員の方からもございましたけれども、例えば広報等で詳しく知らせたり、あるいは可能であれば、様式等をつくりまして配付できるような状況ができればなとも思っておりますのでございますけれども、今後検討していかなければならないと思っております。

それから、最後に、検討委員会というのを、今後も生かしてほしいということでございましたけれども、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、今後、それを改組してどういう立ち上げ方

にするかということにつきましては、今後検討していく、再度検討していきたいと思っておりますけれども、組織、あるいは人選等、いずれにしろ専門的な立場のお力をおかりしなければなりませんので、これまでの組織が多分基礎になるだろうと、これまでの組織を基礎にしながら、さらに充実した組織にできればなと思っております。

○議長（緒方誠也君） 森田教育次長。

○教育次長（森田幸治君） 第2の質問の方ですが、確かにまずは地域の方のボランティアの活用ということですが、先ほど指摘されましたように、教職員の負担というのは、とても大きいものがあります。しかし、専門性を生かすということからも、まずはやっぱり学校がしなければいけないことかなと思っております。

その点で、やっぱり学校図書館というのは、その拠点の一つになると思うんですね。地域に密着し、たくさんの蔵書を有する地域の文化施設であることから、ぜひ活用していきたいと考えています。

あと先生方の中でも、先ほど言いましたように、専門性を生かすということから、この中に入れてもらいたいと考えています。ただ、勤務の対応あたりがとても難しいので、そのあたりを今後検討しながら、時間のことを十分踏まえて、検討してまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 森産業建設部長。

○産業建設部長（森 近君） 市の融資制度の実績についてお答えいたします。

過去3カ年間を見ても、平成15年度が52件の申請で、融資額が2億2,700万円、平成16年度が37件の申請で、融資額が2億6,600万円、平成17年度が12月末現在で13件の申請で、融資額が7,300万となっております。この減少についての原因ですけれども、県の方の融資制度等もありまして、そちらに流れたり、具体的な部分の原因究明につきましては、今行っておりますけれども、そういった形で、その年度、年度で、融資の額が変わってまいりますので、一概に減ったからということで、いろんな情勢が変わったのかと思っておりますけれども、基本的には利用しやすいような形に、いろんな方々の御意見を聞きながら、見直しは行っていきたいと考えております。

それと、基本保証料の軽減を具体的に何%削減を考えているのかということなんですけれども、商工会議所の要望につきましても、どこまで軽減してほしいという形では来ておりません。そういったことで、今後、関係団体とか、市内の金融機関、そういった方々と意見交換する中で、こういった形にしていけば一番いいのかということこれから進めていきたいというような形で考えております。

また、市の財政状況もありますので、市がどこまでそれに耐えられるのかと、そういったこともあわせて、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 谷口真次議員。

○谷口真次君 答弁ありがとうございました。

産廃問題については、そういうふうには、ぜひ数多くの意見書とありますが、そういったものを収集して、ぜひお願いをしたいと思います。

それと2番目の教育問題につきましても、先生方の負担増、これも十分検討いただいて、今後の課題としてぜひ御検討いただきたいと思います。

まあ、それと経済産業振興については、2回目の答弁で、市の制度の利用実績、これがかなり17年度が極端に下がっているものですから、原因については特定できないようなことで答弁をいただきましたけども、ぜひここら辺はやはりせっかくの支援制度でございますので、ぜひ今後どういう原因があるのか、やはり制度に問題がないのか、県との制度に問題がないのか、時代にそぐうしてるのか、そこら辺もやはり把握しておく必要があると思いますので、ぜひよろしくお願ひしいたいと思います。

それと地場産業の、商工会議所の件ですけども、やはり市の活性化というのは、とにかく地場産業、これが第1の基本だと思います。地場産業がやはり発展しないことには、よその企業も来てくれないだろうし、それだけやはり地元の企業の方々にぜひ頑張ってもらいたいというふうにするわけでございます。

ぜひ、情報交換をしながら金融支援の方ではやっていってあるということでございますので、まだ全然その具体的なことが出てないということでございますので、ぜひ検討を重ねていただいて、実現可能なものであれば、即やっぱり商工会のお話も聞いてお願ひをしたいと思います。

それともものづくり補助金の問題ですけども、14年が4件の1件、15年が4件の1件、16年が2件の1件、17年が5件申請の2件ということで、15件、ここ4年間で申請されて、5件ほど、3割強ということで、その要因とか原因とか、その条件的にどうなのか、せっかくのこのものづくり補助金のいい補助金がありますので、ぜひやはり市が出した補助金制度ですので、やはり活用していただくというのが最良かと思っておりますので、せめて50%ぐらいは利用できるような体制を、要因をとって、ぜひ今後生かしていただきたいと思っておりますので、以上、要望で終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁が抜けているということですので、追加答弁をいたさせます。

○産業建設部長（森 近君） 産業技術開発ものづくり補助金の実績について、答弁が漏れておりましたので、答弁をさせていただきます。

産業技術開発ものづくり補助金の申請件数、今、谷口議員の方でも実績をとらえていただきまして、お話をされましたけども、14年度が申請件数が4件に対して交付実績が1件、補助金が300万円、平成15年度は申請が4件に対して、交付実績が1件の補助金300万円、平成16年度は申請が2件に対して交付実績1件の300万円、平成17年度は申請が5件に対して交付実績が2件で500万円の補助金を交付しております。今、御意見がありましたように、もっともっと利用が上がる

ように、これの補助金につきましても内容等につきまして、今後、検討してまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、福祉問題について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、福祉問題についての御質問に順次お答えいたします。

初めに、水俣病患者を含めた障害者対策について、国や県が提案している水俣病対策の一つに、水俣病患者に対する社会活動支援とあるが、水俣市として具体策は検討されているかとの御質問にお答えします。

本年は、水俣病が公式に確認されてから50年という節目を迎え、また、平成7年の政治解決や、平成16年10月の関西訴訟最高裁判所判決を踏まえ、国・県では、昨年4月7日に発表されました今後の水俣病対策に基づき、水俣病被害者に対する社会活動支援等を実施されると伺っております。

そこで、本市におきましては、水俣病患者を含めた障害者の方々が、地域において安心して日常生活や社会活動を営むことができるように、どのような地域生活支援が必要か、既存の障害者、高齢者福祉サービス等の利用状況、ニーズの把握など関係者等からの情報収集を実施し、また、今後、実施主体でございます国、県の事業内容と整合性を図りながら、これから具体策を検討してまいりたいと考えております。

次に、水俣病患者を含む障害を持った人や、社会生活を営む上で困難を持った人のために、地域生活支援センターの機能を持った多機能施設等の建設は考えられないかとの御質問についてお答えします。

平成18年4月から障害者自立支援法が施行され、身体障害、知的障害、精神障害の区別なく、必要なサービスを、身近な地域で計画的に利用できる仕組みになっております。

議員お尋ねの地域生活支援センターは、平成18年10月から、市町村が実施主体で行う地域生活支援事業の中の必須事業となっております。

この地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況等を勘案して、柔軟な事業形態で取り組むことができるようになっております。

そこで、今後、関係機関や水俣病患者さんを含めた障害者の方々の御意向を踏まえ、サービス等の必要量の見込み、地域生活支援事業の実施に関する事項などを定める障害福祉計画、これを平成18年度に策定を予定しておりますので、その中で、地域生活支援センターの機能を持った多機能施設の設置等も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 谷口真次議員。

○谷口真次君 それでは福祉問題についてであります。

水俣病問題においては、県の審査会が足踏み状態という中で、国の審査会が4月には成立するんではないかというようなことでありますけども、逆に混乱を招くんじゃないかという懸念もあるところでもありますけども、障害者自立支援法が4月1日からスタートしますけども、そのほか介護保険の改正等で、本当に身障者に対する金銭面について、かなり負担増が今後かかってくるんじゃないかというふうに考えるわけでございます。

そこで、せめてというわけではありませんけども、生活支援、その環境、生活環境だけは何とか、さすがに水俣だから支援の環境はいいぞと言われるような、やはり施設が、今後必要になってくるんじゃないかということをお考えまして、2つ目の質問でございますけども、まず、番目の方は、関係者情報収集、国や県との整合性を図りながらやっていくということでございますけども、関係者というのは、どういった方々からの意見を聴取しているのか。それと今回が50年目の節目の年で、本当に言い方を変えれば、国からお金をもらえる最高のチャンスというふうに考えておるわけでございます。その点で、やはり国から対策が来るのを手のひらを広げて待ってるのではなくて、とにかく水俣は水俣として、やはり地元としてアピールする必要があるんじゃないかということもありますので、今後このプロジェクトチームのような対策室というか、水俣病関係の社会支援に関する、そういった関係のプロジェクトチームをつくる考えはないかお尋ねをしたいと思います。

それと、多機能施設については、18年度の障害福祉計画のことで視野に入れて検討してまいるということでございますけれども、50年の慰霊式には小泉首相も来られるか、決定はしてませんが、そういった感じで、そのことよりも、やはり50年事業の一環として、ぜひ国や県にそういった多機能施設の申請を働きかけるつもりはないか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

庁内にプロジェクトチームを設置する考えはないか、それからニーズ等の把握のために関係者から意見をいろいろ情報収集をどのようにするのかというふうな質問でございますが、国、県が提案されている水俣病患者に対する社会活動支援ということにつきましては、先ほどの答弁の中でも申しましたように、本市では水俣病患者を含めた障害者の方々の社会活動支援につきましては、既存の障害者福祉、高齢者福祉サービス等の中でも検討してまいりたいと考えておりますが、これを専門にという庁内プロジェクトチームということについては、現在のところは考えておりません。ただ、平成18年度中に障害福祉計画というのを策定しなければなりませんので、水俣病の患者さんを含めました障害者とその家族とか、関係する機関等に対する意向調査、パブリックコメントと申しますか、そういったことをいただく、広く市民やボランティア活動の支援者など

からも御意見をいただくための組織と申しますか、そういった組織は設けてまいりたいと考えております。

それから水俣病50年の記念事業等において、国、県の多機能施設、これの設置についてを要望できないかということでございますが、これはおととしの10月の関西訴訟最高裁の判決を受けまして、水俣市のみならず水俣、芦北、1市2町、それから御所浦町、それからそれに加えて出水市、東町というところも入れましたところで、今後の水俣病対策への要望ということを昨年来実施しておりますが、今年が公式確認50年という節目の年に被害者の救済はもちろんのこと、水俣病患者さんの方々が地域で安心して普通に生活できるための多機能施設と申しますか、そういったものの設置につきましては、今後とも機会を設けまして要望してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 谷口真次議員。

○谷口真次君 答弁いただきました。

ぜひひとつ障害者福祉、今後、ますます厳しいものになってきますので、水俣だからこそういふのがあるんだというようなことで、ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（緒方誠也君） 次に、企業誘致について答弁を求めます。

森産業建設部長。

（産業建設部長 森近君登壇）

○産業建設部長（森 近君） 次に、木質系リサイクル企業A S Bエコウッド株式会社の企業誘致に係るこれまでの経過と事業計画等についてお答えします。

A S Bエコウッド株式会社は、これまで未利用であった間伐材や曲がり材、端材、製材の背板などを活用し、日本初の技術で木質系のストランドボードと言われる合板を製造する工場であります。

また、この工場で使用される電気や熱エネルギーは、樹皮や木材チップ等、木質資源を直接燃焼させ発電を行うバイオマス発電や蒸気熱等を直接利用するバイオマス熱利用など、新エネルギーの活用が予定されており、まさに環境配慮型の工場であります。

昨年度、事業者が国に対して工場のエネルギー関係施設について、新エネルギー事業者支援に係る補助金及び債務保証の申請を行った結果、事業計画の妥当性が認められ、平成17年度から3カ年で事業補助金8億5,200万円、債務保証13億7,000万円の交付決定を受けております。

その際に企業から、今年度中に建築確認等事務的な作業を行い、来年夏ごろに工場建設に着工、平成19年夏ごろに試運転を行い、操業を目指したいとのお話をいただいております。

工場が稼働した場合、雇用予定100人とお話もあり、本市にとって大きな経済効果が期待で

きることから、市としまして可能な限りの支援を行ってまいりたいと考え、昨年12月に環境に配慮した工場等の立地に関する取り扱い要領に基づき、工場建設及び雇用に係る地元優先などを記載した企業立地協定書を熊本県立ち会いのもと締結をいたしました。

なお、ボード製造に関する設備や建物建設の部分につきましては、A S Bエコウッド株式会社の要望により、平成18年度のバイオマスの環づくり交付金制度活用を検討してまいりました。

この交付金制度上では、水俣市が事業主体となり、林業振興に係る実施計画の中で、事業実施者である企業に計画を遂行させるという位置づけとなることから、市が事業主体となって交付金18億円の申請を行い、事業者に交付する一方で、企業の経営状況に対しても市に責任が及ぶ可能性があるというリスクが存在するものであります。

市としましては、想定されるリスクについて、企業と協議をする中で、事業費における金融機関からの借入金の融資状況をもって企業経営の安定性を判断することとしていましたが、平成18年度交付金の締切期限までに融資の確定ができなかったため、今回の申請を断念したものであります。

企業としては、今回の市の判断を受け、今後の方向性についての検討及び金融機関や国、他関係者との協議、調整を行っているところであります。

次に、今後の考え方についてお答えします。

A S Bエコウッド株式会社が、今回の市の判断を踏まえた今後の方向性において、本市への立地を希望される場合は、今後もリスクの回避について、十分な検討を行い、これらを見きわめた上で判断をしてまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 谷口真次議員。

○谷口真次君 答弁いただきました。

前日も、3月3日に全協の方でお話をいただきましたけども、これまでなかなか雇用を100人、あるいは19年度に操業、建築関係、それから雇用もすべて水俣からという、非常にこう水俣にとっては素晴らしい企業が来てくれるんだなという楽しみがあったわけですけども、市民の方もそれを大変期待をしておりました。

今回、そういったことで、その環づくり交付金ですか、これが新たに私たちも知ったわけですけども、18億という水俣市が事業主体となって、企業にそれを貸し出してやるというような形で、そういったリスクが非常に大きいということで、今回、24日だったですか、県からの締め切りですよということで、検討した結果、このような銀行の決定がまだなされていないということで、18年度分には断念をしたということで、100人の雇用を確保するか、あるいは18億のリスクを抱えるか、本当にこう苦渋の選択であったと思いますけども、この財政状況から見て、私は妥当ではなかったのかなというふうに考えております。

今後はそのリスク回避のことを検討するということで、そうなると、まだ会社との、その後の交渉はないと思いますけども、環づくり交付金なしでもその会社は来るという考えがあるのか、それとも、もうなしでだったら、水俣にはちょっと難しいというような見通しなのか、そこら辺を1点と、それと今回は19年の操業は見通しとしては無理だなと感じられるのか、そこら辺を2点、お願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 森産業建設部長。

○産業建設部長（森 近君） 第2の質問にお答えします。

環づくり交付金がなくなった場合、企業は立地するのかということですが、以前の話では交付金がなくても立地をしますよという話もあったみたいなんですけども、今現在、企業の方でどうするかということは、今検討中という形になっております。

あと19年度の操業については、今回18年度の補助金申請を見送りましたので、自分とこの資金でやられるならば、可能性あるかもしれませんが、その辺はまだ定かでないというような状況であります。

○議長（緒方誠也君） 谷口真次議員。

○谷口真次君 市民にしては、そういったことで、大変な期待感もありますので、ぜひそこら辺も加味した上で、ぜひいい方向に協議を重ねていただきたいと思います。

また、順次議会の方にもお話をいただいて、一緒に検討して、できればと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、市民駅伝について答弁を求めます。

森田教育次長。

（教育次長 森田幸治君登壇）

○教育次長（森田幸治君） 市民駅伝について、現在のエコパークでの開催と、以前の湯の児折り返しコースでの開催の参加チームの比較について、また、エコパークで開催するメリットはとの御質問についてお答えします。

市民駅伝は、湯の児海岸道路の改修工事に伴い、平成10年度の第26回大会に現在のエコパークに会場を移し、その後も、交通事情等を考慮し、同会場で開催をしております。

参加チームにつきましては、エコパークに移る以前の5年間の平均は53チームで、エコパークに移ってからの5年間の平均は45チームと若干減少しております。

主な原因は、企業の縮小や同好会の高齢化等に伴う職域の部の参加チームの減少によるものであり、会場変更に起因するものでないと考えております。

エコパークで開催するメリットにつきましては、公道を使用する場合と比較して、走者及び応援者の安全が確保できること、交通渋滞が生じないこと、中継所を初め、少ない役員で運営が可

能なこと、駐車場等の問題がなく、市民が気軽に応援に来られることなどが考えられます。

次に、以前の湯の児折り返し、または他のロードコースを検討する考えはないかとの御質問についてお答えします。

湯の児折り返しのコースなど、公道を使用するロードレースにつきましては、ただいまお答えしましたエコパークで開催する場合のメリットとは逆のことがデメリットとして生じてまいります。

スポーツ振興課としましては、これまでも参加チームの代表者及び関係者の方々から、たくさんの意見をお聞きし、コース変更を初め、要項等の見直しを図ってまいりました。

現在のコースにつきましても、いろいろな側面から検討を重ね、総合的な見地から設定したコースとなっており、現状ではコースの変更は考えておりませんが、今後とも参加チームを初め、たくさんの方々の意見をお聞きし、安全でより多くの市民が参加できる大会を目指してまいりたいと考えています。

○議長（緒方誠也君） 谷口真次議員。

○谷口真次君 答弁いただきましたので、2回目の質問、時間の方が余りありませんので。

エコパーク以前の5年間で53チーム、それからその後エコパークでの開催が45チーム、若干8チームほど減っております。メリットについては、安全確保とか、交通渋滞とか、云々がないということで、今答弁がありましたけども。それと各関係者の方々が精いっぱい努力されて本当にこう私もすばらしい駅伝大会だなということを感じておるんですけども、さらにどうかならないかという気持ちがありまして、今回の質問になったわけですけども。市民の応援者の中から、1周おくれで、2番じゃい、3番じゃい、全然わからんぞと、こっち側ば走りよったばってん、向こう側もまた走りよるといようなことで、もう来年から来んぞといような意見もありまして、ああそういうこともあるんだなということを感じてきました。

それと小学生、中学生が走りますけども、その中でもやはり何で駅伝なのに、グラウンドばぐるぐる回らんばんとやろうかなといような意見も、これあるわけですね、実際。少数意見だとは思いますが、そういう意見があるということもぜひお耳に入れておきたいと思えます。

本来、駅伝というのはロードレースで上りがあり下りがあり、短距離があり、長距離があり、あるいは外の景色を見ながら走るというのが本当のこの駅伝のあるべき姿じゃないかと、私はそういうふうに思います。私もちょっと陸上の方をやっておったもんですから、そういった経験で、やはり箱根駅伝でも上りのスペシャリストがおり、下りのスペシャリストがおり、やっぱり試合の展開というのをいろいろ考えて、監督がやっていくわけですから、ぜひやはり今後のすばらしい選手が生まれるためにも、子どもたちにやはり基本を教えてやらなければいけないというふうに、そういうふうに考えております。

こんなに本当に参加者が多い、みんながわいわいやってやる市の行事としては大変喜んでおりますし、今後ますます参加者もふやしていきたいということでございますけども、例えば一、二週間おくれて、桜の花が咲くころ、湯の児海岸を走ってもらうと、昔水俣は公害でそういう汚染をされた不知火海を見ながら、桜の花を見ながら、みんな今元気でやってるんだという姿を、やはり全国的にアピールしたいと、そういう気持ちもありますので、ぜひ、考えられないということでございますけども、そういった意見もあるということで、例えば出水のつるマラソンであれば谷川真理が来たり、そのまんま東が来たり、まあそういった全国的にも有名な、あそこはマラソンですけども、全部コース走らせてもいいと思いますけども、そういった招待者が来てくれるような、やはり駅伝大会にしてほしいというふうに考えております。

交通の便もいろいろ今ありましたけども、安全確保のためということでもありますけども、津奈木のクロスカントリーとか、芦北のうたせマラソン、それから天草のパールラインマラソン、三太郎駅伝だって、すべてこのロードを使っているわけですから、水俣もできないはずがないと思いますので、そこら辺はまた検討していただいて、花火大会も以前はこっちだったけども、エコパークにいった。近くの人が車では向こうまでは行きたくないという声もあって、なかなかやはり観客数が減っているのじゃないかと思えます。

それと、市民総踊りも1回向こうでやりましたけども、なかなか人が、遠いから、もう足がないからという意見も出ましたし、すばらしいエコパークなんですけども、やはりその状況に合わせて、やっぱり使いこなすというのが基本じゃないかと思えますので、せめてこの記念大会、35回、40回ということが、また今後出てきますので、そこら辺の記念大会だけでも、そういった意見であるということで、検討していただけないかということをお願いします。

○議長（緒方誠也君） 森田教育次長。

○教育次長（森田幸治君） 今、谷口議員さんからいろいろ思いを述べていただきましたが、例えば三太郎駅伝あたりがまあエリートのレースかなと思いますね。

市民駅伝大会というのは、もう健康づくりが主なので、そのあたりのことも十分私たちは踏まえながら、そういうレース、レース、それぞれの意義がありますので、それをしっかりとらえてやっていきたいと思っています。

それから市民体育祭も実行委員会をつくりまして、その中で種目を考えた、今年度からやっているわけですね。だからこの市民駅伝についても、いろんな方の御意見を聞きながら、工夫を進めていきたいと思っています。

特に昨年から小学生、中学生も参加するようになりました。このことで、多くの方が応援にいらっやっています。ただチーム編成を考えたときに、8人を集めるのもとても大変だということもあるようです。だから、かなり苦労されていることもあります。それから区長さん初め、

体育委員さんがもうどうして集めようかと、かなり苦労されているところもありました。しかし、中には地域の部で3チーム出されたところもありますし、2チーム出されたところもあります。そういうところもありますので、これから自治会組織にもなっていくので、そのあたりでもそういうことを踏まえて、やっぱり市民全体の健康づくりのことを考えながらやっていきたいということと、先ほどありました記念大会に向けて、またいろんな意見を聞いて進めていきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 以上で、谷口真次議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため、午後1時30分まで休憩します。

午前11時35分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、中山徹議員に許します。

（中山徹君登壇）

○中山 徹君 こんにちは。

日本共産党議員団の中山です。

宮本市長は、選挙戦の大きな争点として、産廃処分場建設を許さない市政の実現、公正公平な市政の実現を掲げて戦われ、見事に市民の皆さんの期待にこたえられました。市民の皆さんも文字どおり思想信条、立場の違いを超えて、自発的な、草の根からの大同団結による市民の良識を發揮され、明確な審判を下されました。市民の皆さんに心から敬意を表したいと思います。

また、宮本市長におかれては、困難なさまざまな問題も山積していますが、市民の皆さんの声に謙虚に耳を傾け、市民の皆さんの良識と総意を集め、職員を信頼し、水俣の将来像をしっかりと見据えながら、地にしっかりと足をつけて、自然体で市民が主人公の市政の実現にか向かって頑張ってくださいよう期待をしているところであります。

ところで、宮本市長は就任早々に、当然のことながら、水俣市にとって当面の最重要課題である産業廃棄物最終処分場問題で、毅然として建設阻止の態度を表明し、並々ならぬ決意を表明をされたことについて、大変心強く感じている次第であります。私どももIWD東亜熊本の産業廃棄物最終処分場建設阻止のためにはどんな協力も惜しまないつもりであります。そして早速、こうして市議会でも真摯な議論ができることを大変喜んでおります。

以下、通告に沿って質問いたします。

なお、午前中の谷口議員の質問、松本議員の質問と重複しているところも一部あり、割愛する

ところがあります。ありますけれども、割愛するところは割愛して、意見だけ申し上げるという点もありますので、よろしく願いいたします。

最初に、IWD東亜熊本の産廃最終処分場問題についてであります。

市長の基本的認識についてお尋ねをいたします。

選挙戦を通じて、市民の皆さんの、この産廃処分場問題への意向をどのようにお感じになられたのか、肌で熱い思いをたくさん感じられたと思いますが、そのことについてお話をさせていただきたいと思います。

番目に、知事が、市長や専門家、住民の意見をしっかりとくみ上げて判断していきたいという、そういう趣旨の話を1月27日の定例記者会見で発言をされています。この知事の発言について、どんな感想をお持ちでしょうか。

番目、水俣の命と水を守る市民の会など、市民の運動についてどのように認識をされているのかをお尋ねをいたします。

放番目の、庁内対策委員会と対策室設置についてですけれども、この放番目のの目的と具体的な活動については重複していますので割愛いたします。

放の、水道法問題ですけれども、この市長の責任である水道法第2条の適用については、ぜひ具体化をしていただきたいというふうに思いますけれども、どのようにお考えでしょうか。

方番目の、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会についての基本的な考え方については、午前中の谷口議員の質問に対する答弁にもありましたけれども、意見、提言を述べたいと思いますので、一応お尋ねをしたいと思います。

朋番目は、環境影響評価準備書提出後の市の対応についてであります。

午前中もあったように、準備書のこの提出の状況が県の方も全くつかんでいないという状況だし、市の方にも何ら動きもないということのようですけれども、この辺の見通しについて、どのように把握されているのかを明らかにしていただきたいと思います。

いずれ事業所から県と市にこの準備書が送付されてくるわけですけれども、送付された後の対応について、どのように市としてはされるおつもりかお尋ねをいたします。

それからIWD東亜熊本との直接交渉についてでありますけれども、大体ああいう水源地に、こういう危険なものをつくること自体がもう許せないという思いなわけですけれども、準備書以前の、環境アセス以前の問題だという気もしますけれども、こういう思いも含めて、市長が直接この会社の社長に会って交渉されるおつもりはないのかどうかお尋ねをいたします。

それから、この件については、水俣の命と水を守る市民の会も繰り返し繰り返し口頭ないしは内容証明書郵便でぜひ直接交渉に応じてくれという申し入れをしていますけれども、何ら回答もないという状態で、全く無視をされているわけですけれども、この市民の会との直接交渉につい

ても、ぜひ応じるように市長の方から申しteいただくというふうに、仲介をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

次に、管理型最終処分場建設の差しとめの判決が出ました鹿屋地裁の判決についてでありますけれども、全国で初めて管理型のこの最終処分場建設について、工事差しとめの裁判が下ったと。あとは県知事の許可そのものを取り消しをしていただくという、そういう裁判も今準備されているようですけれども、この鹿屋地裁の判決について、市長はどのようにお考えでしょうか。

烹番目の、全国産廃問題市町村連絡会加入については、重複いたしておりますので割愛いたします。

砲番目に、前江口市長発言内容の事実確認についてであります。

広報みなまた特報版などで市の情報がいろいろと発信されましたけれども、正確に伝えられていない点も少なくないので、改めて事実関係について正しておきたいと思うわけであります。

水俣の真実を語る会、皆さんもごらんになったと思いますが、このチラシについて、私が以前より産廃企業の役員と内通していた、それから緒方議長、中山議員が産廃の進出を許した、会社は共産党、社民党議員を説得すれば簡単に最終処分場計画は進むと考え、緒方議長、中山議員に最初に接近したなどなどを書いた、こういう、午前中の谷口議員の質問の中にもありましたが、水俣の真実を語る会のチラシが市内各所にばらまかれました。

3月8日、私たち緒方議長と二人で、熊本地方検察庁に出向いて、熊本地方検察庁検事あてに告訴状を提出してきました。

実はこの問題では、1月16日に水俣警察署に、その後も2月23日にも警察署に行きましたけれども、受け付けをしていただけなかったということもありまして、いろいろ指摘されるところはもっともだとも思うこともありまして、書類上の不備のこととか、その他、そういうことが原因だったようですけれども、正式に今度3月8日に熊本地方検察庁検事あてに提出をしてきました。正式受け付けをしていただきました。

今後、受理をされて捜査が具体的に始まるかどうかということが決まるとは思いますが、今のところまだ検察庁からの返事はあっていません。そのことを、この事実は、全く事実無根であり、緒方議長についても、私についても、絶対に許せないという思いが強いわけですので、この点については、どういう展開になるかわかりませんが、徹底して明らかにしていきたいというふうに思っています。

そういうことを前置きにして、江口市長の発言について正したいと思いますが、一つは、皆さんもお聞きになったように、文化会館で行われました未来づくり公開討論会における江口氏の発言であります。

産廃問題許認可の判断は10年ぐらいの先の話だということを発言されました。その根拠として、

県庁の方に、この産廃問題の許認可の結論といいますか、判断材料はあとのぐらいかかりますかと聞きましたら10年ぐらいはかかるというお話をいただきました。一番の水俣の産廃問題に近いところ、それも水俣よりも量が少ない地域で12年かかったということでありまして、私の本音を申し上げますと、今回の市長戦でこの産廃問題を争点になるというよりも、あともしかしたら次、また次の市長選挙でこのような感じのお話をする、しなければならない時期ではないかというふうに考えていますというふうにおっしゃいました。まあ啞然として私は聞いたわけですがけれども、本当にそういう10年ぐらい先の話なのか。今、市民の皆さんが望んでおられるのは一刻も早くこの産廃処分場建設そのものを白紙撤回させる、断念させるという、そういう思いだと思っただけであります。

このことについて、県の方に確認されたのか、まずこのことについてお尋ねをいたします。

番目は、昨年9月議会で江口市長が答弁されましたし、昨年12月議会では松本議員の質問の中で、何ら脈絡の関係ないところで私の名前も出して、江口前市長が発言をされたことですが、私がおの内通していたかどうかということとの関係があるかどうかわかりませんが、IWD東亜熊本専務が、平成15年11月に事業計画について中山に話したという事実無根のことについて、市長が発言をされました。直ちに私はその後、市長に抗議をし、事実無根だと、いつだれがそういう話をしたのか、調査をしてきちっと答えてくださいということを9月議会直後にも申し上げました。その後、部長にも申し上げて、調査を約束されたわけですが、それには答えないで、12月議会にまた同じようなことを答弁をされたわけであります。

このことについて、これは今の宮本市長には関係ないことですので、担当の部長に、ぜひ、その後調査をされたのかどうか明らかにしていただきたい、答弁を求めます。

2番目、宅配給食サービスの拡充についてであります。

宮本市長はマニフェストの中で、4年間で行う重要施策に掲げておられますけれども、この宅配給食サービスについては、どのように具体化をしていただくおつもりかお答えいただきたいと思っております。

この宅配給食サービスは、地産地消を推進する、ちょうど学校統廃合の問題、給食センターの建設の問題、いろいろ出ていますけれども、その辺とのかかわりが出てくると思いますが、地域のふれあいネットワークづくりの観点から、この宅配給食サービスはぜひ拡充、強化をしていただきたいというふうに思いますけれども、そういった点からの検討も必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 中山議員の御質問に順次お答えします。

まず、IWD東亜熊本の産廃最終処分場問題については私及び福祉環境部長から、宅配給食サービスの拡充については福祉環境部長から、それぞれお答えいたします。

初めに、市長の基本的認識について、選挙戦で市民の産廃処分場への意向をどう感じたかについてお答えします。

選挙戦で市内全域を回りましたが、わざわざ選挙カーが来るのを待っていて、とにかく最終処分場建設をとめてくれ、安心して飲める水を子ども、孫の代まで残してほしいと訴えられる市民の皆様がたくさんおられ、特に女性の方からは切実な声をたくさんお聞きし、水俣の将来のためには、最終処分場はぜひともとめなければならないと、選挙戦を通じさらに強く感じるようになりました。

次に、知事の、市長等の意見をしっかりくみ上げ判断していきたいとの発言につきましては、実にありがたいと思っておりますし、またメールを送っていただいたものと思っております。

今後は知事の期待にもこたえられるよう、きちんとした意見を述べていきたいと考えているところです。

次に、水俣の命と水を守る市民の会など、市民の運動に対する認識につきましては、各会員の皆様の努力の結果、全市民的な反対運動に盛り上がったものと認識しており、心から皆様のご努力に敬意を表し、また感謝をしております。

今後も市民の皆様と一緒に反対を運動を盛り上げ、阻止するまで継続していきたいと決意を新たにしているところです。

次に、市長の責任である水道法第2条の適応についてはぜひ具体化していただきたいが、いかがかの御質問にお答えします。

水道水は、常に人の飲用に適する水としての安全性等が確保されることはもちろん、生活用水としての使用に支障を及ぼすものであってはなりません。

そのため、水道は水源から給水栓に至るまで膨大な設備を有するものでありますので、それらのすべて及びその周辺的环境について、単に汚染防止に努めるばかりでなく、積極的にその清潔保持に必要な施策を講じていかなければなりません。

また、清浄にして豊富低廉な水の供給を確保するために、公衆衛生、環境保全、水源開発、その他水道の運営を支える諸施策を総合的に調整し、その推進に努めてまいりたいと思っております。

現在、本市においては、水俣病の教訓を貴重な経験として、良好な自然環境の確保及び市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、市、事業者及び市民の責務等を定めた環境に関する

本市における最高例規として、水俣市環境基本条例が他の自治体に先駆けて制定されております。

また、その理念にのっとり、住民の健康の保護及び生活環境の保全を目的とした水俣市公害防止条例もあわせて制定されているところであります。

今後、これらの既存条例等に基づき、必要な各種施策を講じるとともに、適正な事務処理を遂行してまいりたいと思います。

さらに、庁内対策委員会において、最終処分場に係る各種情報の収集及び分析検討を初め、環境保全上の問題点についての調査検討、庁内関係各課等の意見集約等に取り組むとともに、水道法第2条及び水俣市環境基本条例の理念のもとに、水道水原の保護はもとより、自然環境及び生活環境等の環境全般にわたる保全並びに住民の健康保護及び公害防止のための必要な規制等を目的とした、新たな条例等の制定についても検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、水俣市廃棄物最終処分場検討委員会につきましては、先ほど谷口議員に答弁しましたとおり、現在、委員の任期が切れている状況ですが、今後は検討委員会を新たに改組し、法律の専門家や市民団体を加えるなど、さらに充実させていきたいと考えております。

次に、環境影響評価準備書提出後の市の対応について、準備書提出の見通しについてお答えします。

準備書が県に提出される際には、事前に県との打ち合わせが必要になりますが、現在、まだその打ち合わせがないということで、いつごろ提出されるかについては、まだ未定であります。

事業者から、県・市への準備書送付後の市の対応については、県の条例の規定により、準備書の市町村への送付部数は、市町村長の意見を聞いて、知事が定めることになっておりますので、できるだけ多くの部数を送付いただき、多くの市民の皆様の目に触れるようにしたいと考えております。

また、市から県への意見書の提出については、その期間について特に規定がありませんので、できるだけ市でも調査検討できる時間が長くとれるよう、県にお願いしていきたいと考えております。

また、市民の皆様からの意見書も提出できるようになっておりますので、できるだけ多くの厳しい意見書を出していただきたいと思っておりますが、そのために、市として何らかの便宜を図れるよう検討してみたいと思っております。

次に、IWD東亜熊本と市長が直接交渉するつもりがあるかとの御質問については、まず今月末にIWD東亜熊本の社長と面会する予定にしていますし、今後も必要に応じ、直接交渉していきたいと考えております。

水俣の命と水を守る市民の会と会社との直接交渉に、市が仲介することにつきましては、仲介というより、できるだけ協働で交渉に当たりたいと思いますが、会独自の直接交渉もあると思

ますので、その場合、交渉に応じない、返事がないなどの場合は、当然市も仲介に入り、協働で交渉させていただければと考えております。

次に、管理型最終処分場の建設差しとめの鹿屋地裁判決については、最新の管理型処分場の差しとめは全国初とのことで、画期的なことだと思っております。

今後の運動の参考にするためにも、専門家の意見を聞いたり、判決文を取り寄せるなどして、詳しく分析してみたいと考えております。

前市長の、産廃問題許認可の判断は10年ぐらい先の話の発言につきましては、県に確認をしましたところ、他県では10年ぐらいかかったところがあったという事例の紹介をしたことはあるとの説明でございました。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、IWD東亜熊本の専務が、平成15年11月に議員に話したという件について、調査を求められているが、どうなったかとのことにつきましては、その後、IWD東亜熊本の専務に確認しましたところ、以前そう言ったかもしれないが、現在は記憶が定かではなくはっきりわからないとお話を伺っているところでございます。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 市長は今、答弁いただいたことで十分決意もわかりましたし、具体的にどのようにして建設をとめようとされているのかがよく理解できましたけれども、少し意見も含めて、要望、意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

選挙中に、もう反対してもむだなんだと、もう県知事が許可することは、法どおり業者が出してきたときは、もう許可せざるを得ないんだと、反対運動してもむだだという、結果的にはだから買い上げしかないんだとか、いろいろ前市長はおっしゃいました。それで、今でも、もう今さら反対してもむだ、できるものはできるんじゃないかというような意見だとか、それから自分たちはごみを出すくせに、産廃処分場建設に反対すること自体おかしいんじゃないかとかですね、要するに一般廃棄物と産業廃棄物を混同して考えておられる方とか、それから市内から出てくる、中小零細の業者の皆さんが捨て場の問題で困っておられる問題とか、そういう問題をどうするかとか、いろいろ混同されて、こう市民の間で議論がなされているように思うんですね。

それで、私たちは今、当面の問題にしているのは、そのIWD東亜熊本が湯出川の上流の水俣の市民の水がめのところにつくろうとしている、このことをまず差し当たってはやめさせようということで、大同団結、産業廃棄物、一般廃棄物、一般で言えば意見の違いはさまざまありますので、それは大いに議論は議論でいいと思うんですが、差し当たって市民が今一番、当面すべきことは、今のIWD東亜熊本の計画をやめさせること、このことで今、大同団結、一致点で頑張

っていこうという、そういうことだと思うんですね。

水俣の命と水を守る市民の会の目的は、まさにその点一点でありまして、さまざまな、この点で言えば市民がそれこそ一丸となって運動を進めていけることのできる、そういう目標だというふうに思いますので、そこは自信を持って、市長にぜひ市民の先頭に立って進んでいただきたいというふうに思うわけであります。

市長の答弁に改めて、決意に改めて敬意を表したいと、ぜひ頑張ってくださいと思います。

ただ、知事の記者会見の中で、これは記者会見の議事録が県のホームページから取れますが、非常に微妙な発言をされている部分があるんですね。準備書が提出されるけれども、その段階で住民、それから地元、こういったところの環境保全上の意見を聞くということが、条例で定めているわけですから、県としてはその段階で、その段階でしっかりと住民の意見をくみ上げていきたいというふうに思っておりますという趣旨の話がされているんですね。私たちはとにかく計画そのものが大体むちゃくちゃな、無謀な計画だということで、準備書以前の問題だから、ぜひ業者に断念するように、県の方からも指導をしていただきたいという思いがありますので、そういった点で、会って知事には伝えたいということでしたので、それはそれでいいんですけども、できるだけ早い時期に県知事に直接市長がお会いになって、現地の思い、市長選挙で示された市民の良識、そういう不安についても直接伝えていただきたいというふうに思います。

これは要望にしておきます。

それから水道法の第2条の適用についてですけれども、市長が今るる答弁されましたように、前も、12月議会でも質問したんですけれども、余り議論にならなくてそのままなってしまったんですが、茨城の水戸地裁の判決の中では、この水道法第2条の指摘を挙げて、水源及び周辺の清潔保持のための施策を講じることを国・地方公共団体の責務としている。また、我が国の法制度上、健康な生活を営む基礎として、安全性の確保された水道水の供給を受ける、利益を享受することは、国民に保証された法的に保護された権利である。安全な水道水を享受する権利は人格権の一種として保護されていると解釈するのが相当であるというふうに明確に述べているわけですね。

それから、その点で水道法は、そういう人格権を保護するという立場から、県や市の責任者は、国及び地方公共団体は、そういう水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し、必要な施策を講じなければならないというのがあるわけですので、現実に今水源が汚染されようとしているわけですから、ああいう水源地に大きなこの開発行為をすること自体が許されるんだろうかというふうに思うんですね。そういう点では、水道法のこの第2条の目的からすると、事業者に対して、あるいは県に対して、こういう無謀な行為そのものをやめるべきだという指導を、ぜひそういう強力な指導をしていただきたいというふうに思いま

す。

これは先ほどもおっしゃいましたように、対策室なり対策委員会で、庁内でいろいろ、いろんな法律、ほかに環境基本条例の話もありますけれども、環境基本条例の中でも良好な環境の確保のために市がしなければならないことというのがきちっと書いてありますし、指導で、事業者などへの必要な指導、助言及び勧告を行うと。従わなければ勧告の内容などについても公表するとう、一定、前市長は、水俣市長には何の権限もないんだという話をなさってましたけれども、そういう規制の、現にあるいろんな法令、法律だとか条例とかを使えば、本気になってそれをやめさせようと思えば、いろんな活用できるものは幾つかあるんじゃないかと思うんですね。

そういう点では、そこはぜひ宮本市長に一番期待をするところでありまして、準備書がなかなか出てこないとか、業者がどういうふうに対応しているのかわかりませんが、それはそれである意味ではどうでもいいことであって、市の方は毅然としてそういう市民生活、市民のそういう健康な水が、安全な水が侵されようという危険にさらされようとしてるわけですから、アセスメントに関係なしに物を言っていくという立場をぜひ取っていただきたいというふうに思うわけでありまして。

これも要望にしておきますので、市長の先ほどの答弁から、そういう決意は十分感じ取られましたので、答弁は要りません。

それから廃棄物検討委員会について、あえて重複しても質問をしたのは、私、検討委員会というのは、それなりの役割、いろいろと問題は、運営の仕方とか開催の仕方とか、本当にこの委員の皆さんが真剣な議論をする前の、まだそこに行かない段階でいろいろあって中断したという状況のように感じましたけれども、本来ならば市長の私的諮問機関として、もっと専門家の皆さんもたくさん入っておられましたし、学者の先生たちも入っておられましたので、自由に議論を交わしながら、最終的には中間答申を、今の場所は適当な場所じゃないので、場所としては不適なので、別な用途に使うような、そういう中間答申を出したらどうかということを検討しようというところまで真剣に議論されたと思うんですね。そういう点では、もう済みましたので、解散しますと、新たな組織をつくり直しますというだけでいいのかなというのがちょっとするんですね。だから、そういう点では前回の、今ある検討委員会の中では、今までの議論を踏まえて、中間答申を出そうというところまで来てるわけですから、それはそれで、そのまま解散、改組というんじゃなくて、一定の結論、もうちょっとこう午前中の答弁ではっきりしなかったのは、今の検討委員会で報告書をまとめていただいて改組するという答弁だったかなという気もしないでもない、その辺がちょっとはっきりしなかったもんですから、私は現にある検討委員会はそれなりに役割を、不十分ではあったかもしれませんが、果たしてきてると、果たせるようなものでもあったと思いますので、それはそれで一定、こうけじめをつけるという点では、ただ単に改組とい

うふうにはしないで、けじめをきちっとつけて改めて組織をし直すというふうにした方がいいんじゃないかというふうに思ったものですから、あえて重複を覚悟で聞いたわけであります。

弁護士や法律専門家などを加えるというふうなことも含めて、新しいその委員会をつくるということについては私も大いにいいことだと思うので、進めていただいた方がいいんじゃないかというふうに思いますが、ただ現に今委員をなさっている方の、まあくどいようですけれども、そういう皆さんの努力や、今までの一定の努力については、やっぱりきちっと敬意を表しながら、けじめをつけていただくという、そういうものが必要ではないかなというふうに、ちょっと気になりましたので、聞いたわけであります。そのことについて、ちょっと答弁をお願いいたします。

それから、環境影響評価準備書提出後の市の対応についてですけれども、これは何回もほかの議員も言われたこともありますし、私も言いましたが、県の環境影響評価審議会、16年の第2回目の6月28日に行われた環境評価審査会の中で、この方法書のことについて詳細設計が決まることと、どういう方法を取るかということは、大分違う。だからこの準備書を出す前に、途中の段階でもいいから、具体的な計画を示してもらわないと説明不足になるので、固まった結論を準備書ですべてまとめて出すのではなく、検討段階ごとに出してほしいという、そういう要望が委員の中から出されているんですね。そういうこともありますし、この準備書としてまとまっても、県知事の意見とか、市長の意見の中で、幾つか心配されること、水環境のことだとか幾つかこう意見書の中に出しているわけですね。地下水の状況だとか、地質の状況だとか、きちっと調査をしてくださいというようなことで、準備書としてまとまらなくても、その調査結果についての公表はできるはずですから、そのことについてはぜひ出していただきたいというふうに思うんですね。

それで、このまま放っておくと、それはそれこそさっきの10年ぐらい先の話だということで、時期を見て、その準備書をぱあっと出してという、そういうことにもし業者の方がどういうふうに考えておられるかわかりませんが、3月には出すという約束を公の場の文化会館で行われた、ああいう説明会のときにおっしゃったわけですから、その辺については、その今もって何の動きもないというのは、大体非常に誠意がないというふうにしか思われませんので、その辺も含めてその準備書が出てくるのを待ってるだけではなくて、そういうもっと積極的に業者に対して働きかけをしていただきたい。その点でさっき社長と直接会う機会も3月末ですか、今月末に面会する予定を立てられているようですから、そういう場でもぜひその辺のことも明らかにしていただくように、市長の方から社長の方に申し入れもしていただくといいんじゃないかなというふうに思うんです。それで、まあそういうことですね。

それから、この縦覧場所とかの周知徹底なんかの場合で、部数をふやしたりとか、期間を延ばしたりとかというのがありますけれども、問題は、あれは見てもなかなか素人が見てもわかりにく

い内容になりますので、このアセスメントの流れの中で、説明会の開催をしないといけないようになってるんですね。関係地域内において説明会の開催を業者はしなければならないことになってますので、この説明会を、例えばこの間みたいに文化会館で質問は受け付けない、一方的に説明して終わりというやり方じゃなくて、もっとこう説明会をこまめにやって、本当に市民が中身をよく理解して、そして意見を出せるようにしていくという点では、説明会を頻繁に行っていたとということが大事だと思いますので、その説明会開催についてもぜひちゃんと業者の方に申し入れをしていただくように、直接言うか、県を通じてでも、どちらでもいいと思いますが、その辺を含めて、ぜひやっていただきたいというふうに思います。これも要望です。

それから、IWD東亜熊本との交渉については、3月末、ぜひ市民の会との話し合いは、もちろん協働でもいいんですけども、ずっと前から市民の会は市民の会で独自にいろいろこの専門委員会とか、いろんな独自に、大学の先生に調査をお願いしたりとか、一定、資料の蓄積とかもありますので、そういったことも出しながら、会社の計画の無謀性とか、そういったことについても、ぜひ意見交換してみたいというのがありますので、ぜひ今度行かれたときには、市民の会とも会ってくださいよという話をしていただきたいなというふうに願っています。

大体、そういうことですけれども、最後に部長の答弁をされました、そのはっきりわからないとおっしゃったということでしたけれども、なぜ素直に、私は部長にも申し上げましたように、この平成15年11月というのは、私は基本的には手帳に、だれに会った、何をした、どういう会議があったと、基本的に書いていますが、この15年11月というのは、特に詳しく書いてるんですよ。平成15年11月というの衆議院選挙があった月なんですよ。9日が衆議院選挙の投票日ですよ、15年11月というのは、11月5日から9日までは決算特別委員会がありました。その後、私は体調を崩して入院してるんですよ。だからその入院してる時、いつどういう検査、細かく書いています。もしそのIWDのその専務さんが会ったと言われるのなら、どこで会われているのか、わからないんじゃないかと、なぜこういうふうなあいまいな言い方をずっとされてこられて、私は内通者呼ばわりされているわけですから。だからはっきり、わからないんじゃないかと、私は物理的に会えるような状況じゃなかったということははっきりしてます。これはいずれ告訴の状態、告訴を受理されて、どういう調査をするのか知りませんが、その辺も含めて、いかにそのいかにげんなをおっしゃってるかということ、みずから証明したいと思っていますけれども、この点は改めて全くの事実無根だということを申し上げておきたいと思います。

これはちょっと感情的になったところもありましたが、今までの思いをどっかではっきりさせなければ、本当に長い間議員としてやってきて、こんなに悔しい思いをしたことは本当にかつてなかったことですので、あえて言わせて、個人的なことだったかもしれませんが申し上げました。

この問題については、ほとんどが要望意見ですけれども、検討委員会の今後のあり方についてのことについて、もし市長のお考えがありましたら、御答弁いただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今後の検討委員会のあり方についてでございますけれども、これまでの検討委員会は非常に専門的な立場から、いろんな御意見をいただき、非常に有意義な会であったというようなことを伺っております。

したがって、今後もこれまでありました検討委員会を土台として、さらに充実していく、そういうような方向で進めてまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、宅配給食サービスの拡充について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、宅配給食サービスの拡充について、どう具体化するのかとの御質問にお答えいたします。

本事業は、平成13年度より、調理が困難な在宅のひとり暮らし高齢者等を対象に、週に1回から3回程度、昼食の提供と安否の確認を行うことを目的に、社会福祉協議会へ委託して実施しております。現在30の方が利用されているところでございます。

また、利用者に対し保健センターの栄養士や食生活改善推進委員による栄養指導、減塩指導等を行っておりますが、今後はさらに在宅での自立支援に資することを目的に、食に欠ける要因について調査を行いまして、おのおのの状態に合った食材の買い物への支援とか、調理指導、栄養指導等、食事の提供体制をアセスメントする食の自立支援事業へと拡充を図りながらの移行を予定をいたしております。

宅配給食サービス事業を含めた介護予防事業につきましては、本年4月からの介護保険制度の改正により、地域で地域住民を主体とした地域支援事業として介護保険法の中に位置づけられました。このことにより、会食型や宅配型の給食サービス事業を行うことにより、より利用の拡充が図られるものと考えております。

次に、地産地消の推進、ふれあいネットワークづくりの観点からの検討も必要だと思うが、どうかの御質問にお答えします。

このことにつきましては、宅配給食サービスの事業形態の見直しを進める中で、新鮮な食材を利用した地産地消の促進、社会福祉協議会が進めているふれあいネットワークづくり事業、そういった活動と連携して、その中で一つのメニューとして地産地消による食事の提供などができないかを考えてまいりたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 中山徹議員。

○中山 徹君 宅配給食サービスは、さっきもちょっと言いましたけれども、給食センターの建てかえの問題とか、学校統廃合の問題で、前一遍センター方式で建てかえるんだという話の中で、例えば高校生の弁当がどうかとか、サラリーマンの弁当がどうかとか、何かそのいろんなそういうこう学校の子どもたちの給食だけでなく、そういう弁当屋さんみたいな感じの、そういう機能を持たせたらどうかという話もありましたが、これはこれでいろいろまた議論がされているようですけれども、それがどういうふうに落ちつくかという、要するに調理場をどうするかという問題と、対象をどうするかとか、今、部長が答弁されたのは、多分介護保険関係の適用で、いろいろその介護予防という立場で、そういう給食配食サービスを受けている方の話だと思いますけれども、介護保険とは関係ない高齢者でひとり暮らしの方や、それから夫婦高齢者と、夫婦とも高齢者だということで、なかなかそのきちっと食事をつくって食べられない、栄養のバランスに欠けるような方とか、まあそういうことも含めて1日2食、毎日きちっとバランスのとれた食事を食べていただいて健康で長生きしていただくという、そういった意味での宅配給食サービス、これをぜひ、今すぐということじゃなくて、そういう統廃合の問題や給食センターのあり方の問題や、自校方式にするのか、ブロック方式にするのか、その辺も含めて、今後いろいろ議論されていくんだろうと思いますけれども、そういう中で、ぜひそういう高齢者に対しての宅配給食サービスも視野に入れて、検討していただきたいというふうに思うんですね。

これは、この間私たち共産党議員団で鹿児島県の垂水市に視察に行ったんですが、利用されている方は介護保険関係というよりも、むしろ介護保険の認定のない方が半分近く、40%ぐらいいらっしゃるんですね。それで1日2食、1食当たり670円で、利用者負担は330円ということですが、けれども、いろいろ困難もあるようです。今まで国が出していた補助金が打ち切られたりとか、今、部長がお話になりました、その自立支援事業なんかがこう非常に窮屈になってくるとか、いろんな国のそういう全体として福祉を後退させるという、そういうのもあって、非常に存続させること自体が大変だなという状況もあるようですけれども、しかし、この宅配給食サービス自体は大変喜ばれてまして、健康管理だとか、生活の維持をしていく上でとか、日常生活の便宜を図って買い物に行かなくていいとか、いろいろそういう福祉の向上に役立っているとか、安否の確認に、垂水市の場合も孤独死を何件か防いだ例があるとかという事例も幾つか紹介していただきましたけれども。そういったような面もありますので、ぜひ地元の食材を使って地域のお母さんたちが調理場に集まって食事をつくって、地域の高齢者、ひとり暮らしの寂しい思いを皆さんさんされている方にお届けして、食べていただくというようなことだとか、そういうネットワークづくりの一環として、宅配給食サービスもぜひ位置づけて、検討していただきたいというふうに思うわけでありませう。

これは要望として、今後の問題で、また具体的な、構想が具体化されていく段階で、また改め

て提言なりをしていきたいというふうに思いますので、今回はこれで終わります。

○議長（緒方誠也君） 以上で、中山徹議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午後 2 時18分 休憩

午後 2 時28分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、淵上道昭議員に許します。

（淵上道昭君登壇）

○淵上道昭君 大変お疲れさまです。1日目の最後の質問を行いますので、おつき合いをいただきたいと思います。

新緑会の淵上でございます。

通告に従い、私見を交えて質問をいたしますので、執行部の責任ある答弁をお願いいたします。

さて、2月5日、見事に当選を果たされました宮本市長に、心からお祝いを申し上げます。

4年間、市政のかじ取りを託した本市のリーダーとして、産業廃棄物問題を初め、財政、雇用、少子・高齢化、教育問題等の課題の打開に向けた施策が強く求められることは当然の認識であると思います。

大変厳しい現状の課題を解消するか、市長の手腕が問われる4年間です。

一方、体力、気力が求められると同時に、何といたっても健康が一番です。十分健康管理に注意なされ、市民の期待にこたえていただきますことをお願い申し上げ、最初の質問、市長の公約について伺います。

、産廃問題対策、特別対策チームをつくり、必ず阻止しますと公約されています。

一方、全国的に阻止した例は少なく、多くの困難が伴う中、どのように取り組みをされるかお尋ねをします。

、各部課の統合、役職の見直しはどのように考えておられるかお尋ねします。

、企業、商店街への金融支援はどのように考えておられるかお尋ねをします。

2、財源確保と財政健全化について。

本市の人口が昨年10月の国勢調査で2万9,119人、5年前の調査から約2,000人、年平均400人減っており、今後も減り続けることは間違いない状況です。

歳入は、金額が人口規模に大きく左右する地方交付税が大半を占めています。

国の三位一体改革が、平成16年で第1期が終わり、本市の財政へ多額の打撃を与えています。財政事情が極めて厳しい状況の中、平成15年6月、江口前市長を本部長とする財政健全化推進本

部を設置し、脱お役所仕事宣言を行政に、市民の方には脱他人事宣言を実施して、財政健全化計画を平成16年から実施し、多くの成果を出しています。

財政改革をさらに推し進めることは当然の認識の中、5点についてお尋ねをします。

、歳入の柱、地方交付税の推移についてお尋ねをします。

、逼迫する本市財政事情の中、財源確保は極めて重要です。どのように取り組まれていかれるか、また自主財源も厳しい中、新たに財源確保を考えておられるかお尋ねをします。

、財政健全化の進捗状況をお尋ねします。

、見直しが予定よりおけている項目は何か。また、なぜおけているかお尋ねをします。

、団塊の世代が定年退職する各企業、自治体が退職金のやりくりを悩ませておる中、本市の平成17年度定年退職者予定は何名か。また、18、19、20、21年の退職予定者は何人かお尋ねをします。

また、平成17年度の早期退職制度、また、勸奨制度での退職者は何人かお尋ねをします。

3番目、雇用問題について。

特に求人倍率が低い本市、また葦北郡は最近5年間で0.5倍に届いた年はない。また天草郡市も0.3倍で大変低迷しているのが実態であります。新聞、マスコミ等では景気回復が上向きでの大量の雇用増が生ずると報道をしております。

一方、郡部は雇用力を持つ企業立地が少ないため、当分の間、厳しい環境が続くことが予想される中、昨年12月14日、A S Bエコウッド株式会社が雇用80人から100人の企業進出が本市に大変元気を与えてくれました。まさしくトップセールスの成果であったと私は思います。しかし、2月以降、立地企業の状況が非常に厳しくなってきました。

以下、3点お尋ねをします。

、求人倍率が特に低い本市の雇用環境をどのように認識しておられるかお尋ねをします。

、雇用80人から100人、操業平成20年3月、本市の雇用創出に大きな期待を持たせたA S Bエコウッド株式会社の進出状況が厳しくなっている中、方向性をお尋ねをします。

、今後、市としてどのように対応されるかお尋ねをします。

最後です。学校統廃合について。

2月26日、私は地域の2つの小学校から教育委員会指定学力向上推進事業成果発表会に案内があり、喜んで出席をしてみいました。今回は時間を十分にとり、2校の先生、生徒たちの授業、発表を保護者、地域の方と楽しく過ごせることができました。

子どもたちの生き生きした表情、発表態度に大変頼もしく見えたことは私一人でなかったと思います。子どもは地域の宝、郷土の宝、また水俣市の宝です。

未来ある子どもたちに新しい教育環境を与えることが極めて重要認識の中、統廃合について、

第5回目の質問を、以下4点についてお尋ねをします。

、各校区意見聴取会を昨年9月以降実施されました。どのように総括されておられるかお尋ねをします。

、取り組みが遅いという指摘が多くあるようですが、いかがお考えかお尋ねをします。

、適正規模での学校再編成の基本を示すべき時期に来ていると思いますが、対応についてお尋ねをします。

、今後のスケジュールはどのように考えておられるかお尋ねをします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 淵上議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の公約については私から、財源確保と財政健全化については総務企画部長から、雇用問題については産業建設部長から、学校統廃合については教育次長から、それぞれお答えをいたします。

初めに、市長の公約について、産廃対策チームをつくり、必ず阻止するとの公約についてどのように取り組んでいくのかについてお答えします。

確かに、産業廃棄物最終処分場の設置については、国からの法定受託事務で廃棄物処理法等に定められた一定の基準に基づき、都道府県等が許可、あるいは不許可の判断をすることになります。したがって、何の行動も起こさなければ許可される可能性もあると思われま

す。しかし、世界に類例を見ない環境汚染で苦しんだ水俣市が、これまでの経験と教訓を生かし、住民と一体となり、広く世論に訴え、本気になって環境汚染の危険性を具体的に検証し、事業者や国・県に粘り強く訴えることで、水俣市民の気持ちに通じるのではないかと考えております。

そのために、先ほどから答弁しておりますとおり、4月から産廃対策の専従の部署を設置し、あらゆる手段を講じて、産業廃棄物最終処分場建設計画の撤回に向けた運動を展開していく覚悟でございます。

次に、各部課の統合、役職の見直しはどのように考えているかとの御質問にお答えします。

行政組織につきましては、組織運営の上で、最も効率的に行政サービスが行えるよう、常に見直しを行い、再編成をしなければなりません。

現在の本市の財政事情、人口減少等の状況を考えれば、事務事業の簡素合理化を図りながら、部課の統合を積極的に進める必要がありますが、さきの御質問にお答えしました産業廃棄物対策室の新設のように、政策上、特に必要な場合に限り、部課の増設も必要であると考えています。

また、役職の見直しにつきましては、部課の統合等により、役職の見直しを進めてまいります。そのほか、例えば施設等において、現在配置している課長職を課長補佐職で管理運営できないか、また、市の外郭団体の管理部門への派遣職員を引き上げることで、管理職の減員を図れないか、打診をしているところでございます。

いずれにしても、どのような組織が本市に最適か、また適正な職員数は何人か、今後十分検討してまいりたいと考えております。

次に、企業、商店街への金融支援をどのように考えているかについてお答えします。

先ほど谷口議員の御質問でもお答えしましたとおり、本市の地域企業育成策の一環として、市内企業、商店街等への金融支援を図っていくことは、大変重要な施策であり、市といたしましても、地域経済の活性化に資する観点から、積極的に金融支援を図ってまいりたいと考えております。

これまでも、市内中小企業等の経営安定と健全な発展に資するため、水俣市独自に各種融資制度を定め、関係団体や市内金融機関等とも連携しながら、市内企業、商店街等への金融支援並びに国・県等の融資制度の紹介等を行ってまいりました。

しかし、市融資制度に関しましては、ここ数年、残念ながら利用実績が減少する傾向にあります。今後は、市といたしましても、市内事業所等の相談窓口でもある商工会議所からの金融支援強化に対する要望も踏まえまして、関係団体、市内金融機関等と定期的に意見交換を行い、市内企業、商店街等の資金ニーズや市融資制度に対するさまざまな御意見をお聞きしてまいりたいと考えております。

また、意見交換の中から出されました市融資制度等に関する貴重な御意見をもとに、市としましても、最大限の金融支援策が図られるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目の質問を行います。

まず、は、松本議員、谷口議員、中山議員、今お三方に述べられておられます。よく私も理解をいたしております。

そこで、たしか中山さんがさっきおっしゃったですかね、やっぱり企業側と、早く会われることかなと思いますね。そういう誠意を早くこちらからアクションを打たれた方が私もいいかなと思いますから、ぜひそうされるように、強く要望させていただきたいと思います。

番目の、この部課の統合と役職の見直しですけれども、これもやっぱり時代の流れかなと私もよく理解をいたします。特に行政の場合は、やりづらい面もあろうかなと思いますけれども、民間はこういうのは非常に早い、実際の話がですね。そういう中で、6月議会で恐らく宮本市長が施政方針を述べられると思いますけれども、いつから始められるか、やっぱりこういうのは早

くアクションをかけられた方が私はいいかなと思うんですね。ずるずるいくよりも、こう決めた以上はやっぱり早くやっ払いこうという姿勢が宮本市長に求められるかなと思うんですね。そこらについてもお尋ねをしたいと思います。

点目の、企業金融支援ですけれども、ここも谷口議員と一緒に質問でございます。十分理解をいたしておりますので、今後とも、商店街あるいは企業と定期的にやるということでございます。前、私も産建のときによく商店街の会議に行っておりましたが、やっぱり接触が少なかったという話も出ておりましたから、どうぞそういうのを、意見交換をしょっちゅうしていければ、何かやっぱりヒントが出るかなと思いますから、ぜひ先ほど述べたように定期的な意見交換ですか、ここらを強く進めていただきたいということで、一つだけ質問をいたしたいと思います。お願いします。

○議長（緒方誠也君） 宮本勝彬市長。

○市長（宮本勝彬君） 部課の統合についてでございますけれども、今、議員御指摘のように、非常に財政上もいろんな形で厳しい状況がございますので、できるだけ早い機会に人事異動等もございまして、そこら辺等を考えまして、できるだけ早い機会に検討してまいりたいと、そのように思います。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 3回目は、市長にお伺いしますが、本当に市長職は大変激務だろうと思います。新聞でも、恐らく市民の大方の方が、きょうは市長はどこに行かれるかなと見ておられると思います。

今後とも、国とか、あるいは県とか等に陳情がしょっちゅうあるかなと思いますけれども、前回も国に行かれたようでございますが、その陳情とか、お願いの感想でも聞かせていただければありがたいかなと思いますが、一言で結構でございます。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 陳情に行つての感想でございますけれども、いろいろ産廃の問題、その他につきましても、いろいろお話をさせていただいたりしてきておりますけれども、議員おっしゃるように、できるだけ状況に応じた動き方をしていきたい。必要であればどんどん外に出て行ってセールスもしてみたいと思いますし、状況に応じた動き方を今後気をつけていきたいと思っております。そのために議員さん方からの情報あたりもたくさんいただければありがたいなと思つているところでございます。

○議長（緒方誠也君） 次に、財源確保と財政健全化について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森近君登壇）

○総務企画部長（森 近君） 財源確保と財政健全化について、地方交付税の推移についてお答えします。

国は三位一体の改革によって、地方交付税の改革を進め、臨時財政対策債を含む交付税総額を平成16年度から18年度までの3年間で約5.1兆円の抑制を行っております。本市への交付税交付額につきましては、平成16年度の決算額は約53億2,200万円で前年度から約4億5,000万の減少となっております。平成17年度は現計予算額ベースで約44億7,400万円、減税補てん債への振りかえ分約4億2,300万円を含めると、48億9,700万円となり、16年度から約4億3,000万円の減少となります。平成18年度は当初予算で46億600万円を計上し、約2億9,000万円の減少を見込んでおりますので、3年間で減少する額では約11億7,000万円となる見込みです。

さらに、交付税の一部が振りかえられた臨時財政対策債は、3年間で約3億3,000万円減少する見込みですので、合わせますと減少額は約15億円となります。

今後の地方交付税の動向につきましては、国は2010年代初頭における国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化を目指し、歳出・歳入一体改革を進めるとともに、三位一体の改革についても、今後とも取り組みを続ける方針であることから、今後も地方交付税の削減は進められるものと考えられます。

次に、新たな財源確保についてお答えします。

本市の主要財源のうち、地方交付税は毎年大幅に減少している一方、市税は課税客体に乏しく、多額の増収は困難な状況であります。

その中で、新たな財源の確保は重要な課題であると同時に、だれに負担を求めるのかという難しい課題であると考えております。

現在、取り組んでいる収入確保策としましては、遊休地の売却を平成16年度から進めております。これは遊休資産を必要とする方に有効利用してもらおうといった趣旨もあり、平成16年度で約7,500万円、17年度では約1億7,000万円の収入を得ております。今後も遊休地の整理を行い、売却できるものは積極的に売却したいと考えております。

また、使用料・手数料など、受益者が特定されているものは、本年度において再度適正な受益者負担の観点から見直しを行いたいと思っております。

広報事業による収入や行政資料の有償配付など、金額では少額のものでも、増収に向けて、対象範囲の拡大など進めてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化の進捗状況についてお答えいたします。

財政健全化計画の具体的方策を挙げておりますが、そのうちで平成16年度当初予算において措置した項目に加えて、順次取り組みを進めております。

その主なものとしまして、久木野支所の見直しについて、平成17年6月から支所を休止し、住

民票等の発行を他の3地区と合わせて郵便局に委託いたしました。

地域の自主・自立の推進については、区長会との協議・検討を重ね、本年4月から市内全地区で自治会がスタートすることになっております。

また、外郭団体等市関係機関につきましては、指定管理者制度の導入にあわせて、各団体の自立に向けた指導・協議を進めてきたところであります。

平成16年度から実施している項目のうち、職員の削減につきましては、退職者不補充で削減を進めており、平成17年度4月1日現在の職員数は、水道局を除く一般職の関係で351名、15年度が373名でしたので、比べますと22人減少しております。定員適正化計画での年次計画を上回る削減となっております。

パソコン等のリース期間の延長につきましては、これまでの事務機器に加え、今回電算システムの1次導入分のリース期間を延長することとしております。

また、市議会におかれましては、会議に係る費用弁償、政務調査費交付金などの再度の見直しをいただき、歳出削減に御協力をいただいているところであります。

なお、今回、当初予算は骨格予算として編成しておりますので、見直しに係る予算の一部は、6月補正において必要に応じて予算措置をすることを考えております。

次に、見直しがおこなわれている項目についてお答えします。

財政健全化計画の具体的方策につきましては、全項目について見直しに着手し、検討を進めておりますが、まだ財政に反映するまでに至っていないものがあります。

歳入に係るもので、固定資産税の地籍調査終了地域への課税の見直しにつきましては、地域での住民説明会等で、市民の皆さんの意見をお聞きしましたので、その実施時期等を再検討している状況であります。

業務改善、効率化の推進として掲げておりました民間活力による施設整備の推進につきましては、給食センターの建設にPFI導入の可能性などを検討いたしました。現在は給食センターや老人ホームなどの建設時期が未確定でありますので、建設が明らかになった時点で、具体的にメリット、デメリットを数値を挙げて民間活力の導入の可否を検討したいと考えております。

土地開発公社事業の見直しにつきましては、公社が土地を保有する月浦台地の開発を一般会計で進めておりますので、その完了にあわせて、公社事業の抜本的な見直しを行いたいと思います。

また、委員会等の報酬の見直しにつきましては、非常勤特別職の委員報酬について、県内及び近隣の各市の状況等を参考に検討を進めておりますので、今後、具体的な報酬の額を決定していきたいと考えております。

以上のように、いまだ効果が出ていないものもありますが、財政健全化に掲げた項目以外の取り組みとして、職員の県内及び近隣市町への旅費に係る日当廃止の条例案を提出しております。

今後も財政健全化に向けて、新たな方策を検討してまいりたいと考えております。

次に、平成18年から21年までの各年度の定年退職者の人員と、平成17年度の早期退職者、勸奨制度での退職者の人数についてお答えします。

各年度の定年退職予定者は、医療技術職を含めて、平成17年度に11人、平成18年度に15人、19年度に13人、20年度に18人、21年度に18人を予定しています。

また、平成17年度の高齢者早期希望退職実施要綱適用による退職者は、予定も含めまして6人となっております。

○議長（緒方誠也君） 渕上道昭議員。

○渕上道昭君 5点について、細かく説明がありましたので、2回目に入ります。

交付税というのは非常に、それぞれ関心のある、また最も歳入の大きな柱ということで、これはどなたも承知済みなわけですが、今後も削減は進むだろうということですね。ここに財政課からよくもらいますけども、資料があるんですが、何しろ交付税が、平成12年をピークですよ。平成12年が64億ですか、これで見ると。これは決算ですからね。12年をピークに、それからずっと下がってきておるんですね。したがって、12年が歳入に占める交付税の割合が43%ですよ。これだけの交付税があったというのが、40%、38%とか下がってきまして、平成17年では交付税34%ですよ。だからいかにやっぱり地方が地方交付税に頼っておるかということで、どの自治体も財源確保ですかね、これに頭を悩ませている姿がはっきりわかるかなと思っております。

そういう中で、水俣市も財政健全化を平成16年から進められて、いろいろ効果が出ております。遊休財産とか、いろんな面で改革もされておられます。そしてまた退職金、ここにも、どっかの新聞だったんですが、退職金負担、自治体ずっしりということで、この退職金のやりくり自治体が大変苦慮されておられるということで、非常に自治体、会社で言えば経営ですけれども、経営上、非常にまあ剣が峰といいましょうかね、それくらいの状況に入っておるかなと思う中、まとめて質問をさせていただきます。

まず、6点ですけれども、1点、歳入が、御承知のように、今説明もありました、極端に厳しいです。そういう中、歳出の、今、財政健全化進めておられますが、それ以外にさらなる見直しはないか。これ1点目。

それと2点目、財政健全化を今随時ローリングしながらやっておられます。平成16年から5年間だったと思いますが、この改革をしなければなりません、さらなるやっぱり意識改革が必要かなと思うんですね。それについてどう思われるか。

3点目です。よその自治体は退職金負担に基金をためておられます。沖縄とか、いろんなところ、九州各県ありますけれどもね。本市の場合にその基金、退職金積み立ての財源に基金積み立てはやっておられるかどうか。

そして、先ほど、これは医療センターを含めて、今、退職者をおっしゃいましたけれども、一般行政職の退職者はどれくらいか。平成17年から5年間、お願いをします。

そして、その退職を勧めるために、私も質問を、前回2回ほどしたと思うんですが、退職勧奨制度とか、そういう制度があります。平成17年度の早期退職制度を利用しておやめになられた人は、先ほど6名とおっしゃいましたが、何名か。

最後です。早期退職制度と勧奨制度も前回説明があったと思うんですが、この早期退職制度を今回実施をされて4名おやめになられる予定ですが、この制度をどのように評価されておられるか、この6点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） それでは第2の質問にお答えさせていただきます。

まず、歳出のさらなる見直しは考えてないかということですが、議員の皆さんも御存じのとおり、平成16年から財政健全化に取り組みまして、人件費、交際費、物件費、維持補修費、そういったものにつきましては、もう限度いっぱい削減をしてきたのかなと思っています。これ以上やると、やっぱり学校等については修繕ができなくなるとか、いろんな住民のサービスに影響が出てくる。ですからそういった部分との兼ね合いをどうしていくのかなということが、今後の課題ではないのかなと思っております。それに対しまして、扶助費、老人保健とか、国民健康保険の繰り出し、そういったのは毎年億単位でふえていってると。ですから、交付税が減った部分を行財政改革やって埋め合わせをしても、なかなかそちらの方に取られてしまって、健全化の方にはなかなか結びつかないというのが実態ではあります。しかし、今、議員御提案いただきましたように、避けて通れない部分もありますので、さらにそういった部分で小さなものでも改善できるものにつきましては、今後とも見直しを図っていきたいなと思っております。

次に、財政健全化に係る意識改革の問題ですが、やはり職員自体、まだまだ自分の財布からお金を出すというところまではいってないのかなという気もします。確かに厳しい状況になりまして、以前と比べますと全く意識は変わってきております。また査定の状況も、予算という見積もりじゃなくても、入札するときの単価で予算化せろというような形で、何回も見積もりを取り直すとか、そういう形をしますので、意識は変わってきていると思うんですが、やはりもっとそういったものは進めていく必要がありますので、今後とも職員研修等を通じながら、意識改革は進めていきたいなと思っております。

それと退職積み立てにつきましてはですが、これには以前からもいろいろ御指摘あっておりましたけれども、こういった状況で財政厳しい中で、財調も9億前後ぐらいしかないという中で、そのほかに退職積み立てに回す財源が見当たらないということで、一応、今のところ退職につきましては財調とか、そういったものを充てて対応していきたいと。基本的に他市の状況では、今

退職者が多くなってきてますけども、水俣市としましては、幸いこの数年は退職者も少なくなっ  
てきておりますので、その間、財政の健全化を図りながら、あと5年ぐらいしますと、また退職  
者がふえてきますので、それまでに財源対策も考えていきたいなと思っております。

また、一般職の退職者の状況ですけれども、17年度は6人、18年度が8人、19年度が10人、20  
年度が6人、21年度が8人というような形の予定になっておりまして、18年以降は少し多くなっ  
てまいりますけども、そういった状況にあるということです。

それと、そのうちの高齢者早期希望退職者は4人となっております。

また、希望退職制度の運用をどのように評価するかということですが、高齢希望退職制度  
は、やはり職員の新陳代謝、また人事の刷新、そういった意味から含めまして、行財政改革の合  
理化を図る上では必要な制度ではないかと思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 いろんな面で御無理をかけると思います、職員の方にもですね。しかし財政健全化  
という一番大きな方針がありますから、非常にそれぞれ辛いと思いますけれども、ひとつこれか  
らも頑張っていたきたいと思います。

最後に、私たちは今回、本市の財政事情というのが、こういう厳しいでございます。そういう  
中で、議員4名削減というのを、自民党を中心として、公明党・牧下議員、そして福田議員、私  
10名でやってきました。やっぱり議員みずからの保身というのをさらに踏み込んで、やっぱりや  
らなければならないかなという、非常に厳しい決断をしながら、そして公のこういう市役所、行  
政に尽くすことを肝に銘じながらやっていきたいということの気持ちのあらわれであります。し  
かし、まだ採決はわかりませんが、そういう気持ちの中で、この議員削減というのを現在  
進めておるということを申し添えて、質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、雇用問題について答弁を求めます。

森産業建設部長。

（産業建設部長 森近君登壇）

○産業建設部長（森 近君） 次に、雇用問題について本市の雇用環境をどのように認識してい  
るかとの御質問にお答えします。

有効求人倍率につきまして、ハローワーク水俣が所管する水俣市、津奈木町及び芦北町の1市  
2町における数値であり、水俣、芦北地域の雇用情勢を示す一つの指標でございます。

しかし、本市のみの状況で考えますと、ここ数年で多くの企業誘致を行い、さらに進出企業に  
対して、極力市内在住者を採用していただくようお願いしてまいりましたので、ハローワークの  
数値がすべてあてはまるものではないと考えておりますが、大変厳しい状況にあるということは

認識しております。

また、以前から低水準であった有効求人倍率自体も徐々に増加をしてきており、平成18年1月の数値は0.43であり、前年より0.04ポイント上昇するなど、現在の雇用情勢は少しでありますけれども、よい状況に向かっていると推察しております。

なお、有効求人倍率が低位である理由として、水俣市、津奈木町、芦北町の地域が他の地域に比べ事業所数そのものが少ないということ、地場大手であるIT産業の人員整理の影響が大きく、他の新規雇用と相殺されていることなど、さまざまな要因があつての結果ではないかと考えております。今後とも引き続き雇用の拡大に向けて努力してまいりたいと思います。

次に、ASBエコウッド株式会社に係る市の方向性と、今後どのように対応するかとの御質問についてお答えします。

今回の企業誘致については、雇用創出と地域経済活性化に寄与するものであり、市民の方々の期待も非常に大きいものであります。

ただ、さきの谷口議員の御質問にお答えしましたとおり、ASBエコウッド株式会社から要望のあつておりました平成18年度のバイオマスの環づくり交付金申請については、今回見送ることとしたので、ただいまのところ本市の判断を踏まえ、企業としての方向性を検討いただいている状況にあります。

今後の企業判断に応じて、市の対応を検討することとなりますが、誘致に係るリスクがある場合は、企業との十分な話し合いを行いながら、関係する方々の意見も十分踏まえ取り組んでまいりたいと考えますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

この問題も谷口議員と、エコウッドですけれども、重複をいたしておりますので、私は質問だけを、3点させていただこうかなと思っております。

エコウッドですけれども、非常に期待があつた。しかし急に方向がおかしくなったということですが、企業誘致というのには、やっぱり多かれ少なかれリスクというのは私は必要だろうと思うんですね。ただそのリスクはどれだけか、それはよくわかりませんが、そういう中で、ある程度のリスクというのは雇用創出には、私は必要だろうと思うんですね。それについてどのようにお考えされるか、これ1点目。

2点目、今回は農林水産省の交付金であつた関係上、市役所内では商工観光課と農林水産課が今回担当でございます。したがいまして、まだ今回見送りですから、今後も連携してやっぱり両課が積極的に対応することは必要だろうと思うんですが、どのように考えられるか。その連携ですね。

3点目、やっぱり雇用創出には誘致企業だけではなかなかうまくいかない面もあります。したがって、地場の企業が少しでも雇用できるように、何らかの市として、担当課として何かを考えなさっておられないか、この3点をお尋ねをしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 森産業建設部長。

○産業建設部長（森 近君） それでは第2の質問にお答えいたします。

まず、今後の企業誘致に対するリスクの対応についてですけれども、今回、A S Bエコウッドにつきましては、市の交付額、市が実施主体になるということで、18億円と、現在の市の財政力に対して相当に大きなものでありました。このような金額で、もし不測の事態が生じた場合、市財政に対して多大な打撃を受けることが予想されましたので、一応、もう少し中身を十分精査するというので、申請を見送ったところであります。

企業誘致においては、確かにリスクがあるものも出てくると思います。またそれも考えながら誘致を図っていく必要がありますけれども、ただそのリスクがどの程度なのか、またそれが本当に水俣市の状況でたえられるものなのか、その辺の見きわめはなかなか我々行政の職員でも、企業の場合わかりづらい部分もあります。そういった部分で、専門家とか議会の皆さんの意見も聞きながら、そういった部分についての対応を十分考えた上で、今後対応していきたいなと思っております。

それと企業誘致に対する市役所内の連携についてですけれども、今回も農林水産省所管の交付金ということで、農林水産課と、企業誘致の窓口であります商工観光課が連携をしまして、九州農政局とか、県の林務部に対しての対応を行ってきておりますので、今後とも庁内の連携を図りながら、お互いに連携をして、情報を共有しながら体制を整えていきたいと考えております。

次に、地場企業における雇用促進を進めるべきではないかということなんですけれども、確かにそれが一番大切なことだと思っております。雇用の促進を図る上からは、やはり水俣市としましては、まずチッソとか、新栄合板等とか、主要企業に対して地元雇用をお願いするというのが、まず必要ではないのかなと思っております。その上で、現在、市内の事業所で組織しております水俣異業種交流プラザとかみなまたエコタウン協議会、こういったところの団体との協議を行いながら、新しい起業、そういったことも対策をしながら、雇用の創出ができないか、今後とも連携を密にしていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、学校統廃合について答弁を求めます。

森田教育次長。

（教育次長 森田幸治君登壇）

○教育次長（森田幸治君） 学校統廃合についてお答えします。

まず、 について、昨年9月26日から10月6日にかけて、市内の中学校区を対象に、小・中学

校再編成に係る意見聴取会を実施いたしました。

各会場に参加者の差はありますが、延べ398人の方々に参加していただきました。できるだけ多くの方々に御意見を伺いたいと思い、口頭での意見だけでなく、記入用紙による意見聴取も行い、これについて、延べ230件余りの御意見をいただきました。

いただいた意見を見てもみますと、校区編成の改善や学校の統廃合を行うという、再編成の意義について御理解いただけたと感じておりますが、地域活動の拠点としての学校の位置づけや、それぞれの地域の思い、個々人の思い入れなど、現状を変えることに対する困難さを感じずにはおれませんでした。

しかしながら、水俣市における少子化の状況を見てもみますと、近年の急激な児童・生徒数の減少は、子どもたちの教育環境を大きく変えてきており、早急に再編成を実施する必要があるという教育委員会の考えのもとに、現状の説明と今後の見通しについて、地域に出向いてお話をさせていただいた次第です。

今後とも、次世代を担う子どもたちに最良の教育環境を与えることを第一義とすることを念頭に置いて、子どもたちの教育環境の整備など、検討を進めてまいりたいと考えます。

次に、 について、この再編成の取り組みについてお答えします。

この再編成につきましては、当市における市政始まって以来の大教育改革であると認識しております。

また、この改革が当市が定めている教育の目標達成に向けて、さらに歩みを進めていく要因となるものでなければならぬと考えています。

一昨年からPTAの方々など、多くの方々に参加いただきました再編成審議会において、さまざまな角度から活発な論議を交わしていただき、5月に答申をいただきました。

その後、教育委員会内にプロジェクトチームを結成し、地域での意見聴取会、広報みなまたにおける月1回の連載、さまざまな調査研究を進めてまいりました。

現在、審議会におけるアンケート結果や審議の内容、他都市の状況、意見聴取会での意見を踏まえて、幾つかの再編成の具体的な案に絞り、さらに検討を進めているところであり、当初の予定からはおくれることとなりますが、より慎重に進めていくべき問題であると考えています。

教育委員会において、具体的な案が策定されましたら、議会への説明とともに、地域への周知を図ってまいりたいと考えています。

続いて について、学校再編成の基本方針についてお答えします。

広報みなまた2月15日号にも書いておりますが、基本的な方針として、校区編成では、できる限り自治会ごとの校区とする、小学校から中学校に進級するとき、その校区が分かれることのないよう、幾つかの小学校区が集まって中学校区を編成するなどが挙げられます。

また、憲法にうたわれている教育の機会均等を尊重し、子どもたちが高い水準の教育を平等に受けられるよう、学校間の児童・生徒数の格差を小さくしていきたいと考えます。

なお、複式学級については、できる限りの解消を図っていきたいと考えます。

具体的には、既存の校舎を利用するものの、新規の学校として、すべての学校を再編成するものとし、地域と密着し、社会性を身につけられるような学校づくりを考えています。

教育委員会では、この再編成を実施することにより、信頼される学校づくりを推進し、子どもたちに生きていくために必要な知識や技能はもちろんのこと、判断力や思考力、課題を発見する能力や問題を解決する能力など確かな学力を身につけられるようにしていきます。

また、さまざまな経験を通じ、多くの人たちと交流することにより、子どもたち同士が互いに磨き合い、豊かな心が育成されるとともに、身体を鍛え、健やかな身体をはぐくみ、これから直面するであろう厳しい社会生活を乗り切れるような生きる力を身につけさせたいと考えます。

について、今後のスケジュールについてお答えします。

現在、教育委員の方々による最終的な検討を行われておりますので、その結果を待って、教育委員会の案として、住民の方々へ説明会を実施していきたいと考えます。

あくまでも予定ではありますが、3月末、あるいは4月初めの臨時の教育委員会において、具体的な案の決定がなされた場合には、平成18年度の早い時期に地域説明会を小学校区単位で行い、大方の同意を得て、平成19年度において条例改正など必要な手続を行い、平成20年4月からの実施ができるように準備を進めていくことを考えています。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 次長から詳しく答弁をいただきましたので、2回目の質問に入ります。

質問に入る前に、私も学校統廃合について質問項目をゆうべ振り返ってみました。最初、災害が水俣でありました。そのときに、平成15年9月に宝川内災害を取り上げて、そのときに一緒に第1回目の統廃合の件を教育長に質問をしたのが15年9月なんです。そのときは2点ですけども、小学校、中学校の現状と、そして今後の統廃合について、減少が続くもんですからね、どのようにお考えかという。その後6カ月置きまして、16年3月には、特に小規模校というのは非常に深刻な問題だということでの方向性をお聞きしました。その後、また6カ月置きまして、12月に進捗状況と編成審議会、そして厳しい問題はどのようなことが考えられるか、このときに、今、次長がおっしゃいましたことを教育長がおっしゃったんですね。水俣市にとって最大の教育改革であるということでおっしゃってられます。

したがって、そのときには、このたびの学校編成も、よりよい教育環境をつくることの最大のチャンスだということ、平成16年10月に答弁をいただいております。その後、また6カ月置きまして、平成17年6月に、アンケートの件と、またアンケートの問題、あるいは複式学級におい

て悪い点、そして僕らが視察に会派で行ったもんですから、たしか栃木県の芳賀町のことを言ったと思いますがね。やっぱり資料を、統廃合は各家庭に示すべきだということで、そういうお話もしたと思います。そして今回、このような質問を取り上げたわけでございます。そして、統廃合の地区説明が、私は早く始まるかなと思ったら、時期が9月ぐらいになったですもんね。私も9月30日に葛彩館に行きまして、これは京渡校区、石坂川を含めてあったわけですが、そのときにもごちゃごちゃこう書いておりますけれども、約60人お見えいただきまして、そして13人が、意見を述べられたと思います。ここに棒書き書いております。いろんな厳しい意見等も出ておるかなと思いました。今、全体で398人ということ、今、次長がおっしゃいましたけれどもね。いずれにしても、統廃合というのは本当に厳しい問題でございます。教育委員会の方々は相当頭を痛められたかなと思っております。この場をかりましてね、随分御苦労かけたかなと思っております。

そこで、質問を3点させていただきたいと思っております。

まず、私は複式学級というのは、たしかこの場でも言ったと思うんですが、メリット、デメリットありますけど、決してよくないと、もうはっきり言いたいと思っております。なぜかという、見てみると、競争し合う心とか、あるいはいろんな面、のんびりムードとか、あるいは黒板も対面します。こっち行ったりしながらですね、そういう授業。しかしほかの方はどう思うか知りませんが、私はやっぱり複式学級は今後の子どもたちの将来と思うならばよくないなという中で、今後、私は解消することは望ましいという、今はできる方向にいきたいと、解消を、おっしゃいましたが、この件に関して、どうお考えか。私はもう完全に解消していただきたい、せつかくの統廃合の問題のときにですね。

2点目、20年4月に実施をしていきたいと、予定。19年が条例改正をしなければなりません。そして20年4月。あと2年後ですけれどもね。大体どこも5年ぐらいかかっておるかなと推測をしますけれども、水俣市も20年4月になれば5年ぐらいかなと、所要期間はですね。まあそれは御苦労ですが。その20年4月に明確に答弁されましたから、その決意について、お伺いをしたい。

3点目は、臨時教育委員会の予定を3月末から4月上旬に開催、そしてそのときに統廃合を正式に決定をしたいということですが、そのときに具体的に学校、どことどこ組み合わせをする、そこらまで入るだろうと思うんですが、そういう具体的な学校の編成案というのは、いつごろお示しいただけるか、この3点をお伺いをします。

○議長（緒方誠也君） 森田教育次長。

○教育次長（森田幸治君） 私は今年度からこちらに勤務しておりますが、15年から質問されていたということですが、今、議員さんが言われたように、なかなか厳しいものがあります。意見聴取会を回った中でも、賛成もありますし、反対もあります。特に地域の方にとっては、もう地域

の火が消えるという、そういう恐れが、子どもの声が聞こえないと寂しいんですよと、もう盛んにこう言われておりました。しかしある反面、中には、保護者の中では、競い合う場とか、もっとそういう教育の何か、活発にできる学校にやらせたいという声も少しはあるわけですね。そういうのをたくさんことは聞かせていただいたわけです。それをもとにして、かなり私たちもそういう資料を集めて、話し合いをしているんですが、教育委員会内にプロジェクトチームをつくりました。これは教育総務課、生涯学習課、スポーツ振興課、それから給食センターの職員含めて。この中でいろんな意見を出して、幾つかの案を出し合いまして、今、それを進めていくところです。

その中で、先ほど言われました複式学級の解消についてということですが、先ほど答弁しましたように、この解消に向けて努力をしていきたいと思っております。

以前、適正規模ということも一度話題になった時期もありました。ただ市内全校の子どもたちのことを考えて、適正規模が何人というのはなかなか難しいのですけれども、せめて複式学級の解消に向けて、努力をしたいと思っています。

それから、20年実施に向けて決意をとということなんですが、これも長年にわたって取り組んできている再編成なんですが、私の教諭時代からも何回かそういう声がありまして、もう3回くらいは私も聞いていると思ってるんですが、なかなか難しいものがありました。

先ほど言われましたように、大改革ということで、もう市内全部を巻き込んで編成し直すということです。学校の統廃合だけでなく、再編成ということは、私たちはそこにこだわりながら、再編成に力を入れていくということでやっていきます。

それから、臨時教育委員会ということなんですが、ここではもうある程度案を絞って、提案をしたいと思っています。

新教育長も4月には決まりますので、そのことと、それから教育委員さんと協議しながら、具体的に示していければと思います。

先ほど言いましたように、いろんな声がありますので、かなり厳しい批判も受けるかと思っています。そこで各議員さんからも御協力いただいて、進めていければと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（緒方誠也君） 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 3回目の質問をいたします。

今回の総務文教委員会は、この統廃合問題というのが、今、水俣で起こっております。そういうのを今回、真野委員長、そして清水副委員長の方で、場所を決めていただきまして、4月13日に岐阜県美濃市ですかね、ここに視察に委員会として行ってまいりますから、私は議会、委員会も、統廃合、非常にこう厳しい、本当に難しい問題なんです。そういう例をですね、ここはもう

終わってるみたいですけど。そういういろんな御苦労点とか、いろんな面を委員長、副委員長が視察をしたいということで、今回、委員会に提案があったものですから、行ってまいりたいと思います。

そこで、最後です。宮本市長は前教育長でございます。この統廃合、私も随分質問いたしまして、本当に御苦労かけたと思いますけれども、先ほど次長がいろいろ答弁なされました。そこらを踏まえて、御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 基本的には、今、次長が申し上げたことと全く同じことになるだろうと思います。進捗状況、取り組みが少し遅いという御指摘もございましたけれども、私も地域を回りながら、今、次長が申し上げましたように、地域の火が消えるとか、これで私たちの地域はどうなるのかとか、非常に厳しい御質問もいただきましたし、いろんな要求も受けてまいりました。その中で、やっぱり校区の皆さん方の御意見も大事にしながら、できるだけ多くの同意を得ながら、この問題を進めていかなければならないという部分もございまして、ずるずると来たというようなところもございまして。

しかしながら、いよいよこう具体的にになってまいりましたので、今後も残された課題でありますとか、いろんな問題を引き続きお聞きしながら、そして検討しながら、できるだけ早いうちに市民の皆様方の同意を得られるように、努力をしてみなければならぬと思っております。

今後も教育委員会が20年4月にというような計画を出しておりますので、できるだけそれに近いような方向で我々も精いっぱい頑張っていかなければならないと、そういう使命感を持っているところでございます。

今後ともぜひ議員さん方の御理解、御協力をいただければ、この問題も非常に難しい問題でございますので、どうかその辺のところ御理解いただきまして、御協力をいただければありがたいと思います。応援をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 以上で、淵上道昭議員の質問は終わりました。

これで、本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明15日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、明日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時31分 散会

平成18年3月15日

平成18年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一 般 質 問

# 平成 18 年 3 月第 1 回水俣市議会定例会会議録（第 4 号）

平成18年3月15日（水曜日）

午前 9 時30分 開議

午後 3 時29分 散会

（出席議員） 22人

緒方誠也君	西田弘志君	福田齊君
藤本寿子君	吉田正和君	中村幸治君
大川末長君	真野頼隆君	淵上道昭君
牧下恭之君	田中功君	谷口真次君
野中重男君	清水晶夫君	本井道弘君
大川久洋君	竹下武義君	岩阪雅文君
松本和幸君	千々岩巧君	松本満良君
中山徹君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（吉村明賢君）	次長（久木田一也君）
議事係長（栄永尚子君）	書記（赤司和弘君）
書記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 12人

市長（宮本勝彬君）	収入役（徳富邦博君）
総務企画部長兼産業建設部長（森近君）	福祉環境部長（吉海安丈君）
総合医療センター事務部長（葦浦博行君）	総務企画部次長（仁木徳子君）
福祉環境部次長（中田和哉君）	産業建設部次長（桑畑達美君）
水道局長（山田敏博君）	教育次長（森田幸治君）
総務企画部総務課長（田上和俊君）	総務企画部財政課長（伊藤亮三君）

議事日程 第4号

平成18年3月15日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

- |   |       |   |                            |
|---|-------|---|----------------------------|
| 1 | 吉田正和君 | 1 | 産廃問題の解決について                |
|   |       | 2 | 議員定数削減問題について               |
| 2 | 藤本寿子君 | 1 | 水俣病問題について                  |
|   |       | 2 | 食育基本法制定以後の水俣市の取り組みについて     |
|   |       | 3 | 長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物最終処分場について |
| 3 | 牧下恭之君 | 1 | 少子化対策について                  |
|   |       |   | 捧 児童手当について                 |
|   |       |   | 放 不妊治療費助成事業について            |
|   |       |   | 方 乳幼児医療費について               |
|   |       | 2 | 介護保険について                   |
|   |       | 3 | 広告事業の推進による財源の確保について        |
| 4 | 西田弘志君 | 1 | 行財政改革について                  |
|   |       | 2 | ごみ問題について                   |
|   |       | 3 | 防犯、安全パトロールについて             |
|   |       | 4 | 学童クラブについて                  |
|   |       | 5 | 最終処分場問題について                |

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 本日の議事は、議席に配付の議事第4号をもって進めます。

---

日程第1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、吉田正和議員に許します。

(吉田正和君登壇)

○吉田正和君 おはようございます。

民主党の吉田正和でございます。

まずは、市長御就任おめでとうございます。

ところで、私は前市長に対しまして産廃問題につき徹底して追及してまいりました。なぜならば、水俣の外から持ち込むごみのための産廃最終処分場建設は、その規模、場所を問わず、市民全体の利益に反することが明白だからであります。

このことは与党、野党、保守、革新というようなレベルの問題ではありません。さらに申し上げますれば、本来、政治なるものは、党派、会派のために存在するものではなく、不特定多数の市民、もしくは市民全体の利益のために存在するものであります。

したがって、私はどのような党派、会派、政治勢力が提案する政治課題であっても、市民全体の利益に反するならば、是が非でも反対し、逆にどのような政治勢力が提起する政治課題であっても、市民全体の利益にかなうならば、是が非でも賛成するというスタンスを今後とも貫いてまいります。

現今の最大の政治課題である産廃問題につきましても、このままでは処分場はできてしまうとか、潮谷知事は絶対に判こを押さないといったような、憶測論や、希望的観測論ではなく、絶対に阻止しなければならないという至上命題のみに基づいて、市民全体の利益のために、鋭意質問してまいります。それは以上の趣旨からでございますので、どうぞ御理解をいただきたく存じます。

それでは、本論に入りたいと思います。

まずは、市長は環境モデル都市水俣の市長として、産廃問題についてどう考えるか、以下、お尋ねしてまいります。

私は、水俣の役割論と産廃最終処分場の危険性論と水俣病を経験したまちの感情論の3つの理由で、水俣の外から持ち込むごみのための産廃最終処分場建設に反対すべきと考えます。

以下、詳論します。

まず、水俣は水俣病を経験したまちとして存在します。この決定的事実からは逃げることはできません。ワールドワイドな公害の経験は、水俣の性格を圧倒的に規定してしまいました。水俣は環境汚染の恐怖・辛苦・愚昧を世界じゅうのだれよりも知っているはず。ならば、世界じゅうのだれにも同じ恐怖・辛苦・愚昧を味わわせないようにする責務があります。つまり、水俣は世界規模で環境保護におけるリーダーシップをとらなければならない役割を課せられているということになります。そのような役割を課せられた水俣は、ごみ問題にどのようにかかわってい

かなければならないのでしょうか。答えは簡単です。ごみは存在する方がいいのでしょうか。それとも存在しない方がいいのでしょうか。ごみはふえ続けた方がいいのでしょうか。減り続けた方がいいのでしょうか。ごみは環境を汚します。水俣はごみをいかに減らすかということに力を注がねばなりません。

ごみ減量において世界をリードするのが水俣に課せられた役割ということになります。

世界一立派な処分場をつくる労力は、ごみをいかにして減らすかに注いだ方がどれほど人類にとって、世界にとって、地球にとって貢献的でしょうか。

処分場をつくり続けると、1000年後、この地球は一体どうなっているのでしょうか。地球は処分場で覆い尽くされ、人の住み場もなくなってしまいます。子々孫々のためにと言うならば、処分場をつくらなくても成立する文明の構築を政治はもっともっと真剣に考えて、1秒でも早く取り組まなければなりません。持続可能は社会の構築というスローガンは、もっともっと緊要性を持って語られなければなりません。

そこにきて、最終処分場はどのような機能を有しているのでしょうか。ごみを無分別に集積・堆積するだけの機能しか有していないのです。ごみ減量において、世界をリードするという水俣の役割とは全く逆の機能を有しているわけです。ですから、水俣の役割から考えるならば、水俣の外から持ち込むごみのための産廃最終処分場建設は、規模・場所を問わず反対すべきという結論に至ります。

次に、危険性論を概論します。

産廃最終処分場は環境を汚染する危険性があります。この命題も、いろいろの側面を含んでいます。

まず、廃棄物処理法という法律をクリアしたら安全なのか。法律をクリアしても安全でないことは、数々の環境汚染事件を見れば論を待ちません。第一、法律も人間がつくるものであり、もっと言えば法律は国会でさまざまな政治状況の中で、妥協の産物としてでき上がるものだからです。

法律をクリアすれば大丈夫という法律万能主義・法律妄信主義・法律至上主義は到底妥当するものではありません。生類憐みの令や治安維持法がその典型例です。

次に、危険性が立証できなかつたら安全なのか。そうはなりません。危険性の立証は科学で行うのであり、法律と同様、科学も万能ではないからです。危険性が立証できないのは、単に科学が発達していないからというケースも当然にあり得ます。もう少しの科学の発達で立証できる危険性も安全とされてしまう可能性があります。すべての地下水系や岩盤の割れ目、また地震などによって、それらがどのような影響を受けるかなど、これらを地表から常に正確に把握し続けることが、現在のレベルの科学で可能なのでしょうか。

ある学者の論文には次のような記述がありました。

欧米諸国の立法例によると、水源地付近に水源を汚染し得る施設の設置は一般に禁止されているが、日本はそうではない。なぜならば日本の国土のほとんどは山間地であり、山間地は多くの場合水源である。そうすると水道水源を保全する法律を制定するならば、どこにも処分場をつくれなくなってしまう。それでは困るので、そのような国法はつくらず、廃棄物処理法も甘くつくっている。つまり廃棄物処理法は、ある程度の環境汚染が生じるのは覚悟の上でつくられた法律であると。

ちなみに産廃最終処分場は水を汚す可能性があるだけでなく、硫化水素などの有毒ガスを発生する場合も多く、大気汚染も全く看過できるものではありません。

以上のとおり、法律をクリアしたとしても、危険ではないということにはならないということなのです。

最後の3つ目は、感情論の側面からです。

水俣は水俣病で50年間苦しみ続けたまちであります。もちろん、現在進行形の苦しみであります。特に水俣病患者と、その家族の苦しみは言語に絶するものであり、その実際はここで触れることさえもはばかれるものであります。

いまだ苦しみ続ける水俣に、再び心配の種を置くことはいかにも心ない技と言わざるを得ません。それとも、水俣はまだ苦しみが足りないともいえるのでしょうか。感情論からのみ言うならば、今まで水俣は高度経済成長で生じたごみを一身に引き受けてきました。そのごみが水銀であり、カーバイトやダイオキシンであったわけです。

日本の経済発展の負の部分を一身に水俣が担ってきたわけであります。そうであるならば、水俣で発生したごみでさえ本当はよそに引き受てもらいたいくらいの気持ちであります。しかしながら、反対のための反対になってはいけませんので、そこはぐっところえて、水俣で生じたごみは水俣で処分しようと言っているわけであります。

ちなみに感情論的に例えて申し上げれば、水俣に産廃最終処分場を建設するというのは、チェルノブイリやスリーマイル、広島や長崎に原発をつくるような話と同じで、到底許容できるものではなく、また、世界じゅうのだれもそのようなことは望まないでしょう。

スリーマイルでは原子炉内にいまだ広島型原爆数百個分のストロンチウムが残り、またチェルノブイリでは地域一帯が立入禁止区域になっていて、こうしたところでもその被害は現在進行形であります。

私は以上のように思慮いたしますが、市長は環境モデル都市水俣に市長として、この産廃問題をどのようにお考えかお尋ねします。

次に、建設阻止の具体策についてお尋ねします。

まず、前市長は阻止の方法は存在しないから、処分場建設には反対しないと主張していました。しかしながら、仮に阻止の方法がなくとも、私は水俣病を経験した環境モデル都市水俣の生き方として、反対の意思は当然に表示しなければならないものと考えています。生き方がかかった大問題ですから、勝ち負け以前に逃げるわけにはまいりません。しかしながら、反対の意思を持ち、それを表示することは大前提としてなされなければならないことであり、むしろ問題は、実際に具体的にどのようにしてとめるのかということでもあります。というよりも、その一点に尽きるのではありません。議会も反対の意思は一応表示しました。しかし、これは当然になされなければならないことに過ぎません。問題は、産廃問題が表面化してからのこの2年間、——行政は阻止のための具体策を実行してきたかということです。答えは残念ながら否です。もしかしたら、この2年間に実行していれば、既に建設を阻止できていた手段があったかもしれません。

---

過去の過ぎたことはいかんともしがたいので、今からでも、とにもかくにも具体策の徹底研究と、その実行に行政と議会の双方が心血を注ぐ、これからの課題がこの一点に尽きるのは間違いないわけであります。

そこで、お尋ねします。

市長は、建設阻止のため、その具体的方法を徹底研究して効き目の強いものからどんどん実行するつもりがあるかお尋ねします。

次に、議員定数削減問題についてお尋ねします。

過日、当議会議員定数検討特別委員会において、4名削減案がパスしました。御承知のとおり、議員定数削減は全国的に大きな潮流になっております。本市においても支配的世論と思われれます。

私はこの問題について、以下のように考えます。

まず、議員定数を減らすと、次のようなメリットがあります。親戚が多くいるというだけで、議員に当選することが難しくなってきます。候補者が必ずしも近所に住んでいるとは限らなくなるので、近所に住んでいるというだけで、その候補者に投票するという悪習が断たれます。つまり、地縁・血縁だけでは当選しにくくなるということです。そうすると、必然的に選挙が政策型に移行していきます。地縁・血縁は、議員の能力イコール政策とは全く関係がないので、水俣の政治をよくするためには、議員は能力イコール政策で選ばれなければなりません。

政治は地縁・血縁・イメージ・人の噂・恫喝・人格・人徳・長幼の序・性格・しがらみ・金権でなすべきものではなく、市民を幸福にする具体的政策でなすべきものだからです。

ところで、定数削減に対しては民意が反映できなくなるという批判がありますが、この批判は当たりません。世界で最も少数意見が尊重されるアメリカでさえ、水俣と同規模の町ならば、議員定数はわずか5名程度のところが多いのです。ということは、半分に減らしても、しっかりと

民意は反映できるということです。つまり、民意を反映できるかどうかは、議員の数の問題ではなく、議員のやる気の問題ということになります。

ちなみに、副次的効果として経費が浮きます。福島県矢祭町では現に定数を半減させ3,000万円浮かせました。同町は企業誘致にも力を入れ、人口わずか7,000人の町で、新たに3,000人の雇用を生み出し、税収も5億円アップを見込んでいます。

水俣市議の議員報酬は矢祭町議より高いので、水俣市議を半減させた場合、毎年8,000万の経費が浮きます。もちろん環境モデル都市たる水俣に整合する企業に限定してですが、これを企業誘致に充ててみるのも一つの手と思われるます。

企業誘致は難しいとしばしば言われますが、矢祭町のような人口わずか7,000人の町でさえも工夫して、しっかりと成功に導いているわけです。ならば、水俣も少数の削減ではなく、抜本的に削減してみてもいいのではないでしょうか。

私は冒頭に述べたとおり、財政改革以外の視点から定数削減を主張しております。

経費削減はあくまで副次的効果ととらえております。水俣市民の幸福度をアップするには、市民生活に最も影響力を持つ、政治という営みの質を上げなければなりません。そして、政治を営むのは政治家ですから、選挙を従来地縁・血縁型から政策型に移行することができれば、政治の質は今以上に上がります。

定数削減によって、それが可能なのであります。しかしながら、定数削減は財政改革の流れの中で論じられるのが、全国的傾向であります。定数削減によって、確かに議会費が浮いてきますが、このような傾向について財政を預かるトップとして、市長はいかがお考えかお尋ねします。

本壇からの質問は以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 吉田議員の御質問に順次お答えします。

初めに、環境モデル都市水俣の市長として産廃問題をどう考えるかについてお答えします。

水俣市では平成4年に環境モデル都市づくり宣言を行い、平成5年には水俣市環境基本条例を制定しております。

そして、水俣病の経験を貴重な教訓とし、自然の生態系に配慮しながら、良好な環境を確保し、自然環境を市民の生命基盤として、次の世代に引き継ぐことをその目標としています。

また、有限な資源のリサイクルを基調とする社会システムづくりを進めることもうたっております。

実際に、全国の他自治体に先駆けた、ごみの高度な分別、生ごみの分別収集による堆肥化、

ISO14001の認証取得と自己宣言方式への移行など、先進的な環境自治体としての取り組みを進めてきています。

また、環境・資源循環産業の振興を図るエコタウンプランが国から承認されるなど、環境と経済の両立を目指した循環型社会構築に向けた取り組みも行っていきます。

このような環境への取り組みが評価されて、昨年は、全国の環境問題に熱心な自治体が参加する環境首都コンテストで全国総合1位に選ばれるなど、全国でも有数の環境先進自治体となっております。

このような水俣市にとって、単に関係法令の基準をクリアしたというだけで、これまでのまちづくりの根本に反する施設の建設が認められるとすれば、環境モデル都市を目指す水俣市としては、とても容認できるものでなく、あらゆる方策を検討して阻止したいと思っております。

次に、建設阻止のために、効き目の強いものから実行するつもりかについてお答えします。

建設阻止のための方策につきましては、昨日の答弁でも申しておりますが、4月に産業廃棄物最終処分場建設の阻止を目的とする専門の対策室を発足させたいと考えておりますので、具体的な活動については、対策室発足後とりまとめを行いたいと考えております。

基本的には、庁内の情報共有化と意識の統一を図るとともに、市民への情報提供、市民団体への支援、事業者・国・県への要望活動、他市町村や裁判等の事例研究、全国の同様な立場の市町村との連携、地質・水質等専門家による検討を行うなど、最終処分場建設を阻止するためのあらゆる方策を検討していくことにしていますが、効き目の強いものからということだけでなく、あらゆる手段を検討して、できることから実施していきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 答弁ありがとうございました。

最初の質問の環境モデル都市水俣の市長として、産廃問題についてどう考えるかという点につきまして、非常に私の主張とも重複する答弁がございまして、非常に心強く感じておるといのが、正直な気持ちでございます。

また、関係法令をクリアしたからといって、それを是とするのではなく、やはり水俣の理念からして、最終処分場建設は到底容認できるものではないというような趣旨の発言もございまして、私も全く気を同一にする意見を持ってるところでございます。

ですから、この点につきましては、これ以上の質問は差し控えたいと思います。

次に、建設阻止の具体策の方について、少しくお尋ねしてまいりたいと思います。

質問要旨の方には細かくは書いておらなかったものですから、もし答弁がちょうどいのであれば、その範囲で構わないんですけども、先ほど効き目の強いものからということには拘泥せず、あらゆる手段を検討してまいるといってお話でしたので、非常に、非常に心強く感じた次

第でございます。

その具体策の中で、市長が公開討論会等でも、かねて触れておられる、例えば住民投票、ローカルマニフェストの方には住民投票を実施するというふうに記述があったものですから、住民投票につきましては、一般的には法的効果はなくて、政治的效果にとどまるというふうに解されております。そういう理解が一般的なのかということは、私自身も承知いたしておりますが、しかしながら、過日、潮谷知事の発言が新聞の方に載っております、その中で住民等の意見もしんしゃくした上で、許可するか否かのことについてだろうと思うんですけども、判断したいというふうな発言が記事に出ておりました。それを一般的に素直に解釈いたしますと、住民の思いというものが、その判こを押すかどうかに影響力を持ち得るというふうに解することができるかと思えます。だとするならば、住民投票というのは、住民の意思表示としては最もパブリックでオフィシャルなものですから、これ以上にまさるものは恐らくないと思われまますので、住民投票を行い、産廃建設には反対だというような意思が表示されれば、判こを押すか、押さないかについて、もう決定的な影響力を持ち得るのではないかというような解釈も成り立ち得るわけでございます。しかしながら、一つ前提がございまして、潮谷知事はそういう発言をされましたけれども、当該地域の住民の意思によって判こを押さないということが、その法律実務上、行政実務上、実際に可能なかどうかという点については、一度きちっと、やはり精査をされる必要があるかと思えます。

それで、是ということであれば、これは住民投票を実施されれば圧倒的な効果を持つということになりますので、そうした場合には、具体策の一つとして住民投票を実施されるおつもりがあるのかどうか。もし、答弁可能でしたらですけども、いつごろお考えなのか。もしくは、もうなるべく早くなのか。

住民投票にはもちろん予算がかかりますけれども、私が以前、総務の方にお尋ねしたところ、1,000万前後じゃないかというような概算が出てまいりましたけれども、市の財政状況は、確かに厳しいということは、私も承知いたしておりますけれども、ただ、ここは渋るべきところではないのかなというふうに判断いたしております。

当然のことですが、もし最終処分場ができて、仮に環境汚染につながるようなことがあるならば、例えば豊島の事例では環境汚染につながって、後始末として、現段階でも300億か、400億の税金が投入されていると、今後もたしか10年間近くですかね、まだその後始末が続いていくということですよ。

また岐阜県の善商という業者による事例においても、やはり200億だか300億の税金の投入が必要となってきているということでございますので、そうした額に比べれば1,000万などは、正直申し上げて取るに足らない額でありますので、ここはもう予算の面は考慮されず、どうにか実施

していただきたいというふうに考えております。

もう一つ、庁内対策委員会、こちらの方をつくられて、今後その対策室も設けられるということでもございましたので、私は非常に結構なことだというふうに考えておりますが、ただここはちょっと私としては欲を申し上げればという話になるんですけども、条例案の方を拝見させていただきましたけれども、やはり第1条が設置という項目で、設置の趣旨が書いてありますですね。そちらの方にやはり阻止という文言が入っていなかったと。適切に対応するという言葉でしたので、適切に対応という言葉であるならば、産廃賛成の方にも論理的にはつながりかねないということになりますので、ここはもちろん答弁できればの部分でございますが。また第2条の所掌事務のところにも、情報を収集することと、また危険性についての調査検討と、最後がたしか市役所内で意見を集約していくという3つを挙げておられました。やはり私といたしましては、ここにもぜひその阻止みたいな言葉が入ってくるのを随分期待しておったものですから。庁内対策委員会の要綱ですね。

その要綱を拝見いたしましたけれども、恐らくその市長は絶対阻止という考え方を堅持しておられるのは、私は承知いたしておりますけれども、役所の一般的な文書の作り方としては、ああいう文言になるだろうということも私は承知いたしております。ただ、それでも、もし可能であれば、やっぱりそういう文言を入れていただきたいかなという希望は持っておりました。ですから、これも過ぎたことですから、しょうがありませんので、今後なるべく機会あるごとに、やはり絶対阻止したいということをやっぱり意思表示していただきたいというふうに希望いたしております。

あと環境アセスの手続とは別に、市でも私は建設予定地付近での危険性についての環境調査、これはどんどんおやりになっていただきたいということは、以前も触れたことがございますが、もちろんこれも予算が、最低でも恐らく2,000万とか3,000万とかかかってくるだろうと思われませんが、これも先ほど住民投票のところでも申し上げたとおりの理由で、やはりそうした予算にはこだわらず、そこは鋭意やはり実施していただきたいというふうに考えております。

もしこれも実施されるおつもりがあれば、その点も可能であれば御答弁いただきたいというふうに考えております。

あと、ほかに業者に対する陳情、これもやはり徹底的にやっていただきたいと。あと既存の法律の活用、昨日も水道法が随分取り上げられておりましたが、このこともぜひ私は同様に具体化していただきたいと。またほかの自治体によっては都市計画法さえも利用してとめてあるところもございます。また、水俣だけに適用され得る、産廃にまつわる特別立法、これについても国の方に陳情するというのも、私は一つの手かなというふうに考えております。

また、先ほど申し上げました水源地付近の環境調査をしたところが、例えばどうもよろしくな

いというような結論に至れば、それを理由にして種々の裁判闘争、こうしたものもなるべく考えていただきたいというふうに考えておりますし、また、昨日その既存の条例とは別に、新たに条例も制定することも視野に入れてという発言ございましたので、こちらの方も前向きに検討していただきたいというふうに考えております。

また、昨日も答弁の方でも随分ございましたが、環境アセスの中で、準備書に対して質問をすることができるという制度がございますので、これは一般論でよく言われることですが、もう可能な限りたくさんの質問をします。もちろん業者が相当に根性を持っていれば、1万の質問を出したとしても、例えばその業者が100人従業員がいれば、手分けして100とおり答えを書いて、戻してくると、それでクリアしてくるといような可能性もございますでしょうけれども、そこまでの体力がもし業者がない場合には、これもかなりやはり業者に対しては、戦意喪失させる有効な手段となり得ますので、こちらの方も市としても、市民からどんどん質問が出るよう便宜を図りたいということでございましたので、こちらの方もやはり鋭意させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

答弁、可能な範囲で結構でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは第2の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

私としましては、今答弁で申し上げましたように、とにかく1%の可能性でもあれば、前向きに取り組んでいきたいと、そういう強い気持ちは持っているつもりでございます。

今後、検討委員会等で徹底的に、今出されました問題等につきましても、検討を重ねていきたいと、そういうふうに思っております。

まず第1番目に、住民投票はどうかというような御質問でございます。

御承知のとおり、住民投票というのは、住民の意思を確認するために非常に有効な手段であると、私もそのように思っております。

ただ、個人的には、今回の選挙を通しまして、産廃処分場の反対と、建設反対ということが最大の争点となっておりますし、そういった選挙戦を展開していく中で、住民の方々の気持ちは十分受けとめさせていただきまして、そういう非常に強い思いがあったということで、私はこれは住民投票にかわるものではないかなと、今のところそういう受けとめ方をさせていただいているところでございます。したがって、今、議員がおっしゃるように、多額の費用もかかります。たしか1,000万円程度必要になるのではないかなというような金額もかかるようでございますので、この住民投票の早急な実施ということについては、検討をさせていただきたいと思っております。しかし、これが有効な手段であり、必要であると思うならば、実施をしていきたい

と、そのように思っております。

それから2番目の、要綱に阻止という言葉を入れたらどうかという御質問でございましたけれども、議員の方から御指摘がありましたように、気持ちとしてはそういう気持ちは十分持っておりますけれども、要綱という文書作成上から、それは省いたということでございます。

それから3つ目は、環境調査の必要はあるのではないかと御質問でございますけれども、これはぜひ実施の方向で考えていきたいと、そのように思っております。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 再答弁ありがとうございます。

いずれにつきましても、前向きな答弁をちょうだいして、非常に心強く思っておりますが、住民投票では一点に絞らせて、3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

住民投票的な性質を、今度の市長選は持ったというお話でございましたが、私もまさにそういうふう感じております。ただ、それとは別に、もし住民投票が効果があるものであるならば、やはり別途された方が、より以上の効果を持ち得ますので、そこで、先ほど早急な実施云々という文言が出てまいりましたけれども、もし住民投票というものが、仮にその決定的に効果を持ち得るといって調査をされまして、確信が持たれましたら、そのときには可能な限りすぐ実行するという考えがあられるのかどうか、その点を3回目の質問といたしたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） ぜひ必要だと、非常に効果があるというように判断をしましたときには、実施させていただきたいと、そのように思っております。よろしゅうございますか。

（「なるべく早くに」という意味で、理解でよろしいですか。」という者あり）

○市長（宮本勝彬君）（続） 再度の検討委員会等で検討させていただきながら、判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 次に、議員定数削減問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、議員定数削減問題についてのお尋ねですが、議員定数の削減につきましては、議会において判断されるべき事項と考えます。

現在、議会の方でも議員定数につきまして、議員定数検討特別委員会で御議論いただいております。確かに議員の定数が減れば減るほど、財政的な負担は減りますが、議会の権限を執行し、市政のチェック機能を果たし、または民意を反映するのに支障がない範囲で、議会の方で御議論いただければと思います。

○議長（緒方誠也君） 吉田正和議員。

○吉田正和君 御答弁ありがとうございました。

議会の方で判断してくださいということでございましたので、私といたしましては、この質問の趣旨は、定数削減というものが、私が調べましたところ、全国的に財政改革の流れの中で、つまり経費を浮かせましょうという流れの中で論じられておりますので、そういたしますと、行政から見た場合には、議会費という予算が浮いてくるということになったものですから、それで質問をさせていただいたわけですが、議会の方で御検討くださいということでございましたので、この質問については、これで終了したいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で、吉田正和議員の質問は終わりました。

この際、10分間休憩します。

午前10時09分 休憩

---

午前10時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本寿子議員に許します。

（藤本寿子君登壇）

○藤本寿子君 おはようございます。

いのち・みらい・みなまたの藤本寿子です。

新市長が就任され、初めての議会となりました。このたびは御当選本当におめでとうございました。心よりお喜び申し上げます。

さて、街を歩いておられますと、今でも市民の皆さんから当選の喜びで声をかけていただきます。よかったですね、こんなにうれしいことはありませんでした。産廃が来たら水俣はおしまいになるばいと、特に女性の方々から声をかけていただきます。

新市長の誕生には、男性もですが、女性のパワーが花開きました。水俣の命と水を守る会の女性の方々や、聞くところによると、大小20ぐらいの産廃反対グループがあり、特にPTAのお母さんたちの勉強会グループや、生産者の会の女性たちが、産廃に反対する市長の誕生に全力を注がれました。このような動きは水俣始まって以来のことではないでしょうか。この勉強会の成果は確実に市民の環境への取り組みの土台になってきていると思っています。自分の出すごみのこと、身の回りの環境について目を向ける人たちがふえました。そして、何よりすばらしかったのは、水俣病の被害を自分のこととして実感するような動きになったことでした。水俣病の患者さんたちと共通の思いを確認してきたことは、水俣のもやい直しの基礎づくりになったことだと確

信しております。また、市民同士がお互いを尊敬し合うこともできたと思います。

さて、市長が公約にしておられる真の環境モデル都市づくりは、今からだとは私は確信しています。市民の心を一つに、前に進むこと、市長を先頭に議会も、執行部も、市民も一体となり、さまざまな困難に立ち向かう。そしてまた、世界一の環境モデル都市を目指していくことが、私たちの使命ではないかと思っております。

さて、環境モデル都市づくりを目指す私たちには、解決しなければならない大きな問題が横たわっています。よく幼いときから父親に大きなことを言う前に、自分の足元を見なさいと言われて続けました。水俣の現実の問題は、今も続く水俣病の問題、そのことにまず目を向けなければならないと私は思っています。

以下、質問に入りたいと思います。

まず、水俣病問題についてです。

御存じのとおり、一昨年に関西訴訟最高裁判決以降、堰を切ったように、申請者が急増しています。94年の政府解決以降、もはや救済の道が閉ざされたと思っていた被害者に光を当てたものでもありました。私自身、この当時本当に少ない力ではありましたが、かかわった者として、必ずまた大きな波が来ることがあると思いながら、本当に涙ながらに解決策をのまざるを得なかったことを思い返しています。

さて、この一般質問の通告をいたしましてから、二、三日後に、自民党小委員会で国の審査会設置ということが浮上し、いよいよ複雑になってきたなと戸惑ってます。この問題については、質問の中で御意見をお聞きすることにしまして、まず、通告どおりに質問したいと思います。

さて、申請者が膨れ上がる中、国も県も何の対応もできないでいるという状態ですが、現実問題としては、この水俣にも多くの被害者の方たちが、不安の中で苦しんでおられます。一人一人の人生の重さ、命のとうとさに真摯に耳を傾けていただけないか、そんな思いで質問いたします。

1、関西訴訟最高裁判決以降の認定申請者の県別の数と、水俣市の申請者数についてお尋ねします。

2、特に水俣市の申請者に対して、市としてどのように対応されているか、その対応されてことがあればお尋ねしたいと思います。

以上2点は、今回の申請者についてですが、3番目は、不知火海、八代海沿岸住民の健康調査について、現在いろいろの議論がっておりますが、水俣市としては、どのような見解を持っておられるかお尋ねします。

4番目は、審査会について、このことについては、3月7日に自民党の小委員会が、熊本、鹿児島両県の認定審査会が機能停止をしていると、国独自の審査会を促す方針を固めたとありますが、このことも含めてですけれども、市の方として聞いておられることがあればお尋ねします。

5、平成17年8月26日に、水俣を初め2市4町で水俣病対策について要望されておられますが、地域振興の面で、特に市として要望していることがあればお尋ねしたいと思います。

次に、食育基本法制定以降の水俣市の取り組みについてお尋ねします。

この基本法は、御存じのとおり、昨年7月から施行となっています。法案成立の内容としては、このとき論議になりましたのは、自給率が向上しない、正しい食生活をしなければ、健康を害し、医療費がかかり過ぎる、子どもがきれる原因の一つには食生活の乱れがあるなどという理由でした。

農政の根本的な問題というのは、棚上げにしているという感がありましたけれども、とにかく子どもたちの犯罪や親の虐待が本当にふえていました。そんな緊急な中での成立であったということを私は感をめぐえませんが、それでも、子どもの食に向き合うことは大切なことだと思いますので、質問をさせていただきたいと思います。

さらにつけ加えますと、水俣においては、食をめぐる教育というのは、全国のどこの地より率先して行う使命があると思っています。

1、平成18年度、水俣市の教育現場において、食育の取り組みをされる予定があるかどうかお尋ねします。

2、水俣、芦北地域子どもの食育推進計画が昨年から実施されておりますけれども、この計画との連携を考えておられるかお尋ねします。

3、学校給食における食育で、今後考えておられることがあればお尋ねします。

最後に、長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場についてお尋ねします。

1、建設を阻止するための庁舎内での具体的な体制、今後の方針についてお尋ねしたいと思います。

2、建設反対の市民グループとの今後の連携についてお尋ねします。

3番目に、建設反対のための水俣市民挙げての総決起大会をするべきだと私は思っておりますけれども、それについて予定をされていないかどうかお尋ねしたいと思います。

以上で、私の質問の内容を、ぜひ誠意ある回答をお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣病問題及び長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物処分場については私から、食育基本法制定以後の水俣市の取り組みについては教育次長から、それぞれお答えします。

水俣病問題についてお答えします。

関西訴訟最高裁判決以降の認定申請者数であります。熊本と鹿児島県の両県庁にお尋ねしたところ、今月の6日現在で、熊本県が2,481名、鹿児島県が1,241名となっており、うち水俣市の申請者数が383名との回答でございました。

次に、申請者に対して市として対応していることがあるかとの御質問にお答えします。

認定業務は、県が実施をされておりますが、本市も申請窓口となっておりますので、申請に来られた方々に対して、救済制度や申請方法、現在の認定申請の状況等を説明しております。

特に不明な点等がある場合は、直ちに熊本県に尋ね、その場で回答できるように努めており、来られた方の理解が得られるまで説明するよう心がけています。

次に、不知火海沿岸住民の健康調査についての見解につきましては、国と県におかれては方針の違いがあるように思われますが、水俣市といたしましては住民の健康への不安を解消し、地域の将来に問題を残さない形で、調査を実施していただきたいと思っております。

次に、水俣病認定審査会の再開の見通しでございますが、現行の審査会の再開時期等については、何もお聞きしておりません。しかし、議員も御承知のとおり、去る3月9日の自民党水俣問題小委員会において、新たな動きがあったことが報じられております。今国会で水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法を改正し、国独自の審査会を設置するとのことでありますが、審査会の体制が整うには時間がかかるようでございます。

申請をされている方の多くは高齢であり、今後の行方を不安に感じておられると思っておりますので、現行の審査会も含めて、早急に体制を整えていただきたいと存じます。

次に、地域振興策についてであります。被害者を救済するためには、直接の救済はもちろんのこと、地域振興をしていただき、経済が活力を取り戻すことが、被害者が安心して暮らせる地域づくりにつながっていくものと認識しております。

そこで、水俣市を公害によって疲弊した特別な地域として位置づけていただき、市民すべてが何らかの被害者であるという観点から、地域振興策を実施していただきたいと思っております。これまでもさまざまな対策を実施していただいておりますが、被害者の生活を支える地域経済への財政支援を特にお願いしたいと思っております。

また、市の財政状況も悪化の一途でございますので、被害者救済に伴う医療費の国保負担の軽減や充実した福祉サービスを提供するため、財政措置もあわせて要望していきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 御答弁をいただきましたので、2回目の質問に入りたいと思っております。

現在、水俣でどれだけの人が申請をされているのか、また、両県でどれぐらいの方が申請をさ

れているのわかりました。ありがとうございました。

そこで、質問に入りたいと思いますけれども、今、水俣の中でたくさんの方々がこの問題で不安に思っている現状がございます。私のところにも、たくさんの方がいろいろな相談に来られるんですけども、例えばこんな例がありました。市内にお住まいの40代後半の男性ですけども、小さいときから病弱で、いつも学校に行くときに倒れたりするというような方でした。ということですけども、医者をもうどれだけ回ったかわからなかったと。水俣病ということがずっと、水俣病の報道や、それから水俣病の患者の方たちに、地域の中で囲まれてはいたけれども、自分では認めたくないという、お母さんの話を聞くとそういうことで、ずっと医者を回っておられたんです。どこに行っても原因がわからないということで、もう40代後半になってから、原田先生を紹介してもらえないかということで、私のところに来られました。それで、紹介をしまして、診察をしていただきましたら、先生は、水俣病の疑いがあるようですねということ、小さいときから本当に魚も食べてこられた方でしたので、そういった診断でした。そのときお母さんが言われたのは、こう言われました。ああこれでよかったと、気持ちがすっきりした、もう補償はよかばってん、補償はよか、ただ、まあできれば医療費ぐらいは欲しいけども、もう本当に自分はすっきりしたと。自分の人生の中でずうっとひっかかってきたことが、何かはっきりしたような気がしましたというふうにおっしゃれました。私は、今本当に水俣市の状況というのが、もちろんこの方だけではなくて、長い間訴訟をしたり、それから自分一人でいろんな闘いをされている方もおられるわけなんですけれども、こういった方たちが本当にこの383名の方がそういう方じゃないかなというふうに思っています。

それで、関西訴訟の判決の中で、本来は中毒だということで、すぐに魚を規制しなきゃいけないかったということがあったと思うんですけども、それをできなかったという責任が国の方にあったということがはっきりしたので、私たちはやっぱり本当にこう、この水俣病の患者さんたちにきちんと向かって、向かい合っていかなきゃいけないんじゃないかなというのを今思っております。

それで、本当に遅いかもしれないんですけども、市として、もししていただけることがあれば、水俣病の相談の窓口なり、それから、アンケートとか、直接現状を聞くなど、そんなことを少なくとも383名の方には、まずはしていただけないかなというふうに思っております。これが1つの質問です。

それから、健康調査のことですけども、また例を引いて申しわけないんですが、これも私の知人なんですけれども、自分の健康被害についてほとんど気がつかないでいて、いろんなことがあったので、水俣病の検診を試みようかというふうに思われて、ある病院で診察をしていただいたら、その先生がおっしゃったのが、あなたは1,000人のうち3本の指に入るぐらいの水俣

病の症状がありますよというふうに言われたんだそうです。この方はスポーツも万能で、PTAの活動なども、とても活躍されてる方です。だけでも環境だとか、特に家族が認定患者であるということなどを考えると、やはり水俣病の可能性があるんじゃないかなというふうに思います。それでも本人としてはショックだと。やっぱりショックな中で、いろいろ冷静に考えていくと、自分が若いときから事務仕事をしていると、頭痛とか、吐き気があったり、時には足が動かなかったこともあったとか、いろいろと自分の体のことに向き合ってきたという事例があります。これは、やはり自分の体の状態というのを客観的に見れないということが、水俣市民の多くの方たちにあるんじゃないかなというふうに思っています。自分の状態というのは、この状態が普通だというふうに私も自分で思うんですけども、そういうふうに生きてくるといえることがあると思うんですけども、私はやっぱり沿岸住民の健康調査というのは、早期に実現させるべきではないかということで、本当に強く思っています。

それで、いろいろ論議といたしますのが、新聞紙上で公明党の水俣病小委員会に金澤和夫副知事が行かれて、行政として沿岸住民の現状を把握する必要があるという意図は一貫して変わらないけれども、ただ、もともと被害者の掘り起こしがねらいではないというふうに説明されたということがあり、そのときの論議としては、その抽出調査もあるんじゃないかということとを述べられたということですけども、私はこの抽出方法というのは、費用をかけたくないという以外に、何か根本的なメリットがあるのかなというふうに考えていまして、水俣市として、ぜひこの問題を私はもう一番にまず要望書なり、意見を上げていただきたいと思うんですけども、被害者をきちんと確認してほしいということです。そのことを市から要望していただけないかということとを、1つ質問の中身にします。

そして、審査会の問題ですけども、いろいろ長く言いましたので、この審査会といたしますのは、私もその当時覚えておりますけれども、1978年にできまして、5年間の措置期間でできたものでしたけれども、その当時、私どもの知り合いの被害者の方たちも、ずっと県の方で棄却になってきて、国なら何とか救済してもらえないかということで、最後の一縷の望みをかけて申請をしたという方が何人か記憶しておりますけれども、そのとき、数字がちょっと国の方に聞きましたので、申し上げますと、1978年から実は平成14年まで答申が続いていたということで、申請者は439名だったそうです。そのうち取り下げが78件で、処分した数が361件、そのうちの認定者の数はわずか33件だったということです。これが今国の方で審査会が立ち上がっていくわけなんですけれども、私ども被害者の会の事務局をしている仲間ともいつも話をするんですが、やはり同じことの繰り返しではないだろうか。それで、一言ちょっと文句を言いたいなと思ったもんですから、国の特殊疾病対策室に連絡しまして、設置された理由というのを聞きました。出られた課長の方がおっしゃったのは、とにかく不作為の状況を改善したいんだということと、そ

れとずっと話をしておりますと、どうも県に対する牽制のような感じなんですね。県がなかなかその審査会の委員を決めてこないというか、まあなり手が無いというのが本当なんですけれども、そういうふうな形で、もう本当にもう歴史は繰り返されると言いますけれども、同じことを申請者に対して繰り返していくんだなというのを、本質的な解決をしないでいくのだなあというのを感じたんですけれども、やはり県としても根本的な施策がなくて、ボールをぼんと投げられても、もう受けとめることができないというのが現実じゃないかなというふうに思っているんですけれども、市として、この審査会、現在の383名にも大きくかかわってくることで、これについての御意見なり、まず要望していくとするならば、どんなふうに考えておられるのかということをお聞かせ願えればと思います。

それと長くなりますけれども、地域振興策についてです。

ここで8月、昨年の8月26日に2市4町で要望書を出しておられます。江口市長のと看でしたけれども。その中身をずっと見せていただきまして、私もたまたまその一般質問で水俣病被害者のグループホームについてとかなども、ぜひ振興策に入れてもらえないかということで質問をしたという記憶があるんですけれども、私は、もう本当に今のこの国の現状を見ておりますと、私どもは、もっと大きな声で水俣の復活のために、きちんと補障をしてほしいと。水俣病の患者だけじゃなく、水俣市全体に再生の力を与えてもらえないかということ強く思っています。

それで、特に思っておりますのは、例えば水俣病の差別がやはり長くこれから先も続いていくだろうと思うんです。続いていくのがもちろんいいわけではないけれども、水俣病のことでの解決というのが、ずっと長引いていく中で、今までもいろんな子どもたちが差別禍の中にあっと思うんです。これを克服するためには、やはり教育面での振興策というのが、それも根本的な振興策というのが必要なんじゃないかなというふうに私は思っています。

その中身ということなんですが、この問題の正しい情報をまず全国に提供するようなことです。

それから大学生とか、高校生とか、まあ小学生の子どもたちは今来ていただけてますけれども、水俣にできるだけ来てもらって、本当の水俣を知ってもらいたい、それから生活も実感してもらいたい、そんなことを私は考えています。

それともう一つは、こんな教育なんですけれども、よくいつも話すんですけれども、水俣病が一番起こったときに、水俣病の患者の方たちはどんな食生活をしていたのか。本当に私たち聞き取りを何百人という単位でやって感じたことなんですけれども、その当時は、やはり魚しかなくて、魚をどんぶりいっぱい、それも朝、昼、晩と食べられたと。それはもう例えば山に住んでいるものは山のものを食べるわけなんですけれども、それと同じように、やはり本当に魚を食べられたということがあろうと思うんです。私は子どもたちが本当に水俣病の被害を実感するためには、本当にあるときの給食の中に、水俣病の患者さんたちがどれくらい魚を食べたのか、刺身をどれぐ

らい食べて、ワカメを食べて、それから貝を食べて、一日一食にどんな魚を食べてきたのかと。それは裏返しで言うと、不知火海というのがどんな豊かなものだったのかということ、子どもたちにわからせる一つのことだとも思うんですけども。そういった本当のこう根本的な教育、そういうことを実現できないものだろうかというふうに思っています。それは一つにはやっぱり有害な食品を食べさせないという見分ける力をつくっていくということが必要なんじゃないかなと思ひまして、ぜひ私はこういった面にも振興策が必要じゃないかなと思ひますので、その点の市長の方の御意見を聞かせていただければと思ひます。

以上、たくさんですけど、申しわけありません。御答弁よろしくお願ひします。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） それでは第2の質問にお答ををさせていただきたいと思ひます。

私、今、現在のスタンスといたしまして、被害者の皆様方、あるいは企業も含めてでございますが、個別に訪問をさせていただきながら、そのお考えを伺っているというような、今、状況でございます。

その中で、改めてこの水俣病の持つ歴史、あるいはその思いの深さというのを今受けとめさせていただいているところでございます。私といたしましては、その思いや、思いの強さを今後国や県に対して、できる限り訴えていかなければならないと、そのよう思っております。そういうような今スタンスでこの問題に取り組ませていただいているということをもっと申し上げたいと思ひます。

第1番目の、相談窓口等の設置はどうかということでございますが、現在、相談の窓口は18年度で設置予定も含めまして2カ所今しているところでございます。

それと、アンケートは今後検討させていただきたいと思ひているところでございますが、先ほど答弁でも申し上げましたように、被害を受けられた方々が非常に高齢化、あるいは胎児性の水俣病の患者さんが先行きに非常に不安を抱えられているということも、今回のお話を聞きながら受けとめさせていただいたところでございます。そういった方々に、特に心のケアを含めまして、水俣市として何ができるのかということも再度検討して、対応を考えていきたいと思ひます。

それから2番目に、住民調査について、健康調査でございますが、熊本県が抽出方法というのを出しているが、そのことについてどう考えるかということだったと思ひます。

これは熊本県の副知事が一つの提案として抽出方法を出されているようでございますけれども、この件につきましては、熊本県にお尋ねいたしましたところ、県としては当初のとおり、全域の調査を考えているけれども、国との折衷案といひますが、そういうところでこの提案をしたとい

うことで、そういう回答をいただいております。

本市といたしましては、すべての被害者の方々が救済され、やはり市民の健康に対する不安が一掃されるよう調査を実施していただきたいと、そのように今思っているところでございます。

それから3番目の、認定基準のことについてでございますけれども、この認定基準につきましては、これは専門家が医学的に決定されることでありますので、私としては言及することはできません。したがって、いずれにしましても、専門家の間でこのことが十分論議をされて、そして水俣病で苦しんでいらっしゃる方々が、すべて救済できるように望んでいるところでございます。

それから4番目につきまして、教育の問題でございますが、振興策ということで教育の方にもっと力を入れるべきではないかというような御質問だと思っております。

私、これまでの水俣病の学習を振り返ってまいりますと、これまでの水俣病の学習というのは、どちらかといいますと、差別や偏見をどう跳ね返していくのかと、そこに重きが置かれてきたのではないかなと思っております。しかしながら、その悲しい歴史を踏まえて、それから立ち上がっていく水俣市民の皆さん方や、あるいは学校版ISOとか、そういったことを取り入れることによって、子どもたちが確かに水俣に対して誇りを持ち、そしていろんな形で発表の場とか、何かを与えられたり、よそからの視察がどんどん来ることによって、子どもたちが非常に誇りと水俣に対する愛着といいますか、水俣に生まれてよかったというような、そういう強い力を私は今水俣の子どもたちは持っているのではないかなと、そのように受けとめております。したがって、この力をさらに伸ばしていくために、どうすればいいのか、学校版ISOだけで受とめてみますと、確かに学校版ISOで、そういった力をつけてきておりますけれども、よそからいろんな方々が視察に見えたりしながら、よその地区も、もう水俣に学ばなくてもいいというぐらいの非常に環境の問題に取り組むようになってこられております。したがって、何といいますか、もう水俣に追いつけ、追い越せという状況で、もう水俣も正直申し上げまして、学校版ISOが頭打ちになっているという状況もございます。したがって、やっぱり水俣としては、やっぱり他の市に比べてやっぱり一歩前に、常に先進的な取り組みをしていかなければならないということで、今後も教育委員会といろいろお話をしながら、新たな取り組みを今後検討していかなければならないと、今そういう時期に来ているのではないかなと思っております。

先ほど申し上げましたように、他よりも一歩前に出るというのは、水俣のやっぱり宿命であると思えますし、常に知恵を出しながら新しい取り組みを展開していかなければならない、そのように今思っているところであります。

厳しい財政状況の中でございますけれども、ぜひそういう教育面については、先の長い話でございますけれども、すぐ結果は出ないと思いますが、できるだけ投資をしていただくように、私

の方からもぜひお願い申し上げていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 大変誠実な力強い御答弁ありがとうございました。

そこで、第3の質問なんですけれども、昨日ちょっと医療センターの事務長さんとお話をしたんですけれども、実は訴訟とか、どうしてその今の審査会で認定されないという方たちが、これは国の課長も申ししていました、万全ではないですと。今の認定基準は万全ではないですというふうに自分が言われるんですね。ということは、もう訴訟に追い込んでいくというつもりなのかなというふうに思うんですけれども。憤然といたします、このことについては。その中で、やはり本当に自分で立ち上がって訴訟を起こしたりとかする方がおられるんですけれども、その中で、カルテの問題がありまして、他の病院の医者の方にもお聞きをしたんですけれども、医療センターの方のカルテの保存というのが5年というふうにお聞きしてたんですけれども、これは今、現状としてはどんなふうになっているのかということをお尋ねしたい。

要望と質問になって申しわけないんですが、できれば保存する方法で、今後の被害者の方のことを思ったらお願いできないかなというふうに思っています。

そして最後に、被害者の方々を大分この質問をする前に回りまして、その中でいろんな御意見をいただいたんですけれども、例えば産業廃棄物問題だとか、いろんなことには市として、産廃問題では声明はまだ出てないでしたが、被害者の救済をきちんと水俣市として声明を出してほしいと。被害者の救済をまずするんだということを声明を出してもらえないか、声明文をつくってもらえないかということと言われる患者さんがおられました。これについてお尋ねしたいと思います。

以上2点です。

○議長（緒方誠也君） 葦浦総合医療センター事務部長。

○総合医療センター事務部長（葦浦博行君） 今、カルテの保存年限でございますけれども、医療センターももちろんその医師法に基づいて、そのカルテの保存というのは一応やってるんですけれども、法律でいきますと、大体5年という期限が決められております。私どもの病院はおよそ10年保存をしております。本来であれば、なるだけ小型化して、そういう水俣病の関連もございまずので、永久に保存するというのが適切かなと思いますけれども、実は保存場所がそんなに確保できないというのが非常に、そこがネック、1年に大体2万件弱ぐらいのカルテが出てきます。今保存しているのが20万件ぐらいありまして、倉庫の中はいっぱい、今だから5年以上たったやつは梱包にしまして別の倉庫にまた持って行ってなおしているという状況でございまして、保存の方法があればそれは可能かなとは思いますが、いかんせん場所がないということがネッ

クになっております。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 被害者の救済の声明を出してほしいということでございますが、これはぜひ検討させていただきたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、食育基本法制定以後の水俣市の取り組みについて答弁を求めます。  
森田教育次長。

（教育次長 森田幸治君登壇）

○教育次長（森田幸治君） 食育基本法制定以後の水俣市の取り組みについて、平成18年度水俣市の教育現場において食育の取り組みを予定されているかとお尋ねにお答えします。

平成17年6月10日に食育基本法が成立し、10月19日には総理大臣官邸で第1回の食育推進会議が開催され、ことし3月をめどに食育推進基本計画を作成することが決まっています。

食育基本法では、都道府県や市町村においても食育推進会議を任意で設置することができることになっています。

今後、水俣市においても、県や近隣市町村の動向を見ながら、必要に応じて食育推進会議の設置や、水俣市食育推進計画の策定などに取り組んでいくこととなります。

ところで教育委員会では、平成18年度の取り組みとして、各学校及び複数校によるふれあい給食懇話会の実施を検討しているところです。これは、従来は市公民館を会場にして、年に1度、市内の小・中学校PTA役員さんを対象として学校給食の試食会を開催してきました。しかし、これを食育を考える一環として、より学校と地域・保護者の身近なものに位置づけ、各学校及び複数の学校単位で開催していこうというものです。1カ所で行うよりも、各地域・学校ごとに行った方がより食育への理解を得やすいと考えてのことです。

具体的には、各学校がPTAや地域の皆さんに呼びかけ、子どもたちの給食の様子を参観していただいた後、一堂でテーブルを囲んで、給食の試食をしながら、さまざまな話題に花を咲かせようという企画です。

そのほか、小・中学校の家庭科による食の授業や保健体育における学習等、教科等の授業を通して食の安全や食生活の重要性について学習していきます。

給食センターにおいても、栄養職員の学校訪問による栄養指導や食の相談等に応じるなど、必要に応じて随時食育への取り組みを進めていくことにしているところです。

次に、水俣・芦北地域子どもの食育推進計画が実施されているが、この計画との連携を考えているかとお尋ねにお答えします。

この計画は15年度から19年度までを期間として、芦北地域振興局が中心となり、ふるさとを愛し、誇りに思う子ども、自然に親しみ思いやりのある子どもを育てることを最終目標にして、子

ども自身につけたい能力、家庭や地域のサポート、食環境の整備の3本を柱とする食育の推進計画です。

芦北管内の1市2町がこの計画に参画しており、水俣市としても、それぞれの取り組みを具体的な形で推進していくことにしています。

例えば、学校の献立表の一口メッセージを活用して、食材情報を提供したり、学校で料理の本を購入し、図書館に設置したりするなど、食育の基本的な内容を取り上げて取り組んでいます。

次に、学校給食における今後の食育で何か考えていることがあるかとお尋ねにお答えします。

食育基本法の前文には、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であると述べてあり、食育を生きる上での基本として、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけてあります。

食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。

教育委員会としては、何にも増して、食の学習の場である学校給食を安全で安心できるものにしていくことに最大の努力を傾けていきたいと考えております。そのために、給食センターでは地産地消による食材の厳選、天然だしを使った正しい味覚の育成、郷土料理の導入による食文化継承、親子料理教室の実施による望ましい食生活習慣の形成など、多様な取り組みを進めております。

また、ふれあい給食懇話会を実施することにより、保護者・地域住民の学校給食への理解を深め、よりよい食育への知恵を出し合う場を設けていきたいと考えています。

学校においても、食育について、市全体の取り組みと、学校ごとの独自の取り組みを総合した学校ごとの食育全体計画を立てて、それぞれに食育基本法にある望ましい食習慣や食の安全などが実現されるよう取り組んでまいります。

いずれにしましても、教育委員会と学校、そして給食センターが一つになって食に関する指導の充実を図ってまいりたいと考えています。

食育を進める際には、啓発のためのイベント的な取り組みも多々あるのですが、そればかりでなく、水俣・芦北地域子どもの食育推進計画にあるような、日常的に着実に子どもたちの身につけていくような取り組みも重要と考え、日々の実践の積み重ねを大切にしながら、堅実に進めてまいりたいと考えているところです。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁をいただきましたので、2番目の質問に入ります。

ここに興味ある調査結果があります。福山市立女子短大の鈴木雅子教授なんですけども、この方は私も若いときからの洗剤運動と一緒にやってたもんですから、知っている方なんですけど、そ

の方の調査によりますと、食事ときれる行動という調査の結果がありまして、食生活がよいグループの中で、食生活がよいという中で、すぐかっとなる子どもの割合が10%、いじめる側、いじめている子どもの割合はゼロ%だったということです。

また、食生活が悪いグループでは、すぐかっとなる子どもの割合が66%、いじめている割合が40%だという結果を鈴木先生が出しておられますけれども、これについてはもう少し母数についてとか、情報が必要かなというふうに思っていますけれども、もう一つ興味ある調査結果があります。それは茨城県警が非行と食事の関係ということで、調査しておりますが、傷害や覚せい剤などの事件で逮捕、補導された非行少年は、自宅以外の場所で朝食を取る割合が5倍も高く、母親の手づくり料理や鍋物など、一家で食卓を囲む機会が少ないことが浮き彫りになっています。

また、これらの少年の62%が、いわゆる個食ですけれども、朝食をひとりですべてとっています。さらに一般生徒に比べ、食べ物の好き嫌いが2倍もあったという結果が出ております。

まずは水俣市の実態というのがどんなものなのかということで、さまざまな調査の方法があるとは思いますが、子どもたちにまず食のことでアンケートをとっていただいたりとか、そういった調査をされたことがあるのか、またはこれからしていただけないかということで、そのことを質問にしたいと思います。

次に、食育で大きく関連していることで、現在10回余り、学校給食センターの建てかえのことで審議会がっております。私も昨日の夜が最後の会議だったというのを知らずにおりましたけれども、きのう大体答申がまとまったということで、大変タイムリーなときに質問をさせていただきますが、その中で、お聞きしましたところによると、学校給食の中での食育ということで、こんなことを提言されているということですね。給食施設職員による会食のための学校訪問、それから給食施設見学による受け入れ、生産者、地域との交流、会食、家庭への発信、親子料理教室開催などを提案していますということで、学校給食センターができる「食育」の中身ということ提言されているということなんですけれども、私はもうこの場で何回も述べましたんですけども、やはりこれらを現実的に本当にきちんと教育していくということになれば、やはり学校給食センターの建てかえに当たっては、どんな学校給食センターをつくっていくのかという中身、器、そのことが本当に大きな意味を持ってくるんじゃないかなというふうに思っています。

そこで、少し私どもと反対なんですけれども、合併になって給食が自校式からセンターになるうとしているところの方がおられまして、その方のことがちょっと心にとまりましたので、ちょっと教育委員会の悪口なんかもありまして、お聞き苦しいかもしれませんが、ちょっと紹介いたします。

これは香川県の高松市の小山さんというある女性の方なんですけども、高松は、小学校自校方式、中学校は近くの小学校から配送する親子方式がほとんどです。1カ所センター方式でやって

いるのと、ことし1月に5町を合併したのですが、その5町は全部センター方式です。教育長は自校方式がいいというのであれば、合併した町の学校に全部給食場を建てなければいけないが、そんな予算はないと言われます。口では子どもたちのことを最優先に考えるといいながら、私は教育委員会のやり方ってこんなものかと、ただただびっくりし、がっかりしています。高松市の職員も知らないうちに進めているようです。ある給食場の調理員の方は、学校給食は自校方式が絶対いいですよと言っていました。私の子どもたちはアトピーで、今は治りましたけれど、上の子どもは卵の除去が必要でした。小学校入学の前に学校の栄養士の先生に相談にいったところ、完全ではないけど卵なら除去できます。アトピーは治るから頑張りましょうと逆に励まされ、みんなと少し違うけど、給食を食べられると親子で泣いて喜びました。結局、6年間除去を続けることになりましたが、中学校入学時にはアトピーが治り、今では何でも食べられるようになりました。これも学校に栄養士の先生がいて様子を聞いてくださったり、こちらから様子を伝えたりすることができたおかげです。クラスでも何でも食べられる子ばかりではないということを理解してもらえ、担任の先生にも気をかけていただきました。そんな経験から、学校給食は自校式がいいなと確信しています。

ということで、この小山さんは高松市で、高松市の学校給食をよくする会ということで、大規模給食センターではなく、自校方式での学校給食の継続と充実を求める請願署名を今の議会に出されているという状況だそうです。私はこの高松市のお母さんはちょうど私たちは、今センターでこれをどうしていこうかというふうに考えているときに、合併をされている地域では、反対にセンター化になることに大変危惧していらっしゃるという、同時進行でこう歴史が進んでいるということを感じているんですけれども、食育基本法が出ましてから、やはり隣の議員でいらっしゃる西川さんも、かなりこの問題にいろいろと御意見をお持ちだったそうですけれども、センター化の流れがあった中で、やはり自校式もそのままいいのではないかというようなことを委員会の中で御答弁されたというような経緯があったということを知っておりますけれども、やはり私は水俣市は経済的な面で、どうしても自校式というのが無理ということであれば、最低やっぱり地域ごとのブロック式というのをできないかということ、本当に心からそう思っております。

そこで、例えば経済面でいろんな事例を今までも出してまいりましたけれども、学校給食を考える会のメンバーが福岡県のうきは市に視察に行っております。その中で、聞いてこられたのは、給食センターを自校式にした場合とセンター式にした場合の30年間の試算をされたそうです。そうしますと、30年後には120万ぐらい違い、ほとんど違いがなかったということを知っております。これは本当にやる気があるかどうかという、子どもたちにとってどんな給食の器が必要なのかということから、できればもう一度考えていただけないかというふうに思いまして、このことについて、市長の方で、もし大まかな御感想などがありましたら、聞かせていただけない

いかというふうに思います。

以上2点です。

○議長（緒方誠也君） 森田教育次長。

○教育次長（森田幸治君） それでは一番目の質問ありました調査をやるのかということですが、これは地域振興局でまとめて、小学1年生、2年生を対象に、それから保育園、幼稚園の子どもたちを対象に調査したのが1度あります。

水俣・芦北地域子どもの食育推進計画というのが、出されているんですが、これ御存じでしょうか。この最後のところに調査を幾つかしております。朝食を毎日食べる子どもをふやす。このことで、目標を立てているわけですが、これにつながる調査を実際したことがありました。それぞれの学校では小さい項目でやっているところはあるんですけども、それをまとめたものはありません。申しわけございませんが、調査のところは今のところそういうことで、この結果しかありません。

それから審議会の答申のことですが、私も昨夜その席に出しております。合計8回の審議会を行いました。それぞれの委員さんの願いや思い、十分聞いております。それを網羅しまして、最後に以上にまとめたところです。今、議員さんが言われたように、自校方式、それからブロック方式、それからセンター方式と、それぞれのよさをまとめて答申をしていただきますので、それを十分踏まえながら、今後の建設の計画を立てていきたいと思っています。

それから、その中でひとつ出ましたアレルギー対応のことなんですが、これについて、現在10名程度の学校給食で子どもたちがアレルギー対応をしているんですけども、給食センターの取り組みとして、各保護者と、それから子どもとも面接をしながら、メニューを考えてやっているところです。その中で、18年度に入る子どものことで、ちょっと印象深かったのは、給食センターの所長を初め、職員と、それから学校と、それから幼稚園、保育園と、一緒に集まって話をしたということで、保護者がとても感謝をされておりました。そういう例も一つありますので御紹介したいと思います。あとは市長の方から。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、次長が申し上げたとおりでございますけれども、私は手前みそになりますが、水俣市の学校給食センターというのは、他のセンターに比べて決して劣らない、すばらしい経営をしていると、そういうぐあいに私は自負しているところでございます。

今、自校式センター方式の、今、次長の方から申し上げましたように、随分、検討を重ねてまいりました。要するに、いろんなメリット、デメリットありますし、自校式には自校式のよさがありますし、しかし私たちは現実には現実として見ていかなければならない部分もあります。例えば今度再編成もしておりますし、そこら辺の絡みからするとどうなのかとか、いろんな形で考え

ていかなければならないし、また先ほど出ましたアトピーにつきましては、センターの方では特別にその子どもに特別の食事を用意しているとか、非常に今努力をしているところでございます。したがって、何といえますか、理想として追求していくものと、現実のギャップ、そこをどう埋めていくのかというのが、埋めながら、そしてどう調整をして、どう折り合いをつけていくのかということが大変難しい問題だろうと思いますけれども、今、答申が出ましたので、その答申をもとに、さらに検討を進めていくと、そういうような状況になるのではないかなと思っております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 答弁をいただきましたので、市内の教職員の方に今現在の学校給食ということで伺いました。食育の面での学校給食なんですけれども、こんなふうにおっしゃいました。本当に、大変心を込めて食材なんかにもすごく気を使っただいて、子どもたちに提供していただくというのがよくわかりますということでした。ただやっぱり人の姿が見えないという点があるということで、例えば残さずに食べましょうと言っても、何となく、何とかおばちゃんがつくったけん、残さんで食べようねとかというふうにはちょっとなりにくく、力が入らないような感じがするというようなことを感想で、二、三の先生方が言っておられました。いろんな問題があると思うんですけれども、学校統廃合の問題が、今、昨日の答弁の中でも、割と早く市民に理解をしていただくようにという動きがあっているようなので、それとあわせて、ぜひ前向きに考えていただけないかというふうに思います。

以上、要望です。

○議長（緒方誠也君） 次に、長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物最終処分場について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、長崎・木臼野に建設予定の産業廃棄物最終処分場についてお答えします。

まず、建設を阻止するための市役所内での体制等については、きのうから同様の答弁をしておりますが、3月1日には庁内対策委員会を発足させ、4月1日には産業廃棄物最終処分場問題に対処する専門の対策室を発足させたいと考えておりますので、具体的な活動につきましては、対策室発足後、より詳しい活動案を作成したいと考えております。

基本的な取り組みの方向としては、庁内対策委員会で庁内の情報の共有化と意識の統一を図るとともに、対策室で市民への情報提供、市民団体の支援、事業者、国・県への要望活動、他市町村や裁判等の事例研究、全国の同様な立場の市町村との連携、地質・水質等専門家による検討な

どを行い、最終処分場建設を阻止するためのあらゆる方策を検討していきたいと考えているところです。

次に、建設反対のグループとの連携につきましては、市だけでは運動できませんので、住民の皆様のご協力がぜひとも必要になります。住民協働で、水俣市全体で建設反対の運動を進め、事業者や、国・県を初め、世論に訴えていく必要がありますので、当然、市民グループの皆様と緊密に連携をとりながら、ともに運動を進めていきたいと考えております。

全市民的な総決起大会等の予定につきましては、現在、すぐに行うという考えはありませんが、今後、市が中心になり、市議会の皆様のご協力も得ながら建設反対に向け、各種市民団体を結集した市民総参加の仕組みをつくりたいと考えております。その場合、市民総参加の総決起大会等を開催し、機運を高めたいと思っておりますし、その時々々の状況で必要に応じ、そのような大会を開催していければと考えております。

○議長（緒方誠也君） 藤本寿子議員。

○藤本寿子君 この問題ではたくさんの議員の方が昨日から質問をされ、また市長の方で答弁をされておられますので、もう要望で終わらせていただきたいと思っております。

まず、総決起大会でございますけれども、選挙の結果を見ても明らかなように、長崎・木白野の産業廃棄物処分場については、市民挙げて反対、さらに全国規模でも、水俣に産廃はとんでもないということで、東京でも集会いたしましたけれども、反対の声が大きく上がっております。業者にまずは白紙撤回を求めてほしいと思っております。

県・国にも水俣の事情を強くアピールするため、水俣市主催の総決起大会を強く要望します。できれば全国産廃問題の市町村連絡会の会長の御嵩町長などをお呼びしていただけないかと、これは個人的な要望で申しわけないんですが、思っております。

市長は、みずからの選挙戦の中で、人事を尽くして天命を待つとおっしゃられました。本当に機を見た言葉ではないかと感心しております。

人事を尽くすこと、水俣市民が市長を先頭に汗を流すことが、今また試されていると思っております。一緒に頑張りたいと思っております。

要望といたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で、藤本寿子議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30まで休憩します。

午前11時34分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

( 牧下恭之君登壇 )

○牧下恭之君 皆様、こんにちは。

公明党の牧下恭之でございます。

それでは早速通告に従い、順次質問を行います。

まず初めに、少子化対策について。

初めに、児童手当についてであります。公明党の推進が実り、日本で児童手当が実現できたのは1972年以来、公明党は制度拡充に全力で取り組んできました。2000年6月、3歳未満から小学校入学まで、340万人増加し、578万人に拡充されました。

2001年6月、所得制限の大幅緩和で100万人増加し、677万人となり、さらに2004年4月、小学校3年生までとなり、300万人増加し、930万人まで拡充されました。

そして、2006年4月より小学3年生から6年生まで拡充され、370万人増加し、1,310万人が対象となります。

水俣市の対象人数をお尋ねいたします。

また、児童手当の必要性について、いかがお考えかお尋ねいたします。

次に、不妊治療助成金について。

不妊治療費助成事業国庫補助事業が、次世代育成支援の一環として、平成16年度からスタートしました。

これは公明党の実績で、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、臨時の特例措置として、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を対象に助成するものです。

現行制度では、体外受精・顕微受精を対象に、年度10万円・通算2年となっておりますが、平成18年度予算案で助成期間が通算5年に拡大される見通しとなりました。

ただし、この事業の実施主体は都道府県となっており、水俣市では水俣保健所が窓口となっております。

この不妊治療費助成事業の熊本県及び水俣市民の利用状況をお尋ねいたします。

体外受精・顕微受精の1回の治療費についてお尋ねいたします。

また、不妊治療費助成事業の必要性についてのお考えをお尋ねいたします。

次に、乳幼児医療費についてお尋ねいたします。

政府・与党医療改革協議会で、医療制度改革大綱が決定しました。この大綱の特徴の一つに少子化対策の強化があります。

我が党の主張もあり、出産育児一時金を現行の30万円から35万円に引き上げることや、乳幼児

医療費の自己負担2割の対象年齢を現行の3歳未満児から義務教育就学前まで2008年4月より拡大することが盛り込まれました。

そこで提案ですが、党として、これまで何度も乳幼児医療費の就学前までの無料化を提案し、段階的ではありますが、拡充されてきました。

そこで、今回の大綱が実施された場合、市の負担が減ることになります。これを原資とした乳幼児医療費の拡大を図るべきだと考えますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

またあわせて、市の負担が減る額と、その額を原資とした場合の乳幼児医療費の拡大がどこまで可能となるのかお尋ねいたします。

次に、介護保険について。

平成18年度介護報酬改定において、介護保険法改正法等の施行に伴う制度的な見直しや、診療報酬との同時改定に伴う医療と介護の機能分担・連携の明確化などの課題への対応が求められています。

今後、重要性を増す認知症ケアの充実や、施設から在宅へという基本的方向の中で、在宅生活の継続を支える環境づくりを進める。このため、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアのネットワークを活用するとともに、新たに創設される地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護や夜間対応型訪問介護等の推進、早目の住みかえに対応した居住系サービスの多様化などの見直しを行います。

多くの市町村で4月から地域包括支援センターが設置されます。

このセンターこそ、地域の社会資源を総合的に活用したマネジメントを行う中立・公正な拠点であり、予防マネジメントの核であります。

ケアマネジャーにとっては、そのバックアップを果たす地域ケアを総合的に支援する機関であると位置づけています。

ここには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、3職種によるチームアプローチで地域を支えることが期待されています。とはいえ、その設置形態は市町村によって異なります。

愛知県豊橋市の場合、主な実施内容は、1、高齢者の支援に関する総合相談の実施、また高齢者の虐待防止及び権利擁護、2、要介護状態になることの予防及び要介護状態の悪化防止の対応、3、高齢者が地域で継続的に生活できるよう主治医、ケアマネジャーなどと協力し、長期的に支援として市内に16カ所設置する予定です。

そこで、お尋ねいたします。

本市ではどのような意図をもって地域包括支援センターを創設しようとするのか。

また、公平・中立な体制づくりには時間がかかると思うが、その対応についてお尋ねいたしま

す。

地域包括支援センターは、文字どおり地域ケアを総合的に支援するために、地域の社会資源をどうマネジメントしていく体制をつくるのか。

そのための指導力も問われるが、人材確保はどう用意されているのかお尋ねいたします。

次に広告事業の推進による財源の確保について。

広告ビジネスを自治体の新たな財源にと、全国の多くの自治体で取り組みが開始されています。

自治体のホームページを開くと、画面に企業の広告、自治体から送られてくる納税通知書などの封筒にも広告。税収の減少など、深刻な財政難に直面する各自治体が、従来の歳出削減一辺倒から一歩踏み込んで、みずから稼ぐ広告ビジネスに力を入れ始めています。

本市では、広報紙に広告掲載をしていますが、広告件数と金額をお尋ねいたします。

横浜市は2年前、財政局に広告事業推進担当を設置し、広告ビジネスへの本格的な取り組みを開始し、来年度は約2億円を稼ぎ出す見込みであります。

その広告ビジネスの内容は、インターネットで横浜市のホームページを開くと、画面の右上と下に企業の広告が十数個並んでおり、それぞれのバナー広告をクリックすると、広告主の企業のホームページにつながります。

同市のホームページの入り口に当たるトップページだけでなく、各部局、各区役所や図書館、動物園などのページにもバナー広告は掲載されています。

広告料はアクセス数に応じて1月2,000円から7万円まであり、市が所有する公共施設や車両、市が発行する印刷物、公共施設で開催されるイベントなど、有形無形のさまざまな資産を活用して展開されています。

例えば、役所に行くと、庁舎の壁面には企業広告の看板、庁舎入り口にも広告入りの玄関マット、役所で渡される封筒や役所から各家庭に郵送されてくる地方税納税通知書、図書館の図書貸出券、市職員に手渡される給与明細書にも広告が印刷され、さらに街を走る市バスやごみ収集車やタイヤのホイールカバーに至るまで活用されています。

同推進担当者は、市全体の予算から見ればまだまだ小さな金額だが、財政が年々厳しくなる中、市がみずから営業をして、そのお金で住民サービスを展開することが大事、住民に受益者負担を強いるだけではなく、職員もみずから汗をかこうという意識改革にも貢献していると言っています。

私は、今回、他の都市の例を紹介させていただきましたが、今後の本市の広告事業にも大いに参考になると考えます。

そこで、お尋ねいたします。

本市のさまざまな資産を活用して、積極的な広告事業の推進による財源の確保について、どの

ように考えておられるかお尋ねいたします。

これで、本壇からの質問は終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 牧下議員の質問に順次お答えします。

まず、少子化対策については私から、介護保険については福祉環境部長から、広告事業の推進による財源の確保については総務企画部長から、それぞれお答えします。

まず、児童手当の対象者拡大に伴う本市の支給対象児童数についてお答えします。

本市における児童手当支給対象児童数は、現在の制度では、住民基本台帳の年齢別人口によりますと、本年2月末現在で、小学3年生までの児童数はおよそ2,100人となり、制度拡充に伴い、小学6年生までとなりますと、およそ900人増加の3,000人を見込んでおります。

次に、児童手当の必要性についてお答えします。

少子化対策として進めております児童手当の支給につきましては、本市といたしましても子育て世帯の経済的負担の軽減を図る上で、重要な施策であり、必要性は十分認識いたしております。

次に、不妊治療費助成事業についてお答えします。

まず、不妊治療費助成事業の熊本県及び水俣市民の利用状況についてお答えします。

熊本県では、平成16年9月から体外受精または顕微受精の特定不妊治療を受けられた夫婦に対し、医療費の助成を行っています。

県全体での利用状況は、平成16年度は相談件数130件のうち助成件数103件となっており、今年度は、1月末現在で相談件数は未把握ですが、助成件数107件と聞いております。

また、水俣市民の利用状況は、平成16年度は相談件数、助成件数とともに4件、今年度は1月末現在で、相談件数・助成件数ともに3件となっております。

次に、体外受精、顕微受精の1回の治療費についてお答えします。

県の担当課である健康づくり推進課の担当者の話によりますと、これらの治療は医療保険適用外ですので、医療機関によって治療費はさまざまであるため、個々の具体的な治療金額は把握していないとのことですが、おおむね30万円前後ではないかとのこと。

次に、不妊治療費助成事業の必要性についてお答えします。

妊娠を望んでいても、特定不妊治療以外では妊娠の見込みがないか、または極めて少ないと診断された夫婦にとって、治療費に1回30万円前後という高額な費用がかかることは、経済的にも大きな負担になると思います。

子どもが欲しいと強く願う夫婦にとって、このような助成制度があることは、不妊治療を受け

やすくなると思いますし、社会的にも少子化対策の一つとなり得ると思いますので、この事業の必要性は十分にあるものと認識しております。

次に、乳幼児医療費についてお答えします。

本市の乳幼児医療費助成事業は、対象年齢を就学前までとし、自己負担は全くありません。さらに市内医療機関への通院に限っては、窓口で直接医療費を払わなくてもよい、利用者にとって大変便利な制度となっています。

県下の57市町村での実施状況を見ますと、49自治体（86％）で、就学前までの助成を行っており、県の助成がある3歳までの自治体が3つ（5％）、小学生以上まで対象年齢を広げて実施している自治体は5つ（9％）となっています。なお、半数を超える自治体では、利用者が医療機関で立てかえ払いをして、後日、自治体へ請求する償還払い制度をとっており、7つの自治体では、一部自己負担があります。

県から乳幼児医療費の2分の1を補助する制度がありますが、その対象年齢は3歳までで、1月当たりの医療費が3,000円以上の部分に限って対象となります。したがって、対象にならない3,000円未満及び4歳以上の費用は、すべて一般財源で賄うことになり、各自治体では大きな負担を強いられているのが現状です。

本市の平成16年度決算額では、助成総額は5,560万円で、そのうち一般財源4,640万円、県補助が920万円（16.5％）となっています。

政府・与党医療改革協議会が、昨年12月に示した医療制度改革大綱の中では、乳幼児に対する自己負担軽減措置の拡大を図り、自己負担2割の対象年齢を現在の3歳未満から小学校就学前までに拡大するとされ、その実施時期は平成19年度とされており。

この制度改正に伴う一般財源の減額分を原資とする乳幼児医療費助成の拡大については、実施までにまだ1年余りありますので、今後の県下自治体の動向や本市の財政状況を勘案し、さらに他の事業との比較や費用対効果を検証するなど、本市の少子化対策を総合的に検討していく中で、助成拡大の可否について検討していきたいと考えています。

なお、制度改正が実施された場合、一般財源の負担が減る額は、平成16年度決算額に基づく試算で、約900万円となります。

また、小学生になってから医療費がどの程度かかるのかわかりませんが、仮に小学校就学前の6歳児の医療費を基に推測し、さらに年齢が上がるに従い、医療費が減る傾向も考慮しますと、減額分、約900万円を原資として助成対象範囲を拡大した場合、少なくとも小学校2年生までは拡大できるのではないかと考えられます。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 児童手当については、少子化対策の柱である児童手当の支給対象年齢の拡大であり

ますので、住民への児童手当の制度改正の周知については、いかがお考えかお尋ねいたします。

不妊治療費助成事業については、せっかくの不妊治療費助成事業ですので、周知徹底が必要かと思いますが、お考えをお尋ねいたします。

昨年10月に富山県小矢部市に視察に行ってきました。小矢部市では平成13年より不妊治療費助成金を実施しておりまして、限度額50万円、自己負担額の2分1、助成期間2カ年で、13年度から16年度の助成実数が31名、出産16件、出生数18名となっております。小矢部市が不妊治療費助成制度を始めた経過を尋ねましたら、市民からの声はなかったそうです。子どもができない若い夫婦の実態を把握していたので、少子化対策の上から必要と考えたとのことでありました。

水俣市においては、利用者は年に4名前後ですが、本当に子どもが欲しくて悩んでおられる方々に対して、水俣市独自の不妊治療費助成事業を実施する考えがないかお尋ねいたします。

次に乳幼児医療費であります。芦北町では従来3歳児まで無料だった医療費を小学校3年生まで拡充するそうであります。そうなりますと、今まで乳幼児医療費を先行して、子育てしやすい水俣市がおくれを取るようになります。これについてどうお考えになるかお尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の御質問にお答えさせていただきます。

児童手当の制度改正の周知についてはどのような方法であるかということですが、まだ国の予算及び児童手当の制度改正に伴う法律が可決成立しておりませんが、年度内には可決の見込みとお聞きいたしておりますので、成立後は速やかに市民の皆様へ制度改正の周知を図るため、市報を通じての広報とか、ポスターの掲示、小学校などを通じての周知用リーフレットの配付などを行って、周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

それから、不妊治療費の助成事業についての御質問でございますが、この事業の周知徹底につきましては、水俣保健所から医師会を通じて、市内3カ所の産婦人科医療機関に対してポスターとかパンフレットを配付がなされております。

また本市の保健センタにもパンフレットの配付がなされており、窓口においてございまして、必要な方へは差し上げております。

それから県の担当課が平成16年9月の事業開始をされた際に、広報掲載で事業の周知を行われましたけれども、以後は行われていない状況でございますので、今後、特定不妊治療を必要とする方が、より多くの事業を利用できるように、県による周知だけではなくて、本市としては毎年定期的に市報への掲載等を行うとともに、保健所や市内の産婦人科とも連携をとりながら、本事業の周知に努めてまいりたいと考えております。

それから水俣市の独自の制度についてでございますが、不妊治療の必要性については十分理解をしておりますけれども、県の助成事業以外では県内4つの自治体、熊本市、苓北町、南小国町、

南阿蘇村の4自治体が助成制度があるのみで、全国的に見てもまだこのような助成制度を導入している市町村は少ないとお聞きいたしております。

ご承知のように、市の財政が大変厳しい状況にございますので、当面は県の助成事業の周知徹底を図って、その十分な活用をお願いしてまいりたいと思います。しかしながら、少子化対策は本市の重要な課題であると認識しておりますので、今後、ほかの事業との比較や費用対効果などを含め、少子化対策事業を総合的に検討していく中で、不妊治療費の助成についても研究が必要かと思っております。

それから乳幼児医療の件でございますが、芦北町が新年度から対象児童を小学校3年生までに引き上げるというようなことについての考えはどうかということですが、芦北町の対象年齢は、これまで県の補助対象と同様に、3歳までだったということでございます。ところが、平成18年度、来年度の予算案では一気に小学3年生までを対象範囲に引き上げるとお聞きしておりますけれども、対象者は人数は1.5倍にふえて、助成額も2,000万円ほど増加するというふうに見込んでおられます。

なお、今回の対象範囲の拡大については、町長みずからの指示によるものというふうにお聞きをいたしております。しかし、現在、対象範囲を小学生以上に拡大して実施している市町村は、県下57市町村のうち、苓北町、氷川町、美里町、産山村、南阿蘇村の5町村ということでございます。このようなことから、乳幼児医療費助成の範囲の拡大につきましては、先ほど申し上げましたとおり、実施までに、平成19年度までまだ1年余りございますので、県下自治体の動向とか、本市の財政状況、他の事業との比較や、費用対効果などを検証するなど、本市の少子化対策の総合的な検討をする中で、検討課題とさせていただきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 児童手当については、漏れがないように十分に配慮して進めていただきたいことを要望としておきます。

不妊治療助成金については、少子化対策として重要な施策であると考えますので、市独自の助成事業について、積極的に研究していただき、今後少しでも早く実現に向けた検討を開始されますよう要望としておきます。

乳幼児医療については、先ほどから少子化対策を総合的に検討する中でとの答弁になっておりますが、具体的にはどのような形で検討をされていくつもりかお尋ねして、質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 乳幼児医療費についての具体的には今後どのような形で検討していくつもりかとお尋ねでございますが、本市の乳児医療助成制度を他の自治体と比べてみますと、対象者の拡大を図るという意味では、年齢を階層を広げる前に、所得制限というのがござい

ますので、この所得制限の撤廃など見直しが必要な部分が残っておりますので、それらもあわせて、今後の課題として、現在、保健・医療・教育・福祉などの関係各課、機関も含めて取り組んでおります水俣市の次世代育成支援行動計画、こういった計画の中で、総合的に検討させていただきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 次に、介護保険について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 介護保険についての御質問に順次お答えいたします。

まず、本市における地域包括支援センター設置の意図及び公正性・中立性の確保についてお答えいたします。

議員の御質問にもありますように、4月からの介護保険法の改正に伴い、本市におきましては地域包括支援センターを市内の社会福祉法人へ業務の委託により設置する予定といたしております。

設置に際しましては、まず、自立状態にある高齢者から、要支援1及び2、要介護1の軽度の認定を受けた高齢者までを対象として、現在の状態を可能な限り長く維持していくことができるように、個人それぞれの段階に見合った一貫性・連続性のある介護予防を推進していくことを第一の目標といたしております。

さらに、地域の高齢者に対する総合相談・支援窓口、権利擁護事業、市内のケアマネジャーの支援等について、公正・中立な立場で実施することができる高齢者福祉の中核的機関として位置づけることも重要であると考えております。

地域包括支援センターの公正・中立の体制づくりにつきましては、改正介護保険法及び厚生労働省令におきまして、市町村は公正性・中立性の確保のため、地域包括支援センター運営協議会を設置しなければならないと定められています。

当協議会は、介護サービス事業者や介護保険関係団体の代表、被保険者等をその構成員とし、地域包括支援センターの運営に関するさまざまな事項について、随時協議・検討を行うことが主な役割であります。

中でも地域包括支援センター設置等の重要事項については、必ず運営協議会の議を経なければならないと規定されているため、さまざまな分野からの意見を運営に直接反映させ、透明性を確保することが可能であると考えます。

また、これ以外にも市担当課等による定期的な指導・監督の実施も検討をいたしております。

本市におきましては、以上申し上げてまいりましたことを常に念頭に置き、利用者から信頼される地域包括支援センターを築いてまいりたいと考えております。

次に、地域の社会資源をマネジメントする体制をどのようにつくり、人材確保はどのように行うかについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、地域包括支援センターの事業の円滑な実施には、地域に存在する社会資源の活用が必要不可欠であります。現在のところ、これらに関する情報は関係部署・機関等に散在しております。

そのため、今後は地域包括支援センターと、これらの部署・機関等が密接な連携を図り、地域包括支援センターへの情報の集約と一元管理化に早急に取り組む必要があると考えます。

また、これらのマネジメントを担う人材につきましては、地域包括支援センターの必置職種、必ず置かなければならない職種でございます社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーを中心として、各地域においては、民生委員や介護予防事業地域世話人、関係団体等、地域に根差した人材を活用することを検討いたしております。

なお、これらの人々との連携を実効性のあるものとするためには、地域包括支援センターと各地域のネットワークの構築及び情報収集方法のシステム化などもあわせて検討していかなければならない重要な課題であると考えております。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 ただ単に3職種を窓口置き、機能の一つ一つを別個にとらえていては、地域包括支援センターにはなりません。いかに3職種がチームアプローチで取り組んでいくのか、利用者はもとより、地域のさまざまな団体や人々、例えば民生委員、医師会、サービス事業者、ボランティアなどが集まるような仕掛けづくりが大事だと思います。最も重要なのは、さまざまな事業者や団体に対して指導力を持って地域全体をまとめていく力が必要です。そのためにはすぐれた人材をいかに確保するのか、地域包括支援センターには一番大事だと思います。まさに福祉は人なりであります。そして、介護保険の目的である個々の利用者が在宅生活を少しでも長く続けられるといった拠点にしていくことが大事であります。その意味で、地域包括支援センターの活動は、地域福祉そのものであり、まちづくりそのものであるかもしれません。ここには保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが配置され、3職種によるチームアプローチが重要になりますが、その連携についてお尋ねをいたします。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 2番目の質問にお答えします。

地域包括支援センターに配置される3職種の連携についての御質問ですが、地域包括支援センターにおきましては、先ほど申し上げましたように、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師のそれぞれが個別の業務を分担して行うばかりではなく、議員御指摘のとおり、地域全体をまとめていくために3職種による連携が必要となります。

本市の地域包括支援センターには、現在の在宅介護支援センターや地域福祉分野で活躍していた職員を配置する予定であります。これらの専門職は、従来からボランティアや民生委員など、地域のさまざまな人々と深くかかわりを持ってきておりまして、そのネットワークは今後の地域包括支援センターの活動の基礎となるものと考えております。

また、各専門職がそれまでそれぞれ築き上げられたノウハウも地域のネットワーク同様、非常に有益なものであると考えます。しかし、これまでは各専門職がそれぞれの分野で個別に活動をしてきたため、互いのネットワークやノウハウを十分に活用することは困難でございました。しかし、今回、地域包括支援センターという地域福祉の拠点に、3種のエキスパートが集うことによりまして、それぞれの専門性を生かしつつ、専門外の事項についても同一組織内で相互協力・連携をしていくことが可能であると考えます。この結果、これまで個々で行われていた活動を多面的に展開していくことが可能となりまして、より実情に応じた対応がとれるものと考えております。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 ここで気になるのは、従来の在宅介護支援センターはどうなるのかということです。老人福祉法に定められている老人介護支援センターとしての位置づけは存続されていますし、居宅介護支援事業としての指定も受けていますので、その名称も事業も引き続き実施していくこととなります。鳴り物入りでスタートする地域包括支援センターではありますが、それは位置づけから見ても、決して介護予防の中核機関ではないはずで、地域の高齢者に、その状態に応じたさまざまなサービスを切れ目なく提供するための地域包括支援センターでなければなりません。そのためには地域実践を積み重ねてきた在宅介護支援センターとの連携なくして成り立たないと思います。

そこで、従来の在宅介護支援センターとのすみ分けと連携についてお尋ねをいたします。

また、これは要望であります。配置される人材につきまして、現職の保健師等を充てられることも考えられると思いますが、市職員としての保健師の労力の現状から、対応可能なのかどうか、その辺も十分に現場の状況を確認された上で、もし、労力不足が考えられれば新たな採用なども視野に入れられて、御検討いただきたいことを要望して終わります。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 3回目の御質問にお答えします。

既存の在宅介護支援センターとのすみ分け、連携についてという御質問でございますが、在宅介護支援センターは老人福祉法に定められておりまして、介護保険法の改正後においても、その機能を存続させることができるというふうになっております。ただ、地域包括支援センターと在宅介護支援センターの業務を比較した場合、在宅介護支援センターの業務の大部分が地域包括支

援センターの業務に含まれておりまして、また国の方針といたしまして、平成17年度を最後に、在宅介護支援センター事業の運営にかかわる補助金が廃止されることとなりました。このようなことから、本市におきましては、現行の在宅介護支援センターの機能を新しい地域包括支援センターに移行させるべく、現在準備を進めているところでございます。

今後は、在宅介護支援センターの機能をより拡張させた地域包括支援センターが本市の高齢者福祉の中核機関として稼働していくということで、対応をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 次に、広告事業の推進による財源確保について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森近君登壇）

○総務企画部長（森 近君） 次に、広告事業の推進による財源確保についてお答えいたします。

まず、広報紙に広告掲載しております広告件数と金額のお尋ねについてお答えします。

広報紙の広告は、本市の厳しい財政事情を考え、少しでも財源確保を図りたいという趣旨から、平成16年度より広報みなまたお知らせページの最下段に、企業や団体、個人を対象とした有料広告の掲載を始めております。

広告件数と金額は、平成16年度が9件で9万円でした。今年度はこれまで10件16万円を見込んでいます。特に今年度は、1事業所からは2枠の広告を5回の掲載依頼をいただいております。1枠1万円の料金で、市内全世帯に配付されるため、新聞折り込みよりも広く市民の目に行き届くということで、広告依頼主からは好評を得ております。

次に、積極的な広報事業の推進による財源確保についてお答えします。

広報事業につきましては、横浜市のほか、北海道や大阪府、那覇市、熊本市など、多くの地方自治体で進められております。本市におきましては、広報紙の有料広告のほか、市民課や税務課の窓口封筒を広告入りで無料で作成しております。本市の場合、人口規模が小さいことから、大都市と比較して広告媒体としては不利な面がありますが、今後、ホームページでのバナー広告や郵送用封筒への広告の導入などから、導入を検討してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 本市の財政を考えると積極的に推進してほしいと思います。

しかし、本市の現状では、広告媒体となる資産を所管する部門の中でも広告募集において温度差も出てくると思います。それぞれの部門で広告募集をしては、とても効率的だとは思いません。部門ごとに対応が異なった場合、広告を発注する側からすれば、将来混乱を招くことになりかねません。

ただいま御紹介した横浜市では、平成16年4月から財政局の中に、広告事業推進の部署を設け、

広告掲載目的や広告の範囲、企画など、全市統一のガイドラインを定めるとともに、広告募集の一元的な窓口となっており、成果も上げております。

当市、水俣市においても、広告事業推進の部署を設けることを提案しますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

○議長（緒方誠也君） 森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） 第2の質問にお答えいたします。

広告募集等を行う部署を設けてはどうかという御質問ですが、現在の状況からいたしまして、部署を設けるまでには至っていないという考えを持っております。ただ、今後いろんな形でそういった事業等がふえてきた場合には、また考えていく必要があると思っておりますが、現在、総務課の広報担当の方で一応そういった部分をやっておりますので、その中で今後とも進めていきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 牧下恭之議員。

○牧下恭之君 熊日新聞に載ってたんですけど、2月17日に、給与明細に広告ということで、深刻な財政危機に陥っている北海道は16日までに4月から警察職員や教員などを除く、道職員約1万9,000人の給与支給明細書の裏面に広告を載せることを決めたと。少しでも財政の足しにしたいとの考えということでありました。全国では神奈川県鎌倉市が2003年1月から実施し、これまでに銀行や保険会社、自動車販売会社が広告を掲載、横浜市は銀行に広告入りの明細書用紙を提供してもらう方法で、2005年4月から実施している。都道府県では愛媛県もことし4月から始めることを決めているとありまして、またきょうの熊日にも載っておりまして、上天草市は2006年、平成18年度から市総務課が使用する封筒に有料広告を掲載することを決めたと。財政事情が厳しい中、少しでも財源を確保するのがねらい。市は県内では初の取り組みではないかという。同課は広告はわずかな収入だが、少しでも経費を切り詰めたいと話す。同課は市内の金融機関に参加を呼びかけていると。反応を見た上で、新規の広告収入も検討するという。広告収入に財源を求める自治体は全国的にふえている。横浜市は2005年度、封筒広告だけで800万円の歳入を確保。総務課内に広告事業推進担当を置き対応をしていると。県内では八代市が本年度からホームページと広報紙に有料広告を掲載しているとありました。

ただいま導入を検討をされるとの御答弁をいただきましたが、新たな部署の設置によることは困難であれば、現在あるいずれかの部署で一業務としてでも対応されるのかどうか、最後に質問して終わります。

○議長（緒方誠也君） 森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） 今御紹介がありましたように、各市の方でそういったことが起きております。うちの方もホームページ、また封筒等についての広告の掲載ができないか、行革の中

の一環としても検討してまいりたいと思っております。

ただ、部署につきましては、今までお話をしましたように、一応、総務課を窓口として今後対応していきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 以上で牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、10分休憩します。

午後 2 時15分 休憩

午後 2 時25分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、西田弘志議員に許します。

（西田弘志君登壇）

○西田弘志君 皆さん、こんにちは。

朝日会、西田でございます。

4 番目ということで、皆さんお疲れと思いますけど、最後までよろしく願いいたします。

さきの市長選におきまして、焦点といいますのは産廃問題、産廃問題の住民投票に近いものがあつたように私は感じました。結果は産廃阻止を全面に打ち出されました宮本氏が当選され、産廃反対こそが民意だというふうに強く感じたところでございます。

本議会におきましても、市民の産廃反対という気持ちを尊重しながら、いろんな政策決定に当たっていくべきではないかというふうに強く感じているところでございます。

最近、不安に、2 つちょっと思うことがありますので、話させていただきますが、1 つは選挙です。

施設に入られた、寝たきりに近い方も有権者の一人、これはもう当然の権利だと思います。その一方で、18歳で仕事をやられて、税金も年金も払われている、そういう方に選挙権がないというのも事実です。世界を見ますと、日本とかごく一部というふうにも聞いてますし、アメリカ、イギリス、フランス主要 8 カ国の中では日本だけが20歳からの選挙権、世界で7割ぐらいが18歳から選挙権があるということなので、そういうところも見直すのが、どっかでまたあるのかなというふうに思いますけど、それは置いて、問題なのは投票率だというふうに思います。

今回の選挙は80%くらいだったですかね、だったと思いますけど、100%が一番いいんでしょうが、国政の選挙におきましては、50%、60%半ばぐらいの投票率でございます。それがちゃんと民意を反映しているかというところがすごく疑問を感じているところであります。

以前、ソフトバンクの孫社長という方が講演の中で、若者の投票率が低い、いっそ投票した人にメリットをつけるとか、免許の更新を3年から5年に延ばすとか、パスポートの期限を延ばす

とか、そういうことをやって投票率を上げたらというのを言われたことを聞いたことがあります。

また、東京の早稲田商店街、ここの安井会長は、前回の比例区で衆議院議員になりましたが、ここの商店街では、投票所で投票済みの券を出してもらって、それを持ってくると割引をすることで、餃子をサービスするとか、チャーシューを多くするとか、そういうサービスをして、実際、新宿区の投票率は上がったというふうに聞いております。

どんな選挙でも、なるべく高い投票率で、偏った組織とか、団体の票で選挙結果が決まるということがないようにしていただきたい。それが若い人の投票率を上げる最短かなというふうにも思っています。

それともう一つ、最近思いますのが、行革の議論が最近も、きのうからも何回もありますけど、大きな政府、小さな政府という議論がよくあります。

国の財政赤字いっぱい抱えている中で、官から民へという考え、これはもう当然だと思いますし、今、小泉首相が進めているところかもしれません。私も何でもお金がかかる、官がやってお金がかかることやったら民間にやらせる方がむだな税金が使われることはないのじゃないかなというふうにも思う一人なんです。私、子どもがおりますけど、そういう保護者に30人学級がいいですか、40人学級がいいですかと聞きますと、ほとんどの方が30人学級を望まれます。自分の子どもが少しでも目の細かく行き届く、そういう学級で学ばせたいというのは親心だと思いますけど、40人学級を30人学級にするということは、当然クラスがふえて、先生もふえる、先生がふえると給料を出す、それには国や県の税金もかかるということで、そういうことを考えると、大きな政府が選ばれるというふうになってしまうわけなんです。今何でもどっちか、デジタル社会はゼロか1かですから、黒か白か。勝ち組み、負け組みだけで二つに一つの選択を突きつけられるところがありますが、こういう頭で理解することと心で思うことが反対になってしまうということもあります。

今自治体の行政も、小さい行政、大きい行政だけを比べるのではなく、市民にとってよい行政が悪い行政か、それを見定めることが必要だというふうに思います。

ぜひ宮本市長におかれましても、市民の声を聞いていただける、市民と協働でつくり上げる、大きい、小さいだけにこだわらない、水俣市民にとってよい行政というものを目指していただきたいというふうに思っております。

少しでも住みやすい水俣、地域のためになるような議論ができることを願いながら、通告に従いまして質問に入らせていただきますので、執行部の前向きな答弁をよろしく願いをいたします。

#### 1、行財政改革について。

、18年度一般会計予算案を見ますと、前年対比9.9%減の114億843万円と緊縮予算となって

おります。三位一体改革による国の行財政改革により、地方交付税も毎年減っていく状況を勘案しますと、本市もさらなる行財政改革が求められると思います。今後の水俣市の行財政改革をどう進めていかれるかお尋ねをいたします。

2、ごみ問題について。

、12月議会におきまして、紙の月2回の収集を次年度から積極的に検討したいと答弁がありました。その後の進捗状況をお尋ねします。

、今後、さらに可燃ごみを減らしていく対策を講じていくのかをお尋ねをします。

、12月議会におきまして、少しでも安価な生ごみ袋を市民に提供できるシステムを構築していきたいと答弁がありました。その後、製造原価、流通経路、入札方法など、検討に入っているのか、安く提供できるめどはついたのかをお尋ねをいたします。

、本市、袋岡山不燃物埋め立て地の現在の状況、埋め立て期間の予想をお尋ねいたします。

3、防犯、安全パトロールについて。

、市内の小・中学校における安全パトロール体制についてお尋ねします。

、自治会制度が新年度からスタートします。自治会組織の中で防犯に関する委員会など、設置状況をお尋ねします。

4、学童クラブについて。

、新年度から水俣第一小学校で本市としては初めて余裕教室を利用した学童クラブが始まります。現在の本市の学童クラブの実施状況をお尋ねします。

、学童クラブの役割、あり方についてどう認識されているかお尋ねします。

5、最終処分場の問題について

の対策室の質問をしておりますけど、きのうから何回も聞いておりますし、大体私も理解できましたので、は割愛をさせていただきたいと思います。

、反対運動の中で、他の市町村では自治体が業者から損害賠償を訴えられることもあります。逆に許可がおりた場合など、自治体や個人から業者へ工事差しとめの仮処分申請を求めることも考えられます。建設阻止運動を進める上で、訴訟問題についてどうお考えかお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 西田議員の御質問に順次お答えします。

まず、行財政改革及び最終処分場問題については私から、ごみ問題及び学童クラブについては福祉環境部長から、防犯、安全パトロールについては教育次長から、それぞれお答えします。

まず初めに、今後の水俣市の行財政改革をどう進めていくかについてお答えいたします。

本市の行財政改革は、現在、平成15年度末に作成してあります第3次行財政改革大綱に基づいて進めております。

この大綱は、平成16年度から20年度までの5カ年を実施期間とされており、これまでに財政健全化計画として、職員の削減や管理職手当、三役報酬等の削減がなされ、組織機構改革としましては、さわやか保育園の廃止や久木野支所の休止などが実施されております。

議員御指摘のとおり、本市の財政状況は、自主財源の減少や国の三位一体の改革により、交付税の削減、補助金のカット等、年々厳しくなっておりますので、基本的には、今後も現計画を踏襲し、行財政改革のさらなる推進に努めてまいりたいと考えております。

その第1段として、特別職の報酬の削減等、実現可能な改革については、早急に実施したいと考えております。

今後もあらゆる事業について、費用対効果を図りながら、財政健全化に向けた取り組みを進めてまいります。

具体的には、事業の効率化や組織の統廃合を進め、各種事務事業の評価制度を導入して、市民と有識者による第三者評価を実施してまいります。

また、広報紙、ホームページ等で市の財政状況を公開するなど、市民にできるだけ情報を提供し、市政の透明性を高め、市民との協働により、行財政改革に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 今回の予算は骨格予算でありまして、宮本市長の政策的な予算というのは6月の議会というふうには私も理解をしております。ローカルマニフェストの中でも行革を推し進めたいというのを書いておられましたし、今回の予算を見て、どういった考えか、方向性というものを聞きたくて質問をさせていただきました。

大体、今のきのうからの質問の中、今のでもわかりましたんですが、行財政改革というのは、行政だけでなく、水俣市民の協働意識がなければなかなかうまくいかないというふうには私は思っております。職員の方も、まあ議員もでしょうが、ぜひこう水俣市民を引っ張っていく、一緒にこう汗をかくというまちづくりが必要ではないかなというふうに思います。

福島県の矢祭町、午前中も矢祭町の話は少し出ましたが、市町村合併をしない宣言、矢祭町では合併をしない、その分こういう方針でいきますよ、現状はこうですよというのを明確に出されて、町民に行政の考えを伝えていらっしゃる。大体似たようなものですが、課の統廃合をし、係長制度の廃止、すべてグループ制を導入する。全職員による事務改善検討委員会をつくり、業務内容を見直す。税金の徴収については助役以下、全職員が滞納整理に当たる。嘱託職員

の減員、庁舎等の清掃は職員が交代で行う。職員の定数削減、82人を10年後に50人、議員定数の削減、午前中では半減と言われてましたですけど、私の資料では一応18人が10名、ですから7,000人で、もともと18人というのは、これ多かったんじゃないかなと思いますし、7,000人で10人ですから、4分の1ですから、人数だけ比べるのは、まあいい悪いは別にして、10人でも40人ぐらいに、2万8,000人ですから4倍と考えるとなるんですけど、これは一概に人数だけを比べるものではないと思いますけど、減らされていると。窓口の業務のフレックスタイム制の導入、三交代制、受け付け時間を延長、出張役場制度の導入、議員の自宅で住民票の発行などを受ける。各種団体の補助金、負担金、分担金の見直し、こういうふうに明確に町長の思いをこう出されて、町民に周知しているということですね。合併しない宣言というのでは、今日まで合併を前提としたまちづくりはしてきておらず、独立独歩、自立できるまちづくりを推進する。矢祭町は規模の拡大は望まず、大領土主義は決して幸福につながらず、現状をもって維持し、きめ細かな行政推進するというふうに、まあこれは一部ですけど、そういうふうを書いてらっしゃいます。合併しない分、行革にも積極的に取り組む、汗もかく、そのかわり町民も一緒にやっていただきたいというメッセージを積極的に発信をされているというふうに思います。

水俣も合併は、今のところしようにもできないという状態でございますので、合併しない、できないまちとしてもそういうまちづくりの方向性を示すのも必要なというふうに思います。

今まで地域ではぐくんできた独自の歴史とか、文化とか、伝統を守るというのも、これはもう宮本市長の思いそのままだと思いますけど、そういうものを残しながら、行財政改革を推し進めていただき、21世紀に残れるまちづくりを、冒頭に言いました、水俣市民により行政というものを推進していただきたいというふうに思います。

つい最近、私は、「県庁の星」という本をちょっと読みまして、県のエリート職員が田舎のスーパーに出向する設定なんですけど、水俣にもいらっしゃいますけど、これ本なので、なんかこう大きく書いてあるんですけど、間違いは認めるな、予算は使い切れというふうに、本の中では教えられてきた職員が民間に出て、お役所的な考えを、民間との違いを肌で感じて、人間として成長していくという物語になってます。非常におもしろく書いてあるんですけど、なるほどなという部分もたくさんありまして、これは今映画でもやっております。映画の中では織田裕二さんという方が言うフレーズで、行政改革は組織や制度を改革することじゃない、そこに生きる人間の意識改革をすることなんです。今こそ意識改革をするチャンスだと思いますということを言われるところがあるんですけど、きのうからきょうもですけど、目に見えるそういう行革の部分で組織改革、制度改革、それはもう当然必要だと思うんですけど、それからもう一步踏み込むと、やはりそこにいらっしゃる意識改革というものが必要じゃないかなと思いますし、それは私たち議員もですし、水俣市民もだというふうに思います。

ですから、ぜひこういう目に見えない部分を、ぜひ重要性、目に見えない部分というところの重要性をぜひ認識を宮本市長にも、していられっしょだと思いますけど、やっていただきたいというふうに思っております。

この部分は、きのう意識改革の部分で森部長が言われてましたが、この意識改革という部分、市長の考え、思っておられることがありましたら、これを2つ目の質問にしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 意識改革ということで大変難しい問題だろうと思うんですが、私の経験で、これまでの経験の中で、こんな経験をしているんですが、教員時代に、子どもたちに、授業とかいろいろな生徒指導をやっておりますときに、どうしてもっと子どもたちが言うことを聞いてくれないんだろうとか、どうしてもうちょっとわかってくれないんだろうかなと。子どもたち、相手にそのことを求めているときには、子どもたちは変わらないという経験をしてまいりました。やはりそういう状況を見ながら、自分がどうなのかと、自分の指導がどうなのかということ自分を求めたときに、これまで子どもたちが変わってきたように思います。

そういう意味で、まずはやっぱり意識改革のその根本になるのは自己変革をどうしていくのかというのが基本になるのではないのかなと思っております。

きのう森部長からのお話もございましたけども、研修の機会を多く持つとか、そういったところをたくさんいろんな方法があるのではないかなと思うんですけども、基本的には、私は職員の皆さん方がどうやる気を出してもらえるのか。職員の皆さん方にどう心を揺さぶるような指導といいますか、それができるのかというのがまず我々管理職に課せられた問題ではないかなあと、今そんなふうに思っております。

人はいずれにしましても喜びの方向に伸びるといようにプログラムされていると私は思います。したがって、人は人に認められることによって知恵を出したり、新しい企画が生まれてくるのではないかと。とするならば、我々は一人一人のよさをどう認め、それをどう伸ばし、どう励ましていくかと、その部分をまず私は考えなければならないと、そのように思っております。

したがって、職場というのはやっぱりまず楽しくないはいいい仕事はできないと思います。楽しく、そしてその中で厳しい職務に対応していかなければならない。いつも申し上げておりますけども、職場は楽しく、職務は厳しく、そういうことから、まず踏み込んでいかなければならないのではないかと。その雰囲気はこの庁内にみなぎらせることによって、私は意識改革を図っていきたくと、そのように、今考えております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 大変よくわかりました。

ぜひそういう部分をお持ちだということでしたら、そういうところを宮本カラーとして出していただいて、行革を進めていただければというふうに思います。

これで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、ごみ問題について、答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、ごみ問題についての御質問にお答えします。

まず、紙の月に2回の収集についてお答えいたします。

本年4月より月2回の紙類収集を実施する予定にしております。あわせて廃プラスチック類の収集も現在の月2回から週1回収集できるように準備を進めているところでございます。

次に、今後の可燃ごみ減量対策についてお答えいたします。

ただいま申し述べました紙類と廃プラ類の収集頻度の上昇によって、ある程度の減量効果が期待できると考えますが、さらに効果を上げるため、市報等による啓発を頻繁に行い、紙とプラ容器は燃やすものというイメージを、紙とプラ容器は資源というものに、市民の意識をさらに高めたいと考えております。

また、新聞や雑誌など、そのまま無造作に袋に詰め込み、可燃ごみとして排出されるなど、余りにも目に余るものにつきましては、収集しないなどの措置を行い、分別の徹底をお願いしてまいりたいと考えております。

次に、生ごみ袋についてお答えいたします。

製造原価を少しでも下げするため、袋の仕様を可能な限り緩和するように変更し、メーカーにお願いをいたしました。しかしながら、これだけでは効果が小さいと予想されるため、次のような方法ができないか検討をいたしております。

現在、市内に流通している生ごみ袋の枚数は、排出量から逆算しますと、年間約70万枚ほどと予想されます。これを市で入札して購入し、市内小売店に卸すという方式です。

現在、市の生ごみ袋指定をしている4社と、その他1社に事業の趣旨を説明して、見積もりをお願いしたところ、見積もりの最低価格に小売店の利益を原価の20%と設定して加算しても、現在市内で販売をされている価格よりもかなり安く供給できるというような結果となりました。

しかし、生ごみ分別開始時に、生ごみ指定袋製造メーカーには市内で自由に販売することを約束しており、小売店もある程度の在庫と販売契約等があるものと思われ、これらを考慮せずに事業を実施すれば、メーカー並びに小売店に損害を与えるおそれがございます。

そういうことから、今後、メーカーや小売店と協議を続けていきたいと考えておりますが、事業実施に当たっては、購入費などの予算も伴いますので、実施の可能性についてはさらに検討を

進めてまいりたいと考えております。

次に、岡山不燃物埋立処分地についてお答えいたします。

現在、岡山不燃物埋立地には、広域行政事務組合の溶融炉で焼却した可燃ごみの飛灰と水俣市の粗大ごみ破碎処理機の残渣や埋め立てごみなどの不燃物を埋め立てております。

平成5年の分別収集開始以来、岡山への一般持ち込みは一切禁止しており、現在の埋立物はすべてクリーンセンターでの処理後のものでございます。

次に、管理状況ですが、2名が常駐し、覆土作業及び浸出水処理施設の管理を行っております。

次に、水質検査であります。浸出水処理施設からの処理水、地下水、処理水が流れ出る袋農用水池付近側溝の3カ所の水質と、浸出水処理施設の地下タンクに沈殿するスラッジの溶出試験を行っており、水質汚濁防止法施行令による44項目及びダイオキシン類対策特別措置法による3項目について、民間の検査機関による水質検査を実施しており、これまでに問題は発生しておりません。

最後に、埋立期間の予想でございますが、平成16年度末の残余容量が1万2,241立方メートル、平成16年度の埋立実績が769立方メートルでございます。今年度も同程度の埋立量があるとなれば、平成17年度末で約15年ほどと思われます。

岡山不燃物埋立処分地の総容量12万立方メートルのうち、約9割が埋立完了している状況で、あと15年という埋立予定が成り立ちますのは、市民の皆様の分別徹底によるたまものであり、今後も岡山不燃物埋立処分地の寿命が少しでも延命できるように、埋立量の減量と適正管理による水質保全等に努めてまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 紙は月2回、4月からですね。廃プラは週に1回。以前に比べたら紙の方も収集が1回ふえるということでありまして、それは努力されたことが一番重要だと思います。ごみの問題では、可燃ごみをどうやって減らすかということが、以前も議論しましたが、可燃ごみを半分に減らすことができれば、処理費用の、あそこのクリンセンターの負担軽減、紙の資源化や負担軽減にもなる。紙の資源化で販売することができれば、できるわけですけど、それがふえれば年間1億ぐらいの財政の削減効果がある。市民にとってもメリットがあるというのを前たしか議論したこともあると思いますし、紙の資源化ということは、財政改革にもつながっていくのではないかとこのように考えます。

18年度の一般会計の予算の中で、ごみ焼却場の溶融炉の保証期間が終える、保証期間、焼却場施設の管理運営費が大きくふえたというふうに聞きました。それは一般財源の歳出にもダイレクトに響いてきて、毎年のことだから、そこを抑えるのが必要だというふうにも聞いております。

熊本市もごみの有料化の議論が今されてますけど、水俣も遠い先でしょうけど、そういう議論

をするときが来るかもしれませんが、今はこのごみの収集の方法を考える。今のごみの収集から一歩踏み出して紙の分別を、今は紙の分別を徹底するということが必要だというふうに思います。

焼却場で燃やした残りは、溶融残渣は、今言われたように、岡山に捨ててるわけですから、燃やすものを減らせば岡山の寿命も伸びる。ダブルのメリットがあるというふうに思います。こういう現状を市民にどんどん周知していただく、周知されると言われてましたけど、周知することで、市民に理解を求める。そして環境モデル都市として、世界の手本になるようなごみ収集というものを、水俣市は推進していただきたいと思っています。

1、2はこれで終わりますけど、ごみ袋については、今一応いろんな形で検討している。メーカー、小売店とも相談をしないといけないし、流通経路、そういう部分も見らんといかんというふうに聞いておりますけど、ぜひそれはもう以前から大体わかっていたことでありますので、4月以降からもっと早目に話をさせていただいて、少しでも早くその安いものを市民に提供していただけるようにやっていただきたい。それは別にそうお金がかかることではありませんので、メーカー、小売店、密に話をどんどん進めていただきたい。そして市長もマニフェストの中で、生ごみ袋のことをうたっていらっしゃいますので、ぜひそこには力を入れていただきたいというふうに思います。

岡山の処分場については、今、水質も問題ないしというふうに聞いておりますし、大体あと15年ぐらいもつというふうに聞きました。

今、最終処分場の問題が上がりましてから、岡山の処分場とどうも一般廃棄物と産廃がごっちゃごっちゃになって、市民の中では岡山の処分場もなんか心配するような声が聞こえてきてますし、今掲示板でよく今頻繁に書かれているのがありますけど、そういうのでも、岡山の処分場を心配するというか、何か不安をかきたてるようなところも、書き込みで見たりしますので、きょう聞いたようなことをどんどん出していただいて、岡山は水質もきれいですし、私も見に行きましたですが、昔の岡山とはもう全然違うというのを私も認識しました。ですからぜひそういうところも市民に心配な部分があるようでしたら、正確な情報を出して、もっと積極的に出していただきたいというふうに思います。

あそこは物を捨てているわけですから、容量があります。いつかはいっぱいになると思いますけど、岡山最終処分場の議論というのでも、どっかでまたしなくてはいけない時期が、何年、何十年後かにはしなくてはならないと思いますけども、今はごみを少なくする、どうして最終処分を、最終処分するごみを減らす、リサイクルするだけではなくて、ごみを出さない、ごみになるものをつくらせない、使わない、水俣市はそういうごみゼロの社会をつくるというふうな考えを出すのが水俣の役割だと思っておりますし、それを率先していくのが水俣の方向性だと思っておりますので、

ぜひそういう方向性だけは間違わずに進めていただきたいというふうに思っております。

ごみはこれで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、防犯安全パトロールについて答弁を求めます。

森田教育次長。

（教育次長 森田幸治君登壇）

○教育次長（森田幸治君） 防犯安全パトロールに関する市内の小・中学校における安全パトロール体制についてのお尋ねにお答えします。

市内の小・中学校では、中学校区ごとに青少年育成会議が組織されていることは御承知のとおりです。組織構成の中心は地域住民やPTA会員であり、それぞれに防犯や非行防止への取り組みを進めています。

昨年、全国で相次いで幼い子どもが犠牲になる凶悪な事件が続発したことを受けて、12月21日に青少年育成市民会議の臨時総会を開催しました。

総会では、通学路の安全対策について、警察署からの参加もお願いして、現状を検討するとともに、各組織単位で安全パトロールの実施や防犯体制の確立についてお願いしたところです。

また、水俣第二小学校では、PTAと地域住民による通学路防犯組織パトロール隊、見回り隊等が結成されており、定期的な巡回パトロールが実施されています。それに加えて地域の皆さんによるお散歩隊も結成されており、地域ぐるみの自主的な防犯パトロール組織となっています。このような組織は、水俣第一小学校でもこれから発足予定です。

ところで、最近になって欧米では安全な地域づくりや、子どもを犯罪から守るために、最も重要なことは犯罪原因の追求ではなく、犯罪機会の撲滅にあると言われるようになりました。

ニューヨークの犯罪発生率の劇的な減少も、犯罪機会論に立った対策が功を奏したものだと言われていています。

この犯罪機会論による地域安全マップづくりが、全国各地で実施され始めています。熊本県においても去る3月5日に県庁で開催されました、くまもと犯罪の起こりにくいまちづくり県民大会の中で、地域安全マップづくりが紹介されました。

このマップづくりは、子どもと大人が一緒になって校区内通学路を点検しながら、防犯能力や危険回避能力を高めていくもので、入りやすい場所と見えにくい場所を探すことによって、大人にも子どもにも被害防止能力、コミュニケーション能力、地域への愛着心、非行防止能力、大人の防犯意識の5つの能力が身についていくと言われていています。

教育委員会では、平成18年度学校教育実践プランにおける安全な学校づくりの具体的な取り組みとしてパトロール体制の確立とともに、地域安全マップづくりに学校と地域社会の両面から積極的に取り組んでいきます。

そのことにより、地域全体の防犯意識を高め、安全なまちづくりを進める一方、子どもたちの危険回避能力や自己防衛能力を育てていきたいと考えているところです。市民の皆様の御協力をお願いしたいと思います。

次に、自治会組織の中での防犯に関する委員会の設置状況についてお答えします。

昨年の6月議会における西田議員の御質問にもお答えしましたとおり、自治会組織の編成に関しては、地域の自主性尊重の観点から、市として指導をするということではできませんが、地域説明会を開催するに当たっては、防犯パトロール等の事例も紹介しながら、青少年の健全育成に関する委員会の設立等も積極的に提案してきました。

現在、各地区で自治会の設立総会、あるいは臨時総会等が開催され、来年度からの自治会制度の開始に向けて準備が進められているところでありますが、各自治会に伺ったところ、青少年健全育成会、防犯委員会、安全委員会など、地区ごとに名称は違いますが、組織の中に防犯に関する委員会等を位置づけられているところがほとんどでありました。

これらの委員会等が自治会組織に位置づけられたことにより、今後、市内全域で防犯パトロール等が活発に行われていくのではないかと期待しているところでございます。

全国で凶悪な犯罪が発生している今日にあって、子どもたちを取り巻く環境も決してよいものとは言えない現実があります。子どもたちの育成は、学校や家庭はもちろんですが、地域が一緒になって守り育ていくという、地域の役割が今改めて求められていると考えております。

市としましても、今後、各自治会がより安全で安心して、明るく生き生きとした地域活動を展開していけるよう支援してまいりたいと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 パトロールのことは前回も出ましたし、私ももう2回目ですけど、子どもの防犯というのはもう全国的に、新聞見れば、もう防犯パトロールがしょっちゅう載っておりますし、実際子どもが襲われるという事例も、水俣でも実際2月にあったわけでありますから、ぜひそういうところは力を入れていただきたいという思いで、こういうふうに取り上げさせていただいてます。

パトロール隊というのは、二小はもう前からやってらっしゃいますし、一小も4月からきちっとした形でやられる。三中、中学生はそういう防犯というより、青少年育成という形でやってらっしゃいます。私もそれに参加しますけども、やっぱり親はなかなか、夕方じゃ集まってくださいと言っても、今共働きが多いので、非常に難しい。集まりにくいというのが実情だと思います。やっぱり市として、行政として、やっぱりまちの安全、市の財産である子どもというのを守るのは当然の義務だというふうに思いますし、率先して手伝えるところは市も手伝っていただきたいというふうな思いがあります。

いろんな形で支援ができると思うんですが、全国的に見ますと、犬の散歩をやってらっしゃる方に、ワンワンパトロールといいまして、腕章とかたすきとか、中には犬のふんを拾う袋にワンワンパトロールと書いて、配付して、そういう毎日散歩されている方に、そういうパトロール隊ということで任命するとか、募ってですけど、やってる自治体も結構あるというふうに聞いておりますし、水俣でも犬の散歩はいっぱいやってらっしゃいますし、ほかにウォーキングというのをもうずっとこう見るとやってらっしゃいます。ああいう人たちが防犯パトロールという形でやられたら、苦でもないですし、もし向こうの方たちが、やってらっしゃる方が積極的にやるよということでしたら、そういうふうに腕章とかたすきをつくるのは、そうお金がかかることではないと思いますので、ぜひそういうところも考えていただきたいなと思うんです。犬の散歩とか、ただ犬の散歩じゃないかというふうに思われる方もいらっしゃいますけど、やってるところの事例で見ますと、東京の世田谷とか杉並は何か早くからやってる、そのワンワンパトというのをやって、空き巣の被害がかなり3割とか、5割とか減ったというふうな報告もあるというところで、小さいまちでは葉山というところが積極的にやって、やはり犯罪件数が2割以上減ったというふうに報告もしてあります。それと、重要なのは、やってる人も、そういう犬の散歩をやる人も、そういう使命感を持って散歩をするというのは、メリットがあるというふうに思うんです。ここに70代の方の感想というのが書いてあるんですけど、これ葉山の方ですね。ワンワンパトロールを始めてから、こんなに歳をとっていても、体が不自由で皆さんのお役に立てることがとてもうれしいです。杖をついて、腕章をつけて、パトロールをしている私はこっけいと思う方もいらっしゃるかも知れません。でも、子どもたちは、ああワンワンパトロールだとにっこり笑ってくれます。とても幸せな気持ちになります。この間はお巡りさんに御苦労さまですと敬礼されてしまいました。なんだかすごく感動してしまいました。自分も社会の、地域の一員なんだという自信と実感を取り戻せました。これからは張り切ってパトロールをしていきますというふうな感想を寄せられていますけど、御年配の方とか、そういう生きがいという部分にもつながっていくんじゃないかなと思って、こういうふうに提案をさせていただいておりますので、ぜひこういうところも考えていただければなというふうに思います。

それと自治会の分はもうさっき言われたように、6月に、森部長だったですかね、答えられて、なかなか行政の方からはつくれとは言えないけど、積極的に提案していただいたということで、まあ全部かどうかわかりませんが、そういう防犯に関する委員会ができたというのは、もう非常にうれしく思います。やってあげてもいいよという人と、やってもらいたいなという人を結びつけるのが、やっぱり行政の仕事だというふうに私は思いますし、まあ皆さんも思われると思いますけど、私も5区の自治会の設立にちょっとお手伝いさせていただいたときに、やはり防犯をつくって、地域の子どもで、僕は一小ですが、一小の方でそういうパトロールの要請があれば、

もう積極的にやりたい。これはよその区でも言われているというふうに私も聞いておりますし、ぜひそういうところをパイプ役をやっぱりやるのが行政だと思いますので、ぜひそういうところは教育委員会と企画課ですかね、そういうところで話し合っただけであれば、うまいぐあいにくんじゃないかと思います。

一つだけ、質問は、そういうワンワンパトとか、ウォーキングパトとか、そういうものについて、どういうふうな、市長でも、次長でもどっちでもいいですが。

○議長（緒方誠也君） 森田教育次長。

○教育次長（森田幸治君） ちょっとそれでは今のにちょっと関連をして、少し述べさせてもらいます。ワン・ツー・スリーネットワークというのがありますが、もう議員さんも一緒にその会にも参加していただいているんですけども、一中、二中、三中が夜、街頭補導されていますが、これもかなりの効果を上げているということを水俣警察署からも聞いております。

それからあとスクールガードリーダーというの、県の教育委員会から1人派遣していただいて、今年度は水俣一小、二小、二中校区、市内全部になりますけども、週3回ほどパトロールを元警察官の方にやっていただきました。

それからあと、先ほどお散歩隊とか言いましたけれども、こういうのにも老人会の方とか、婦人会の方が入っておられます。ただ、組織としてまだつくってないので、そのあたりはまた先ほど言われましたように、ちょっと私たちの方でも進めていきたいと思っております。

それからあと車にステッカーを張っている学校もあります。パトロール中というステッカーを張っている学校もありますので、こういうのもこれからまとめて広げていきたいと思っております。ワンワンパトロールみたいなものを、何か言葉でもつくっていききたいと考えています。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ぜひそういうところは前向きに検討をしていただければというふうに思います。

これで終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、学童クラブについて答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、本市の学童クラブの実施状況についての御質問にお答えいたします。

現在、学童クラブは、市内の6カ所で実施をしております。そのうち、第一小学校ふれあい学童クラブ、二小ふれあい学童クラブ、ふくろふれあい学童クラブの3カ所は、学校隣接地で実施しております。残りの3カ所は、初野保育園、西方寺古城保育園、西方寺保育園の各保育所で実施をしております。

実施日は、日曜、祝日を除き放課後及び夏休み等、長期休業日など、年間を通して実施をしております。

なお、西方寺保育園は、土曜日は開設をいたしておりません。

平成17年度の利用児童の定員は、西方寺保育園は10人、他の5カ所は定員35人で実施をしております。また、利用者ニーズにこたえるため、本年4月からは一小ふれあい学童クラブを、旧牧ノ内の医師住宅から一小の余裕教室を利用した学童クラブ室へ移転するとともに、定員を10人ふやして45人といたしてあります。

次に、学童クラブの役割、あり方についてどう認識しているかとの御質問にお答えします。

学童クラブの役割は、昼間保護者が労働等で家庭にいない小学生に、放課後、休業日等に遊びと生活の場を安定的に保障していくという大きな役割があると考えております。

本市におきましても、共働き世帯やひとり親世帯の増加に伴い、学童クラブの必要性がますます高まっていると考えております。

他の自治体の実施状況を見ますと、平成17年度では、芦北管内では水俣市のみでございますが、県内14市は水俣市を含め、全市が実施をしており、子育て支援の大きな柱になっていると考えております。

利用希望児童が定員を超えるような状態になってきておりますので、地域と連携をしながら、放課後等家庭に保護者がいない小学生は、だれでも受け入れられるような体制をつくっていくことが、仕事と子育ての両立をさせていく上でも重要なことだと考えております。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 一人親家庭、共働き家庭が本当に多くなりまして、学校が終わっても、家に帰ってもだれもない家庭がふえている。放課後、親が家に帰ってくるまで低学年の子を持っている人は、やはりこう心配だなというふうに思われていると思います。

学童保育とか、学童クラブ、何かこうなかなかわかりにくいところが本当にあるわけなんですけど、学童保育自体の実態というのは、あまり知らないという人が非常に多いというふうに思います。

今、袋、二小はもう早くからやって、今度一小はその余裕教室を使って、夏休みだけとか、そういう休みのときだけやってたのを、通年通してやるというふうになっています。

実際、募集人員も35名だったのが、何か45名ぐらいになったというふうにも聞いてます。やっぱりそういうニーズがあるということなんですよね。ですから、ぜひそういうところも、いろんな形で吸い上げていただきたい。そういう困っている人の話をどんどん吸い上げていただきたいというふうに思ってます。

今は袋も二小もある程度固定してやってらっしゃいますけど、以前はいろいろできるまで転々

としたということも聞いてますし、一小もずっと転々とされてました。今はもう固定できて大体充実してきたと思いますけど、ぜひそういうところの施設の充実というところも、今まではなかなか、子どもは教育委員会、学童クラブは福祉課ということで、何か文科省と厚生労働省で、何かうまくいってないようなふうには見えておりましたですけど、実際どうなのかはわかりませんが、今もう固定でこういうふうにやられるということでありましたら、ぜひ一緒に話すところを、意見交換とか、そういうところでやっていただいて、課は違っても、教育委員会、福祉課と課は違っても、そういう情報を提供していただきたい、共有していただきたいというふうに思ってます。

小さな子ども、今一人で留守番させるというのは不用心な社会であります。そして帰っても親がいない家庭、子どもの居場所というのをつくってやる、確保してやる、考えてやるということも行政の仕事だというふうに思っていますので、ぜひ施設の充実は今ずっとやってらっしゃると思ってますし、そういう指導員という方がいらっしゃいますので、そういう方々の、いろんな話を聞かれるのも一つだと思いますし、そういう方の研修という部分も、ぜひ、今はやってらっしゃると思うんですけど、そういうところにも力を入れていただいて、水俣の学童クラブというものが充実していくように要望したいと思います。

この学童クラブについては、よその自治体見ると、いろんなところで差があるのが実情だと思いますので、ぜひ水俣学童クラブ、まあ充実してるなというふうに言われるぐらいに頑張りたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、建設阻止運動を進める上で訴訟問題についての考えについてお答えします。

理想的には住民共同で建設反対運動を進め、広く運動を展開し、世論の力によって裁判によることなく、事業撤退に結びつくことが理想であります。しかし、実際には運動を進めることで事業者から予期せぬ損害賠償で訴えられるということも、他の自治体ではあっておりますが、訴訟を恐れていけば何もできないと考えております。

また逆に、裁判で阻止できるとの可能性があれば、こちらから進んで訴訟に持ち込むということも考えられると思います。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 私もこの間、鹿屋に処分場を、きのうもちょっと話出ておりますけど、鹿屋の処分場が裁判でとまりましたですけど、そこを私も見に行ってきたして、裁判では原告らが利用する

井戸水に有害物質が混入するおそれがあるとして、裁判で勝訴している。同じように損害賠償を、住民側が損害賠償を訴えられていたけど、棄却したということなんですね。鹿屋を見まして思いますのは、管理型の処分場、私とかほかの議員の方、水の会の方も一緒に行かれたんですけど、処分場があって、そこからその井戸水を使う集落までは、かなり距離があるんですね、山の上から。今回の水俣の処分場を考えると、湯の鶴温泉で大森の地区がありますけど、もうそのすぐ山の上ですから、もうそれは鹿屋に比べたら、水俣の方がそれはこれは危なかばいというふうに、普通思われると思います。それは皆さんそういうふうに思われた方が多いと思います。

裁判された方は、水を飲む、利用している方だけが裁判に参加されるということで話されてきましたが、水俣の場合は、下の水源地を考えると、水俣市全員でも原告になるんじゃないかなというふうな思いもあります。

その鹿屋の処分場は20万トンで、そういうふうに裁判で、20万トンで危ないというふうになったんですけど、今度は200万トンですから、もう10倍ですからね。そういうのを考えると、もうやっぱり水俣の方が危ないなというふうに私は強く感じてますし、この裁判の話をするのは、やっぱり市長が今言われたように、裁判も辞さないんですよという、そういう姿勢を見せていただくことがやっぱり必要だと思うんです、会社に。裁判をしろということじゃなくて、最後の最後はそういうことも辞さないという姿勢を見せていただくことが、会社に対しても、それは県に対しても、そういう強い意思で市長は臨んでいるというところを見せていただきたいと思ひまして、こういうふうな質問をさせていただいているわけです。

以前行きました天理市で、そういう、そこにも産廃の対策課がありますけど、対策課の方がやっぱりうちの市長は最後は裁判ぐらいする気で、本気でやってらっしゃるということをお話されたのを私も何かすごく覚えております。

ぜひ、今言われたように、何が何でもという、市長のその姿勢を会社、県に強く本当に押し出していただいて、水俣の反対運動の先頭に立ってリードしていただきたいというふうに、私はやっぱり希望しておりますし、それが水俣市民の総意だというふうに思います。

産廃については、もうかなりきのうから出ておりますので、私が質問することは余りないんですけど、一つ気になりますのは、質問をしたいのが、産廃処分場に対して買い上げの問題で、以前、新聞で市長のコメントとして買い上げの検討も課題だというふうに、新聞はどうしてもこう言葉じりだけ、ちょこちょこ出るので、その買い上げの検討というふうに何かこう思われている市民もいらっしゃるみたいなんですね。実際、市長が買い上げに対してどういった考えか、産廃処分場に対して買い上げの考えというものを、ぜひお聞きしたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） たしか、期日はちょっと覚えておりませんが、どうしても阻止できない場合は買い上げも考えられるかというような記者の方の質問であったように記憶しております。私の答え方がまずかったのか、なかなかこう真意が伝わらなかったと思うんですけども、いずれにいたしましても、その時点でも、現在も買い上げについては一切考えておりません。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 西田弘志議員。

○西田弘志君 ありがとうございます。

基本的にはもう買い上げは考えてない。もう買い上げ論を今するより、やっぱり反対運動を進めるのがもう先決だというふうに思いますし、市長がそういう答弁されたんで、もう安心したところであります。

買い上げ論というのは、もうどうしても先にするものでなくて、もう一番最後の最後に、どこかで出てきたときにすればいいと思いますし、今は本当に反対運動を推し進めて、市民の血税を使うようなことのないように、反対運動を進めていただきたいというふうに思います。

産廃問題はもう市長の思いがきのうから伝わっておりますので、力強く私も感じております。

市長がかわりまして、一般質問も何か今までとちょっと勝手が違うような気がしておりますけど、最終的には、私が言いたいのは、日産のカルロス・ゴーンさんの口癖は、君の意見を聞かせてくれというのが口癖だったそうです。いろんな意見を社員の工場の末端まで行って意見を聞いて、会社の再生をさせた。大変厳しいコストカッターと言われてましたから、大きな工場の閉鎖もしましたし、リストラも行いました。しかし、今、日産は過去最高の利益を上げるころまで生まれかわっております。

最初に私も言いましたですが、宮本市長におきましては、ぜひ次世代に残す水俣、どんな、本当にどんなまちづくりが必要かというのを市民の声を聞いていただいて、推し進めていただきたい。そして市民に支持される宮本市政というものを、皆さんの期待が今いっぱいありますので、ぜひ皆さんの期待にこたえていただくようお願いをしたいということで、期待を込めまして私の質問は終わらせていただきます。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 以上で西田弘志議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は、明16日に開き、一般質問並びに提出議案に対する質疑を行います。

なお、議事の都合により、あすの会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時29分 散会

平成18年3月16日

平成18年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

一般質問・質疑

# 平成 18 年 3 月第 1 回水俣市議会定例会会議録（第 5 号）

平成18年3月16日（木曜日）

午前 9 時30分 開議

午後 2 時42分 散会

（出席議員） 22人

緒 方 誠 也 君	西 田 弘 志 君	福 田 齊 君
藤 本 寿 子 君	吉 田 正 和 君	中 村 幸 治 君
大 川 末 長 君	真 野 頼 隆 君	淵 上 道 昭 君
牧 下 恭 之 君	田 中 功 君	谷 口 真 次 君
野 中 重 男 君	清 水 晶 夫 君	本 井 道 弘 君
大 川 久 洋 君	竹 下 武 義 君	岩 阪 雅 文 君
松 本 和 幸 君	千々岩 巧 君	松 本 満 良 君
中 山 徹 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（吉村明賢君）	次 長（久木田一也君）
議 事 係 長（栄永尚子君）	書 記（赤司和弘君）
書 記（岩坂正輝君）	

（説明のため出席した者） 12人

市 長（宮本勝彬君）	収 入 役（徳富邦博君）
総務企画部長兼産業建設部長（森近君）	福祉環境部長（吉海安丈君）
総合医療センター事務部長（葦浦博行君）	総務企画部次長（仁木徳子君）
福祉環境部次長（中田和哉君）	産業建設部次長（桑畑達美君）
水道局長（山田敏博君）	教 育 次 長（森田幸治君）
総務企画部総務課長（田上和俊君）	総務企画部財政課長（伊藤亮三君）

議事日程 第5号

平成18年3月16日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

- 1 野中重男君
  - 1 市長の政治姿勢について
  - 2 水俣病の教訓について
  - 3 介護保険制度について
- 2 大川末長君
  - 1 経済産業振興について
  - 2 行財政改革について
  - 3 産業廃棄物最終処分場問題について
  - 4 給食センター整備計画について
  - 5 生活保護世帯の実態について
- 3 清水晶夫君
  - 1 就学援助制度について
  - 2 障害者自立支援法について

(付託委員会)

- 第2 議第1号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について  
(産業建設)
- 第3 議第2号 水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について  
(総務文教)
- 第4 議第3号 水俣市国民保護協議会条例の制定について  
(総務文教)
- 第5 議第4号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について  
(厚生)
- 第6 議第5号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について  
(厚生)
- 第7 議第6号 水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について  
(厚生)
- 第8 議第7号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について  
(厚生)
- 第9 議第8号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について  
(厚生)
- 第10 議第9号 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について  
(厚生)
- 第11 議第10号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について (産業建設)
- 第12 議第11号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について (産業建設)
- 第13 議第12号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について  
(産業建設)
- 第14 議第13号 みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定について  
(産業建設)

- 第15 議第14号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について (産業建設)
- 第16 議第15号 水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について (産業建設)
- 第17 議第16号 水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について (産業建設)
- 第18 議第17号 水俣市はげのき館の設置等に関する条例の制定について (産業建設)
- 第19 議第18号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について (産業建設)
- 第20 議第19号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第21 議第20号 水俣市情報公開等審議会条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第22 議第21号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第23 議第22号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第24 議第23号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第25 議第24号 水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第26 議第25号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第27 議第26号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第28 議第27号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第29 議第29号 水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第30 議第30号 水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第31 議第31号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (厚生)
- 第32 議第32号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)
- 第33 議第33号 水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)
- 第34 議第34号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)
- 第35 議第35号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)
- 第36 議第36号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)

- 第37 議第37号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第38 議第38号 平成18年度水俣市一般会計予算 (各委)
- 第39 議第39号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算 (厚生)
- 第40 議第40号 平成18年度水俣市老人保健特別会計予算 (厚生)
- 第41 議第41号 平成18年度水俣市介護保険特別会計予算 (厚生)
- 第42 議第42号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算 (産業建設)
- 第43 議第43号 平成18年度水俣市病院事業会計予算 (厚生)
- 第44 議第44号 平成18年度水俣市水道事業会計予算 (産業建設)
- 第45 議第51号 水俣市過疎地域自立促進計画(後期計画)の変更について (総務文教)
- 第46 議第52号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について (総務文教)
- 第47 議第53号 市道の路線認定について (産業建設)
- 第48 議第54号 指定管理者の指定について(水俣市立武道館) (総務文教)
- 第49 議第55号 指定管理者の指定について(グリーンスポーツみなまた) (総務文教)
- 第50 議第56号 指定管理者の指定について(水俣市立蘇峰記念館) (総務文教)
- 第51 議第57号 指定管理者の指定について(徳富蘇峰・蘆花生家) (総務文教)
- 第52 議第58号 指定管理者の指定について(水俣市文化会館) (総務文教)
- 第53 議第59号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)
- 第54 議第60号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について (産業建設)
- 第55 議第61号 工事請負契約の締結について(水俣市営白浜団地建替3号棟建築主体工事) (産業建設)
- 第56 議第62号 指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館外6件) (総務文教)

平成18年3月第1回水俣市議会定例会陳情文書表(2)

受理番号	件名	代表者の住所及び氏名	紹介議員	付託委員会
陳第2号	出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出に関する陳情について	熊本市大江 4-4-34 野田英令		総務文教

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前 9 時30分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日、市長から、条例案 2 件、議決案 2 件の追加議案が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日まで受理した陳情 1 件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務文教委員会に付託いたします。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 5 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第 1 一般質問

○議長（緒方誠也君） 日程第 1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め 1 人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、野中重男議員に許します。

（野中重男君登壇）

○野中重男君 おはようございます。

日本共産党議員団の野中重男です。

まず初めに、先日の選挙で市民の信託を得て当選されました宮本市長と千々岩議員にお祝いを申し上げたいと思います。

宮本市長にとっては、初めての選挙でした。戸惑いや不安、多くの御苦労があったと思いますけれども、しかし、選挙戦を戦う中で、自信と確信も得られたんじゃないでしょうか。有権者の審判ほど厳粛なものはないと私は思っております。

市民の審判と信託に答えられる市政の運営を期待したいと思います。

また、この議会での市長の答弁などを伺っておりまして、答弁が的確であり、産廃問題にしても、行財政改革にしても、あるいは読書のまちづくりにしても、市民が期待する前向きな、建設的なやりとりがされておりまして、市長の誠実さがよく伝わってくると思っております。

今、課題になっております産廃問題は、多くの時間と困難があるでしょう。

水俣病の被害者救済問題も、これから幾つもの曲折があると思います。

環境の復元や環境都市づくり、水俣から世界に向けた環境モデル都市の発信は、継続的な取り組みが必要になってくると思います。

また、地方都市である市町村が全国どこでもぶつかっております経済の疲弊や少子化、人口減少問題などは、一地方の取り組みだけでは解決できないことも多々あると思います。

さらに、国庫補助負担金が少なくなり、交付税が減らされるなど、どの自治体も苦慮している財政改革、あるいは行政改革は熟慮とともに、迅速性も必要だと思います。

このようなときだからこそ、市民とともに合意をつくっていき、決断するときは毅然と決断する宮本市長の力が必要だと思います。

私たちも具体的な政策提言や議論を忌憚なく、そして切磋琢磨しながら、ともに市民の皆さんの利益を願って前進していきたいと考えております。

それでは、以下、具体的課題について質問いたします。

1、市長の政治姿勢について。

- 、市長と市民との関係の基本的考え方について。
- 、市長と市職員との関係及び職員の能力を引き出す基本的な考え方について。
- 、市長の市政運営の考え方について。

以上、3点についてお尋ねいたします。

2、水俣病の教訓について。

水俣病はことしで公式発見から50年がたち、幾つもの行事が計画されています。3月12日には50年事業の皮切りにフォーラムがありました。市長のあいさつを伺っていて、水俣市としてじっくりと総括ができる環境ができたと思えました。すべての課題がまだ途上にありますが、これからはいよいよ本番が始まったと考えています。

そこで、以下、質問をいたします。

、教訓については、さまざまな角度から幾つもあると思います。現在に生かす点で、どのようなものがあると考えておられるかお尋ねいたします。

3、介護保険制度について。

介護保険制度については、今回、条例改正案が提案されています。私たちの基本的な考え方は高齢化社会を迎えて、この制度は必要不可欠な制度と思います。とはいっても、改善の余地は大いにあると考えています。

この制度の課題を浮き彫りにしながら、幾つかの改善の提案をしていきたいと思えます。

まず、幾つかの質問をいたします。

- 、介護保険財政の状況と今回の条例改正案の特徴について。

、税制改正と介護保険料の関連及びその影響について。  
、各徴収段階の値上げ金額と全体の引き上げ率について。  
3点についてお尋ねいたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 野中議員の御質問に順次お答えします。

まず、市長の政治姿勢及び水俣病の教訓については私から、介護保険制度については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

市長と市民との関係の基本的な考えについてお答えします。

さきの松本和幸議員の御質問にお答えしましたとおり、今回、市民の皆様の御支援を賜り、水俣市長に就任させていただきました。

市民の皆様の市長に対する期待と想いは、並々ならぬものと深く感じております。

市長は言うまでもなく、市民の負託を得て市長に就任するわけですから、まず第一に市長としてすべきことは、市民の意向を尊重して、市民の意向に沿って市政の運営をしなければならないと考えています。

市長就任後も産廃問題、水俣病問題など、本市が抱えているさまざまな課題を考えると、その責任の重さと解決の難しさを痛感しております。

これらの課題は決して市長一人で対応できるものではなく、市民の皆様の理解、協力と信頼関係がなくては、いかなる課題も解決できないと考えています。

そのようなことから、市長と市民との関係は、お互いの信頼関係が最も重要ではないかと考えております。

次に、市長と市職員との関係及び職員の能力を引き出す基本的な考え方についてお答えします。

市長と市職員の関係は、今、基本的な市長と市民との関係の御質問でお答えしましたように、市長と市職員の間においても、お互い信頼関係を持つことが最も大切であると確信しております。

そのためには、それぞれの課題について、お互いが納得するまで議論し、職員の納得を得て、市長の責任のもと、きちっとした決断をしていくことが必要であると思います。

それには時間が必要ですが、このような職員とのやりとりを通して、職員の知恵や意見を十分引き出し、職員のやる気、能力が発揮されることで、生き生きとした職場が築かれるものと考えています。

次に、市長の市政運営の考え方についてお答えします。

ただいま市長と市民との関係、市長と市職員との関係でお答えしましたとおり、市民、職員、さらに市議会の議員の皆様との信頼関係がなくては、十分な市政運営はできないものと考えています。

そのような信頼関係を築くためには、常に意見交換の場、対話の場を通して、さまざまな意見をお聞かせいただきたいと思いますと考えています。

私は市民と協働したまちづくりを基本的なスタンスとして、市政運営を進めていきたいと考えていますが、市長に就任したばかりで、本市が抱える課題の大きさと責任の重大さに、ただ困惑しているのが本音でございます。

今後とも、その課題の一つ一つに誠心誠意取り組んでいく覚悟でございますので、どうか市議会の議員の皆様のご協力、御鞭撻をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 答弁ありがとうございました。

市長は教育者として子どもと接し、あるいは学校運営にも携わって見えまして、教育長としても経験を積んでおられます。ためされ済みの経験を持っていらっしゃると思いますので、御苦労はあられると思いますが、これからの市政運営に期待して、この件については終わります。

次、お願いします。

○議長（緒方誠也君） 次に、水俣病の教訓について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、水俣病の教訓を現在に生かす点で、どのようなものがあると考えているかについてお答えします。

私、公開討論会のローカルマニフェストで、水俣市は水俣病という公害を経験した非常に強い個性を持ったまちであります。この個性はまちづくりにおいても重要な源です。まちづくりのすべてに環境をキーワードとして取り組み、世界に誇れる住民協働による環境モデル都市を目指しますと表明しております。

しかし、水俣病問題は非常に幅広い分野にまたがり、長い時間が経過しているため、多くの問題を現在も抱えており、患者の高齢化、胎児性患者の将来への不安など、新たな問題も生じております。

さらに、一昨年最高裁判決が公害健康被害補償法上の認定基準より幅広い救済を認めたため、水俣病を拡大防止できなかった国及び熊本県の責任が認められ、認定申請者が現在では3,700人を超えている状況にあります。

一方で、判決後に任期切れとなった認定審査会が再開のめどが立たないことで、早期の再開をお願いしておりましたが、司法による救済を求めて裁判を提訴されておられる方が800人を超える状況にもあります。

これらのことは、地域において水俣病の未解決の問題があることを示しており、なお被害者の立場に立った救済や福祉を含めた地域の再生と融和が求められています。

さて、水俣病の教訓とは、議員御指摘のとおり、さまざまな角度から幾つもあると思いますが、基本は水俣病の経験を反省し、長い歴史と多くの出来事にかんがみ、二度と過ちを繰り返さないことであります。

環境を汚染してはならないということを教訓の原点として位置づけ、これを人類共通の教訓として共有し、環境への配慮がいかに重要であるかが認識されるよう、水俣市の責任を果たしていきたいと考えます。

これまで、水俣湾の環境復元に15年の歳月と485億円という巨額の経費を要し、一度破壊された環境を取り戻す、復元することの困難さを学びました。

また、水俣病の発生は人の生命のみならず、市民の心を引き裂き、偏見、中傷、相互不信といった言葉にあらわされるとおり、患者差別、人権問題とともに、健康の大切さ、そして失ったものを再び取り戻すことの難しさを学びました。混沌とした地域社会から、後のもやい直しに表現されるように、患者と市民相互の対話が生まれ、ごみ22分別収集を初めとした市民協働・連帯感が脚光を浴び、平成4年からの環境モデル都市づくり事業に生かされております。

水俣病についての偏見・差別をなくすため、正しい理解を促進する環境教育も重要であると考えております。

さらには、被害者の救済問題についても、法における認定審査会等は、県の事務でございますが、不知火海沿岸住民の健康調査の実施を県が検討されていることなど、水俣病の教訓が生かされているものと考えます。

市長に就任して、自然や生命をおきざりにした経済活動は成立せず、地域社会を崩壊させ、50年経った今日でも水俣病問題を解決することができないということを改めて痛感しております。

まず私は、水俣病を経験した水俣市に建設予定の産業廃棄物最終処分場の建設反対を求めて、阻止していくことが最優先課題であると考えておりますが、これも水俣病の教訓を生かした取り組みの一つでもあります。

水俣市の市民も公害を経験し、教訓として環境への配慮、予防がいかに大切であることを学びました。このような悲劇を二度と引き起こさないためにも、市行政は危機管理能力を常に持ち続ける必要があります。

自然や生命への影響が少しでも予測される場合には、何事にも優先し、勇気をもって行動しな

ければならないと思っております。

最後に、水俣病公式確認50年、5月1日を迎えようとしておりますが、これまでの50年を振り返り、水俣病の教訓を今後の50年に生かしていくことが、最も重要なことであろうと考えております。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 水俣病の教訓を現在に生かすという点では、今、御答弁いただいたとおりだと思います。

それで、私は市長が御答弁いただいたところはそのままそのとおりでなんですけれども、私自身もこの50年の中で、あるいは私自身が20数年間水俣病に携わってきて教訓としたものがありますので、それについても述べて、後で提案を申し上げたいというふうに思います。

3月12日のフォーラムがございました。チッソ附属病院に勤務されていた小島先生、あるいは吉井前市長、あるいは福岡高等裁判所の裁判長だった友納さん、患者さんたち、たくさんの方がお話しになりました。小島先生のお話を聞いて、細川一先生がネコ実験をされて、それで発病するというを確認されて、それを裁判の臨床尋問の中でお答えになって、第1次訴訟で患者さん勝利の大きな要因の一つにもなったというふうに言われておりますけれども、私は小島先生の話を知って、細川先生の発言というのは、あの当時は大変勇気ある内部告発だったんだと思いました。最近ではアメリカを中心に、企業の中でも、あるいは組織体の中でも内部告発については保護されるという法律までできつつありますけれども、企業であっても、あるいは組織であっても、社会的存在の一つであって、社会との関係なしには存在が成り立たないという状況になってきていると思います。そういう意味では、どんなにある一時期、ある組織が、ある企業が、団体が不正を隠べいしよう、あるいは原因を隠べいしようと思っても、必ずそれは時がたつうちに、社会的に明らかにされるんだ、制裁を受けるんだということが、この話を聞きながら思いました。これが第1点であります。

第2点目は、吉井前市長の話を知っていて、政治レベルでの話は確かにあのとおりだったと思います。もう一つ、あの中で、私は欠いてはならないことがあるように思いました。例えば昭和34年には患者たちは見舞金契約を、死者30万円という見舞金契約をのまざるを得ませんでした。43年、44年の厚生省の補償処理委員会のメンバー、あるいは金額についても白紙委任するという白紙委任状も一任派の患者さんたちはのまざるを得ませんでした。それから50年、51年、52年から始まる患者切り捨てについても、一時期は患者さん随分窮地に立ちましたけれども、それこそ行政不服審査請求で押し返すとか、訴訟で押し返すだとか、そういう中でここまで来てるんじゃないか。それで1995年に政治解決と言われるものがあって、これで終わったかと言われてましたし、一部にはそういうのもありました。吉井前市長はこういうふうにおっしゃいました。95年の

解決策で一番の、今思っ、積み残した課題は、国の責任を明確にしなかったことだというふうにおっしゃいました。私はそれもあると思います。しかし、もう一つ、見落としてならないのは、95年の政治解決救済策に対する申し込み期間を7カ月に限定したということなんです。原爆手帳ですと、法律ができてから現在でも申請することができます。10年たとうが、20年たとうが、30年たとうが、原爆を受けて、ある一定距離に範囲にある人たちは名乗り出ることができるようになってます。そういうふうに、あの95年の解決策のときはされなかったということなんです。何が根本にあったかという、被害者の数を限定して、ある一定の補償金の範囲内に被害者を閉じ込めてしまおうというのが、あの95年当時の決着の中にあったということなんです。あれをもし受け付け期間をずっと今でもできるようにしておけば、現在の申請者で認定審査会が開かれなとか、できないとか、あるいは800人くらいの人たちが訴訟しなきゃいけないとか、あるいは保険手帳の申請者がまた3,000人近く出てくるとか、こういう今の混乱はなかったんだろうと思います。結論的に申し上げますと、ある一定時期に何かを封じ込めてしまおうと、抑え込んでしまおうということをして、それは事実に基づかないものであったら、必ずその抑圧を受けた人たち、抑えつけられた人たちは、歴史の中で立ち上がってくるというのが、水俣病の教訓として教えてないでしょうか。私は患者さんとともに、こういう運動をしてきてつくづくそれを思うところあります。

それで、これ提案なんですけれども、産廃問題もありますし、いろんな課題があると思います。それで折に触れて、例えば吉井さんは、こういうふうにおっしゃいました。昭和33年、34年、35年当時、水俣市も、あるいは市議会も、市民も、排水をとめるなど。流し続けてチッソに操業しなさいということをおっしゃったと。法律的責任はないかもしれないけれども、道義的責任はあると、自分は思うということをおっしゃいました。僕はそのとおりなんだろうと思いますが、水俣市の議会だからこそ、水俣市の職員だからこそ、水俣病については、今、市長が御答弁いただいたような中身について、どの職員の人もよそに行ったときにきちっと語れるようになりたいものだという希望を僕は持っています。学習する機会を折に触れて、これからつくっていかれたらどうかというふうに考えますけれども、提言です、いかがでしょうか。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） さきのフォーラムがございましたけれども、私も参加させていただいてごあいさつをさせていただきましたけれども、そのフォーラムで若干私なりに感じましたことがあるんですが、お集まりいただいている方々が、どうもいつも何というんですかね、関係者の方々に限られているというんですか、大体こう同じようなメンバーの方がお集まりになって、そのフォーラムに参加していらっしゃるという状況を見させていただいて、もっともっと多くの方々に知っていただかなければならないし、広がっていかねばならないんじゃないかなということ

つくづく感じたわけでございます。今、議員から御提案がございましたように、やはりどこに行っても、きちっとした形で語る事ができる、そんな力を我々もつけていかなければならないと思っておりますので、ぜひそういう機会を多く持てればなと思ったところでございます。

○議長（緒方誠也君） 次に、介護保険制度について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 次に、介護保険制度についての御質問に順次お答えいたします。

最初に、介護保険財政の状況と今回の条例改正案の特徴についての御質問についてお答えいたします。

平成15年度から17年度における第2期介護保険運営期間の給付費につきましては、平成15年度が21億200万円、平成16年度が22億7,800万円、平成17年度においては23億4,600万円と想定をいたしております。

また、対前年度比で給付費を比較しますと、平成14年から平成15年が4.2%の伸び、平成15年から16年が8.4%の伸び、16年から17年が3%の伸びを示し、予想以上に給付が伸び、平成17年度におきましては、支払いに支障が出ることから、国・県及び市町村でつくる財政安定化基金から約1,600万円の借入れを行う予定であります。

今回の条例改正案の第3期介護保険料設定につきましては、平成18年度から20年度までの要支援1、2の方の介護予防サービスと介護1から5の方の介護サービスにかかる保険給付費、地域包括支援センターの運営経費、配食サービスや緊急通報などの任意事業、介護認定の申請はしていないが、要支援、要介護になる恐れのある方に対する転倒骨折予防等の介護予防事業にかかる経費を見込み、第一号被保険者の保険料を算出したしております。

また、条例改正案の特徴としましては、これまで本市においては第2期介護保険料で、低所得者の対策として、国の基準の5段階を市独自に6段階に設定してまいりました。

また、第3期介護保険料においても、第2期保険料と同様に低所得者対策を講じ、これまでの保険料段階の第2段階を2つに細分化し、今回、国が基準として示した6段階を7段階へと、1段階多く設定したところであります。

次に、税制改正と介護保険料の関連及びその影響についての御質問についてお答えいたします。

本年4月からの税制改正により、保険料率の低い非課税段階から保険料率の高い課税段階へ移行し、急激な保険料負担となる方が相当数出現することが予想されます。

例えば、月額保険料で見た場合、第2段階だった方が税制改正が行われると、第4段階へ250人が移行、第5段階へは10人が移行、また第3段階から第4段階へは300人が移行、第5段階へは980人が移行、第4段階から第5段階へは440人の方が移行されるというふうに予測をされます。

そこで、これらの方々には、平成18年度から20年度までの3年間で、本来属する保険料段階の保険料額に段階的に引き上げる経過措置を設けております。

次に、各段階の値上げ金額と全体の引き上げ率についての御質問にお答えします。

各段階の引き上げ額について、月額で比較すると、第1段階においては375円、第2段階で59円、第3段階で534円、第4段階で750円、第5段階で983円、第6段階で1,241円、第7段階で1,350円の引き上げとなっております。

また、引き上げ率につきましては、保険料の基準額で比較した場合、第2期保険料の月額3,573円から第3期保険料の4,323円と、約21%の引き上げとなります。

○議長（緒方誠也君） 野中重男議員。

○野中重男君 今回の改正案は、今おっしゃっていただいたように、全体では基準金額のところで21%の引き上げになっているわけですが、この改正案は事務局の方でも随分お悩みになったんじゃないかなというのは、お話をこの間伺ってよくわかりました。

それで、事実関係だけちょっと確認をしときたいと思うんですけれども、今回のこの改正案については、去年の7月に、前市長時代に介護保険運営委員会に諮問なさって、ことしの2月22日に答申が得られた。それを今度の3月議会に上程されたという流れで間違いはないですかね。

（「はい」という者あり）

○野中重男君（続） それが確認できましたので、ちょっと提案をしたいと思います。

そもそも、今御答弁ありましたように、保険者、つまり介護保険の財政運営とか、あるいはお金を集めてどこにどう支払うからとか、いわゆる保険者と言われるんですが、各市町村にこれがゆだねられています。市町村の裁量で保険料を決めなさい、段階を決めなさいというふうに一定の縛りがありながらも決められているのが一つですね。

それから、介護保険制度が実はこの6年前に始まったときに、国の負担割合が介護に関する費用50%、それまでは出してましたけれども、それを25%にして、あとの25%を県と保険者である市町村が持つと。あとの50%、残りの50%を第1号保険者の65歳以上の人と40歳以上の人たちで払うという仕組みに変えられたんですね。一番変わったのは国の負担割合が50%から25%に減ったと。その分だけ保険者負担、あるいは被保険者負担、あるいは利用者負担がふえたというところが最大の問題点だというふうには思っています。

その上で、それでも、そういう問題点もありながら、幾つかの改善の余地があるんじゃないかということで、幾つか提案を申し上げたいというふうに思います。

今御答弁いただいたように、今度は旧6段階を7段階にされてますので、以前からずっとこの介護保険については国が当初指定したのは5段階しか徴収区分がなく、より所得の少ない人たちに負担がかかり過ぎるとというのが最初から言われてました。ですから、いろんなところから、

これについては改正の要望が政府に來まして、あるいは全国市町村長会からも自治体の意見として国に意見書が上がるというのがありました。そういう中で、今回、厚生省が一定改善してきたのもありまして、全国の自治体で少しずつ変わってきているわけですが、水俣市では7段階方式になったというのは、今御答弁あったとおりです。

ところで7段階方式にしても、こういう矛盾があるんです。矛盾といいますか、課題があるんです。例えば第2段階の方はどういう人が入るかといいますと、世帯全員が住民税非課税世帯で課税年金収入額等の合計で80万円以下の人というふうに設定されているんですね。所得が80万円以下の方は第2段階ですよというふうになっています。

それで80万円以下で生活保護だとか、あるいは老齢福祉年金受給者以外は、みんなこの範囲に入るわけです。だから年金額が1カ月に高齢者の年金で3万円とか4万円とか5万円の人たちは、みんなこの層に入るわけです。第2段階に入ります。例えば、この方たちの所得が50万だったとして、1年間の保険料が3万1,100円です。じゃ第7段階である人たちはどういう人かといいますと、本人が住民税課税で合計所得額が300万円以上の人たちなんですね。300万円と、例えば第2段階の人と50万円の人と比較しますと、所得については6倍の差があります。ところが保険料の差は第7段階の人は9万3,400円、第2段階の今言った人は3万1,100円ですから、3倍しかないんです。ですから第2段階の人の所得と保険料、第7段階の人たちの所得と保険料を比べると、明らかに所得の格差と保険料の格差には大きな差があるというのが一目瞭然です。所得が60万とか70万になったとしても、倍率は3倍から少し倍率が減るだけの話です。大きな差があります。これが一つ目ですね。

もう一つは、第7段階の、その保険料で住民税課税で300万円以上になってるんですけども、その50万、100万、200万、300万までは、その所得に応じてほぼ正比例的に上昇していきます。ところが所得が300万を超えると、500万であろうが、1,000万であろうが、2,000万であろうが、みんなフラットなんです。同じ金額になっているということなんですね。ですから300万円以上の人は300万円の人の介護保険料を払っておればよいというふうになっているということなんです。これは水俣市だけじゃなくて、全国の自治体でも、ある一定金額以上はみんなフラットになって、もうそれ以上保険料は上がらないという構造になっています。これが一つの僕は解決しなければいけない課題だというふうに思っています。

もう一方、じゃその保険料はそういうふうに払うんですけども、介護保険を利用して、特別養護老人ホームとか、あるいは老人保健施設だとか、あるいは在宅にいる人が一時期ショートステイといいますと、1週間とか10日だとか施設に入れていただく場合の、こういうのがあるんですけども、この人たちの入所者の入所したときの費用はどうなったかといいますと、実は去年の10月に制度が改正されまして、いわゆるホテルコストと食事代の全額負担制度というのが始ま

りました。例えば第2段階の人は、さっき言った第2段階の人、80万以下の人は住居費などについては一定軽減措置ありまして、住居費として1万円、食費として1万2,000円ですよというふうになるんですけども、通常の1割の負担、例えば3万円とか4万円とかの負担の上に、住居費が1万円、食事代が1万円かぶさるわけですから、それこそ5万円とか6万円の負担になるんです。ですからこれは、本当に所得の少ない180万円以下などで生活してる人たちなどは、本当に大変な負担になってるんじゃないか。それで、この1年間のうちに水俣市の生活保護の受給者が25世帯ふえたとありました。特に高齢者がふえてるといふのがあります。つまり入居したときとか、医療費だとかが払えなくて、生活保護の申請をせざるを得ない人たちが多分ふえてるんじゃないかなというふうに私は考えます。ですから、これまで少ない費用でも、入居費用とか少なかったから、一定自力で生活してた人が、こういう費用が上がったために生保の方になってしまうというふうになってないでしょうか。

それで、これが一つですね。それで保険料の区分なんですけれども、他市町村はどうなっているかといいますと、熊本市も7段階方式にしています。それから第2段階の保険料については、今回条例改正案では第2段階の人は0.6にうちはなってますけども、熊本市は0.5にしておりました。それから所得では400万円以上のところを設定しておりました。ちなみに福岡市は8段階方式を設定しています。それで手元に、私が今手元に持っている資料は部長のところにも届いていると思いますけれども、厚生労働省の老人保健局計画課がこういう通達を出してます。

今回の制度改正では保険者の判断により、多段階化を可能とし、被保険者の負担能力に応じて、よりきめ細かな段階数及び保険料率の設定ができるようになります。制度は8段階、9段階も可能になります。なお、各保険料段階の保険料率については、今後も引き続き各保険者で変更することができますというふうになってますので、これは保険者によって、いろんな段階設定していいですよということなんですね。料率についても変えていいというふうになってます。

それで少し長くなりましたけれども、提案です。

もっと多段階方式、今7段階ですけども、今度はもう条例改正案出てますから無理かと思いますが、いずれにしても、3年後にはさらに改正、第4期分が始まりますので、この期間の間に市民の皆さんの所得状況だとかに応じて、いろいろと研究する余地があるんじゃないかなというふうに考えます。ですから、もっと多段階方式を採用できないか。それから国は今回第2段階については生活保護基準以下の暮らしの人たちということで、基準金額を1としますと0.5くらいで設定したらどうかというのを目安出しているんですが、これを0.5などにして、もっと細分化するだとか、そういうことが考えられないかというふうに思います。今すぐてきぱきとはできない面もあると思いますけれども、時間をかけて、市民の皆さんの中の生活状況を見て、例えば第2段階で、2,065人いらっしゃるんです。生活保護基準以下で生活されている人たちが2,065人です

よ。かなりの数なんです。だから本当にこう所得に応じた保険料を設定するような方式で考えられないかどうか。この辺について、検討を始めていただきたいというふうに提案を申し上げたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 介護保険料の徴収区分の多段階を採用するために検討できないかということでございます。

第2期からの介護保険料設定のときに、国の方が5段階という基準がございましたが、水俣市につきましては6段階を設定させていただきました。これは国の5段階方式といいますのが、基準を1.0といたしまして、一番最低を0.5、一番高い方を1.5と、まあ1.5倍。一番低い人と高い人の倍率が3倍という形の方式でございましたが、水俣市におきましては6段階ということで設定いたしまして、一番低い0.5、それから一番高い方は1.8ということで、3.6倍の差ができるように設定をいたして、これまで継続してわけございまして、今回の改正におきましても、その趣旨を踏まえまして、国が6段階ということ、市におきましては7段階と、高額所得者の方にそれぞれ応分の負担をとということで、一応独自の段階を設けたところでございます。

ただ現在、今提案がございましたように、国の方の、厚生労働省の方の提案では8段階とか9段階とか、そういったものも可能であるというふうな通達がなされております。

そこで私どもの方も高額所得者の人数等も現在調べてみましたところ、300万円以上の所得をされておられる第1段階の方が200人ちょっといらっしゃいます。その方々にそれ以上の負担をお願いしようということで、試算をすることも可能でございますけれども、第3段階とか第4段階とか、多数の方がいらっしゃるその分をカバーするために引き上げとなりますと、相当な引き上げ額をその超える方々をお願いしなくちゃなりません。そういうような事情もございまして、今後、介護保険料の設定につきましては、介護保険等運営委員会という委員会がございまして、そこに諮問をいたしまして、答申をいただくわけでございますが、そのようなところで、十分資料等を提供いたしまして、御意見等を賜りながら、次の保険料設定には検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で、野中重男議員の質問は終わりました。

この際、10分休憩します。

午前10時17分 休憩

午前10時28分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、大川末長議員に許します。

(大川末長君登壇)

○大川末長君 おはようございます。

自民党の大川末長でございます。

さきの市長選挙後の当落が決定した段階で、我が敗軍の将は、我々議員団に対して、市政発展のために新市長に協力すべきは協力して頑張ってもらいたいというあいさつをされました。私は全くそのとおりであるというふうに思っております。立場はわかりましたが、賢明な新市長の市政運営であれば、垣根を低くして、あるいは垣根を越えて、産廃処分場阻止のみではなく、すべての面に協力を惜しまないというつもりでございます。

市長の職務は激務でございます。どうぞ、市長、健康には十分留意されて頑張ってもらいたいというふうに思います。

さて、順次質問に入らせていただきます。

まず一つ、経済産業振興について。

地方行政は、そこに住む住民のためのものであり、その究極の目的は住民の幸せを高めるためであるというふうに思います。

このことを念頭に、ぬくもりのある住民の誰もが生きる喜びや楽しみを実感できるようなまちづくりに取り組まなければならないというふうに思います。

魅力ある、誇れるまちには、おのずと人々が集まり、交流が盛んになり、活性化します。

この原動力は、何といても活力ある経済産業活動ではないかというふうに思います。

水俣市の経済産業について、以下、質問します。

、市長は水俣の現状をどのように認識されているのか。

、現状認識に立って、どのような振興策を考え、どう展開されるつもりか質問します。

2、行財政改革について。

今や全国どの自治体も行財政改革に必死に取り組んでいる。財政難はいつでも同じであるが、その取り組みいかんによっては、再建団体にも陥るといった危機感を持って取り組む必要があると思います。

特に本市は自主財源比率が低く、地方交付税などの国や県に依存する率が高いことから、今後さらに交付税、補助金が減少することを見越して、早急に抜本的な自主財源確保策の検討が必要であろうというふうに思います。

また、同時に進めなければならないのが行政改革である。既に大綱に沿って進められていますし、指定管理者制度の導入もその一環であろうというふうに思います。

また、市長はさきのマニフェストの中に、ある程度具体策を示されておられるが、そこで、次

に質問します。

、市長は改革の力点をどこに置き、どのように進められるのか質問します。

3、産業廃棄物最終処分場問題について。

これはもう何人もの質問に答えられておりますけれども、ちょっと違った角度からお伺いしたいことがございますので、タブってしまいますけども、1つ、建設阻止を具体的にどのように進められるかということで質問したいと思います。

4、給食センター整備計画について。

このことについては、平成16年9月、全協において執行部の説明があり、センター方式、自校式についてのメリット、デメリットの検討結果も出され、建設費、運営費ともセンター方式がよいという結果が出ており、そのまま進むものと思っておりましたが、なかなか具体化してきません。どうなっているのか、気になるところでございます。

そこで、次の質問をします。

、検討期間が長引いているが、なぜか。建てかえの時期についてはめどが立っているのか。

、運営方法については、どのように考えておられるのか。

、給食への地産地消を推進される考えがあるのか、あるとしたらどのように取り組まれるのかについて質問します。

5番、生活保護世帯の実態について。

所得の低い人を救うのは、これは政治の役目でございますけども、近年、水俣市においては急激に生活保護世帯数がふえているということを聞きます。

、世帯数がどのくらいあるのか。

、その認定基準はどのようになっているのか、これについて質問いたします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 大川議員の質問に順次お答えします。

まず、経済産業振興及び産業廃棄物最終処分場問題については私から、行財政改革については総務企画部長から、給食センター整備計画については教育次長から、生活保護世帯の実態については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

まず経済産業振興について、水俣市の現状をどのように認識しているかについてお答えします。

本市における経済産業について、産業分類別の現状についてお答えいたします。

工業につきましては、工業統計で見ますと、昭和58年をピークに、年々減少の傾向にあります。

これはチッソ関連企業の規模縮小に伴う影響があるものと推測されます。

近年の事業所数を見ますと、平成12年が90事業所、平成15年が84事業所で、従業者数は平成12年が2,510人、平成15年が1,988人と、事業所数及び従業者数ともに減少しております。

これは、本市が平成13年に承認されたエコタウンプランに基づく企業誘致で立地した実績があるにもかかわらず減少しており、工業振興を図る上では大きな問題であると認識しております。

商業につきましては、直近の商業統計で比較しますと、事業所数は平成14年度が442事業所、平成16年度が437事業所と、5事業所減少しておりますが、従業員数は平成14年度が2,375人、平成16年度が2,417人、年間商品販売額につきましては、平成14年度が約400億円、平成16年度が約427億円と、若干の増加傾向にあります。これはエムズシティの開店など、大型小売店舗の立地に大きく起因しているものと考えられます。

このように、統計的な数字だけを比較しますと、年間商品販売額は若干の増加傾向が見られますが、商店街の各個店など、全体的な現状としましては、近隣市町へのロードサイド型大型店の進出や、経営者の高齢化等の影響もあり、空き店舗数も横ばい、もしくは微増の傾向にあります。

特に、休日の商店街通りの通行量は極端に少なく、近隣の大型店等に消費者が流失しているのではとの声も伺っております。

地元商店街としても、現状に対する危機感を持っているものの、資金的な余裕がなく、ハード面への投資が困難な状況にあります。

また、経営者の高齢化等の問題もあり、個店の経営改善だけでも苦慮しているほか、地元商店会及び商店会連合会の組織はあるものの、若手後継者や女性等の参画が少なく、企画・実行部隊が組織されていないため、商店街活動の維持が困難になってきているとも伺っております。

このように、地元小売店や飲食業を初め、商店街を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いていると認識いたしております。

観光につきましては、直近の観光統計で比較しますと、これまで減少傾向にありました観光入込客が、平成15年は約46万6,000人、平成16年が約46万8,000人と約2,000人の増加となっております。

しかし、宿泊客につきましては、平成16年は約11万人、平成15年が12万8,000人となっており、約1万8,000人、13%の減となっており、観光消費額につきましても、平成16年は約18億円と、平成15年の約20億円に対し、約2億円の減となっております。

これは、海外旅行者の増加や、国内競争の激化を初め、近年の全国的な経済低迷の影響及び観光客ニーズの変化などとともに、本市の湯の児、湯の鶴温泉を核とした観光地が、特に、おもてなし、遊び、食べ物といったソフト面を初めとして、最近の観光客ニーズの変化に十分対応できていないことが、マイナス要因になっていると考えられます。

農業につきましては、デコポンを主体としたかんきつ類、お茶、サラダタマネギ、米など、温暖多雨な気候条件など、地域特性を最大限に生かした農産物の生産が営まれています。

また、安心・安全に配慮した環境保全型農業へも積極的に取り組むなど、特色ある産地づくりが進められています。

産出額で見ますと、平成16年が27億5,000万円と、近年横ばい状態で推移しており、販売農家数で見ますと、専業農家が174戸、兼業農家が349戸で、兼業農家は減少傾向にあります。

また、農家の高齢化が年々進んでいる現状にあります。

このようなことから、農業従事者の高齢化や、担い手不足という大きな課題に直面しており、一経営体としての体質強化や基盤整備の推進とあわせて、担い手の確保対策が急務であると認識いたしております。

林業につきましては、人工林が9,332ヘクタールで、そのうち伐採に適した樹齢の人工林は7,724ヘクタールとなっています。

木材需要の大半は住宅であります。外材輸入の増大や景気低迷による新設住宅着工戸数の減少により、国産材の需要が後退し、木材価格の下落から、林業の採算性が極めて悪化している現状にあります。

このようなことから、林業従事者や後継者が著しく減少しており、このまま推移すれば、皆伐跡地の未植栽や手入れの行われない森林が増加し、ひいては森林管理の低下による水源涵養等、森林の公益的機能の発揮に支障を来すことが懸念されます。

本市でも大規模な伐採が行われ、放置された森林も多く、森林の公益的機能の向上や、資源の循環的利用を促進するための対策を講じる必要があると認識しております。

水産業につきましては、水俣湾・不知火海を漁場とし、かつては魚の宝庫と言われるほど水産資源の豊かな海域でありました。

しかしながら、水俣病という公害の発生により、長い間操業が困難となった時期などもあり、漁業従事者も減少してきているところであります。

漁獲量で見ましても、平成10年の532トンから、平成16年には366トンと減少しております。

また、近年漁業機器や技術の発展による集中捕獲や、藻場の減少などが漁獲量の低迷に影響していると言えますが、漁業専業で生計を立てるのは厳しい状況であります。

新規従事者や後継者の確保は大変厳しいことと思いますが、海の環境を守り、育てるという視点に立ち、少しでも豊かな海になるための施策を講じる必要があると認識いたしております。

次に、どのような振興策を考え、展開していくかについてお答えします。

工業につきましては、市内事業所の現状把握を行う必要がありますので、現在、市内の事業所で組織されている水俣異業種交流プラザやみなまたエコタウン協議会等の各種協議会を核として、

定期的な意見交換を行い、新たな起業を目指し、市としての援助について検討してまいりたいと考えています。

商業につきましては、タウンマネージャー派遣制度を活用しながら、地元商店街、商工会議所など、関係者と連携し、課題の解決に向けての話し合いを進めているところでございます。

今後は、市独自の支援策等を活用しながら、当面は商店街が行う各種ソフト事業を中心に支援していくほか、地元商店街、商工会議所とも連携しながら、地域住民等との連携を強化するなど、商店街活動を継続していくための対応策を検討していきたいと考えております。

また、商店会組織の問題につきましては、若手リーダーや女性経営者など、商店街が行う人材育成事業を支援しながら、再編等の問題を一緒に考えていきたいと考えております。

観光につきましては、現在、観光物産協会エコみなまたを中心に、関係者、地域住民等と連携して、おもてなしなど、観光客の満足度向上を含めた受け入れ体制の充実や、新水俣駅内にございます環境学習情報交流センターを拠点とした、広域的な情報の受発信機能の強化、広域連携による周遊性を高めた観光プログラムの開発など、新たな魅力の創出について進めております。

さらに、昨年11月に設立しましたみなまたフィルムコミッションにより、テレビ番組や映画のロケ地として、本市をPRすることで、本市のイメージアップを図りたいと考えております。

今後は、平成22年度と言われております九州新幹線の全線開通に向けて、このような取り組みとあわせて、湯の児、湯の鶴両温泉のそれぞれの特色を生かした観光地づくりを関係者等と連携して進めるとともに、教育旅行や環境学習旅行を初めとした水俣らしいツーリズムなど、水俣型観光の確立を図り、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

農業につきましては、消費者の食の安全志向に対応した、地域の特徴ある、顔の見える農産物づくりをさらに推し進める必要があります。

また、農作業の受委託体制の整備や共同利用機械の導入促進など、集落単位での、その実情に応じた集落営農づくりを進めたいと思います。

さらに、中山間地域等直接支払交付金など、国の制度を有効に活用しつつ、農業・農村の発展と、農地保全に努めてまいりたいと考えております。

林業につきましては、森林整備を図るため、森林整備地域活動交付金や造林補助事業等の活用を図りたいと思います。

また、森林環境保全事業や緊急間伐推進事業により、植栽、下刈り、間伐などの保育を実施するとともに、単県事業であります高齢級間伐促進事業や間伐材流通促進事業とあわせて、除間伐の推進を図りたいと思います。

さらに、人材育成のために、森林組合等による雇用の促進が図れるよう、引き続き助成支援を行いたいと思います。

水産業につきましては、水産資源の増殖を図るとともに、海の環境保全と漁場の再生を目的とした稚魚の放流事業及び海藻類の養殖等に引き続き支援してまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 大変御丁寧な答弁をいただきました。

確かに行政としては、既存の各業種に総花的に振興策も必要でありましようが、それが真の振興策になり得るのか、私は非常に疑問に感じております。

経済産業問題は自由競争の原理で動き、行政側はこれに深入りすることは好ましいことではありませんが、経済産業を政治的問題としてとらえ、行政は誘い水をもって誘導する責任があると思います。

例えば、企業誘致あたりがその最たるものであろうというように思います。この企業誘致について、市長はどのようなお考えを持ち、どうアクションをとられるつもりか。

また、既存の有力産業を集中強化する戦略的な誘導策は考えられないか。この総花的な振興策よりも、やはり産業を特化して、集中強化する、そういう誘導策をとらないと、総花的では効き目がないんじゃないかというふうに考えますが、その戦略的な誘導策を考えられないかということ、企業誘致について、どう考えておられるか、この2点について、2回目の質問といたします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 私は目指す水俣の姿といたしまして、やっぱり世界に誇れる住民協働による環境モデル都市を今後求めていかなければならないと、そのように思っております。

この環境モデル都市を推進していくことで、企業の活性化につながったり、いろんな教育面もそうでしょうけれども、この環境にこだわったまちづくりをしていくことによって、まちの活性化につなげていかなければならないと、基本的にそのような考えに立っております。

したがいまして、今、企業の誘致ということでございますが、努力をしていかなければならない大きな課題でありますし、またその反面、非常に厳しいものもあるんじゃないかなと受けとめております。まずは、やっぱり市長が市長として率先して、その開拓に努めていかなければならないというのが、まず第一だろうと考えております。

もう一つは、やっぱり今申し上げましたように、環境にこだわる、いわゆるそういった環境の施策をさらに進めることによって、ニュース性といいますか、環境に対するニュース性、あるいはブランドイメージをどんどん高めていくことができるんじゃないかと思っておりますし、また水俣市の環境保全の取り組みや、あるいはみなまたエコタウンなど、水俣市の情報をどんどん外に向かって出していくことによって、企業誘致につながっていくんじゃないかなと、そんなふうにも今考えているところでございます。

要するに、今、さきに申し上げましたように、環境にごだわるまちづくりを進めていくことで、企業誘致もあわせて進めていかなければならない、そのように思っております。

それから、もう一点ですが、有力産業を集中して強化する方法ということですね。これ私もよく前々から聞いておりましたけれども、まずは行政と地場企業の対話というのが、なかなかそういう機会が少ないんじゃないかなという御指摘も受けておりますし、いろいろなそういうお話を承っております。

したがって、これまで既存のチツソさんを含めまして、いろいろ既存の企業あたりと行政がしっかり話し合う機会というんですか、そういう機会を設定して、そしてその中から何か新しいものが生まれないだろうか、そういうところからまず手がけていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 3回目の質問をいたします。

水俣市の総生産を調べてみますと、14年度の資料ですけれども、952.7億ということでございます。隣の人吉市が1,250億と。よく比較されます荒尾市が1,191億ということで、14年度は県下11市ありましたけれども、この中で水俣が8番目の総生産でございます。

やはり水俣市の財政面から見ましても、やはり総生産を上げるということ、それはすなわちやはり産業を振興する、そういうところからやっぱり税収面の、財源の確保などをねらっていかなければならないんじゃないかというふうに思います。

どうぞひとつ、要望で終わりますけれども、新市長のこれからのやっぱり重要な取り組みとして、産業振興には十分力を入れていただきたいと、そのように思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、行財政改革について答弁を求めます。

森総務企画部長。

（総務企画部長 森近君登壇）

○総務企画部長（森 近君） 次に、行財政改革について、改革の力点をどこに置き、どのように進めるつもりかについてお答えします。

昨日、西田議員に答えしましたように、行財政改革の推進につきましては、現在、第3次行財政改革大綱に基づいて改革を進めており、今後も基本的には現在の計画に基づき進めてまいりたいと考えております。

まず、特別職の報酬削減等、実現可能な改革については、早急を実施をしてまいりたいと考えております。

また、行財政改革大綱は、おおむね順調に進捗しておりますが、既に実施されている項目が多

い中、地籍調査終了地域での固定資産税の課税の見直し、各部・課の実情に応じた人事配置ができるよう、各部・課への人事異動権の一部譲渡、施設建設における民間活力の導入検討、ミニ公募債の導入の可能性調査、事務量分析の実施など、計画年次よりおこなっている項目もございます。

また、財政健全化計画については、一般質問初日に洲上議員にお答えしましたとおりですが、現計画の実施について、再度検討が必要な項目も出てきております。

計画期間中、実現可能な項目については、鋭意取り組んでいきたいと考えております。

御質問の改革の力点をどこに置くかについては、改革できるものについては、すべての事務事業を徹底的に見直し、歳出削減に努めるとともに、歳入面でも使用料や手数料の見直しを進めてまいります。

また、非常に財政が逼迫している今日でありますので、職員の意識改革や組織のスリム化、職員数の削減等を行い、人口規模に見合った組織へと転換してまいりたいと考えております。

なお、この行財政改革の推進に当たりまして、市民並びに市議会の議員の皆さんには、より一層の御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 1回目の質問で、財政が逼迫していると、財政を数字的にとらえてみますと、水俣市の自主財源の比率は二十四、五％で推移しておりまして、これは県下でも最も低い位置に位置しております。

また自主財源の柱である税収も、歳入全体の15％程度と、これも県下他市と比較しますと、低い方に位置している。1次質問でも述べましたよう、これから交付税、補助金などがだんだん減ってまいりますと、ますます財政は逼迫してくるというふうに思いますけれども、この自主財源の確保が何より大事ではないかと思えますけれども、これをどのように考えておられるかということが一つ。

それと大綱に沿って、今改革をやっているという答弁でございましたけど、成果はどのくらい出ているのか、あるいは数値でも件数でも結構でございます。その成果を現時点で、どのように評価されているのか、これが2番目です。

3番目、今議会にも提案されております指定管理者制度への移行による効果をどのように見込まれているのか、これについて2回目の質問といたします。

○議長（緒方誠也君） 森総務企画部長。

○総務企画部長（森 近君） それでは第2の質問にお答えいたします。

まず、自主財源確保策につきましては、今、議員御指摘のとおり、我々としては使用料とか手数料の見直しもこれから行っていく必要があるのかなど。ある面でいきますと痛みの伴う改革も進めていく必要があると思っております。

そのほか、今、議論されておりますように、やはり地域の経済力を上げていかないと、なかなか自主財源の確保というのは難しいのかなと。そういった意味で、いろんな企業誘致を含めまして、産業振興策をとっていくと。そういったことで、やはり総生産、やはりそういった形の経済活動の活性化をどうするかといったようなことが必要になってくるのかなと思っておりますので、これにつきましては、今後、努力をしてみたいと。これは財政サイドの問題というよりも、市全体でそういった形で取り組んでいく必要があるのかなと思っております。

また、行財政改革大綱の成果ということですが、一応、行財政改革大綱、財政健全化計画の項目につきましては、ほぼ6割以上、大体達成されてきているのかなと。ただ、なかなかその行革の成果よりも交付税とか、そういうもののカットの方が大きいという形で、数字的にじゃどうなのと言われたときに、やっぱり厳しい状況が続いているということしか言えないのかなと思っております。

ただ、予算規模につきましては、平成15年度が142億でしたけども、平成17年度で126億と、目標は115億となっておりますけど、この達成はなかなか今のサービスを維持していく中では、困難な部分もあるのかなと思いますけども、やはりそれに近づけるように、これからも努力をしていきたいと思っております。

また、指定管理者制度の移行についての効果をどう考えるかということですが、今年から指定管理者に移行していくという形で、すぐすぐ成果が出るというのは難しい部分があると思います。しかし、グリーンスポーツにつきましては、以前の直営からしますと、もう昨年民間の方に委託をして、民間の人が頑張らせていただいているわけなんですけれども、相当の成果も出ております。

今回、体育館を直営から委託をするということで、これにつきましては、スポーツ振興がここに抜けましたので、すべてがそれが成果かといいますと、その職員が残っているわけですので、すべてがそれが成果にはならないと思います。ただ、維持管理に当たっていた職員とか、課を統合するとか、そういう部分で1.5人ぐらいの人件費は削減できるんじゃないかなと。

この問題は、やはり住民へのサービスと、これから5年、10年の長いスパンの中でそういった成果を見きわめていく必要があるんじゃないかと思っておりますので、経済面だけじゃなくて、いかにサービスを上げていくかといった課題もありますので、そういった形で今後進めていきたいと思っております。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 行政改革というのは、一方の見方をすれば、行政の頑張りの姿を市民に評価していただく、見ていただくということでもあろうというふうに思います。

自治体の仕事というのは、必ずしも市場原理が適合しない部分が多うございます。しかし、経

済原理の働く事業については、コストを明らかにして費用対効果、これを十分意識した仕事をしたいと、これも要望で終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、産業廃棄物最終処分場問題について、建設阻止を具体的にどのように進めるのかについてお答えします。

建設阻止に向けたこれからの取り組みについては、昨日、一昨日も答弁しているところですが、4月に産業廃棄物最終処分場建設の阻止を目的とする専門の対策室を発足させたいと考えております。

具体的な活動については、対策室の発足後取りまとめを行いたいと考えております。

なお、対策室の基本的な活動としては、市民への情報提供、市民団体への支援、事業者、国・県への要望活動、他市町村や裁判等の事例研究、全国の同様な立場の市町村との連携、地質・水質等専門家による検討など、最終処分場建設を阻止するための、あらゆる方策を検討していきたいと考えているところです。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 対策室を4月1日から発足させるということで、これはきのう、おとといの質問の中にもお答えがありまして、人員を3名だというふうにお聞きしております。その3名の根拠がどうなのかと。これは市長の産廃処分場を阻止するという意気込みのあらわれと見るべきであろうが、3人でルーチンとしてこなす仕事量があるのか。市の最終処分場検討委員会も改組して、また発足させるということでございます。ここに専門家も置くということでございますけれども、専門的な分野はここに任せるようなこととしたら、人員も当初から3名という、人ありきという進め方というのは、一般的な組織論上からは賢明な方法じゃないんじゃないか。やはり仕事量に応じて人を配置するという進め方が一般的ではないかというふうに思います。

マニフェストの中でも、阻止対策事業費として2,000万程度の費用を見込まれております。そういう面からしても、いきなり3名というのはいかがかと思えます。それについて、どう考えておられるか質問します。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 3名にしたのはなぜか、その根拠はというような御質問でございますけれども、今答弁の中で対策室の基本的な活動として、今御説明申し上げましたけれども、この3名は現在の市の職員の中から配置するということでございます。これがもう基本にしております。

再度、どういったことをそこでやってもらうのかということをお聞きいたしますと、まあいろんな

対策委員会等で出ました意見あたりを取りまとめるとか、あるいは情報収集とか、あるいは市民の方々との連携のためにとか、連携をさせていただいたり、あるいは支援をしてもらったり、それから検討委員会の中のあれも出ましたけれども、専門家の方々の御意見を取りまとめたり、法律の問題あたりがいろんな形で出てくるだろうと思いますけれども、そういった部分を取りまとめたりするとかというような、いろんな作業等を考えましたときに、私としてはやっぱり3名ぐらいは必要ではないかというような判断に達しましたものですから、3名は必要であると、そういうように決めさせていただいたところでございます。

○議長（緒方誠也君） 次に、給食センター整備計画について答弁を求めます。

森田教育次長。

（教育次長 森田幸治君登壇）

○教育次長（森田幸治君） 給食センター整備計画について、検討期間が長引いているがなぜか、また、建てかえの時期は、めどが立っているのかの御質問にお答えします。

給食センター整備計画につきましては、平成16年度にドライシステム化による衛生管理に配慮した施設整備、子どもから高齢者までの食の安全を確保する拠点、また健康づくりの拠点、地産地消の推進や民間活力による施設整備等の基本的な考え方についてまとめましたが、一般質問における議員の指摘並びに決算委員会で附帯意見として、保護者等の意見を聞いた上での整備計画となるよう意見をいただいたところです。

そのため、学校給食に関係のある方々の意見を広く聞いた上での整備計画とするため、今年度、教育長の諮問機関として、保護者、学校関係者、栄養士である専門職の方々13名を委員とした水俣市学校給食施設整備等審議会を立ち上げて、現在、施設整備方針については、自校式、ブロック式、センター式のいずれが望ましい整備方式なのか。また給食のあり方として、食育、食材、献立、食器・食缶、洗剤等についても幅広く活発に御審議いただいておりますので、そのため検討に時間を要しているところです。3月下旬には審議会から答申をいただくことになっておりますので、それを踏まえ、建てかえの時期も含めた整備方針をまとめてまいりたいと思っております。

次に、運営方法については、どのように考えているかの御質問にお答えします。

運営方法としましては、現在、学校給食センターで行っております直営方式と、民間委託が考えられるところです。

先ほど説明したとおり、審議会の答申をまって具体化することになりますが、これまで本市では正規職員の退職に当たっての補充を時間制・非常勤職員で対応しており、調理員の3分の2以上を時間制と非常勤職員で占めているところです。

民間委託を検討した場合、民間委託のメリットである人件費の大幅な削減が余り望めないことや、職員の処遇が問題となるため、調理業務にあつては、自校式、ブロック式、センター式、い

ずれの整備方式にしても直営方式での運営が適当であると考えております。

ただ、建設手法に当たっては、財政事情も含めた上で、民間の活力を用いた形での施設整備も視野に入れて考えていきたいと思っておりますし、配送業務につきましても、民間委託も含めて検討していきたいと考えております。

次に、給食への地産地消を推進される考えがあるのか。あるとしたらどのように取り込まれるつもりかとの御質問にお答えします。

学校給食における地産地消の推進は、地元でとれたての安心、安全な旬の食材の提供ばかりでなく、生産、流通の仕組み、消費といった、一連の流れを身近に学ぶ食育の一環として、また、農業振興の目的も兼ね備えた重要なものと認識しております。

これまで給食センターでは、環境マイスターの方々が生産された地場産の食材を使用しております。

また、次の段階として、地産地消を推進するに当たっての問題点等を整理するため、農林水産課と連携のもと、昨年12月から、ことし3月にかけて、地場産の旬の大根、ホウレンソウ、白菜などを使用したところです。

今後、学校における食育の一環として、地元生産者の講話や交流、農業体験等を取り入れ、食や農に対する理解を深めてもらうために、地産地消の推進に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 建てかえについては承知しました。

運営方法、地産地消についても承知しました。

最後に、以前、農林水産課では給食畑構想を検討されておられましたけれども、これについては、いかようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 森田教育次長。

○教育次長（森田幸治君） 第2の質問についてお答えします。

先ほど答弁した中にもありますけれども、昨年の12月から3月にかけて、地場産の野菜の使用ということです。実はこういうパンフレットも各学校に配付して、地元産を、地元の方の生産されたものを使っていますということで、これは昨年の12月です、野川の緒方さんという方の大根と白菜を取り入れさせてもらいました。

先ほど説明した中にもありましたが、ホウレンソウについても市内の方、それからマイスターの方々等っております。

農林水産課の給食畑のことですが、例えば給食サイドから見れば、どうしても安心、安全な地場産ということも考えられます。それから旬の食材ということ、それから生産者の生の声が聞こえるということも考えて、それから体験活動もということも考えながらやっていくんですけれど

も、その連携のあり方については、またこれから進めていきたいと思ひますし、ぜひ拡大をしていきたいと考えております。

ぜひ連携をしながら、地元の地産地消に向けてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（緒方誠也君） 次に、生活保護世帯の実態について答弁を求めます。

吉海福祉環境部長。

（福祉環境部長 吉海安丈君登壇）

○福祉環境部長（吉海安丈君） 生活保護世帯の実態についての御質問に順次お答えします。

まず、保護世帯数についてお答えします。

平成18年3月1日現在で327世帯となっております。

次に、扶助費は総額幾らかについてお答えします。

平成17年度の決算見込みの総額におきましては、6億6,410万7,000円というふうに見込みをいたしております。

次に、保護家庭の認定基準は何かについてお答えいたします。

生活保護は国からの法定受託事務となっております、国が定める生活保護基準に基づいて、地域別に年齢・家族構成・障害・疾病状態等、世帯の現状に対し必要かつ最低限度の生活費が計算されます。これを最低生活費と呼びますが、生活保護の認定は、原則として、最低生活費と、その世帯のすべての収入との対比によって決められます。

このようにして計算した結果、世帯の収入が最低生活費を下回った場合が生活保護の決定となります。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 2回目の質問です。

平成18年3月1日現在の被保護者は県下他市と比較して、保護率で見た場合、どの位置にあるのか。

2つ目に、世帯数は、過去10年どのように推移しているのか。

3つ、保護世帯として認定された後は、例えば半年に1回とか、年に1回とか、何らかの審査みたいなのがあるのかどうか、その点についてお尋ねします。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 2回目の御質問にお答えいたします。

現在の保護率及び県下での順番についてどうかということですが、平成18年3月1日現在、これは15.43パーミル、1,000人に対して幾らかということで、1,000人に15人強となっております、県下では最も高い保護率となっております。

次に、過去10年間の保護世帯数、人員の推移等についてお答えします。

平成7年度でございますが、257世帯395人、平成8年度221世帯321人、平成9年度225世帯325人、平成10年度231世帯333人、平成11年度238世帯で343人、平成12年度241世帯353人、平成13年度257世帯380人、平成14年度265世帯392人、平成15年度285世帯411人、平成16年度292世帯411人となっております。

それから、認定されて1年に何回か審査するのかということでございますが、それはございません。

○議長（緒方誠也君） 大川末長議員。

○大川末長君 そうすると一回認定されたら、もうずっと。まあ本人のその申し出が、何かもう要りませんかとか、そういうことがあるまでとか、そういうことでずっと続くんですか。

それと3回目の質問として、今推移を見てみますと、やはりかなりふえてきております。この増加した要因というのをどのように分析されているのか、この2点についてお尋ねします。

○議長（緒方誠也君） 吉海福祉環境部長。

○福祉環境部長（吉海安丈君） 先ほどの答弁の中で、審査をしないということでしたが、収入があれば申告をしていただくことになっておりまして、これは毎月収入があれば申告していただきますし、なければそのままでございます。

それから、増加の要因についての御質問ですが、全国的に保護率は増加傾向にございまして、本市におきましても、平成8年度以降、保護世帯数及び人員は増加傾向にございますが、要因といたしましては、バブル崩壊後の長期にわたる景気低迷等の経済的要因、それから高齢化、核家族化の進行、それから医療、介護等、自己負担の増加など、さまざまな要因が考えられます。

中でも、当市におきましては、低い有効求人倍率とか、高い高齢化率、人口の減少、そういったものが高い保護率の主たる要因と考えられます。

以上でございます。

○議長（緒方誠也君） 以上で大川末長議員の質問は終わりました。

この際、昼食のため午後1時30分まで休憩します。

午前11時22分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水晶夫議員に許します。

（清水晶夫君登壇）

○清水晶夫君 皆さん御苦労さまです。

日本共産党市議団の清水でございます。

最後の質問者となりましたが、通告に従いまして、私見も交えながら質問をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2月5日の選挙で宮本市長誕生、千々岩議員の当選を実現できたことを心から喜んでいる一人でございます。

2月22日の市長就任式で宮本市長は、市民の負託にこたえるために、誠心誠意頑張っていきたい、皆さんの意見をよく聞きながら、市政に生かしていきたいと考えていますので、お力添えをよろしくお願いいたしますという旨のあいさつをされました。私たちといたしましても、市民の負託にこたえるべく責任を負っていることでもありますので、宮本市長の市民本位の政治を目指そうとされる政治姿勢を高く評価をして、しっかりと支えながら市民の利益を政治の基準としながら、協力、協働しまして、水俣市政の発展につながるよう頑張っていく決意でございます。

早速、質問に入ってまいります。大きな項目で2つを挙げております。その第1の項目での質問は、就学援助制度の問題について質問をしたいと思います。

まず、国の政治の状況を見てみますと、小泉内閣が構造改革として進めてきた新自由主義の経済路線、すなわち大企業のもうけを最優先にして規制緩和万能、市場原理主義、弱肉強食を進めることの経済路線、こういう意味での路線は日本の経済と国民生活の矛盾をあらゆる分野で深刻にしていると思います。

雇用と所得の破壊、中小零細企業の倒産や廃業、あるいは経営難が進むもとの、1990年代の末から貧困と社会的格差の新たな広がりが重大な社会問題となってきています。私たちの身の周りでも低所得者層の増大という傾向が顕著に進んでいると思います。

生活保護世帯は100万世帯を突破したと言われ、教育扶助・就学援助を受けている児童・生徒の割合は12.8%と、この10年で2倍以上になっていると言われております。

貯蓄ゼロの世帯が急増し、23.8%に達したと言われており、年金額のわずかな高齢者がふえていると言われておりますし、私はこういう経済的危機が広がっているもとの、子どもたちの学習権利を保障する就学援助制度を縮小させない取り組みが求められているとの思いから、以下の点について質問をいたします。

、義務教育は無償とした憲法26条や、教育の機会均等をうたった教育基本法などに基づいて、小・中学生のいる家庭に学用品費や給食費、また医療費、入学準備金、新入学児童・生徒学用品費などを補助する、こういう制度であります。この制度の本市における実施状況はどうなっているのか。例えば世帯の収入による適用基準、支給内容や支給額、補助の方法や申請の手続、小・中学校での具体的利用者数などについてお尋ねをいたします。

、制度利用者については、全国的には増加傾向にあるというふうに聞いておりますが、本市

の場合もそのような傾向にあるのか、その受けとめについてお尋ねをいたします。

、2005年度から就学援助法施行令によりまして、民生委員の助言は必要がなくなったと聞いておりますけれども、現状はいかがかお尋ねいたします。

、構造改革の政策が新たな矛盾をつくり出している中、国庫負担が廃止され、各自治体の予算の中で、すなわち一般財源化されるようになりました。子どもたちの学習権利が危機に陥ろうとしているように私は思います。こういう状況が生まれていますが、市長はこのことをどのように受けとめておられるか、お尋ねをいたします。

、こういう厳しい状況を踏まえ、これまで同様に、子どもたちが安心して教育が受けられるよう就学援助制度の継続に努力してほしいというふうに私は思いますが、いかがかお尋ねをいたします。

第2の質問ですけれども、障害者自立支援法について質問をいたします。

昨年、国会に提案された障がい者のサービス量に応じて原則1割の負担、応益負担を求める自立支援法は、障害者自殺支援法だという厳しい批判がありまして、全国的に障がい者・家族の反対運動が展開されたわけでありましたが、反対運動は広がりましたが、最終的には廃案にすることはできませんでした。私も身近におられる障がい者の、人間らしく生きたいという思いに寄せて、この運動に連帯して一般質問を行いました。本市を通じて国への働きかけを求めてきた経緯がございます。法案は通ってしまいましたが、国や自治体には憲法25条が保障する、障がい者が人間らしく生きる権利を守る責任があることを片時も忘れてはなりません。その意味におきまして、以下の点について質問をいたします。

、この4月1日から障害者自立支援法がスタートいたします。障がい重い人ほど負担が重くなり、負担に耐えられない障がい者はサービスを受けられなくなる事態が起きる事態は必至ではないでしょうか。いま現在で、身体、知的、精神の3障がいを抱える障がい者数はどれくらいおられるのかお尋ねをいたします。

、本市としても、法改正に伴う影響を著しく受ける障害者の人権を守るために、可能な努力を払って独自の負担軽減策を講じるべきではないでしょうか。例えば介護保険では本市も独自に保険料負担の軽減として段階区分の拡充策をとっておられますが、障害者自立支援法の制度でも、こうした経験を生かす考えはないかお尋ねをいたします。

以上で本壇からの質問を終わります。

○議長（緒方誠也君） 答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 清水議員の御質問に順次お答えします。

まず、就学援助制度については教育次長から、障害者自立支援法については私からお答えいたします。

○議長（緒方誠也君） 就学援助制度について答弁を求めます。

森田教育次長。

（教育次長 森田幸治君登壇）

○教育次長（森田幸治君） 就学援助制度の本市における実施状況についてお答えします。

国の三位一体改革により、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律の改正に伴い、準要保護者に係る補助が廃止されました。

本市では義務教育の円滑な実施を図るため、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、就学援助を行うとし、平成17年度に水俣市就学援助費交付要綱を制定しました。

手続の方法として、申請書に必要な書類を添付、または提示し、教育委員会に申請することとしています。

援助を受けることができる保護者は、生活保護法第6条第2項に規定するもの及び前述に準ずる程度に困窮していると認めるものとしています。

具体的には、生活保護基準を目安とし、学校生活や家庭生活の状況を勘案し、総合的に判断しています。

支給の内容は、学用品費や通学用品費、校外活動費、給食費、修学旅行費、医療費とし、援助額については、本市要綱第7条の規定に基づき、国の要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱に定める範囲内としています。

支払いの方法は、基本的に各学期ごと、もしくは事業実施の前に給付することとしています。

本年度末で受給者数は児童152人、生徒84人で、支給総額は約1,580万円を見込んでおります。

次に、制度利用者の傾向についてお答えします。

水俣市の児童・生徒の推移は、御存じのとおり、少子化の影響を受け減少の途にあります。

受給者数は、平成14年度では258人、平成15年度では266人、平成16年度においては283人で、本年度では236人と減少の見込みですが、割合としては横ばい、もしくは増加の傾向にあります。

次に、民生委員の助言についてお答えします。

認定の際、生活保護に準じる程度に困窮していると認められた保護者に対して就学援助を行うこととし、生活保護基準を目安に総合的に判断しています。したがって、申請者の実情を的確に把握するためには、民生委員の御意見は、数値データ等で図ることのできない重要な情報、または判断材料と考えています。

今後も民生委員の皆さんからの御意見を聞いていきたいと考えております。

次に、国庫負担廃止に伴う一般財源化による子どもたちの学習権利の危機についてお答えしま

す。

国の三位一体改革による一般財源化が、直ちに子どもたちの学習する権利や機会を奪うものかどうかについては、即断できる状況ではありません。国庫負担がなくなっても地方交付税による措置がされております。

市としましても、教育基本法の精神に基づき、教育の機会均等を保障するため、その役割を的確に判断し、子どもたちの学習に支障がないように対処してまいりたいと考えております。

次に、就学援助制度の継続についてお答えします。

学校教育法第25条において、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならないとしており、義務教育や教育機会の均等を保障するための支援制度である本制度は現状においても重要な制度であると認識しています。

したがって、水俣市としても他市町村の状況をかんがみながら、適切に対応していきたいと考えています。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 本市におけるこの就学援助制度の実施状況等について、また、利用者数などについて詳しく御答弁をいただきまして、現在取り組まれてる状況については把握ができました。

具体的利用者について、本市の場合、少子化傾向にある中で、横ばいか微増というような御答弁の内容であったかというふうに思いますけれども、今後の利用者数の見通しについてであります。18年度については、この17年度を参考利用者数等を見ましても、ここ数年、例えば19年とか20年度について大変難しいというふうに思われますけれども、この20年度、せめてこの3年間ほどの時間において、今後の利用者数の見通しについては、どのように教育委員会としては見ておられるか、この点あればお願いをしたいと思います。

それからもう一点、就学援助の認定に際しましては、御答弁ありましたけれども、本市としては民生委員の助言も総合判断の条件に入れていくというふうなことでありますけれども、これまで本市において、全国的には人権侵害につながる問題というふうな指摘がありまして、この法施行令が変更し、助言を結局は削除するというふうな内容になったわけですが、これを総合判断の基準にしていくということであると、これまで水俣における、そういう民生委員との話の中でトラブル的なやつはなかったのかどうなのか。今後、そういう総合判断をやっていかれるということですので、その点については十分配慮もしながらやっていただきたいと、そういうふうに思いますけれども、これまでの時間の中で、本市における、そういう民生委員とのトラブル的なやつはあったかどうか。なかったら幸いですけれども、その点について、2つお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 森田教育次長。

○教育次長（森田幸治君）　まずは、第1点目の人数のことですが、これからの児童・生徒数はもう減少です。ただ該当の子どもたち、児童・生徒については、先ほど答弁しましたように、横ばい、例えば16年度が283人でした。本年度は236人です。約40何人が減少なんですけれども、このあたりの人数ですとっていくのではないかなという気がしています。

続いて、2番目の民生委員についての問題点はなかったかということですが、私も実際学校の現場におりましたけれど、とても献身的に協力をしていただいております。中には保護者の方にちょっと家庭的なこと、それからいろんな面で社会的にも難しい方もいらっしゃるわけですね。そのあたりでの御苦労がかなりあるところもあります。そういう点については、私たちも直接民生委員さんの声を聞きながら進めています。

これからも、民生委員さんの働きについては、私どもも十分声を聞きながら、一緒に協力をして進めていきたいと思っています。だから特に大きなトラブルというのは聞いておりません。

○議長（緒方誠也君）　清水晶夫議員。

○清水晶夫君　一般財源化の影響がもろに出てくるのではないかなという危惧をいたしております。この2005年度から国は準要保護世帯、いうならば低所得世帯への国庫負担を廃止をして、各自治体の予算の中で一般財源化されるようになるわけでありますが、各地の調査でも、この自治体の多くが現状維持というふうにしなごらも、適用基準の見直しや給付額を引き下げるとか、あるいは給食費や修学旅行費の減額、上限の設定、自治体独自施策の縮小、廃止、支給回数減などの現状が今日生まれてきているというふうに思います。

例えば新潟市の場合、財政難を理由に生活保護の1.4倍までの基準は変えないけれども、所得額に応じて支給額を引き下げる方針ということで、この2008年、言うなら平成20年度までの3年間で段階的に減額をし、2008年度には生活保護の1.1倍以下の人しか全額支給がされなくなると。なお、拡充策として、市独自の法外援助額年間2,000円を4,000円に増額すると、こういうふうな新潟市の場合の状況もございます。

そういうことを考え合わせますと、この基準額の見直しや、あるいは給付額引き下げだとか、その他給食費など、修学旅行費の減額など、こういった点が現状維持というふうにしなごらも、今後そういう一般財源化になったために、各地方自治体でもこういった現象が出てくるのではないかなというふうには私は思うわけでございます。

そういう中で、子どもは将来の私たちの宝でございます。子どもたちが安心して教育が受けられるよう就学援助制度の本市としての独自継続に、言うならば制度の縮小をさせないという、そういう努力をしてほしいというふうには思いますし、充実にこそ力を入れて頑張っていってほしいというふうには私は思いますので、この点についての3回目の質問は要望にかえて終わりたいと思います。

○議長（緒方誠也君） 次に、障害者自立支援法について答弁を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 次に、障害者自立支援法についての御質問に順次お答えします。

初めに、現在、身体、知的、精神の3障がいを抱える障がい者数はどれくらいおられるのかとの御質問にお答えいたします。

平成18年1月末現在、身体障がい者1,793人、知的障がい者215人、精神障がい者192人おられます。

次に、本市としても独自の負担軽減策を講じるべきではないか。例えば介護保険では、保険料の軽減として段階区分の拡充策をとっているが、障害者自立支援法の制度でも、こうした経験を生かす考えはないかの御質問にお答えいたします。

現在、障がい者の方々が利用されている支援費制度等によるサービスは、平成18年4月から障害者自立支援法に基づいて利用することになり、平成18年4月から9月30日までの利用に関する支給決定通知を記載した受給者証の発行を急ピッチで進めているところであります。

新制度下における支給申請・決定の手續に際しましては、利用者が属する居住地の同一世帯の収入状況に応じ、利用者負担上限月額と、施設入所の場合は、それに加えて補足給付額を合わせて決定し、利用者の負担にならないための利用者負担軽減策が講じられることになっております。

また、その他に社会福祉法人減免制度や通所施設における食費軽減措置、生活保護への移行防止措置等の利用者減免の適用があり、現在、現行のサービスを利用されている障がい者の新制度下における個人減免の適用がされるのかどうかについて精査しているところです。

介護保険制度では、保険料負担の軽減措置としての段階区分の拡充はあります。しかし利用者負担の個人減免については、社会福祉法人減免や障がいを伴う訪問介護に対する減免がありますが、本市独自の軽減策は行っておりません。

したがって、障害者自立支援法におきましても、本市独自の軽減策を行うことは考えてはいないところです。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 御答弁ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、この支援法そのものが4月1日から実施をされますけれども、全国の市町村で準備が進められているというふうに思いますが、これまでどおりサービスは本当に受けられるんだろうかと、定率1割の利用料はとて払えんのじゃないかなど、障がい者と家族の中に今不安が広がっております。私の近所にも障がい児を持つ家族がおられまして、その家族の母親の訴えというのが本当に深刻です。

私に、次のようにも訴えられました。障がい児を持って40年を超えましたと。毎日毎日の介護で疲れ果ててしまいます。このままいつまでこうした生活をしなければならないのでしょうか。何の楽しみもありません。こういった子どもを生んだ私が悪いのでしょうか。いっそ生きるのをやめて楽になろうかと考えるときもあります。そういう中で、4月から法が始まるというふうに聞いておりますが、金銭面から必要な介護が受けられないようになるのではないかと心配でなりません。

最近の暮らしを見ると、生きるということが何でも金、こんなに難しいことなのかと感じています。障がい者の家族の母親の窮状を訴えられている思いは、こういうふうに私は言えるのではないかな、全くそのとおりではないかなというふうに思います。

そこで、今度、厚労省や全国社協の出しておられるパンフレットも出ておりますけれども、これを確かに参考にはなりますけれども、本当にこれを見て、障がい者や家族の方たちに理解がいくのか、いきにくいのではないかなというふうな思いもいたします。

制度の概要と手続の実務など、責任を持って拙速でない丁寧な説明を行うなど、該当する障害者の家族にこの周知の徹底が必要というふうに思いますけれども、この点についてはいかがでしょうか。答弁をいただきたいというふうに思いますが、よろしくお願いします。

○議長（緒方誠也君） 宮本市長。

○市長（宮本勝彬君） 今、非常に厳しい事例を出されながら、サービスを受けられるのかと、大変不安に思っている御家庭もおられると。もちろんやっぱり弱者中心の制度でなければならぬということを十分受けとめさせていただいております。理解ができるかどうかと、大変御心配をなさっている向きもあるようでございますので、我々の方からも、きちっと平明な説明によって理解ができるように検討していきたいと、手を打っていきたく思っております。

○議長（緒方誠也君） 清水晶夫議員。

○清水晶夫君 ぜひそういうふうにしていただければ、障がい者、また家族の皆さんは不安を抱かずに、気持ちの切りかえということもできてくるのではないかなというふうな思いがいたします。よろしく願いいたします。

本市の場合について、この障害者自立支援法の、言うならば軽減措置をとってほしいという障がい者の皆さんの思いという点ではなかなか難しいと、今の時点ではそういうのはちょっと考えられないというふうなことでございますけれども、制度実施に必要な財源の問題、これはもうどこの自治体も大変だというふうに思います。しかし、大幅な負担増にならないような減免措置というものを、やはり考えていく必要があるのではないかなというふうに思って、この問題について問うているわけであります。

第1の質問で一つの事例を言いましたけれども、介護保険の保険料の段階区分を考えてみたら

どうかという点についても提起をいたしました。なかなか難しい問題だというふうに私も思いますけれども、一つの軽減策として考えていきたいなというふうな思いからでございます。

事例で言いますと、この4月から行われる自立支援法の実動に向けて、大きい都市であります。東京都においては1割の利用料負担を3%に軽減をします。確かに財源の問題などは比較になりませんが、そういうふうなやっぱり軽減策を考えていこうという動きもあると。それから京都市などにおいては、この月額上限額、福祉サービス利用者負担の上限額というふうに4区分に区分されておりますが、また医療費の負担上限額も4区分に区分をされておりますけれども、例えば福祉サービス利用者負担の上限額、低所得者1の場合の人で、これは住民税非課税世帯で障がい者または障がい児の保護者の年収が80万円以下の人を対象となる人ですが、この上限額が1万5,000円というふうに月額決められておるわけですね。この上限額を京都の場合は国の基準を50%負担にする。50%はやっぱり京都市の方で見るといふなど、確かに地方自治体の大きい、小さい、過疎化のそういう地方自治体での取り組みということで、そういう処置で同じだというふうな条件とは思いませんけれども、こういういろいろこの障害者自立支援法を巡って、障がい者のこの負担をなるべく軽くしていこうという、こういう施策が練られているところもござります。

いろんな軽減策、これを講じてもらおうということで、今すぐなかなかその自立支援法の制定に向けた基礎的な取り組みの仕事がたくさんあるかと思っております。そういう中で、これも一緒に軽減策も考えるというのは無理かもしれません。そのようなことは、今のところは考えていないということでもありますけれども、今後、障がい者が本当にこの自立支援法ということに言われぬような自立支援法、中身が本当に障がい者が生きていてよかったと言えるような自立支援法になるように、本市としての今後の支援策、軽減策をやはり講じていただくように、私はお願いをしたいと思いますというふうに思います。

そういう意味で、この支援法の今後の軽減策をお互いに探っていこうという、そういう思いで要望をいたしまして、この障害者自立支援法についての質問を私は終わりたいというふうに思います。

○議長（緒方誠也君） 以上で清水晶夫議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、10分休憩します。

午後2時11分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

日程第2 議第1号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第2、議第1号水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第2号 水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第3、議第2号水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第3号 水俣市国民保護協議会条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第4、議第3号水俣市国民保護協議会条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第4号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第5、議第4号水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第5号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第6、議第5号水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第6号 水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第7、議第6号水俣市養護老人ホームの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第7号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第8、議第7号水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第8号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第9、議第8号水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第9号 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第10、議第9号水俣市障害者デイサービスの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第10号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第11、議第10号みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第11号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第12、議第11号水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第13 議第12号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第13、議第12号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第14 議第13号 みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第14、議第13号みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第15 議第14号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第15、議第14号水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第16 議第15号 水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第16、議第15号水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第17 議第16号 水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第17、議第16号水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第18 議第17号 水俣市はぜのき館の設置等に関する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第18、議第17号水俣市はぜのき館の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第19 議第18号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第19、議第18号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第20 議第19号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第20、議第19号水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第21 議第20号 水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第21、議第20号水俣市情報公開審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第22 議第21号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第22、議第21号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第23 議第22号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第23、議第22号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第24 議第23号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第24、議第23号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第25 議第24号 水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長(緒方誠也君) 日程第25、議第24号水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部  
を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第26 議第25号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長(緒方誠也君) 日程第26、議第25号水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部  
を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第27 議第26号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第27、議第26号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定につ  
いてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第28 議第27号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(緒方誠也君) 日程第28、議第27号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の  
制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第29 議第29号 水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長（緒方誠也君） 日程第29、議第29号水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部  
を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第30 議第30号 水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第30、議第30号水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正す  
る条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第31 議第31号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第31、議第31号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ  
いてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第32 議第32号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第32、議第32号水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定につ  
いてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第33 議第33号 水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第33、議第33号水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第34 議第34号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第34、議第34号水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第35 議第35号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第35、議第35号水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第36 議第36号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第36、議第36号水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第37 議第37号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（緒方誠也君） 日程第37、議第37号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第38 議第38号 平成18年度水俣市一般会計予算

○議長（緒方誠也君） 日程第38、議第38号平成18年度水俣市一般会計予算を議題とします。

まず、歳出から款ごとに行いますので、質疑に当たっては予算説明書のページを明示し、具体的にお願いします。

それでは予算書40ページから41ページ、第1款議会費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

42ページから62ページまで、第2款総務費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

63ページから78ページ、第3款民生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

78ページから93ページまで、第4款衛生費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

93ページから100ページまで、第5款農林水産業費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

100ページから104ページまで、第6款商工費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

104ページから114ページまで、第7款土木費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

114ページから117ページまで、第8款消防費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

117ページから139ページまで、第9款教育費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

139ページから141ページまで、第10款災害復旧費、第11款公債費、第12款予備費について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、以上で歳出に対する質疑を終わり、次に、歳入について質疑を行います。

13ページから18ページまで、第1款市税、第2款地方譲与税、第3款利子割交付金、第4款配当割交付金、第5款株式等譲渡所得割交付金、第6款地方消費税交付金、第7款ゴルフ場利用税交付金、第8款自動車取得税交付金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

18ページから22ページまで、第9款地方特例交付金、第10款地方交付税、第11款交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金、第13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

23ページから29ページまで、第14款国庫支出金、第15款県支出金について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

30ページから39ページまで、第16款財産収入、第17款寄附金、第18款繰入金、第19款繰越金、第20款諸収入、第21款市債について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） ないようですので、次に移ります。

ただいま質疑を終わりました歳入歳出予算を除くその他の事項について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

これで平成18年度水俣市一般会計予算の質疑を終わります。

---

日程第39 議第39号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算

○議長（緒方誠也君） 日程第39、議第39号平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第40 議第40号 平成18年度水俣市老人保健特別会計予算

○議長（緒方誠也君） 日程第40、議第40号平成18年度水俣市老人保健特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第41 議第41号 平成18年度水俣市介護保険特別会計予算

○議長（緒方誠也君） 日程第41、議第41号平成18年度水俣市介護保険特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第42 議第42号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算

○議長（緒方誠也君） 日程第42、議第42号平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第43 議第43号 平成18年度水俣市病院事業会計予算

○議長（緒方誠也君） 日程第43、議第43号平成18年度水俣市病院事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

日程第44 議第44号 平成18年度水俣市水道事業会計予算

○議長（緒方誠也君） 日程第44、議第44号平成18年度水俣市水道事業会計予算を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第45 議第51号 水俣市過疎地域自立促進計画(後期計画)の変更について

○議長(緒方誠也君) 日程第45、議第51号水俣市過疎地域自立促進計画(後期計画)の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第46 議第52号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について

○議長(緒方誠也君) 日程第46、議第52号水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第47 議第53号 市道の路線認定について

○議長(緒方誠也君) 日程第47、議第53号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第48 議第54号 指定管理者の指定について(水俣市立武道館)

○議長(緒方誠也君) 日程第48、議第54号指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第49 議第55号 指定管理者の指定について(グリーンスポーツみなまた)

○議長(緒方誠也君) 日程第49、議第55号指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第50 議第56号 指定管理者の指定について(水俣市立蘇峰記念館)

○議長(緒方誠也君) 日程第50、議第56号指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第51 議第57号 指定管理者の指定について(徳富蘇峰・蘆花生家)

○議長(緒方誠也君) 日程第51、議第57号指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第52 議第58号 指定管理者の指定について(水俣市文化会館)

○議長(緒方誠也君) 日程第52、議第58号指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認めます。

---

日程第53 議第59号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第54 議第60号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第55 議第61号 工事請負契約の締結について(水俣市営白浜団地建替3号棟建築主体工事)

日程第56 議第62号 指定管理者の指定について(水俣市立総合体育館外6件)

○議長(緒方誠也君) 日程第53、議第59号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第56、議第62号指定管理者の指定についてまで、4件を一括して議題とします。

---

議第59号

水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について  
水俣市部課設置条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月16日

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例

水俣市部課設置条例（昭和34年告示第11号）の一部を次のように改正する。

題名中「部課」を「部課室」に改める。

第2条中「部及び課」を「部、課及び室」に改め、同条第1号中オの次に次のように加える。

カ 産業廃棄物対策室

第3条中「部及び課」を「部、課及び室」に改め、同条中総務企画部管理課の項の次に次の1項を加える。

産業廃棄物対策室

捧 水俣市長崎木白野地区に計画されている産業廃棄物最終処分場に関すること。

第3条福祉環境部健康推進課の項に次の3号を加える。

朋 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に関すること。

法 介護予防に関すること。

泡 高齢者の総合対策に関すること。

第3条福祉環境部福祉課の項中第10号及び第11号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（水俣市福祉事務所設置条例の一部改正）

2 水俣市福祉事務所設置条例（昭和26年告示第60号）の一部を次のように改正する。

別表中「水俣市陣内1丁目101番」の次に「及び水俣市牧ノ内16番」を加える。

（提案理由）

産業廃棄物対策室の設置及び行政組織・機構の効率化を図るため、本案のように制定しようとするものである。

---

### 議第60号

#### 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成18年3月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

#### 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例

水俣市営住宅条例（平成9年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（提案理由）

入居者の公募の方法から区長を経由しての文書の回覧を廃止するため、本案のように制定しようとするものである。

---

### 議第61号

#### 工事請負契約の締結について

水俣市営白浜団地建替3号棟建築主体工事について、次のように請負契約を締結することとする。

平成18年3月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

1 工 事 名 水俣市営白浜団地建替3号棟建築主体工事

- 2 工 事 内 容 鉄筋コンクリート造 4 階建て (28 戸) 延床面積 2,174.07 平方メートル
- 3 工 事 場 所 水俣市白浜町地内
- 4 工 期 契約締結の日から平成 19 年 1 月 19 日まで
- 5 契 約 金 額 350,700,000 円
- 6 契約の相手方 坂田・沢井・永吉建設工事共同企業体  
代表者 坂田建設株式会社  
代表取締役 坂 田 信 介
- 7 契約の方法 指名競争入札

(提案理由)

水俣市営白浜団地建替 3 号棟建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案のように提案するものである。

## 議第 62 号

### 指定管理者の指定について

水俣市立総合体育館(本館)、水俣市立総合体育館(南部館)、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者を次のように指定することとする。

平成 18 年 3 月 16 日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
水俣市立総合体育館(本館)、水俣市立総合体育館(南部館)、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室
- 2 指定管理候補者の名称  
財団法人水俣市振興公社
- 3 指定期間  
平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

水俣市立総合体育館(本館)、水俣市立総合体育館(南部館)、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者の指定について、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、本案のように提案するものである。

○議長(緒方誠也君) 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君登壇)

○市長(宮本勝彬君) 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明をさせていただきます。

まず、議第 59 号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

産業廃棄物対策室の設置及び行政組織・機構の効率化を図るため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第60号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

入居者の公募の方法から区長を経由しての文書の回覧を廃止するため、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第61号工事請負契約の締結について申し上げます。

水俣市営白浜団地建替3号棟建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、本案のように提案するものであります。

次に、議第62号指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市立総合体育館（本館）、水俣市立総合体育館（南部館）、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者の指定につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、本案のように提案するものであります。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第59号から議第62号までにつきまして、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時41分 開議

○議長（緒方誠也君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから先ほど市長から提案理由の説明がありました議案の質疑に入ります。

議第59号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

○議長（緒方誠也君） 議第60号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

○議長（緒方誠也君） 議第61号工事請負契約の締結について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（緒方誠也君） 議第62号指定管理者の指定について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第1号から議第62号まで議案55件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、24日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、23日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時42分 散会

平成18年3月24日

平成18年3月第1回水俣市議会定例会会議録  
(第6号)

表 決

# 平成 18 年 3 月第 1 回水俣市議会定例会会議録（第 6 号）

平成18年 3月24日（金曜日）

午前10時45分 開議

午後 0 時22分 閉会

（出席議員） 22人

緒方 誠也 君	西田 弘志 君	福田 齊 君
藤本 寿子 君	吉田 正和 君	中村 幸治 君
大川 末長 君	真野 頼隆 君	淵上 道昭 君
牧下 恭之 君	田中 功 君	谷口 真次 君
野中 重男 君	清水 晶夫 君	本井 道弘 君
大川 久洋 君	竹下 武義 君	岩阪 雅文 君
松本 和幸 君	千々岩 巧 君	松本 満良 君
中山 徹 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局 長（吉村 明賢 君）	次 長（久木田 一也 君）
議事係 長（栄永 尚子 君）	書 記（赤司 和弘 君）
書 記（岩坂 正輝 君）	

（説明のため出席した者） 11人

市 長（宮本 勝彬 君）	収 入 役（徳富 邦博 君）
総務企画部長兼産業建設部長（森 近 君）	福祉環境部長（吉海 安丈 君）
総合医療センター事務部長（葦浦 博行 君）	総務企画部次長（仁木 徳子 君）
産業建設部次長（桑畑 達美 君）	水道局長（山田 敏博 君）
教育次長（森田 幸治 君）	総務企画部総務課長（田上 和俊 君）
総務企画部財政課長（伊藤 亮三 君）	

---

議事日程 第6号

平成18年3月24日 午前10時開議

- 第1 議第1号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について
- 第2 議第2号 水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 第3 議第3号 水俣市国民保護協議会条例の制定について
- 第4 議第4号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について
- 第5 議第5号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について
- 第6 議第6号 水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について
- 第7 議第7号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について
- 第8 議第8号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について
- 第9 議第9号 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について
- 第10 議第10号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について
- 第11 議第11号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について
- 第12 議第12号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について
- 第13 議第13号 みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定について
- 第14 議第14号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について
- 第15 議第15号 水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について
- 第16 議第16号 水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について
- 第17 議第17号 水俣市はぜのき館の設置等に関する条例の制定について
- 第18 議第18号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について
- 第19 議第19号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 第20 議第20号 水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 第21 議第21号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議第22号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議第23号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議第24号 水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議第25号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第26 議第26号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第27 議第27号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 第28 議第29号 水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

いて

- 第29 議第30号 水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第30 議第31号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第31 議第32号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第32 議第33号 水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第33 議第34号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第34 議第35号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 第35 議第36号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 議第37号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 第37 議第38号 平成18年度水俣市一般会計予算
- 第38 議第39号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 第39 議第40号 平成18年度水俣市老人保健特別会計予算
- 第40 議第41号 平成18年度水俣市介護保険特別会計予算
- 第41 議第42号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 第42 議第43号 平成18年度水俣市病院事業会計予算
- 第43 議第44号 平成18年度水俣市水道事業会計予算
- 第44 議第51号 水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について
- 第45 議第52号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 第46 議第53号 市道の路線認定について
- 第47 議第54号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 第48 議第55号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 第49 議第56号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）
- 第50 議第57号 指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）
- 第51 議第58号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 第52 議第59号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第53 議第60号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 第54 議第61号 工事請負契約の締結について（水俣市営白浜団地建替3号棟建築主体工事）
- 第55 議第62号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館外6件）
- 第56 議第46号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第57 議第47号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 第58 陳第1号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情について

第59 陳第2号 出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出に関する陳情について

第60 陳第1号 水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情について

第61 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

廃棄物最終処分場問題特別委員会

1 陳第3号 湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について

第62 議第63号 助役の選任について

第63 議第64号 教育委員会委員の任命について

第64 議第65号 水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第65 意見第1号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書について

第66 意見第2号 出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書について

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時45分 開議

○議長（緒方誠也君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（緒方誠也君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会、議会運営委員会、議員定数検討特別委員会並びに廃棄物最終処分場問題特別委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配

付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案 2 件、議会運営委員会で発議の条例案 1 件、総務文教委員会で発議の意見書案 2 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、吉田正和議員から、発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成17年度後期の定期監査及び平成18年 1 月分一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第 6 号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

○議長（緒方誠也君） お諮りします。

吉田正和議員から、去る 3 月15日の本会議における発言の中で、不適当な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって吉田正和議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

---

### 発 言 取 消 申 出 書

平成18年 3 月15日の本会議における私の発言の中で、不適当な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

平成18年 3 月24日

水俣市議会議員 吉 田 正 和

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

---

日程第 1 議第 1 号 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について  
日程第 2 議第 2 号 水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について  
日程第 3 議第 3 号 水俣市国民保護協議会条例の制定について  
日程第 4 議第 4 号 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について  
日程第 5 議第 5 号 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について  
日程第 6 議第 6 号 水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について  
日程第 7 議第 7 号 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について

- 日程第8 議第8号 水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について
- 日程第9 議第9号 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について
- 日程第10 議第10号 みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について
- 日程第11 議第11号 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について
- 日程第12 議第12号 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について
- 日程第13 議第13号 みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定について
- 日程第14 議第14号 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について
- 日程第15 議第15号 水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について
- 日程第16 議第16号 水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について
- 日程第17 議第17号 水俣市はぜのき館の設置等に関する条例の制定について
- 日程第18 議第18号 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について
- 日程第19 議第19号 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議第20号 水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議第21号 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議第22号 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議第23号 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議第24号 水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議第25号 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議第26号 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議第27号 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議第29号 水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議第30号 水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議第31号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議第32号 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議第33号 水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議第34号 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議第35号 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第35 議第36号 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議第37号 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議第38号 平成18年度水俣市一般会計予算
- 日程第38 議第39号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第39 議第40号 平成18年度水俣市老人保健特別会計予算
- 日程第40 議第41号 平成18年度水俣市介護保険特別会計予算
- 日程第41 議第42号 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第42 議第43号 平成18年度水俣市病院事業会計予算
- 日程第43 議第44号 平成18年度水俣市水道事業会計予算
- 日程第44 議第51号 水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について
- 日程第45 議第52号 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について
- 日程第46 議第53号 市道の路線認定について
- 日程第47 議第54号 指定管理者の指定について（水俣市立武道館）
- 日程第48 議第55号 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）
- 日程第49 議第56号 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）
- 日程第50 議第57号 指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）
- 日程第51 議第58号 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）
- 日程第52 議第59号 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第53 議第60号 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第54 議第61号 工事請負契約の締結について（水俣市営白浜団地建替3号棟建築主体工事）
- 日程第55 議第62号 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館外6件）
- 日程第56 議第46号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第57 議第47号 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第58 陳第1号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第59 陳第2号 出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出に関する陳情について
- 日程第60 陳第1号 水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情について
- 議長（緒方誠也君） 日程第1、議第1号水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてから、日程第60、陳第1号水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情についてまで、60件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長真野頼隆議員。

(総務文教委員長 真野頼隆君登壇)

○総務文教委員長(真野頼隆君) ただいま議題となりました案件のうち、総務文教委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第2号水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について及び議第3号水俣市国民保護協議会条例の制定について申し上げます。

両案は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律が平成16年9月に施行されたことに伴い、それぞれ本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け質疑を行いました。

質疑の中で、これらの条例は攻撃をかけてくる可能性がある国をどこか想定して提案されているのかとただしたのに対し、国民保護法ができたのが米国の同時多発テロや北朝鮮のミサイルなど有事を想定できるということがあって、国としても有事の対応ということで制定されたと聞いている。どこの国が攻めてくるということではないが、そういったことも想定できる。どこで起きかわからないといったことがあったとき、国民をだれが守って、どう対応するかといった計画はつくっておく必要があるということで国の法律が制定され、県や市町村の役割が示されてきている。どこの国を想定してということではなく、平成17年度に国民保護計画が県で策定され、平成18年度には市町村で国民保護計画を策定することになっており、その中でいろいろ論議を行っていきたいとの答弁でありました。

また、国民保護協議会の委員についてただしたのに対し、水俣市防災会議同様、広く関係するところは網羅したいとの答弁でありました。

討論では、国民保護法は既に施行されており、また、災害や戦争などが絶対あり得ないこととは言えない。宝川内の豪雨災害も全く予測していなかったことであり、いつ、どこで、何が起きかわからないというのが現実ではないか。その意味からすると、今回の提案は理解をしなければならぬという意見と国民保護法そのものがほかの国に対する危機感を逆に植えつけている面もあるから、水俣市として条例を制定することには異論があるという意見に分かれましたので、採決の結果、いずれも賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第19号水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の情報公開について規定するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第20号水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、情報公開・個人情報保護審査会設置法の罰則規定との整合性を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第21号水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定管理者制度の導入に伴い、指定管理者の措置を規定するため及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の罰則規定との整合性を図る等のため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第22号水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、行政事務連絡員の設置等により、非常勤職員の報酬を規定するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、行政事務連絡員の報酬金額及び支給期間についてただしたのに対し、支給期間は2年であり、金額は、1世帯に月10円の平均423世帯なので年間約5万円であるとの説明でありました。

討論は特段なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第23号水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、平成17年度人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第24号水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市の財政健全化推進の継続を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第25号水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、病院勤務医師及び歯科医師の特殊勤務手当支給の適正化を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第26号水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、本市の財政健全化の推進を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第27号水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国家公務員退職手当法の一部を改正する法律が施行されることに準じて、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第37号水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、防災会議の委員に陸上自衛官を追加するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第38号平成18年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

歳出の主なものとしては、第2款総務費に、水俣芦北広域行政事務組合負担金、電算システム管理運用経費、行政事務委託関係経費、地籍調査事業経費、第8款消防費に、消防費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、消防団活動費、防災行政無線管理運用事業費、第9款教育費に、小中学校運営経費、文化・体育施設管理運営経費、エコパーク野球場整備事業費、幼稚園就園奨励費補助金などを計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、印刷機リース料外6件を計上しており、地方債については、過疎対策事業債外2件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、消防費の水俣芦北広域行政事務組合負担金についてただしたのに対し、市では負

担金ということで仮計算により予算計上しており、広域の議会の方が優先するため、変更が発生した場合には補正にて調整することになるとの答弁でありました。

次に、熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会への加入の目的及び効果についてただしたのに対し、電子自治体システム自体まだなじみが薄い、自宅のパソコンで各種申請ができるとか、住民票が取れる、電子入札といった、どうしても将来にわたって必要な事業であり、全市町村が加入することにより開発費や事務費のコストも安くなるため加盟している。具体的な成果が出るにはしばらくかかるとの答弁でありました。

次に、個人市民税が約6,950万円増加する要因についてただしたのに対し、定率減税が2分の1に引き下げられたこと及び老年者控除がなくなったことなど、法改正によるものが主な要因であるとの答弁でありました。

討論は特段なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第51号水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進市町村計画の変更に伴い、過疎地域自立促進特別措置法第6条第6項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を経る必要があるため提案するものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号から議第58号及び議第62号の指定管理者の指定について申し上げます。

水俣市立武道館、グリーンスポーツみなまた、水俣市立蘇峰記念館、徳富蘇峰・蘆花生家、水俣市文化会館、水俣市立総合体育館本館、水俣市立総合体育館南部館、浜公園児童プール、浜公園運動場、ひばりヶ丘運動場、城山公園庭球場及び競り舟艇庫会議室の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、水俣市立総合体育館関連施設のみ指定期間が1年となっていることについてただしたのに対し、水俣市立総合体育館の関連施設等の指定期間については、体育施設の規模が大きいこと及び3年間委託するには未知の部分が多いことから条例に1年間と定めたことによるものであるとの答弁でありました。

討論は特段なく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第59号水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、産業廃棄物対策室の設置及び行政組織・機構の効率化を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明でありました。

特段の質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しま

した。

次に、陳第1号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、政府が「小さい政府」ということで行革を進めており、市も財政健全化を推進している中で、安易に公共サービスを民間開放すべきでないという点はわからないわけではないが、公務員を純減すべきでないということに関しては、賛成しがたいという意見と国民の安全を前提とした業務については、安易に民間に委託すべきではないという陳情の趣旨については賛成であるという意見に分かれましたので、採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定しました。

次に、陳第2号出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出に関する陳情について申し上げます。

本陳情については、陳情の趣旨等十分理解できるとの意見から全員異議なく採択すべきものと決定しました。

なお、陳第1号及び陳第2号の採択に伴い、別途意見書をそれぞれ提出しておりますのでよろしく申し上げます。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、厚生委員長中山徹議員。

（厚生委員長 中山徹君登壇）

○厚生委員長（中山 徹君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第4号水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について、議第5号水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について、議第6号水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について、議第7号水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について、議第8号水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について、議第9号水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について、議第29号水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議第30号水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括して申し上げます。

各案は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせるなどとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものである。

また、議第5号については、あわせて一小学童クラブを追加するものであるとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第31号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案については、委員長が討論いたしましたので、副委員長と交代して審査を行いました。

本案は、介護保険法第129条第2項の規定に基づく保険料率の見直しに伴い、介護保険料の設定を現行の6段階から7段階とし、基準月額が750円増額になるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、介護保険料が増額になることについて、水俣市介護保険等運営委員会はどのような意見であったかとただしたのに対し、制度改正に伴うものであり、やむを得ないという意見であったとの答弁がありました。

討論の中で、介護保険料が増額になることについて、低所得者の負担割合が高いため段階を8段階や9段階にすることで高所得者に負担を求めたり、その他の軽減措置を設けるなどの措置を講じるべきであり、賛成しがたいとの討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第38号平成18年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

本案は、市長選挙の実施に伴い、骨格予算として、経常的な経費を中心に編成している。

歳出の主なものについては、第3款民生費に、法人立保育所運営費、生活保護費、児童手当、国民健康保険事業特別会計及び介護保険特別会計への繰出金、障害者自立支援法の施行に伴う経費、第4款衛生費に、清掃施設管理運営費、ごみ処理費やし尿処理費等に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金、健康診査事業、乳幼児医療助成事業、水俣病公式確認50年事業などの経費を計上している。

これらの財源としては、第1款市税から第21款市債までの歳入をもって充当している。

また、債務負担行為として、戸籍電算保守委託料外3件を計上しているとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、委員から、水俣芦北広域行政事務組合負担金に関連して、リサイクルの推進及びごみ処理費の削減のため、市民への周知徹底などにより紙の分別徹底を図りたいとの意見が出されました。

また、老朽化している水俣市立養護老人ホームについては、建てかえ、あるいは移転などについて検討され、早急に方向性を示されたいとの意見が出されました。

次に、議第39号平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ37億7,586万7,000円を計上している。

歳出については、総務費、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金、共同事業拠出金、保健事業費などを計上している。

これらの財源としては、国民健康保険税、国庫支出金、県支出金、療養給付費等交付金、繰入

金などをもって充当しているとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第40号平成18年度水俣市老人保健特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億7,871万1,000円を計上している。

歳出については、医療諸費及び一般管理費などを計上している。

これらの財源としては、支払基金交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金などをもって充当しているとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第41号平成18年度水俣市介護保険特別会計予算について申し上げます。

本案については、委員長が討論いたしましたので、副委員長と交代して審査を行いました。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ25億4,293万円を計上している。

歳出については、総務費、保険給付費、財政安定化基金拠出金、地域支援事業費等を計上している。

これらの財源としては、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金等をもって充当しているとの説明を受け、質疑を行いました。

議第31号で述べたとおり、介護保険料の増額が計上された予算であり、賛成しがたいとの討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号平成18年度水俣市病院事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に63億3,755万1,000円、収益的支出に64億5,456万6,000円、資本的収入に10億16万1,000円、資本的支出に11億2,087万8,000円を計上している。

収益的収入の主な内容については、入院収益、外来収益等の医業収益、他会計補助金、負担金等の医業外収益等を計上している。

収益的支出の主な内容については、職員等の給与費、薬品費等の材料費、委託料、賃借料、光熱水費等の経費や企業債利息等を計上している。

次に、資本的支出の主な内容については、洗切医師住宅建設工事設計監理委託料、洗切医師住宅建設工事等の建設工事費、救急車等の車両購入費、総合情報システム、C R画像読取装置、E O G滅菌器、患者モニタリングシステム等の器械備品購入費、企業債償還金等を計上している。

なお、診療報酬の改定により約1億8,000万円程度の減収になるほか、医師確保の問題についても非常に厳しい状況であるとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第52号水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について申し上げます。

一部事務組合の共同処理する事務及び規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要があり、変更の内容は、障害者自立支援法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務を追加するものであるとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、産業建設委員長田中功議員。

（産業建設委員長 田中功君登壇）

○産業建設委員長（田中 功君） ただいま議題となりました案件のうち、産業建設委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議第1号水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について申し上げます。

下水道認可区域外から公共下水道に接続する場合に、受益者負担金と同額の分担金を徴収することにより、公共下水道事業の受益者間の負担の均衡を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第10号みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について、議第11号水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について、議第12号水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について、議第13号みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定について、議第14号水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について、議第15号水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について、議第16号水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について、議第17号水俣市はぜのき館の設置等に関する条例の制定について及び議第18号水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を指定管理者に行わせるとともに、所要の規定の整備を図るため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

委員から、今回の指定管理者制度への移行に際しては、移行することによる利点、目標等が明確ではない部分があり、単に、法律の改正に伴う条例の制定とはならないよう、今後の経費節減、市民サービス等の向上について、どのようになっていくのか、将来的な展望を念頭に置きながら対応していってほしいとの要望がありましたので申し添えます。

次に、議第32号水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第33号水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について、議第34号水俣市公園の設置等に関する

る条例の一部を改正する条例の制定について、議第35号水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について及び議第36号水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

地方自治法の一部改正により、公の施設の管理について管理委託制度から指定管理者制度へ移行されるため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第38号平成18年度水俣市一般会計予算中付託分について申し上げます。

平成18年度一般会計予算は、市長選挙の実施に伴い、骨格予算として、経常的な経費を中心に編成しており、歳出の主なものとして、第5款農林水産業費に、久木野ふるさとセンターやフィッシングパークなどの施設管理費、森林組合経営基盤整備事業費、土地改良事業資金融資償還補助金、第6款商工費に、商工業資金貸付・出資事業費、みなまた環境テクノセンターや新水俣駅交流センターなどの管理事業費、地場企業支援事業費、第7款土木費に、公共下水道事業特別会計繰出金、白浜団地建替事業費、市内一円市道維持補修費、市内一円公園維持管理経費を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、下水道事業特別会計繰出金が増加しているが、今後の見通しについてただしたのに対し、設備等が老朽化しているため年次計画で更新していることや、人口の減少に伴う使用料の伸び悩み等が影響しており、厳しい状況が続いているとの答弁がありました。

また、公営住宅建設事業債の償還について、交付税等による充当があるのかただしたのに対し、償還に際し交付税等による特別の措置はなく、一般財源での対応であるとの答弁がありました。

さらに、カサゴ放流事業費補助金についてただしたのに対し、水俣市漁協を実施主体として、平成16年度から実施しているものであるとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第42号平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算について申し上げます

予算総額は、歳入歳出それぞれ15億8,469万3,000円を計上しており、歳出においては、公共下水道事業費、公債費等を計上している。

なお、公共下水道事業費の主なものとして、浄化センター等運転管理業務委託料、東部污水管整備関係経費ほかを計上しており、また、債務負担行為として、水洗便所等改造資金の融資に対する損失補償外1件を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、汚泥処分業務委託料についてただしたのに対し、浄化センター等で処理できなかった分の汚泥を民間に委託し処理しているものであるとの答弁がありました。

採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第44号平成18年度水俣市水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入に 5 億595万9,000円、収益的支出に4億3,680万7,000円、資本的収入に4,137万1,000円、資本的支出に 2 億3,233万1,000円を計上している。

資本的支出の主な内容は、配水管改良工事等の建設改良費、企業債償還金等である。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金等で補てんをしているとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号市道の路線認定について申し上げます。

本路線は、現況が公衆道路として利用されており、地権者から寄附の申し出があったため、市道に認定しようとするものであるとの説明を受け、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第60号水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

区長制度から自治会制度への移行に伴い、入居者の公募方法から区長を経由しての文書の回覧を廃止するため、本案のように制定しようとするものであるとの説明を受け、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第61号工事請負契約の締結について申し上げます。

白浜市営住宅の老朽化に伴い、水俣市営白浜団地建替 3 号棟建築主体工事請負契約の締結について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により本案のように提案するものであるとの説明を受け、質疑を行い、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、議員定数検討特別委員長竹下武義議員。

（議員定数検討特別委員長 竹下武義君登壇）

○議員定数検討特別委員長（竹下武義君） ただいま議題となりました案件のうち、議員定数検討特別委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について報告します。

当特別委員会は、平成17年 3 月11日設置し、以来 9 回にわたり審査を行ってきました。

付託された議案は、議第46号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、これは竹下武義外 9 人から提出され、議員定数22人を18人とするものであります。

次に、議第47号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定については、緒方誠也議員外 2 人から提出され、議員定数22人を20人とするものであります。

両案の提案理由としては、いずれも住民の意向、人口の減少及び他市の状況をかんがみ改正するものであります。

次に、陳第1号水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情が提出され、当委員会に付託されておりました。

委員会においては、県下各市を初め人口3万人未満の類似町の議員定数、財政状況等の資料を参考にするなど、また、参考人として鹿児島大学の小栗實先生を要請し、議員定数に関する御意見をお伺いして審査を重ねてまいりました。その詳細については、委員会日誌に譲ります。

採決の結果について申し上げます。

まず、議第46号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について諮りましたところ、原案に賛成であるという意見と、議会制民主主義の基本は、市民の意見をどう市政に反映させるかであり、そのためには議員数は多い方がいい。また、女性の政治への参加を確保するためにも現在の議員定数は維持すべきである。また、市民感情からすると、削減もやむなしと考えるが、委員会構成等考えると、20人が適当であり、18人とする案には賛成しがたいとの意見に分かれましたので、採決の結果、可否同数となり、委員会条例第17条第1項の規定により、委員長において可決とすべきものと裁決しました。

次に、議第47号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議第46号が可決すべきものと決定しましたので、議決不要としました。

最後に、陳第1号水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情についてであります。本件につきましても、議第46号が可決すべきものと決定したことにより、みなし不採択とすべきものとしました。

以上で議員定数検討特別委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年3月17日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第2号	水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第3号	水俣市国民保護協議会条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第19号	水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第20号	水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第21号	水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第22号	水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第23号	水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第24号	水俣市一般職の職員の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第25号	水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第26号	水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第27号	水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第37号	水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第38号	平成18年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第51号	水俣市過疎地域自立促進計画（後期計画）の変更について	原案可決	全員賛成
議第54号	指定管理者の指定について（水俣市立武道館）	原案可決	全員賛成
議第55号	指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）	原案可決	全員賛成
議第56号	指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）	原案可決	全員賛成
議第57号	指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）	原案可決	全員賛成
議第58号	指定管理者の指定について（水俣市文化会館）	原案可決	全員賛成
議第59号	水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第62号	指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館外6件）	原案可決	全員賛成
陳第1号	公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情について	採 択	賛成多数
陳第2号	出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出に関する陳情について	採 択	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年3月17日

厚生常任委員長 中山 徹

水俣市議会議長 緒方 誠也 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第4号	水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第5号	水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第6号	水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第7号	水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第8号	水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第9号	水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第29号	水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第30号	水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第31号	水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	賛成多数
議第38号	平成18年度水俣市一般会計補正予算付託分	原案可決	全員賛成
議第39号	平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第40号	平成18年度水俣市老人保健特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第41号	平成18年度水俣市介護保険特別会計予算	原案可決	賛成多数
議第43号	平成18年度水俣市病院事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第52号	水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年3月17日

産業建設常任委員長 田中 項

水俣市議会議長 緒方 誠也 様

### 記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第1号	水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第10号	みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第11号	水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第12号	水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第13号	みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第14号	水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第15号	水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第16号	水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第17号	水俣市はげのき館の設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第18号	水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について	原案可決	全員賛成

議第32号	水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第33号	水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第34号	水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第35号	水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第36号	水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第38号	平成18年度水俣市一般会計予算付託分	原案可決	全員賛成
議第42号	平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算	原案可決	全員賛成
議第44号	平成18年度水俣市水道事業会計予算	原案可決	全員賛成
議第53号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
議第60号	水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第61号	工事請負契約の締結について（水俣市営白浜団地建替3号棟建築主体工事）	原案可決	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成18年2月24日

議員定数検討特別委員長 竹下 武 義

水俣市議会議長 緒方 誠 也 様

### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第46号	水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	可否同数
議第47号	水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について	議決不要	
陳第1号	水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情について	みなし不採択	

○議長（緒方誠也君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

藤本寿子議員、清水晶夫議員並びに松本満良議員から議第2号、議第3号について、野中重男議員から議第31号、議第41号について、吉田正和議員、中村幸治議員、真野頼隆議員、野中重男

議員から議第46号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、瀧上道昭議員から陳第1号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情について、それぞれ討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

まず初めに、議第2号及び議第3号について藤本寿子議員。

○藤本寿子君 議第2号水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてと議第3号水俣市国民保護協議会条例の制定について、2つの提出議案について、一括して反対の立場で反対討論をいたします。

まず、この国民保護法の前提としてですけれども、私の反対する理由は、国の法案が必ずしも強制ではないということです。でありますので、自治体によっては条例をつくっていないということもございます。

具体的に例を挙げますと、東京の方でもそういった市町村がございます。

さらに、この条例をつくるに当たる法案について、反対の前提といたしましては、まず、2004年に防衛白書というのが出ておりますけれども、その中では、今後10年間の武力攻撃の可能性は考えられないという結論がっております。

何のために国民保護法が必要なのか、私はいたずらに近隣諸国に緊張感を与える必要はないと考えております。

武力攻撃の理由としましては、9・11のアメリカに対する攻撃があったことが1つの契機になっているようでございますけれども、現在の日本の政治のあり方、アメリカの戦争政策に追随する政策のあり方を私は批判してまいりました。

そして、このことがやはり国内に、イラクに例えば今私どもが自衛隊を送っているわけなんですけれども、そういったことが反対に緊張感をつくっているのではないかと、大義なき戦争に対してきちんとした姿勢を私たち国民は示すべきではないかということがまず前提にあると考えております。

でありますので、我が国が近隣諸国に発信すべきことは、限りある地球を大切にお互いが共存できる世界を目指すこと、そのことを友好の柱として政策を立てることではないかと思っております。

よってこの条例は、今現在水俣には必要がなく、国に考え直すよう水俣市としても見解を述べるべきだと考えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（緒方誠也君） 次に、同じく議第2号及び議第3号について清水晶夫議員。

○清水晶夫君 議第2号水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について、

議第3号水俣市国民保護協議会条例の制定について、両議案とも関連しておりますので、一括して反対意見を述べます。

国民保護法に基づく今回の条例ができれば、有事法制に基づく国民保護や避難の計画は、米軍や自衛隊が主導するところに最大の特徴があるとされています。

したがって、市が住民の避難計画だけでなく、病院や学校、公民館など市の公共施設を米軍、自衛隊に提供し、医療関係者や輸送業者などを動員する計画をつくることとなります。

さらに、自衛隊法104条では、有事の場合、土地、施設、物資の収用や保管命令などの土地取り上げ、強制収用が明記されています。

結局、市を戦争協力の下請機関にするのが国民保護計画と言えるのではないのでしょうか。

これは地方自治法に基づく地方自治体の本来の趣旨からも外れるものであります。

現実的には、日本への武力攻撃など起こり得ないことを日本政府も答弁しておきながら、戦時体制のこのような条例をつくらせることはあってはならないというふうに思います。

今必要なのは、日本国憲法9条を世界に高らかに示して、戦争が起きないようにあらゆる外交努力をすることです。

以上のような点から、この条例案には反対であります。

以上です。

○議長（緒方誠也君） 次に、同じく議第2号及び議第3号について松本満良議員。

○松本満良君 発言を許されましたので、議第2号水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてと議第3号水俣市国民保護協議会条例の制定について、関連していますので、一括して反対の立場で討論したいと思います。

この内容につきましては、先ほどの委員長報告で詳しく述べられましたけれども、見解を述べたいと思います。

まず、提案理由の説明にもありましたように、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律制定とその施行に伴ってこの条例が提案され、地方自治体の役割と任務を明確にしようとするものであるというふうに私は理解をいたしております。

もともと、武力攻撃事態等とあるように、この法律が憲法に違反するものであって、他国からの武力攻撃があることを前提にしたものになっているわけで、日本は、第2次世界大戦以降、60年以上にわたって他国から攻撃されたこともありませんし、日本が他国に対して攻撃をしかけていったこともありません。これは、他国の模範となっている平和憲法が我が国に存在することが大きな要素になっていると私は理解しています。

ところが、近年、他国との緊張関係があるかのような状況が意識的につくり出されていっているように思えてなりません。

私は、日本の平和憲法の趣旨からいけば、緊張関係をつくるのではなく、外国との間におけるすべての問題は、平和的に話し合いによって解決するという姿勢を貫き通すということが、国民の生命と安全と財産を守る最大の武器であると認識しています。これまで他国とのすべての問題について、武力によらず、平和的に話し合いで解決するという精神にのっとなってきたからこそ、60年以上も他国との間で武力による争いごとがなかったと私は信じています。

このように、他国との間で争いごとがなく60年間経過してきた今、日本が他国から攻撃されるかもしれないからといって、それなりの準備をするということは、日本がそれに対応できるための武力の整備をするということになり、逆に他国に対して脅威を与えることになって、他国との間に緊張関係が生み出され、武力衝突を誘発することになるのではないかと思います。

また、他国ではなく、他国の中の一部勢力が、日本に対してテロ攻撃をしかけてくるかもしれないから、それに備えなければならないという声もありますが、テロ攻撃を受けるということは、それなりの条件が攻撃を受ける側に存在するということであって、日本があくまでも平和憲法にのっとなった政治、外交を進めるならば、テロからの脅威もないのではないかと私は思います。

この精神は、武力には武力による防御をとというものにつながっていると思いますが、一たん戦争が発生したらどうなるか、アメリカが他国からの脅威を取り除き、他国を民主化するためにと行ってしかけたイラクを見れば明らかであります。いまだに続いているイラク戦争での犠牲者は弱者である、武力も何も持たない国民であり、女性と子どもたちであります。今でもその犠牲者は発生し続けています。

昨日の毎日新聞によれば、イラクに駐留する米海兵隊が、住民の証言によると、路肩爆弾で海兵隊1人が死亡した後、近くの民家を襲撃し2家族を射殺したという、民間人が犠牲になっている生々しい情報が報じられています。

このように、一たん戦争が始まれば国民の保護どころではない、その犠牲は常に民間人であります。

今、この日本で、水俣で武力攻撃が発生するかもしれないということで準備をするのではなく、日本の平和憲法にのっとなって武力的争いが発生しないための準備と外交に努めることがいま一番大事なことであり私は思いますので、水俣としては、国の要請に基づいて直ちに条例制定の方に動くのではなく、国などに対しても平和外交に努めるよう申し入れることの方が先ではないかと思います。

そういう意味でこの議第2号と議第3号については反対であります。

以上で討論を終わります。

○議長（緒方誠也） 次に、議第31号及び議第41号について野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

私は、議第31号について反対討論をいたします。

これは介護保険条例の一部を改正するものですが、委員長報告と一般質問でも明らかになったように、この制度の最大の問題点は、介護にかかわる費用の国の負担分を50%から25%に減らし、ふえた費用の半分を国民に押しつけることです。保険者である各自治体は、この制度を維持するために、やむを得ず保険料を上げないと制度が維持できない仕組みになっています。

最大の改善は、国が制度を変えることです。

同時に、各自治体は事業主体であり、国が示した範囲内においてあらゆる工夫を行い、特に低所得者への手だてが必要と思います。

今回の条例改正は、昨年7月、前の市長のときに介護保険運営委員会に諮問され、それが本年2月22日に答申になり、この議会に提案されているものです。

今回の条例改正案は幾つかの配慮もありますが、もっとたくさん工夫があってよかったと判断しています。

例えば、第2段階と7段階では所得の差は6倍あるのに、保険料の差は3倍でしかありません。所得に応じた保険料の設定にすることが所得の再分配機能を果たすのではないのでしょうか。また、厚生労働省は、所得に応じてたくさんの保険料段階の設定を行ってよいとっております。

改正案は、7段階ですが、福岡市が8段階にするなど、もっとたくさんの段階を設定している自治体もあります。

このように自治体で行ってよい工夫が十分されているとは言えないということから、この議案については反対であります。

また、議第41号平成18年度水俣市介護保険特別会計予算についても、反対の理由は先ほど介護保険条例のところでも述べたとおりであります。この条例に基づいて予算が組まれておりますので、反対であります。

以上で終わります。

○議長（緒方誠也） 次に、議第46号について中村幸治議員。

○中村幸治君 議第46号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、私は反対の立場から討論をいたします。

今までに議員定数については、たしか過去3回の改正が行われています。

近年議員定数が問題にされている背景には、1つは、国、地方における財政問題、2つ目は、人口減少問題、3つ目は、市民感情などではないのでしょうか。確かにこれらの問題を考えると、私も議員を削減することにやぶさかではありません。

では、現在水俣には何名の議員が必要なのでしょうか。

地方自治法の第91条では、水俣市の議員定数は26名ですが、現行22名になっています。議員定

数を決めるときは、人口、地形や面積、経費、民意、議員の課題、他市の例などで判断する必要があります。

まず、議員にかかる経費ですが、今まで水俣市議会として行財政改革の中で政務調査費等の削減を行ってきました。確かに議員1人減らせば600万円強の予算をほかへ回すことができるかもしれませんが、議員が減り過ぎることになりますと、議会制民主主義の弱体化につながるおそれがあります。

次に、議会運営に必要な常任委員会の構成についてですが、私は、議長は議会の公正な運営に携わる重要な職務を有するので、常任委員会には所属しない方がいいという考えを持っています。また、常任委員会の数は現在の3委員会、構成メンバーは6ないし7名が妥当な数字と思います。もし、常任委員会及び構成メンバーの数を減らすと、それだけ1委員会当たりの所管事項がふえ、委員の負担が大きくなり、常任委員会制本来の専門的審議の建前を失わせることになるのではないのでしょうか。

次に、民意についてですが、住民の声を聞き民意を反映するには、私たち議員は日ごろから議員活動に努力をしなければいけません。住民1人に1人の議員ではなく、多くの議員が対応することによってより多くの考え方を住民に伝えることができます。

現在は、インターネットなどいろんな情報伝達的手段はあります。しかし、基本的には、直接会って住民の意見を聞き、それを市政に反映するためには、議員の数は多い方がいいと思います。議員の仕事の1つとして、地域のいろいろな問題を役所へお願いすることがあります。現在はこれも議員の仕事としてウエートを占めているのではないのでしょうか。水俣市は、平成18年度から自治会制度がスタートします。このような地域の問題は、市役所等の受付の段階で、議員からの申し出は受けつけず、自治会長などでないと受理をしないという、そういうシステムに変えるなど、いろいろなことを改革して、今後は議員定数を考えていくべきではないのでしょうか。

私は、議員削減の問題を昨年12月に自分の議会報告で約2,000世帯に、議員定数20名の考え方を記事にして発信しました。これについて反論はいまだにありませんので、私の考え方に賛同してもらったものと思っています。

以上のことから、議員定数18名について賛成できませんので、反対の態度を表明し討論を終わります。

○議長（緒方誠也） 次に、同じく議第46号について吉田正和議員。

○吉田正和君 議第46号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論を行います。

市会議員の定数が多過ぎるという世論があります。私も全く同感です。議員定数を減らすと、次のようなメリットがあります。親戚が多くいるというだけで議員に当選することが難しくなっ

てきます。候補者必ずしも近所に住んでいるとは限らなくなるので、近所に住んでいるというだけでその候補者に投票するという悪習が絶たれます。つまり、地縁、血縁だけでは当選しにくくなるということです。そうすると、必然的に選挙が政策型に移行していきます。地縁、血縁は議員の能力イコール政策とは全く関係がないので、水俣の政治をよくするためには、議員は能力イコール政策で選ばれなければなりません。政治は、地縁、血縁、イメージ、人のうわさ、恫喝、人格、人徳、長幼の序、性格、しがらみ、金権でなすべきものではなく、市民を幸福にする具体的政策でなすべきものだからです。

ところで、議員定数削減に対しては、民意が反映できなくなるという批判がありますが、この批判は当たりません。世界で最も少数意見が尊重されるアメリカでさえ、水俣と同規模の町ならば、議員定数はわずか5名程度のところが多いのです。ということは、半分に減らしてもしっかりと民意は反映できるということです。つまり、民意を反映できるかどうかは、議員の数の問題ではなく、議員のやる気の問題ということになります。

また、委員会が構成できなくなるという批判も当たりません。現に福島県矢祭町では定数をほぼ半減し、10名の議員で全く問題なく委員会を構成しています。

ちなみに、副次的効果として経費が浮きます。福島県矢祭町では定数をほぼ半減させ、3,000万円浮かせました。同町は、企業誘致にも力を入れ、人口わずか7,000人の町で新たに3,000人の雇用を生み出し、税収も5億円アップを見込んでいます。水俣市議の議員報酬は矢祭町議より高いので、水俣市議を半減させた場合、毎年8,000万円の経費が浮きます。これを徹底して企業誘致に充ててみてはどうでしょうか。企業誘致は難しいとしばしば言われますが、矢祭町のような人口わずか7,000人の町でさえも、工夫してしっかりと成功に導いているわけです。ならば、水俣も2名削減などというような小手先の削減ではなく、抜本的に削減して、浮いた経費を徹底して企業誘致に回してみてもどうでしょうか。

さらに申し上げれば、浮いた経費をあるいは産廃最終処分場建設の阻止費用、例えば県の環境アセスとは別個の市独自の環境影響調査、あるいはそれに基づく裁判闘争費用、また環境を保全する種々の条例の制定にかかる費用などに徹底して充当してみるのもあしの一つと思われる。

私個人は、かねてより定数半減を主張してまいりましたが、この際、4減案に賛成するものがあります。

以上です。

○議長（緒方誠也） 次に、同じく議第46号について野中重男議員。

○野中重男君 日本共産党の野中重男です。

議第46号について反対討論をいたします。

この条例案は、現在22人の市議会議員の定数を4人減らすというものです。

私たちは、議員定数は多ければ多いほどよいという単純な立場に立つものではありません。芦北町は今選挙をやっておりますが、人口2万4,000人で定数は22人で選挙をしております。水俣市は約3万人ですが、18にするというものであります。

議会には一人会派の議員の方が多くおられますが、それは市民の中に多様な意見があるということの反映ではないでしょうか。市民の多様な意見を政治に確実に反映する、それが議員の役割だと思います。民意を正確に反映しない議員と議会は有権者の厳しい審判を受けることになると思います。今、議会に対し市民の皆さんから不信任のようなことが突きつけられているのでしょうか。

また、議員が市民の皆さんの負託にこたえて仕事をしていないとしたら、その議員は選挙で有権者の審判を受けることになるのではないのでしょうか。

一部には財政の点から議員数は減らしてもよいという声があります。財政の点から議論するとすれば、議員の報酬を減らしても議員定数は維持すべきだというふうに思います。

また、今の討論の中で、少数意見が尊重されるアメリカは、3万人規模だと5人くらいというふうに言われました。台風被害で最近目にしておりますニューオーリンズの復興、少数者、あるいは貧困層、この辺の復興が取り残されている、まさに強者の論理が通っているのがアメリカ社会ではないでしょうか。欧州は、まさに多数の議員をつくりながら、議員報酬を減らして民意をいかに政治に反映するかという取り組みをしております。

そういう意味でも民主主義をいかに徹底するかが議会の役割であり、議員の役割であるというふうに考えています。

よってこの案には反対であります。

○議長（緒方誠也） 次に、同じく議第46号について真野頼隆議員。

○真野頼隆君 議第46号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について、賛成討論をいたします。

提案理由は、住民の意向、人口の減少及び他市の状況にかんがみ、議員の定数を4減するものであります。

昨今の厳しい財政事情、少子化、リストラなどによる人口の減少、行財政改革などマイナス要因となる社会情勢を考えるならば、議員定数の削減は市民感情からしても妥当であると判断いたします。

一方で減少すれば、民意が反映できないとの意見もありますが、これだけ情報通信網が発達している現状では、それも十分に補えるものと思います。

確かに、今、水俣は多くのさまざまな問題を抱えております。その中で私たちは議員として市民に説明責任を果たし、市民の負託に答えられるよう一人一人の活動能力を高め、議会の活性化

を図ることが肝要であります。

以上のような理由から、4減の18名でも十分議会活動はやっていけるものと考え、よってこの議案には賛成であります。

以上です。

○議長（緒方誠也） 次に、陳第1号について淵上道昭議員。

○淵上道昭君 陳第1号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情について、反対の立場で討論をいたします。

御承知のように、政府は地方が決定すべきことは地方みずから決定する地方自治本来の姿を実現するため、構造改革の1つとして三位一体改革を推進しています。

平成18年度で第1期が終わる三位一体改革は、県、本市の歳入財政に極めて厳しい打撃を与えています。政府の行政改革推進事務局は、3月16日、今後5年間で国家公務員の5%以上純減を雇用不安なく実現するため、新規採用を抑制して、配置転換を進め、希望者には民間企業への移籍も可能とするセーフティーネット案をまとめています。また、官から民へ、民間ができることは民間に開放していくことは、今時代が求めていることであり、国も地方も積極的に取り組んでいるのが現状です。また、公共サービスの民間開放は、経営的発想を官に与えるためにも今後も強く推進する必要があります。800兆にも迫る巨額の借金は、コスト意識や経営感覚が欠けていた中、小さな政府での改革が国民の繁栄に生かされると私は思います。

以上で反対の立場での討論を終わります。

○議長（緒方誠也） 以上で通告による討論は終わりました。

これで討論を終わります。

しばらく休憩します。

午前11時58分 休憩

---

午前11時59分 開議

○議長（緒方誠也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから採決します。

議第1号水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第2号水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（緒方誠也君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第3号水俣市国民保護協議会条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（緒方誠也君） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第4号水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定についてから、議第30号水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまで、26件を一括して採決します。

本26件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本26件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本26件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第31号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(緒方誠也君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(緒方誠也君) 議第32号水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第40号平成18年度水俣市老人保健特別会計予算まで、9件を一括して採決します。

本9件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本9件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本9件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(緒方誠也君) 議第41号平成18年度水俣市介護保険特別会計予算を採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(緒方誠也君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(緒方誠也君) 議第42号平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算から、議第62号指定管理者の指定についてまで、15件を一括して採決します。

本15件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

本15件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本15件は、いずれも委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(緒方誠也君) 議第46号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを

採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(緒方誠也君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり可決しました。

---

○議長(緒方誠也君) 議第47号水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、議第46号が可決されましたので、議決不要とします。

---

○議長(緒方誠也君) 陳第1号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(緒方誠也君) 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長(緒方誠也君) 陳第2号出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） 陳第1号水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情について申し上げます。

本件は、議第46号が可決されましたので、不採択とみなします。

---

日程第61 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務文教委員会

1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

1 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

廃棄物最終処分場問題特別委員会

1 陳第3号 湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について

○議長（緒方誠也君） 日程第61、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会、議会運営委員会及び廃棄物最終処分場問題特別委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。お諮りします。

各常任委員会、議会運営委員会及び廃棄物最終処分場問題特別委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

### 閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年3月17日

総務文教常任委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様

記

事件の番号	件名	理由
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年3月17日

厚生常任委員長 中山 徹

水俣市議会議長 緒方誠也様

記

事件の番号	件名	理由
	環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年3月17日

産業建設常任委員長 田中 功

水俣市議会議長 緒方誠也様

記

事件の番号	件名	理由
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年3月16日

議会運営委員長 松本 和幸

水俣市議会議長 緒方誠也様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成18年3月20日

廃棄物最終処分場問題特別委員長 松本和幸

水俣市議会議長 緒方誠也 様

記

事件の番号	件名	理由
陳第3号	湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について	慎重審査を要するため

(総務企画部長兼産業建設部長 森近君退場)

日程第62 議第63号 助役の選任について

日程第63 議第64号 教育委員会委員の任命について

日程第64 議第65号 水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第65 意見第1号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書について

日程第66 意見第2号 出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書について

○議長(緒方誠也君) 日程第62、議第63号助役の選任についてから、日程第66、意見第2号出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書についてまで、5件を一括して議題とします。

議第63号

助役の選任について

本市の助役に次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第162条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成18年3月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市大迫622番地

氏 名 森 近

生年月日 昭和26年1月10日

(提案理由)

本市の助役について、本案のように選任しようとするものである。

議第64号

教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第4条第1項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成18年3月24日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市古賀町2丁目1番10号

氏 名 大淵 洋

生年月日 昭和23年4月2日

(提案理由)

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

---

### 議第65号

水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年3月24日

提出者議員	松	本	和	幸
"	中	村	幸	治
"	野	中	重	男
"	本	井	道	弘
"	竹	下	武	義
"	千	々	岩	巧
"	松	本	満	良

水俣市議会議長 緒方誠也様

(別紙)

水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。  
第4条第3項を削る。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(提案理由)

本市の経済情勢にかんがみ、閉会中の会議に出席した議員に支給している費用弁償を廃止するため、本案のように制定しようとするものである。

---

### 意見第1号

公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書について  
上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年3月24日

提出者議員	清	水	晶	夫
"	藤	本	寿	子
"	千	々	岩	巧
"	松	本	満	良

水俣市議会議長 緒方誠也様

(別紙)

#### 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書

政府は、「小さな政府」を口実に、公共サービスの民間開放と公務員の純減を進めています。しかし、建築確認の民間開放が耐震強度偽装事件を招いたと指摘されるように、国民の安全や暮らしに直結する業務の民間開放には慎重な対応が求められます。

政府が導入を急いでいる市場化テスト(官民競争入札)は、民間の要望によって国と地方のあらゆる業務を対象とする制度であり、住民の暮らしや安全に対する国や自治体の責任が果たせず、行政サービスが企業のもうけの場にされる懸念があります。

また、公務員の純減は、国の行政や自治体においても住民に直接サービスを提供する分野や出先機関がターゲットとされており、公共サービスの質と量における地域間格差が広がりがねません。

不安定雇用や低所得者層の増大、地域間の格差があらゆる面で拡大するなど、格差社会が急テンポで広がっているもとでは、雇用や安全、社会保障などでの国の役割発揮が重要であり、地方切り捨て、民間開放による「小さな政府」では国民の安心・安全が損なわれることになります。行政の効率化によって、住民の利便性や権利保障の後退を招くことがあってはなりません。

よって国におかれては、真の地方分権を確立する自治体財政の確保を含め、国民生活のナショナルミニマムに対する国の責任を果たすため、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

#### 記

- 1 暮らしや安全にかかわる国や自治体の責任を全うするため、市場化テストを初めとする公共サービスの民間開放を安易に行わないこと。
  - 2 画一的な公務員の純減はやめ、公共サービスの改善や水準維持のため、必要な要員を確保すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月24日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様  
総務大臣 竹 中 平 蔵 様  
財務大臣 谷 垣 禎 一 様  
行政担当大臣 中 馬 弘 毅 様

#### 意見第2号

##### 出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成18年3月24日

提出者議員	真 野 頼 隆
"	清 水 晶 夫
"	藤 本 寿 子
"	淵 上 道 昭
"	大 川 久 洋
"	竹 下 武 義
"	千 々 岩 巧
"	松 本 満 良

水俣市議会議長 緒 方 誠 也 様  
(別紙)

##### 出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書

平成16年の個人破産申し立て件数は、平成15年の24万2,357人より多少の減少をしましたが、それでも21万1,402人に及んでいます。潜在的な破産予備軍と言われる人に至っては、100万人とも200万人とも言われています。

また、平成16年中、7,947人の人々が経済的な理由で自殺しています。この数字は、平成2年の1,272人と比較すると実に約625%の増加となります。

これらの破産、自殺の直接の原因となっていると考えられている多重債務問題の最大の要因は、貸金業者の高金利による過剰融資であることは明らかであり、預金金利が年0.001%、公定歩合が年0.1%という超低金利状況の中、利息制限法の最高制限金利である年20%や、出資法の年29.2%という上限金利は大変な高利であり、明らかに市場において合理性を欠くものです。

さらに、出資法の特例規定により年54.75%という超高金利を取得することが許されている日賦貸金業者(日掛け金融)による被害も全国的に多発しています。また、電話加入権も実質的な財産的価値を失っており、電話担保金融の特例を認める必要性もありません。

よって国及び国会におかれては、国民生活における不安を解消し、その安定を実現するため、早急に下記4項目が

実現されますよう強く要望いたします。

記

- 1 利息制限法の制限利率を市場金利に見合った利率まで引き下げること。
- 2 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 3 貸金業の規制等に関する法律43条のみなし弁済規定を廃止すること。
- 4 日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月24日

水 俣 市 議 会

内閣総理大臣	小泉純一郎	様
法務大臣	杉浦正健	様
金融担当大臣	与謝野馨	様
衆議院議長	河野洋平	様
参議院議長	扇千景	様

~~~~~

○議長（緒方誠也君） 順次提案理由の説明を求めます。

初めに、議第63号及び議第64号について、宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本日提案いたしました議案につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、議第63号助役の選任について申し上げます。

本市の助役が空席となっておりますので、森近氏を選任いたしたく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、昭和49年10月1日、水俣市職員に採用後、総務企画部財政課長、総務課長、総合医療センター事務部長を経て、現在総務企画部長として現在に至っておられます。これまでの行政実務経験の豊かさに加え、人格、見識ともすぐれ、本市助役としてまことに適任であると存じます。

次に、議第64号教育委員会委員の任命について申し上げます。

本市教育委員会の宮本勝彬委員が平成17年11月21日をもって辞任されましたので、後任に大淵洋氏を任命したく御提案を申し上げます。

同氏は人格高潔で、教育、学術及び文化に関し識見にすぐれ、教育委員会委員として適任であると存じます。

以上、追加提案をいたしました各議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重に審議を賜り、速やかに御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（緒方誠也君） 次に、議第65号提出者代表松本和幸議員。

（松本和幸君登壇）

○松本和幸君 議第65号水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、提案理由を申し上げます。

本市の財政状況は、地方交付税や市税など歳入の減少により、極めて逼迫した状況に陥っております。

そこで、歳出の抑制のために、議員が閉会中に委員会等に出席した場合に支給される費用弁償について廃止しようとするものであります。

全会一致の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（緒方誠也君） 次に、意見第1号提出者代表清水晶夫議員。

（清水晶夫君登壇）

○清水晶夫君 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書について、案文を読み上げて提案理由にかえます。

公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書

政府は、「小さな政府」を口実に、公共サービスの民間開放と公務員の純減を進めています。しかし、建築確認の民間開放が耐震強度偽装事件を招いたと指摘されるように、国民の安全や暮らしに直結する業務の民間開放には慎重な対応が求められます。

政府が導入を急いでいる市場化テスト（官民競争入札）は、民間の要望によって国と地方のあらゆる業務を対象とする制度であり、住民の暮らしや安全に対する国や自治体の責任が果たせず、行政サービスが企業のもうけの場にされる懸念があります。

また、公務員の純減は、国の行政や自治体においても住民に直接サービスを提供する分野や出先機関がターゲットとされており、公共サービスの質と量における地域間格差が広がりかねません。

不安定雇用や低所得者層の増大、地域間の格差があらゆる面で拡大するなど、格差社会が急テンポで広がっているもとでは、雇用や安全、社会保障などでの国の役割発揮が重要であり、地方切り捨て、民間開放による「小さな政府」では国民の安心・安全が損なわれることとなります。行政の効率化によって、住民の利便性や権利保障の後退を招くことがあってはなりません。

よって国におかれては、真の地方分権を確立する自治体財政の確保を含め、国民生活のナショナルミニマムに対する国の責任を果たすため、下記の事項を実現されるよう強く要望します。

記

- 1 暮らしや安全にかかわる国や自治体の責任を全うするため、市場化テストを初めとする公共サービスの民間開放を安易に行わないこと。
- 2 画一的な公務員の純減はやめ、公共サービスの改善や水準維持のため、必要な要員を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月24日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 次に、意見第2号提出者代表真野頼隆議員。

（真野頼隆君登壇）

○真野頼隆君 案文を読み上げ提案理由にかえます。

出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書

平成16年の個人破産申し立て件数は、平成15年の24万2,357人より多少の減少をしましたが、それでも21万1,402人に及んでいます。潜在的な破産予備軍と言われる人に至っては、100万人とも200万人とも言われています。

また、平成16年中、7,947人の人々が経済的な理由で自殺しています。この数字は、平成2年の1,272人と比較すると実に約625%の増加となります。

これらの破産、自殺の直接の原因となっていると考えられている多重債務問題の最大の要因は、貸金業者の高金利による過剰融資であることは明らかであり、預金金利が年0.001%、公定歩合が年0.1%という超低金利状況の中、利息制限法の最高制限金利である年20%や、出資法の年29.2%という上限金利は大変な高利であり、明らかに市場において合理性を欠くものです。

さらに、出資法の特例規定により年54.75%という超高金利を取得することが許されている日賦貸金業者（日掛け金融）による被害も全国的に多発しています。また、電話加入権も実質的な財産的価値を失っており、電話担保金融の特例を認める必要性もありません。

よって国及び国会におかれては、国民生活における不安を解消し、その安定を実現するため、早急に下記4項目が実現されますよう強く要望いたします。

記

- 1 利息制限法の制限利率を市場金利に見合った利率まで引き下げること。
- 2 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げること。
- 3 貸金業の規制等に関する法律43条のみなし弁済規定を廃止すること。
- 4 日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年3月24日

水 俣 市 議 会

全会一致の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（緒方誠也君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長並びに提出者代表から提案理由の説明がありました議案5件について、質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本5件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本5件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本5件について討論はありませんか。

(「あり」「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 淵上道昭議員。

○淵上道昭君 意見第1号について述べます。

先ほどこれにつきましては反対討論を行いましたので、意見は同じでございます。

以上です。

○議長(緒方誠也君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第63号助役の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(緒方誠也君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

(総務企画部長兼産業建設部長 森 近君入場)

---

○議長(緒方誠也君) 議第64号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、これに同意することに決定しました。

---

○議長（緒方誠也君） 議第65号水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 意見第1号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので起立により採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（緒方誠也君） 起立多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 意見第2号出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（緒方誠也君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（緒方誠也君） 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了しました。

これで平成18年第1回水俣市議会定例会を閉会します。

午後0時22分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 緒方誠也

署名議員 中村幸治

署名議員 岩阪雅文

# 平成18年3月第1回水俣市議会定例会（3月3日～3月24日）

〔議案〕

| 番 号   | 件 名                               | 提案月日 | 付託委員会 | 結 末           | 備 考 |
|-------|-----------------------------------|------|-------|---------------|-----|
| 議第1号  | 水俣市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例の制定について  | 3月3日 | 産業建設  | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第2号  | 水俣市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について  | 3月3日 | 総務文教  | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第3号  | 水俣市国民保護協議会条例の制定について               | 3月3日 | 総務文教  | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第4号  | 水俣市厚生会館の設置等に関する条例の制定について          | 3月3日 | 厚 生   | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第5号  | 水俣市学童クラブの設置等に関する条例の制定について         | 3月3日 | 厚 生   | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第6号  | 水俣市立養護老人ホームの設置等に関する条例の制定について      | 3月3日 | 厚 生   | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第7号  | 水俣市ワークプラザの設置等に関する条例の制定について        | 3月3日 | 厚 生   | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第8号  | 水俣市立明水園の設置等に関する条例の制定について          | 3月3日 | 厚 生   | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第9号  | 水俣市障害者デイサービスセンターの設置等に関する条例の制定について | 3月3日 | 厚 生   | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第10号 | みなまた環境テクノセンターの設置等に関する条例の制定について    | 3月3日 | 産業建設  | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第11号 | 水俣市勤労青少年ホームの設置等に関する条例の制定について      | 3月3日 | 産業建設  | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第12号 | 水俣市湯の鶴温泉保健センターの設置等に関する条例の制定について   | 3月3日 | 産業建設  | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第13号 | みなまた観光物産館まつぼっくりの設置等に関する条例の制定について  | 3月3日 | 産業建設  | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第14号 | 水俣市地域農業担い手育成センターの設置等に関する条例の制定について | 3月3日 | 産業建設  | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第15号 | 水俣市久木野ふるさとセンターの設置等に関する条例の制定について   | 3月3日 | 産業建設  | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第16号 | 水俣市東部センターの設置等に関する条例の制定について        | 3月3日 | 産業建設  | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 議第17号 | 水俣市はげのき館の設置等に関する条例の制定について         | 3月3日 | 産業建設  | 3月24日<br>原案可決 |     |

|       |                                        |      |      |               |  |
|-------|----------------------------------------|------|------|---------------|--|
| 議第18号 | 水俣市海洋牧場の設置等に関する条例の制定について               | 3月3日 | 産業建設 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第19号 | 水俣市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について             | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第20号 | 水俣市情報公開等審査会条例の一部を改正する条例の制定について         | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第21号 | 水俣市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について           | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第22号 | 水俣市非常勤職員の報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について   | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第23号 | 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について    | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第24号 | 水俣市一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第25号 | 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第26号 | 水俣市旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について             | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第27号 | 水俣市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について         | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第28号 | 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について                | 3月3日 | 総務文教 | 3月6日<br>原案可決  |  |
| 議第29号 | 水俣市老人福祉センターの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 3月3日 | 厚生   | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第30号 | 水俣メモリアルの設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について     | 3月3日 | 厚生   | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第31号 | 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について             | 3月3日 | 厚生   | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第32号 | 水俣市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について             | 3月3日 | 産業建設 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第33号 | 水俣市漁業集落環境施設条例の一部を改正する条例の制定について         | 3月3日 | 産業建設 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第34号 | 水俣市公園の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について       | 3月3日 | 産業建設 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第35号 | 水俣市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について             | 3月3日 | 産業建設 | 3月24日<br>原案可決 |  |

|       |                                    |      |      |               |  |
|-------|------------------------------------|------|------|---------------|--|
| 議第36号 | 水俣市駅前広場の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 3月3日 | 産業建設 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第37号 | 水俣市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について         | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第38号 | 平成18年度水俣市一般会計予算                    | 3月3日 | 各委   | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第39号 | 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計予算            | 3月3日 | 厚生   | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第40号 | 平成18年度水俣市老人保健特別会計予算                | 3月3日 | 厚生   | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第41号 | 平成18年度水俣市介護保険特別会計予算                | 3月3日 | 厚生   | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第42号 | 平成18年度水俣市公共下水道事業特別会計予算             | 3月3日 | 産業建設 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第43号 | 平成18年度水俣市病院事業会計予算                  | 3月3日 | 厚生   | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第44号 | 平成18年度水俣市水道事業会計予算                  | 3月3日 | 産業建設 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第45号 | 平成17年度水俣市一般会計補正予算(第6号)             | 3月3日 | 各委   | 3月6日<br>原案可決  |  |
| 議第46号 | 平成17年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)     | 3月3日 | 厚生   | 3月6日<br>原案可決  |  |
| 議第47号 | 平成17年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第4号)         | 3月3日 | 厚生   | 3月6日<br>原案可決  |  |
| 議第48号 | 平成17年度水俣市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)      | 3月3日 | 産業建設 | 3月6日<br>原案可決  |  |
| 議第49号 | 平成17年度水俣市病院事業会計補正予算(第2号)           | 3月3日 | 厚生   | 3月6日<br>原案可決  |  |
| 議第50号 | 平成17年度水俣市水道事業会計補正予算(第3号)           | 3月3日 | 産業建設 | 3月6日<br>原案可決  |  |
| 議第51号 | 水俣市過疎地域自立促進計画(後期計画)の変更について         | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第52号 | 水俣芦北広域行政事務組合の共同処理する事務及び規約の一部変更について | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第53号 | 市道の路線認定について                        | 3月3日 | 産業建設 | 3月24日<br>原案可決 |  |
| 議第54号 | 指定管理者の指定について(水俣市立武道館)              | 3月3日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |  |

|       |                                          |       |      |               |          |
|-------|------------------------------------------|-------|------|---------------|----------|
| 議第55号 | 指定管理者の指定について（グリーンスポーツみなまた）               | 3月3日  | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |          |
| 議第56号 | 指定管理者の指定について（水俣市立蘇峰記念館）                  | 3月3日  | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |          |
| 議第57号 | 指定管理者の指定について（徳富蘇峰・蘆花生家）                  | 3月3日  | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |          |
| 議第58号 | 指定管理者の指定について（水俣市文化会館）                    | 3月3日  | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |          |
| 議第59号 | 水俣市部課設置条例の一部を改正する条例の制定について               | 3月16日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |          |
| 議第60号 | 水俣市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について                | 3月16日 | 産業建設 | 3月24日<br>原案可決 |          |
| 議第61号 | 工事請負契約の締結について（水俣市営白浜団地建替3号棟建築主体工事）       | 3月16日 | 産業建設 | 3月24日<br>原案可決 |          |
| 議第62号 | 指定管理者の指定について（水俣市立総合体育館外6件）               | 3月16日 | 総務文教 | 3月24日<br>原案可決 |          |
| 議第63号 | 助役の選任について（森 近君）                          | 3月24日 | 省 略  | 3月24日<br>同 意  |          |
| 議第64号 | 教育委員会委員の任命について（大淵洋君）                     | 3月24日 | 省 略  | 3月24日<br>同 意  |          |
| 議第65号 | 水俣市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 3月24日 | 省 略  | 3月24日<br>原案可決 | 議員<br>提案 |

〔前回から継続審査となっている陳情〕

|       |                              |                |              |               |          |
|-------|------------------------------|----------------|--------------|---------------|----------|
| 議第46号 | 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について | 平成17年<br>3月11日 | 議員定数<br>検討特別 | 3月24日<br>原案可決 | 議員<br>提案 |
| 議第47号 | 水俣市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について | 平成17年<br>3月11日 | 議員定数<br>検討特別 | 3月24日<br>議決不要 | 議員<br>提案 |

〔選 任〕

| 件 名                 | 選任月日 | 氏 名    |
|---------------------|------|--------|
| 常任委員の補欠選任について       | 3月3日 | 千々岩 巧君 |
| 議会運営委員の補欠選任について     | 3月3日 | 千々岩 巧君 |
| 高速交通対策特別委員の補欠選任について | 3月3日 | 千々岩 巧君 |

## 〔意見書〕

| 番 号   | 件 名                              | 提案月日  | 付託委員会 | 結 末           | 備 考 |
|-------|----------------------------------|-------|-------|---------------|-----|
| 意見第1号 | 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書について | 3月24日 | 省 略   | 3月24日<br>原案可決 |     |
| 意見第2号 | 出資法に定める上限金利の引き下げ等を求める意見書について     | 3月24日 | 省 略   | 3月24日<br>原案可決 |     |

## 〔継続調査〕

| 件 名                                | 提案月日  | 付託委員会 | 結 末           | 備 考 |
|------------------------------------|-------|-------|---------------|-----|
| 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について          | 3月24日 | 総務文教  | 3月24日<br>継続調査 |     |
| 環境、福祉、病院等に関する諸問題の調査について            | 3月24日 | 厚 生   | 3月24日<br>継続調査 |     |
| 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について | 3月24日 | 産業建設  | 3月24日<br>継続調査 |     |
| 議会運営等に関する諸問題の調査について                | 3月24日 | 議会運営  | 3月24日<br>継続調査 |     |
| 議会の情報公開に関する調査について                  |       |       |               |     |

## 〔陳 情〕

| 受理番号 | 件 名                                                                              | 代表者の住所<br>及び氏名             | 付託委員会 | 提案月日  | 結 末          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|-------|-------|--------------|
| 陳第1号 | 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情について                                         | 熊本市大江<br>6-1-38<br>鶴 田 英 克 | 総務文教  | 3月3日  | 3月24日<br>採 択 |
| 陳第2号 | 出資法の上限金利の引き下げ等「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書提出に関する陳情について | 熊本市大江<br>4-4-34<br>野 田 英 令 | 総務文教  | 3月16日 | 3月24日<br>採 択 |

〔前回から継続審査となっている陳情〕

| 受理番号 | 件名                         | 代表者の住所及び氏名               | 付託委員会                | 提案月日           | 結末              |
|------|----------------------------|--------------------------|----------------------|----------------|-----------------|
| 陳第1号 | 水俣市議会議員の現行定数の堅持を求める陳情について  | 水俣市桜井町<br>2-2-28<br>元村 永 | 議員定数<br>検討特別         | 平成17年<br>3月11日 | 3月24日<br>みなし不採択 |
| 陳第3号 | 湯出地区の自然環境の保全及び育成を求める陳情について | 水俣市湯出<br>1432-1<br>柏木 優  | 廃棄物最終<br>処分場問題<br>特別 | 11月28日         | 3月24日<br>継続審査   |